

豊後國山香郷の調査

資料編 1



大分県立歴史博物館

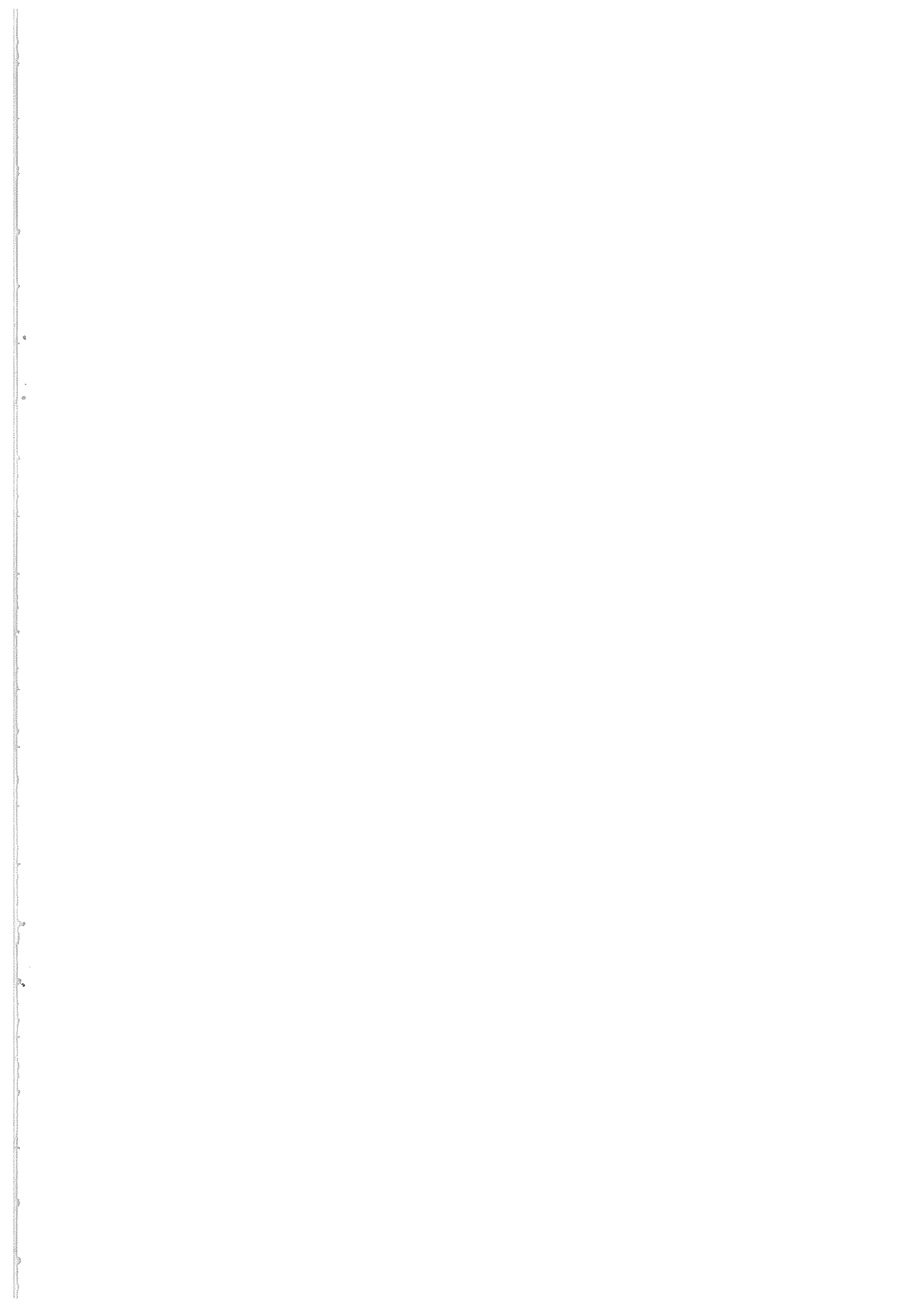
2013

平成二五年三月

豊後國山香郷の調査

資料編 1

大分県立歴史博物館



はじめに

本書は、平成二一年から大分県杵築市山香町を中心に実施しております国庫補助事業「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」の報告書資料編です。本調査の対象地である大分県杵築市山香町は、宇佐神宮の神宮寺であった弥勒寺の莊園・山香郷の故地です。

戦後六〇年あまりを経て、農業の機械化、生活様式や産業構造の変化、ムラから都市へという人口移動によって、日本のムラは変貌を遂げました。その中で、各地のムラには歴史を物語るものとして、古文書だけでなく、地名や水利、石造物や祭礼あるいは景観など、有形無形の遺産が残されています。本調査は、現在のムラに残された様々な歴史遺産を調査・記録し、現在から過去に遡及的にムラの歴史をたどり、その歴史的価値を明らかにするものです。

本報告書には、「山香郷域」に残る様々な歴史遺産のうち、山香郷を代表する埋蔵文化財の遺跡としての大原遺跡・大原古墳の遺物、そして山香郷のムラの概況と変遷を知ることができる記録類、ムラの姿を視覚的に知ることができる絵図・写真資料などを掲載いたしました。変貌著しい我が国のムラを見つめ直す時、本調査がその契機となれば、幸いであります。最後になりましたが、これまで調査を御指導いただいた調査委員と調査員の先生方、そして調査に御協力を賜りました杵築市・杵築市教育委員会と地元の方々に厚くお礼申し上げます。

平成二五年三月

大分県立歴史博物館

館長 河野 光

例言

1 本報告書は、平成二一年度から六ヶ年計画で実施している国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県杵築市山香町）の報告書資料編である。本調査は、豊後高田市田染地区（昭和五十六年度～昭和六一年度）、同市都甲地区（昭和六二年度～平成四年度）、同市香々地地区（平成五年度～一〇年度）、国東市安岐町（平成一一年度～平成一五年度）、国東市国東町（平成一六年度～二〇年度）に続く、第六次調査となるものである。

2 調査地区の大分県杵築市山香町は、宇佐神宮の神宮寺であった弥勒寺の莊園の故地である。宇佐神宮と深いつながりを有する六郷山寺院のさまざまな歴史資料にめぐまれ、莊園村落遺跡が残されている。また、速見郡日出町大字南端も、山香郷域に属することが確認され、今回の調査対象地とした。

3 本報告書の執筆は以下のように分担し、各章の解題については、文末に執筆者名を記した。なお、各章に収載した資料に関しては、標記等が各々異なるため、章ごとに凡例を示している。

I 考古資料	綿貫俊一
II 近世資料	平川 毅
III 近代資料	櫻井成昭
IV 絵図・写真資料	櫻井成昭
V 地名資料	櫻井成昭

付図

櫻井成昭

4 本報告書の編集は綿貫俊一と櫻井成昭が担当した。

5 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・利行榎美の協力を得た。

6 調査にあたっては、杵築市山香町の方々をはじめ、多くの方々に御協力をいただいた。特に、本報告書の作成においては、以下の関係各位に便宜を図っていただいた（敬称略・順不同）。

東京大学史料編纂所・大分県公文書館・大分県立図書館・大分県立先哲史料館・杵築市役所・杵築市教育委員会・日出町役場・日出町教育委員会・楠溜池土地改良区・長東孝憲・矢野東鉄雄・成清和子・甲斐鈴雄・村上深幸・豊田泰彦

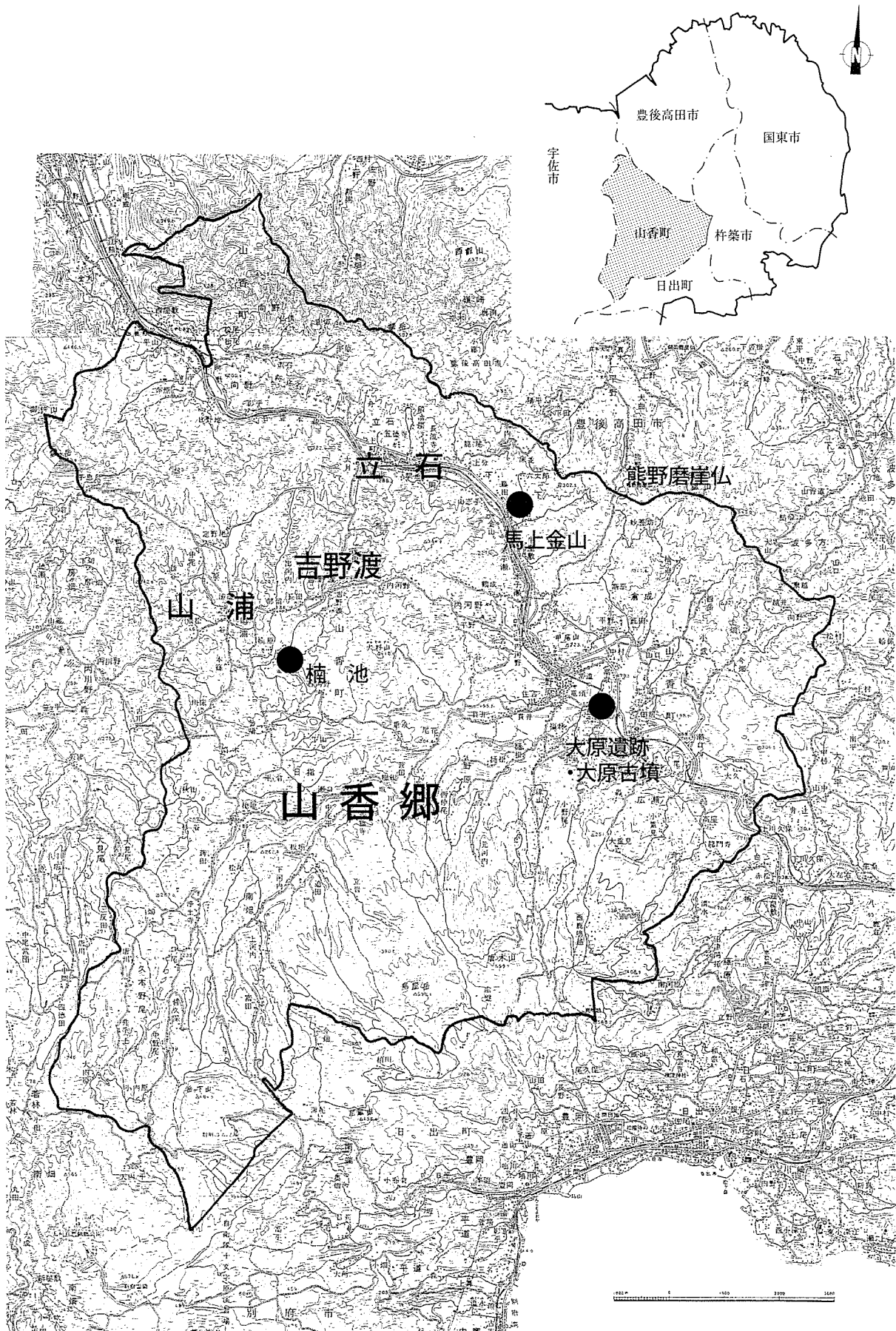


図1 調査地位置図

目次

I 考古資料

II 近世資料

III 近代資料

IV 絵図・写真資料

V 地名資料

.....

.....

.....

.....

.....

9

61

81

141

161

付図

A | 1 立石地区灌漑体系図

A | 2 向野地区灌漑体系図

A | 3 速見郡山口村地引絵図

A | 4 速見郡米子瀬村地引絵図

A | 5 速見郡立石村全村図

図版目次

図1	調査地位置図	3
図2	大原遺跡・大原古墳の位置と周辺の遺跡	10
図3	大原遺跡・大原古墳周辺の一九四八年段階の土地利用概況図	14
図4	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(1)	19
図5	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(2)	20
図6	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(3)	21
図7	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(4)	22
図8	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(5)	23
図9	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(6)	24
図10	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(7)	25
図11	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(8)	26
図12	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(9)	27
図13	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(10)	28
図14	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(11)	29
図15	大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(12)	30

表目次

表1	大原遺跡・大原古墳に関する年表	16
表2	大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表1	17
表3	大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表2	18

写真目次

写真1	大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真	31
写真2	大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真	32
写真3	大原遺跡・大原古墳遠景写真1	33
写真4	大原遺跡・大原古墳遠景写真2	33
写真5	土師器 小皿(番号1)	34
写真6	土師器 小皿(番号2)	34
写真7	土師器 小皿(番号3)	34
写真8	瓦器 甕(番号4)	34
写真9	備前焼 播鉢(番号5)	34
写真10	土師質 土錘(番号6)	34
写真11	須恵器 坏蓋(番号7)	34
写真12	須恵器 坏蓋(番号8)	34
写真13	須恵器 坏(番号9)	34
写真14	須恵器 坏(番号10)	34
写真15	須恵器 坏(番号11)	35
写真16	須恵器 碗(番号12)	35
写真17	須恵器 提瓶(番号13)	35
写真18	須恵器 甕(番号14)	35
写真19	須恵器 甕(番号15)	35
写真20	須恵器 甕(番号16)	35
写真21	須恵器 甕(番号17)	35
写真22	須恵器 坏蓋(番号18)	35
写真23	須恵器 坏蓋(番号19)	36
写真24	須恵器 坏蓋(番号20)	36
写真25	須恵器 坏(番号21)	36
写真26	須恵器 坏(番号22)	36
写真27	須恵器 高杯(番号23)	36
写真28	須恵器 高杯(番号23)	36
写真29	須恵器 高杯(番号23・脚部内面)	36
写真30	須恵器 高杯(番号24)	37
写真31	須恵器 高杯(番号24)	37
写真32	須恵器 高杯(番号24・脚部内面)	37
写真33	須恵器 高杯(番号25)	37
写真34	須恵器 高杯(番号25・脚部内面)	37
写真35	須恵器 高杯(番号25・趾と脚部接合)	37
写真36	須恵器 高杯(番号26)	38
写真37	須恵器 高杯(番号26)	38
写真38	須恵器 高杯(番号26)	38
写真39	須恵器 高杯(番号27)	38
写真40	須恵器 高杯(番号27)	38
写真41	須恵器 高杯(番号27・脚部内面)	38
写真42	須恵器 提瓶(番号28)	39
写真43	須恵器 提瓶(番号28・側面)	39
写真44	須恵器 提瓶(番号28・側面)	39
写真45	須恵器 甕(番号29)	39
写真46	須恵器 甕(番号29・側面)	39
写真47	須恵器 甕(番号29・側面)	39
写真48	円筒埴輪(番号30・外面)	40

表4 木下伊賀守領絵図に記載された村高など

143

写真49	円筒埴輪 (番号30・外面)※5段目の外面	40	写真77	円筒埴輪 (番号38・外面)※2段目の外面	44	写真105	弥生土器 壺 (番号54)	50
写真50	円筒埴輪 (番号30・外面)※3・4段目の外面	40	写真78	円筒埴輪 (番号38・外面)※1段目の外面	44	写真106	弥生土器 壺 (番号55)	50
写真51	円筒埴輪 (番号30・外面)※1・2段目の外面	40	写真79	円筒埴輪 (番号41・外面)	44	写真107	弥生土器 壺 (番号56)	50
写真52	円筒埴輪 (番号30・外面)※内面のスカシ	40	写真80	円筒埴輪 (番号41・内面)	44	写真108	弥生土器 壺 (番号57)	50
写真53	円筒埴輪 (番号31・外面)	41	写真81	円筒埴輪 (番号42・外面)	45	写真109	弥生土器 壺 (番号58)	50
写真54	円筒埴輪 (番号31・外面)	41	写真82	円筒埴輪 (番号42・内面)	45	写真110	弥生土器 壺 (番号58)	50
写真55	円筒埴輪 (番号31・内面)	41	写真83	円筒埴輪 (番号43・外面)※5段目の外面	45	写真111	弥生土器 甕 (番号59・外面)	51
写真56	円筒埴輪 (番号32・外面)	41	写真84	円筒埴輪 (番号43・内面)※5段目の内面	45	写真112	弥生土器 甕 (番号59・内面)	51
写真57	円筒埴輪 (番号32・5段目外面)	41	写真85	円筒埴輪 (番号44・外面)	46	写真113	弥生土器 甕 (番号60・外面)	51
写真58	円筒埴輪 (番号32・3段目外面)	41	写真86	円筒埴輪 (番号44・内面)	46	写真114	弥生土器 甕 (番号60・内面)	51
写真59	円筒埴輪 (番号32・1段目外面)	41	写真87	円筒埴輪 (番号45・外面)	46	写真115	弥生土器 甕 (番号61・外面)	51
写真60	円筒埴輪 (番号33・外面)	42	写真88	円筒埴輪 (番号45・内面)	46	写真116	弥生土器 甕 (番号61・内面)	51
写真61	円筒埴輪 (番号33・外面)	42	写真89	円筒埴輪 (番号46・外面)	46	写真117	弥生土器 甕 (番号62・外面)	51
写真62	円筒埴輪 (番号33・内面)	42	写真90	円筒埴輪 (番号46・内面)	46	写真118	弥生土器 甕 (番号62・内面)	51
写真63	円筒埴輪 (番号34・外面)	42	写真91	円筒埴輪 (番号47・外面)※1段目の外面	47	写真119	弥生土器 甕 (番号63・外面)	52
写真64	円筒埴輪 (番号34・内面)	42	写真92	円筒埴輪 (番号47・内面)※1段目の内面	47	写真120	弥生土器 甕 (番号63・内面)	52
写真65	円筒埴輪 (番号35・外面)	42	写真93	円筒埴輪 (番号48・外面)※1段目の外面	47	写真121	弥生土器 甕 (番号64・外面)	52
写真66	円筒埴輪 (番号35・内面)	42	写真94	円筒埴輪 (番号48・内面)※1段目の内面	47	写真122	弥生土器 甕 (番号64・内面)	52
写真67	円筒埴輪 (番号36・外面)	43	写真95	円筒埴輪 (番号49・外面)	48	写真123	弥生土器 甕 (番号65・外面)	52
写真68	円筒埴輪 (番号36・内面)	43	写真96	円筒埴輪 (番号49・内面)	48	写真124	弥生土器 甕 (番号65・内面)	52
写真69	円筒埴輪 (番号37・外面)	43	写真97	円筒埴輪 (番号50・外面)	48	写真125	弥生土器 甕 (番号66・外面)	53
写真70	円筒埴輪 (番号37・内面)	43	写真98	円筒埴輪 (番号50・内面)	48	写真126	弥生土器 甕 (番号66・内面)	53
写真71	円筒埴輪 (番号39・外面)	43	写真99	円筒埴輪 (番号51・外面)	49	写真127	弥生土器 甕 (番号67・外面)	53
写真72	円筒埴輪 (番号39・内面)	43	写真100	円筒埴輪 (番号51・内面)	49	写真128	弥生土器 甕 (番号67・内面)	53
写真73	円筒埴輪 (番号40・外面)	43	写真101	家形埴輪 (番号52・外面)	49	写真129	弥生土器 甕 (番号68・外面)	53
写真74	円筒埴輪 (番号40・内面)	43	写真102	家形埴輪 (番号52・内面)	49	写真130	弥生土器 甕 (番号68・内面)	53
写真75	円筒埴輪 (番号38)	44	写真103	家形埴輪 (番号53・外面)	49	写真131	弥生土器 甕 (番号69・外面)	54
写真76	円筒埴輪 (番号38・外面)※5段目の外面	44	写真104	家形埴輪 (番号53・内面)	49	写真132	弥生土器 甕 (番号69・内面)	54

写真 160	写真 159	写真 158	写真 157	写真 156	写真 155	写真 154	写真 153	写真 152	写真 151	写真 150	写真 149	写真 148	写真 147	写真 146	写真 145	写真 144	写真 143	写真 142	写真 141	写真 140	写真 139	写真 138	写真 137	写真 136	写真 135	写真 134	写真 133
絵図中の耕地と山	凡例部分	六太郎村地引絵図	絵図中の記載	南畑村周辺	豊前国境付近	日出城周辺	木下伊賀守領絵図	凡例	楠池の石碑	楠池と石碑	川崎図跡考	山香郷図跡考	石器および石製品	円筒埴輪 参考資料	須恵器 提瓶 (番号77) B面	須恵器 提瓶 (番号77) A面	須恵器 坏蓋 (番号77)	須恵器 坏蓋 (番号77)	石斧 (番号75)	石斧 (番号75)	凹石 (B面) (番号74)	凹石 (A面) (番号74)	弥生土器 甕 (番号73)	弥生土器 甕 (番号72)	弥生土器 甕 (番号71)	弥生土器 甕 (番号70・内面)	弥生土器 甕 (番号70・外面)
152	152	151	150	150	149	149	147	144	138	138	65	64	59	58	58	57	57	56	56	56	56	56	56	56	55	55	

写真 176	写真 175	写真 174	写真 173	写真 172	写真 171	写真 170	写真 169	写真 168	写真 167	写真 166	写真 165	写真 164	写真 163	写真 162	写真 161
山浦新旧字番号対照表	立石駅の風景	立石川と井堰	立石方面をのぞむ	馬上金山の社宅	馬上神社	馬上金山精錬所	馬上金山第二堅坑槽	馬上金山第一坑から巻揚機室をのぞむ	馬上金山第二坑	馬上金山第一坑	馬上金山遠景 (大正10年)	馬上金山遠景	馬上金山全景	馬上金山全景	馬上金山刺繍屏風・左隻
162	160	160	159	159	158	158	157	157	156	156	155	155	153	153	



I 考古資料

本章では、旧山香郷中部の開発史を語る上で欠くことのできない大原遺跡・大原古墳出土の遺物（入江コレクション・大分県立歴史博物館蔵）について報告する。

調査にいたる経緯と調査体制

大原遺跡・大原古墳の調査にいたる経緯は、一九六〇年から始まる大分県立山香高等学校建設に伴う造成工事によって夥しい土器類が現れたことによる。大分県教育委員会はことの重要性に鑑み、一九六一年（昭和三十六年）の三月一日～三月五日までの五日間、大分県文化財専門委員であった賀川光夫（別府大学教授）と入江英親（大分県立杵築高校教諭）を担当者として調査を実施した。なお後述する賀川光夫の文章によれば旧山香在住の故岩尾松実が実質的な調査員となっている。また調査体制について大分県教育委員会は、当時の山香町の町長と教育長に協力要請を行い、共同調査と言う形をとったという。

一 遺跡の立地・環境

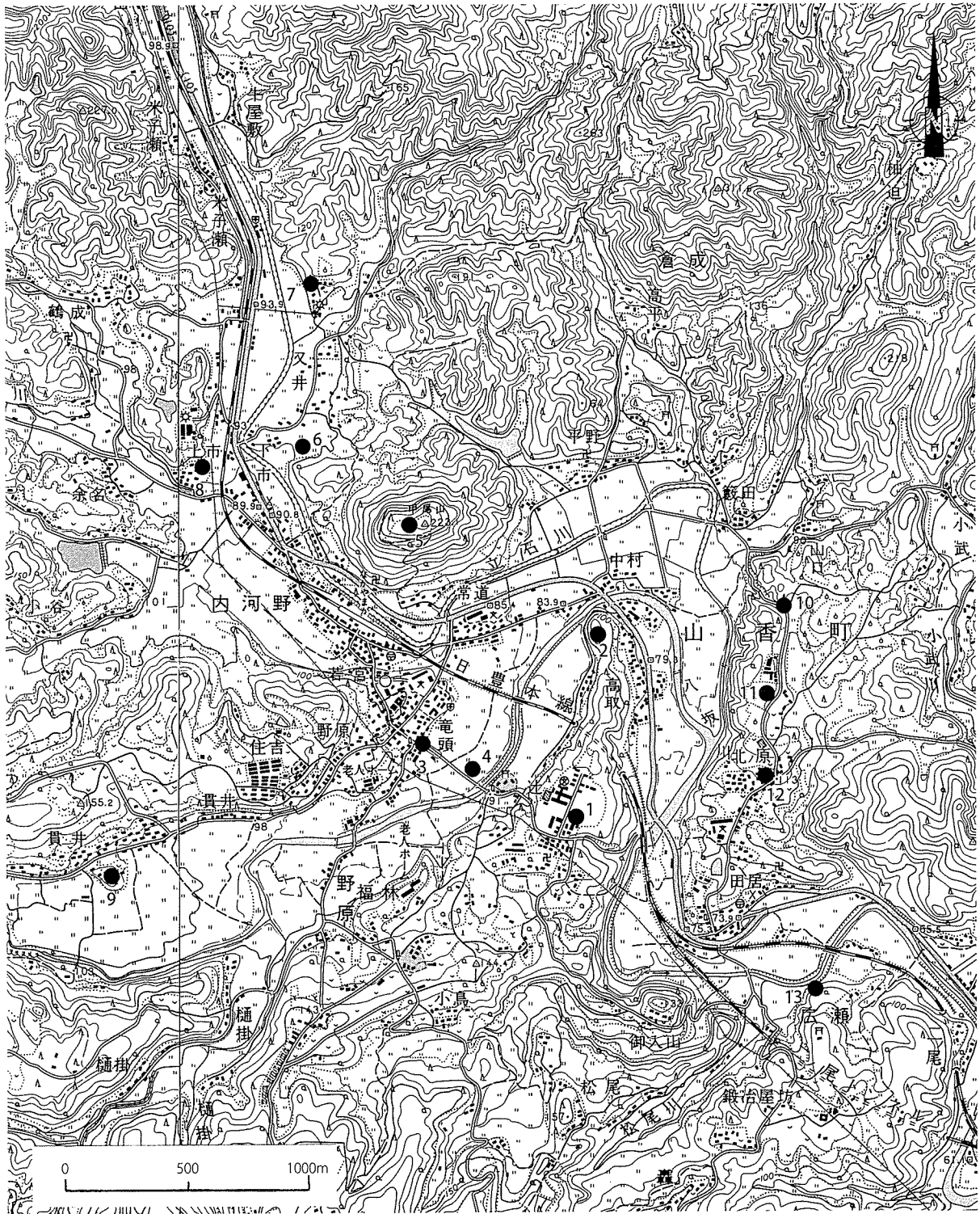
大原遺跡・大原古墳のある杵築市山香町は、大分県の北部地域にあつて、北と西部を宇佐市と豊後高田市、東を杵築市、南を速見郡日出町にそれぞれ接する。こうした周辺地域との境界は山々で囲まれている。いわば内陸の山間部という場所である。地理的には国東半島の基部周辺にあたる。このため東は国東半島に独特な切り立った地形が観察され、北は御許山などの緩やかな山々が連なり、南はスロープ状の溶岩台地を経て鹿鳴越山系にいたると言う地形的特徴がある。杵築市山香町には山々や台地が全域に広がっており、広大な平野は形成されていない。しかし、旧山香町の広い地域を流域とする八坂川系の本・支流によって開析された部分に小さな沖積盆地や小谷が形成されている。勾配の緩やかな小谷底には沖積面が形成されており、今日稲作用の水田が広がっている。

稲作の水田経営は弥生時代早期に北部九州に伝わり、米が他の穀類に比べて主食としての生産量にかかる優位性と安定性から瞬く間に縄文的生産システム（狩猟採集を主とする生業）から弥生的生産システム（農業を生活基盤とする体制）へ移行した。その結果、生産量の安定性がある一方で、場所によって生産量の違いを遠因とする富める個人・集団と、そうでない個人・集団という階級社会が現出したといわれて既に久しい。このような視点で山香地域を観察すると、今日最も広大な水田を有するとともに高い生産力を示すのが大字内河野の又井・大字野原の竜頭・貫井、大字倉成の中村、大字広瀬の高取の間に連続する水田地帯である。とりわけ竜頭付近は立石と日差から続く谷筋が合するところであり、古代・中世以来「官道」比定道などの古道が通るなど、交通の要衝でもあった。

こうした水田地帯を、西・北・東に臨むのが、大原遺跡・大原古墳が立地する台地・尾根である。今、この台地を大原台地と呼ぶことにするが、北方向へ延びながら狭小な尾根状となつて途切れる。この大原台地は唐木山北側のスロープ状の丘陵地帯から延びる台地であるが、西側の沖積地を南から八坂川が北流し、さらに台地の東側に回り込んで再び南流するという地理的特徴を示している。

大原台地は南北に細長い平坦地で、その範囲を北端（竜ヶ鼻（北緯33度26分・東経131度30分））から榎掛地区東側台地までを南端とすれば（北緯33度26分・東経131度29分）、南北約一六〇〇m、最大幅が約六〇〇mの規模を有する広大な台地である。大原遺跡・大原古墳はこの台地上の北半部に位置し、行政的には大分県杵築市山香町大字広瀬字大原（北緯33度26分・東経131度30分）付近に位置する。この地点は起伏が少なく、平坦な地形面で、現在の標高は約一一〇mである。台地西側の沖積地（八旗森八幡社前の道路）との高低差は約二〇mである。現状は大分県立山香農業高等学校の校舎・校庭として利用されている。

大原遺跡・大原古墳の立地する台地の北方の尾根部は「龍ヶ鼻」と呼ばれている。また大原遺跡・大原古墳のある台地の西側谷部の微高地は、その西北から延びる台地先端部が沈み込む場所を「龍頭」と呼ばれている。大原の台地を西方からみるとまさに龍がよこたわっている形状で、北端部を龍ヶ鼻と呼ぶにふさわしい地形である。龍といえば古代中国の風水が思い起こされるが、古代の終末期古



1 大原遺跡・大原古墳 2 竜ヶ鼻城跡 3 龍頭古墳 4 龍頭遺跡 5 甲尾山城址 6 又井遺跡
 7 金堂横穴墓群 8 上市遺跡 9 台古墳・志手氏館址 10 赤迫古墳 11 徳野遺跡 12 北の原遺跡 13 川原田岩陰

図2 大原遺跡・大原古墳の位置と周辺の遺跡

墳、都城、国衙、寺院が整備されるに際して、風水を重視した撰地が行われたことはよく知られている。その観点からすると龍頭も風水で言う気が満ちる地形である。さらに龍頭・野原付近を中心に地形を観察すると、北側に尾根や甲尾山（玄武）があり、南に川と水田・湿地（朱雀）、東に川（青龍）、西に古代官道とも推定される道（白虎）が位置している四神相応の地とみることができ。少なくとも龍頭遺跡にあったと推定される八世紀後半の寺院や六世紀代の古墳は、こうした背景から建立・造営がなされた可能性も視野に入れることができるかもしれない。

二 大原遺跡・大原古墳を取り巻く歴史環境

ここでは杵築市山香町の遺跡について概要を述べておきたい。

この地域は概ね三つの地形に区分できる。すなわち山香地域の北方から東方へ連なる国東の山系、南方では岳ヶ下山・唐木山・鹿鳴越から北側へ延びるスロープ地帯、中央部分の低丘陵・低山地帯に区分できる。大原遺跡の地域は三つの地形が接する部分で縄文時代から中世頃の遺跡が多い（図二）。まず大原遺跡の周辺では大原台地の北端にあたる尾根状部分に龍ヶ鼻城跡が位置する。この城跡は天正九（一五八一）年に長野因幡守が在城したという記録がある城で（小柳編二〇〇四）、主要幹線が交差したと思われる地点を臨む台地北端部に場所にある。大原遺跡の西側の沖積谷では龍頭遺跡があり、縄文時代後期のドングリ貯蔵穴約六〇基が見つかっている。そのほか、弥生時代中期の須玖式土器と下城式甕や奈良時代後半（八世紀後半）に位置づけられる須恵器と古瓦が出土している。とりわけ瓦の存在は付近に古代寺院が存在していたことを示している。また古墳時代の円墳と推定される竜頭古墳がこの龍頭遺跡の近くにあり、横穴式石室で、内部から六世紀後半と推定される提瓶、坏蓋が刀子とともに出土している。この他古墳時代の遺跡としては赤迫古墳があるが、時期不明である。このほか、古墳時代から飛鳥時代の幅で捉えられる墳墓には金堂横穴墓群がある。

志手氏居館と同じ場所に数基の台古墳がある。この古墳は石室を巨大な板石を立てて造った横穴式石室である。

山香地域の南半部を占めるスロープ地帯では、旧石器時代後期から縄文時代の遺跡が多い。口野尾遺跡・目久保台1遺跡・同第2遺跡ではナイフ形石器・有茎剥片尖頭器、細石刃が出土しており、他に鳥屋遺跡など同様の遺跡が多い。山香地域の中央をしめる低丘陵・低山地帯が展開する地域では、あまり開発があまり行われていないこともあり、遺跡は多くない。むしろ平安時代以来の寺院・寺院跡・石造物が残されている。石造物は南北朝時代・安土桃山時代に造立されたものが多い。

三 大原遺跡・大原古墳の概要

大原遺跡・大原古墳は、冒頭で一九六一年に学校建設に伴う造成で見つかり、調査が行われたことを記したが、ここではそうした調査によって得られた考古学的な知見を可能な限り記しておきたい。

まず標記の遺跡に関する報告書は出版されていない。調査のあった一九六〇年代は大分県教育委員会の中に専門調査員が配置される以前であり、大学・高等学校の教員が本務の合間を縫って調査及び報告書の作成を行なった段階である。そのため十分な調査が行われなかったり、調査報告書が発行されなかったりしている。今回、報告する大原遺跡・大原古墳も例外ではなく、写真・実測図・調査日誌などの存在についていまのところ確認していない。また出土品についても寄贈された入江コレクション中の大原遺跡・大原古墳の遺物が出土品の全てであるのか、不明な部分が多い。このため、大原遺跡・大原古墳の遺物は発掘資料と推定されながらも遺構との関係が全く不明である。

冒頭で記したように大原遺跡・大原古墳の調査に関わったのは賀川光夫と入江英親である。このうち賀川が作成にかかわったものに『大分県の考古学』がある。その『大分県の考古学』には次のような記載がある。

昭和三六年高校敷地造成により、径一八メートルの環渥集落が発見された。渥内の遺構は竪穴遺構と貯蔵遺構で、住居は四つの円形住居であった。また環渥の外側にも同様の住居群・石棺が存在して、一大集落であった。渥内には埴輪の存在もあり、弥生式住居群のあとに古墳の築かれたことも推測さ

れ、環渚は古墳の周渚とも考えられるが、渚内に住居地がある秩序でおさまるところをみると、この構造は二度の要求におうじたものかも知れぬ。中略。調査者の岩尾松実氏によれば、口縁部に須玖式の特徴をもつ土器と刻目凸帯文「下城式」土器の供伴であるといわれるので、中期の遺跡と考えてよい。

また昭和三十六年八月に作成された『埋蔵文化財包蔵地調査カード』によれば、「周渚内の径二十八メートル、周渚の幅二・五メートル、渚内の住居址は四つ整然と配置されている。出土品は「石器、少々。石鏃多数。弥生式土器片、多数。円筒埴輪破片、多数。土師、須恵器破片、多数。」とある。

次に『山香町誌（一九八二年版）』に記載の関連記事を紹介する。

「出土遺物については、調査者の岩尾松実が病没した現在では、どの住居址からの遺物が出土したか、詳細な点は知るすべもないが、岩尾の遺した遺物を分類してみると弥生中期の須玖式土器、および大津式土器が、深鉢型で刻目凸帯文をつけた下城式土器と共伴して発見されている。またこのほか、弥生式後期の土器も多数あることから、中期から後期の時期におよぶ遺跡であろう。

石棺の出土地点は、周渚のある住居址より南に一〇〇メートルの位置で、東西に長さ一一〇センチメートル、幅二五センチメートルと、長さ一四〇センチメートル、幅四〇センチメートル、の礫をもつて築いた二個の石棺が、ほぼ平行してあり、さらに、その南一〇〇メートルの地点に、鉄平石の板石を組んで、長さ一八〇センチメートル、北東部の幅三〇センチメートル、南西部の幅四〇センチメートル、の組合わせ石棺が一基発見された。」

以上の記述からすれば直径一八mと直径二八mの環状の溝があったことになり、また町誌に掲載されたスナップ写真には、弥生時代中期に多い大型の円形住居址が写っている。このスナップ写真には北方の甲尾山が写り、調査区が広大である様子がわかる。また周辺には「石棺」状の遺構が存在していたことがわかる。これらの文章を今日的に理解すれば、弥生時代中期の住居址が廃絶されたのち、

古墳時代になって住居址を含むように周溝をもつ古墳が築造されたことをしめしている。古墳の「周渚」には須恵器や埴輪が含まれており、一〇〇m以上離れた場所に点々と石棺があったという理解になろう。なお、当館の調査で大分県立山香農業高等学校に保管されている大原遺跡・大原古墳関係資料のなかに十三世紀代の平瓦・丸瓦の存在が明らかになっている。その所見によれば「これらの瓦類は寺院に伴うことも考えられるが、ここに当時の支配拠点が形成されている可能性を示す資料ともいえる。」とある（宮内二〇一〇）。

四 大原遺跡・大原古墳出土の遺物

今回、旧山香郷の中枢部と推定される野原地区の東にある台地上の大原遺跡における人類居住・利用の歴史を叙述するに際して遺物実測図の作成と詳細な観察を行った。今、遺物の詳細な個別説明は省くが、考古学においてはこれまでの研究であるていど各時代・各時期毎の特徴が把握されていることに鑑み、形態の微妙な変化から所謂「陶邑編年」に本遺跡で出土した須恵器を比較させることで時期比定を行った。また弥生土器・土師器についても考古学的な位置づけが可能である。そのため詳細説明は省略し、図・表でその特徴を示した（表2・表3・図3～図15）。

さて弥生土器・須恵器・備前焼などを型式学的な観点から分類したのが表2と表3である。これをもとに整理したのが表三である。これによると弥生時代では前期末の下城式土器（番号59・63）、弥生時代中期中頃から末にかけての下城式土器（番号66～67他）が出土している。これらの土器は弥生時代中期を中心としたもので、『山香町誌』・『山香町の文化財』・『大分県の考古学』などに掲載のスナップ写真に写る円形住居址と符合する。このほか、弥生時代後期後半～古墳時代初頭頃の在地系（安国寺系）壺の底部と推定される破片がでているが（番号56）、口縁部を欠くので詳細な時期判定は不明。

大原遺跡・大原古墳から出土した須恵器の器形を陶邑編年に照らすと、番号の7、14～17はTK20に該当するので五世紀後半となる。番号8はTK10に該当するので六世紀中頃、番号9・10はTK43に該当するとすれば六世紀後半から末と

なる。番号18・20・77は器形がTK209に該当するので飛鳥時代初頭の七世紀前半頃という年代観になる。

そこで、埴輪の年代観であるが、器面に器面調整としてBc種横ハケを施した例が番号31・34、Bd種横ハケを施した例が番号34・44である。34は、Bc種とBd種の横ハケが共存している。Bc種とBd種の横ハケはB種横ハケのなかで漸移的に変化することが知られている。この観点からBc種とBd種の横ハケの出土事例を挙げると大阪府藤井寺市允恭陵古墳があり、埴輪列に近い外堤構築土からTK208の須恵器坏蓋片が出土している（小浜二〇〇六）。したがって大原遺跡・大原古墳出土埴輪の器面調整たるBc種とBd種の横ハケが観察される番号31・34・44の製作年代と結びつのがTK208並行の番号7・14・17となる。その他の埴輪も胎土の同質性や焼成などから番号31・34・44の製作年代と同じと推定する。結局のところTK208並行の須恵器と埴輪類は同じ古墳から出土したものと推定される。したがって推定される埋葬遺構はTK208並行の須恵器と、円筒埴輪の年代観からすれば、横穴式石室墳ではなく、竪穴系横口式石室もしくは石棺直葬であった可能性が高い。更には須恵器類は埋葬施設内はまだ入れていなかった段階であると考えられる。その為、TK208並行の須恵器と棺外副葬もしくは墳丘面にあつたと推定する。

したがってその他の須恵器類、つまりTK208以降の須恵器はその他の横穴式石室を有する古墳から出土したものであろう。

なお中世の遺物が若干出土しているが、それらは一点が一二世紀後半代の可能性を有するもの（番号3）、その他は十四世紀から一五世紀に含まれる土師器小皿と（番号1・2）、瓦器であった（番号4）。これらは『山香町の文化財』・『大分県の考古学に』掲載されていた写真にみえる多くの柱穴に関連するのかもしれないが、いずれも大原台地北端の狭小部に位置する龍ヶ鼻城址の古文書に記す利用年代とはずれている。この点は龍ヶ鼻城址の発掘調査をまつて評価される部分である。写真一四七に石器の写真をのせている。明確な時期は詳びらでないが、上から一、二段目は縄文時代から弥生時代中期の幅で理解できるものである。三段目の砥石は遺跡出土の土器からすれば弥生中期のものであろう。四段目は六太

郎角と呼ばれた燧石と推定され、中世から近世のものとして推定する。

五 米極東空軍が撮影した大原遺跡・大原古墳付近の写真

第二次世界大戦後の一九四八年、米極東空軍が日本列島を空中から体系的に写真撮影したことはよく知られている。実は日本列島を空から体系的に撮影した写真としては最古の写真である。戦火で疲弊した日本の戦後復興が本格化する以前の写真であり、極めて貴重な情報を有している。大原遺跡・大原古墳付近の写真も残されており（写真1）、空中写真記録証明書によると「昭和二十三年一月十三日」に撮影されている（原縮尺一六〇〇〇／一・写真番号B216）。一九五五（昭和三十〇）年に建設された大分県立山香農業高等学校が当然ながら写っておらず、大原遺跡・大原古墳が存在していたであろう場所の地形・地勢を窺うことができる。

写真一をみると、北方の龍ヶ鼻城址方向、つまり南北方向に延びる中央道と、これに平行する南北方向の道が東と西にあり、さらに南北方向の道を東西に繋ぐ東西方向の道がある。一見すると条里地割状の畑作地であることがわかる。これらの情報を写真からトレースしたのが図二である。この畑作地のなかに畑作地ではない、表面に草木が繁った高まりが幾つか存在している。特に中央やや下よりの部分には大きな高まりがある（M1）。さらに南北道を挟んだ西部に小さな高まりがあるし（M4）、写真中央部の交差点左側にも小さな高まりが東西に並んでいるようにみえる（M2・M3）。とくにM1の高まりを観察すると北側の黒い部分に、東から延びる道が僅かに見えるので、この部分は影であることがわかる。その南側をみると微妙ながら円形の高まりを呈しているようにみえる。M1の高まりの直径は約三四mある。

以上が写真に残る遺跡情報である。この情報と前述した遺物（主に須恵器と埴輪）を関連つけていくために地形的特質と遺物の特質について説明しておきたい。

まず台地の特徴であるが、一言でいえば大半が平坦である。こうした大規模な平坦地形が形成されるのは浸食によって形成された段丘であるとか、沖積地などの特徴である。また、条里状の地割は、その成立を考えると奈良・平安時代以降

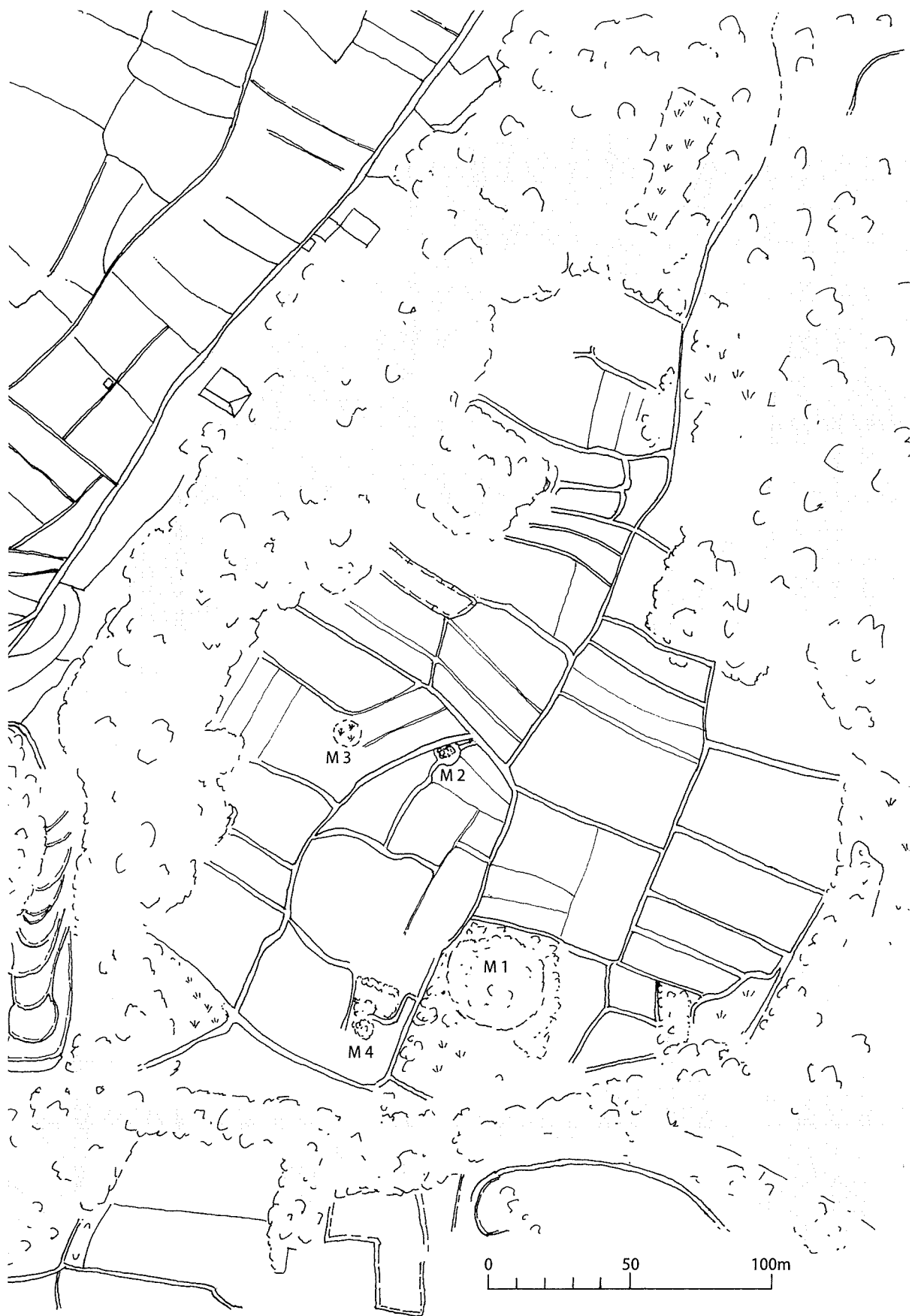


図3 大原遺跡・大原古墳周辺の1948年段階の土地利用概況図 ※写真1から作成

の造成であろう。こうした平坦な地形に自然の高まりが残存するのはあまりきかない。その意味で人によって積み上げられた高まり地形と推定する。次に須恵器や埴輪などの遺物を見ると、完形品もしくは大きな破片が多い。こうした特徴は遺跡において長い間攪乱にさらされた耕作土では絶対に観察することができない。そこで大原遺跡・大原古墳の発見が高等学校建設に伴う造成であったことを考慮すると、それまで原位置のまま配置されていたり、周溝に落ち込んでいた須恵器・埴輪が造成によって露出した可能性が極めて高い。「三 大原遺跡・大原古墳の概要」のところで各種文献から引用したように、「周溝」には一八m、または二八mの溝があったとされる。このことから高等学校敷地造成工事範囲に含まれ、大きな地形的な変化、つまり削平があったのはM1の高まりしかない。そう理解してくると、M1が二八mの「周溝」があったという記述に見合う直径に近い。その上で須恵器とM1の関係をさらに考察すると、TK208並行の須恵器(五世紀後半)を除く須恵器類(TK10・同43・同209並行)の段階に直径二八mの墳丘を首長墓として築造したのは大分県内にはなく、考えにくい。したがってM1の高まりがTK208並行の須恵器と埴輪が出土した円墳と推定する。そのほかのTK10・同43・同209に並行する須恵器は、本来葬送儀礼に伴う器物であるだけに横穴式石室のある墳墓に由来するのは確実であるが、M2・M4がそれにあたるのかは不明である。また写真一の上からはM1ほどM2・M4ははっきりしていないが、古墳の可能性があるものとして呈示しておく。

捕捉的に須恵器の年代観から推定されることを記しておきたい。TK208並行の須恵器の年代観は五世紀後半であるから、M1の墳丘内の埋葬遺構は横穴式石室ではありえず、竖穴系横口石室、もしくは石棺直葬と推定する。そうであればこの古墳の主体部への追葬は考えにくい。そうするとTK10・同43・同209並行の須恵器は六世紀中頃以降の年代観が妥当なので、それぞれ横穴式石室を有する複数の古墳に由来すると推定するか、横穴式石室への追葬として考えることができる。

六 まとめ

ここで大原遺跡・大原古墳と人々の居住・利用年代を整理しておこう(表一)。

本遺跡から発掘・採集された遺物を観察すると、弥生時代前期末から中期、弥生時代終末・古墳時代初頭、古墳時代中期(五世紀中頃)、古墳時代後期・飛鳥時代、平安時代末(一二世紀後半)、室町時代初頭(一四世紀末)の遺物が出ている。

弥生時代中期は概ね住居地、古墳時代中期以降、飛鳥時代にかけては古墳や石棺としての墓地、奈良時代以降は明確さを欠くが、一三世紀代の瓦が出土している。中世寺院の存在が想定される。しかし本遺跡の利用時期の主体が弥生時代中期と古墳時代中期・飛鳥時代であったことは明らかである。

今回の報告で明らかになった最大の成果は、大原台地の上に埴輪を伴う二八m規模の巨大な円墳があった蓋然性が高いということと、六世紀中頃・七世紀前半代の小古墳が存在していたことがわかった。これに加え、周辺に台古墳・竜頭古墳・赤迫古墳が存在することを考えると、竜頭地域を中心とする地域に政治的な首長層が存在していたことをしめしている。このことは、当然山香地域の中で最大の水田耕作可能沖積地を有していたことが背景となっていたことは疑いないだろう。おそらく飛鳥時代以降、政治的組織が整備され、古代・中世・近現代へと続くなかで山香地域の中心的な位置を占めていたこの地域の前史をこうした古墳が物語っていると見えよう。更に言えば、国評里制下において「山香里」に相当する組織があったとすれば、その中枢はこの大原遺跡から見て西側の野原・竜頭付近以外に考えにくいと言えよう。したがって大原古墳(群)などの古墳は野原・龍頭にあった政治的中枢部を取りまく奥津城の地であったと評価できる。

今回、短期間で大原遺跡・大原古墳の報告をまとめたが、残された記録資料が皆無に等しく、十分な報告と考察を展開することができなかった。大分県立山香農業高等学校にも発掘資料が残されているようなので、この資料の研究がすまば大原遺跡・大原古墳の形成史がより詳しくわかるかもしれない。今後の研究に待つ部分が多い。(綿貫俊一)

表1 大原遺跡・大原古墳に関する年表

西暦	時代	時期	大原遺跡・大原古墳の時期	大原遺跡周辺の遺跡・遺物	日本の出来事
1000	弥生時代	縄文時代	前期末の資料 59,63 中期初頭資料 61 ~ 62 他 中期中頃~末 資料 66,67 他		北部九州で稲作の開始
900					
800		前期			
700					
600					
500	後期				
400		中期			
300					
200	紀元	後期			卑弥呼、魏に遣使 赤塚古墳造営
100					
0					
300	古墳時代	前期	T K 208 並行 資料 7,14 ~ 17	大原古墳築造年代 (埴輪)	596年 飛鳥寺建立 645年 大化の改新
400		中期			
500		後期			
600	飛鳥時代		T K 10 並行 資料 8 T K 43 並行 資料 9,10 T K 209 並行 資料 18 ~ 20	龍頭古墳	752年 東大寺大仏開眼
700					
800	奈良時代			龍頭遺跡 須恵器, 古瓦	
900	平安時代		土師器小皿 資料 3		
1000					
1100					
1200					
1300	鎌倉		丸瓦・平瓦 (山香高資料)		
1400	南朝朝 室町		土師器小皿 資料 4.5		

表2 大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表1

挿 図	器 種	時代時期	高 (厚) cm	色 調		胎土	調 整		備 考
				外面	内面		外 面	内 面	
1	土師器小皿a	室町14c~15c	1.6cm				ナデ、糸切	ナデ	口縁摘みだし
2	土師器小皿a	室町14c~15c	1.6cm				ナデ、糸切	ナデ	口縁摘みだし
3	土師器小皿a	平安12後半	1.6cm				ナデ、糸切	ナデ	豊後12-3期か
4	瓦器甕	室町14c中頃~末		灰色	灰色		叩き痕	ナデ	
5	備前焼捕鉢	室町14c		赤褐色	赤褐色		ナデ	ナデ	編年のIVB段階、内面が窪まない
6	土錘	中世か		淡灰黄色			ナデ	ナデ	
7	須恵器環蓋	古墳5c後	4.75cm	淡灰色		白色粒多い	頂部回転ヘラ削り、回転ナデ	横ナデ、回転ナデ	T K 208並行か
8	須恵器環蓋	古墳6c中	4.1cm	灰色	灰黄色	白色粒多い	頂部回転ヘラ削り、回転ナデ	横ナデ	T K 10並行か、端部に沈線
9	須恵器環身	古墳6c後半	3.8cm	淡灰色	灰色		ナデ、ヘラ削り	ナデ	T K 43並行か
10	須恵器環身	古墳6c後半	3.9cm	灰色		白色粒	ナデ、ヘラ削り	ナデ	T K 43並行か
11	須恵器環身	古墳6c中	約3.5cm			白色粒、黒褐色粒			T K 10並行か、未還元
12	須恵器碗	古墳		灰白色、黒灰色	淡灰色	白色粒多い	手持ちヘラ削り、ナデ	ナデ、見込灰かぶり	
13	須恵器平瓶	古墳7c中		淡灰黄色			ナデ	ナデ	
14	須恵器甕	古墳5c後		灰白色	灰白色	白色粒	叩き痕	ナデ、当具痕	T K 208並行か
15	須恵器甕	古墳5c後		灰色	灰色	白色粒	叩き痕	当具痕	T K 208並行か
16	須恵器甕	古墳5c後		灰色			ナデ、7条の波状文	ナデ	T K 208並行か
17	須恵器甕	古墳5c後		灰色	灰色	白色粒	叩き痕	無文当具痕	T K 208並行か、頭部波状文
18	須恵器環蓋	古墳7c初		灰色	灰色		1次回転ナデ、天井部ヘラ削り	横ナデ	T K 209並行か
19	須恵器環蓋	古墳7c初		灰色	灰色		1次回転ナデ、天井部ヘラ削り	横ナデ	T K 209並行か
20	須恵器環蓋	古墳7c初		灰色	灰色		1次回転ナデ、天井部ヘラ削り	横ナデ	T K 209並行か
21	須恵器環身			灰色	灰色		1次回転ナデ、天井部ヘラ削り	横ナデ	
22	須恵器環身			灰色	灰色		1次回転ナデ、天井部ヘラ削り	横ナデ	
23	須恵器高環	古墳7c初	18	灰色	灰色		坏部ナデと身下半ヘラ削り、脚部ナデ	横ナデ	T K 209並行か、透かし3単位
24	須恵器高環	古墳7c初	18.95	灰色	灰色		坏部ナデと身下半ヘラ削り、脚部ナデ	横ナデ	T K 209並行か、透かし3単位
25	須恵器高環	古墳7c初		灰色	灰色		坏部ナデと身下半ヘラ削り、脚部ナデ	握り痕、ナデ	T K 209並行か、透かし3単位
26	須恵器高環	古墳7c初	17.65	灰色	灰色		坏部ナデと身下半ヘラ削り、脚部ナデ	横ナデ	T K 209並行か、透かし3単位
27	須恵器高環	古墳7c初	18.15	灰色	灰色		坏部ナデと身下半ヘラ削り、脚部ナデ	横ナデ	T K 209並行か、透かし3単位
28	須恵器提瓶	古墳		灰色	灰色		側面に掻目		
29	須恵器甕	古墳	約29.4	灰色	灰褐色	黒い粒	叩き痕	当具痕	
30	円筒埴輪	古墳5c後	52.1				1次縦ハケ、突帯貼付ナデ	口縁1次横ハケ、4段~1段縦指ナデ	2段目・4段目に凹形透かしを対向2穴
31	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		精良、砂多少	1次縦、2次横ハケBc種	縦ハケ(外面と同一工具)	穴窯焼成
32	円筒埴輪	古墳5c後	47.6				1次縦ハケ、突帯貼付ナデ	不定室先ナデ、ナデ、下半指ナデ	透かし2段・4段目対向2穴、粘土継ぎみ上げ
33	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色		赤色粒、白色粒	2次縦ハケ、突帯貼付近横ナデ	ナデ	
34	円筒埴輪	古墳5c後		淡燈褐色			1次縦、2次横ハケ、Bc~Bd種	1次タテハケ	口縁内外横ナデ、右ききか
35	円筒埴輪	古墳5c後		淡灰色			横ハケ、口縁横ナデ	横ハケ	
36	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色			1次縦、2次横ハケ	縦ハケ	
37	円筒埴輪	古墳5c後		淡茶褐色			縦ハケ(水洗時のハケか)	指圧痕	
38	円筒埴輪	古墳5c後				石英、チャート片粒	1次縦ハケ、突帯貼付ナデ	1次縦ハケ、下半指ナデ	5段円筒、透かし2穴
39	円筒埴輪	古墳5c後		淡燈褐色	淡燈褐色	混じり稀	1次タテハケ	斜ナデ	底部付近の破片
40	朝顔形埴輪	古墳5c後		燈褐色	燈褐色	長石・白色粒	縦ハケ後横ナデ	ナデ	二重口縁付近か
41	円筒埴輪	古墳5c後		淡灰色		砂粒多	2次横ハケ後ナデ	ナデ	器形は上開き
42	円筒埴輪	古墳5c後		淡燈褐色		砂粒少ない	1次縦、2次横ハケ	指ナデ	1次縦ハケ後に突帯貼付
43	円筒埴輪	古墳5c後		燈褐色		砂粒多	1次縦ハケ、突帯貼ナデ、横ハケ	縦ハケ	透かし
44	円筒埴輪	古墳5c後		濃茶褐色			Bd種、内外1次縦ハケ、突帯貼横ナデ、2次横ハケ		突帯をM字・台形風にナデ
45	円筒埴輪	古墳5c後		淡褐色			1次タテハケ	指ナデ	粘土継ぎみ上げ、薄い
46	円筒埴輪	古墳5c後		淡褐色			1次タテハケ	指ナデ	粘土継ぎみ上げ
47	円筒埴輪	古墳5c後		淡褐色		砂粒少ない	縦ハケ、突帯横ナデ	斜め指ナデ	
48	円筒埴輪	古墳5c後		淡褐色		砂粒少ない	1次縦ハケ、突帯貼後横ナデ	斜め指ナデ後縦ハケ	
49	家形埴輪	古墳5c後		茶褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	1次縦ハケ	縦ハケ後ナデ	透かしは三角形
50	家形埴輪	古墳5c後		暗茶褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	縦ハケ・斜ハケ	縦ハケ後ナデ	刀子状工具による透かし
51	家形埴輪	古墳5c後		暗茶褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	1次縦ハケ、部分的に横ハケ	縦ハケ後、横・斜ナデ	三角形の透かし、底部付近か

表3 大原遺跡・大原古墳出土遺物の観察表2

挿 図	器 種	時代時期	高 (厚) cm	色 調		胎 土	調 整		備 考
				外面	内面		外 面	内 面	
52	家形埴輪か	古墳5c後		暗茶褐色	暗茶褐色	長石・白・赤色粒	縦ハケ後、ナデ	横ハケ後、ナデ	部位不明
53	家形埴輪	古墳5c後		暗茶褐色	茶褐色	長石・白・赤色粒	縦ハケ後横ナデ	縦ハケ後、ナデ	屋根を支える部分の破片
54	壺	弥生中期初		赤褐色			磨き	磨き	底部破片
55	壺	弥生中期初		赤褐色	赤褐色		磨き	磨き	底部破片
56	壺	弥生							底部破片
57	壺	弥生中期初		赤褐色	黄灰色		磨き	頸部磨き、胴部ナデ	口頸部破片、二条突帯
58	壺	弥生中期初		赤褐色			磨き、2条沈線	横ナデ	あるいは前期末か、破片
59	下城式甕	弥生前期末					1次縦ハケ、後に突帯ナデ	横ナデ	
60	下城式甕	弥生中期初					1次斜ハケ、後突帯付近横ナデ	横ナデ後、磨き	
61	下城式甕	弥生中期初					1次縦ハケ、後突帯付近横ナデ	1次斜ナデ後口縁付近を横ナデ	
62	下城式甕	弥生中期初		黒褐色			1次縦ハケ、後突帯付近横ナデ	横ナデ	口縁部に穿孔
63	下城式甕	弥生前期末					1次横ハケ、後に突帯付近を横ナデ	横ナデ	
64	下城式甕	弥生中期初					ハケ目不明	横ナデ	
65	下城式甕	弥生中期初		黒褐色	黄灰色		1次縦ハケ、後突帯付近横ナデ	1次斜ハケ、ナデ	内外煤付着
66	下城式甕	弥生中期中～末					ハケ目不明、他ナデ	横ナデ	突帯が突出
67	下城式甕	弥生中期中～末					1次縦ハケ、後突帯ナデ	横ハケ後、軽くナデ	突帯が突出
68	下城式甕	弥生中期初					1次縦ハケ、後に突帯ナデ	1次縦ハケ、後に突帯ナデ	2条刻み目
69	下城式甕	弥生中期初		黒褐色	黄灰色		1次縦ハケ、後突帯付近横ナデ	横ナデ	内外煤付着
70	下城式鉢	弥生中期中～末		黄灰色			1次縦ハケ、後に突帯ナデ	磨きか	内外煤付着、刻目なし
71	甕	弥生中期初		茶褐色			底部破片でナデ	底部破片でナデ	上げ底
72	甕	弥生中期初		黄灰色		砂粒が多い	剥落不明	剥落不明	下城式の底部か
73	台付鉢	弥生か		淡赤褐色			ナデ	ナデ	
76	須恵器提瓶	古墳		灰色			カキ目	カキ目	
77	須恵器坏蓋	古墳7c初		灰色			上部ヘラズリ、ナデ	ナデ	

47～48、49～53は同一個体か

挿 図	器 種	時代時期	長cm	厚cm	色 調	石 材	調 整・特徴	備 考
74	凹石	弥生	7.4	4.5		砂岩	表裏に凹部	敲石としても利用か
75	蛤刃石斧	弥生中期初	10.75	4.9	灰色	硬砂岩	琢磨	刃部に刃こぼれ、中ほどで破損

大分県教育委員会一九六一『埋蔵文化財包蔵地調査カード』
 賀川光夫一九七一『大分県の考古学』雄山閣
 小浜 成二〇〇六「須恵器からみた埴輪・古墳の年代」『年代のものさし・陶
 邑の須恵器』平成十七年度冬季企画展重要文化財指定記念
 大阪府立近つ飛鳥博物館
 小柳和宏編二〇〇四『大分の中世城館』大分県教育委員会
 宮内克己二〇一〇「先史・古代の山香郷」『豊後国山香郷一』大分県立歴史博物館
 山香町教育委員会二〇〇五『山香町の文化財』
 山香町誌編集委員会一九八二『山香町史』山香町史刊行会

凡例

- 一 今回報告した大原遺跡・大原古墳出土の遺物は、大分県立歴史博物館が所蔵する入江コレクションに含まれる資料である。
- 二 空中写真を除く・遺物実測図作成と遺物写真遺跡写真の撮影は大分県立歴史博物館・綿貫俊一が行った。
- 三 遺物実測図番号は通し番号としている。この番号を写真図版の写真番号あとも記載し、検索ができるようにした。
- 四 今回の報告に際し、田中祐介・崎谷雄紀・馬場晶平・権丈和徳・長直信・服部真和の各氏から遺物分類・位置付け等で御教示をいただいた。

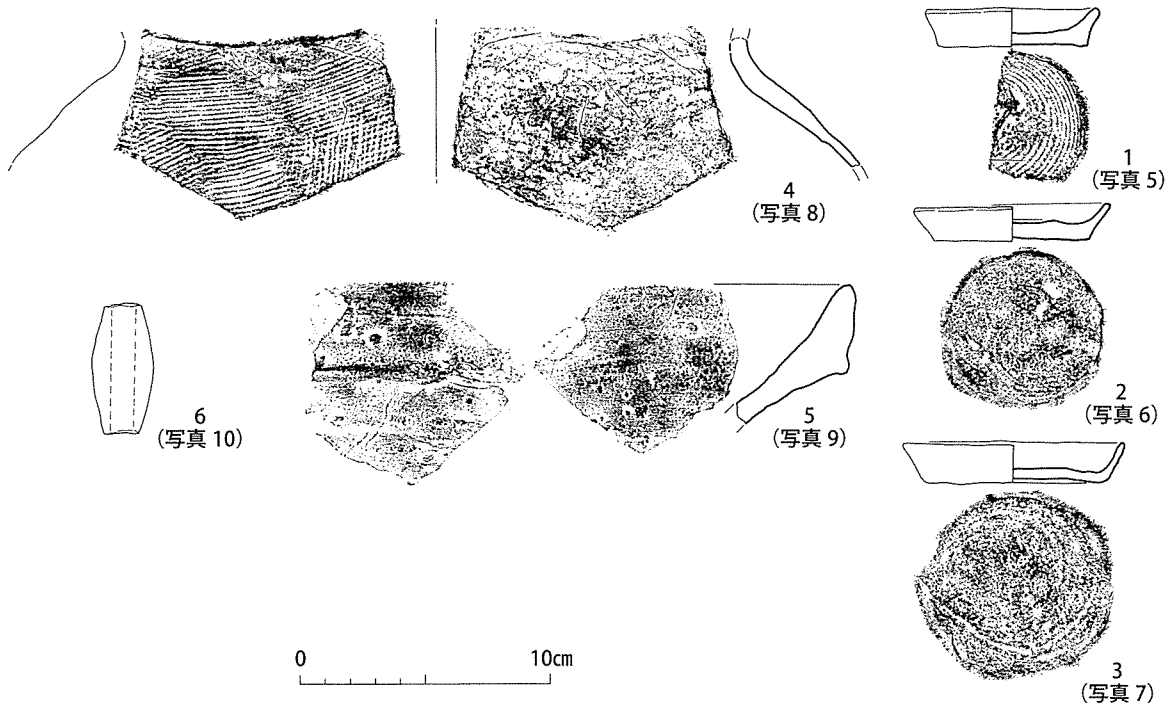


図4 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図（1）

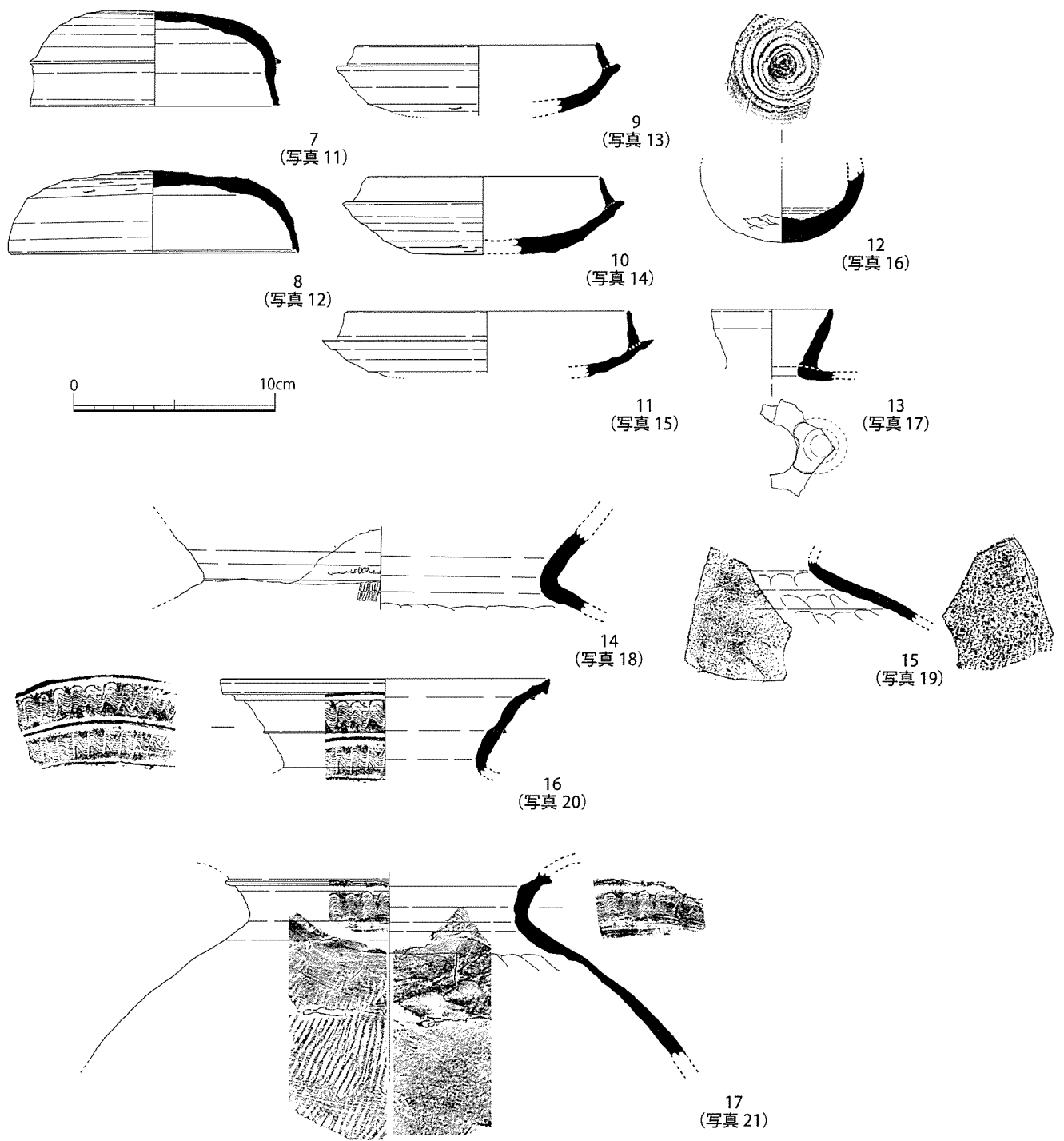


図5 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(2)

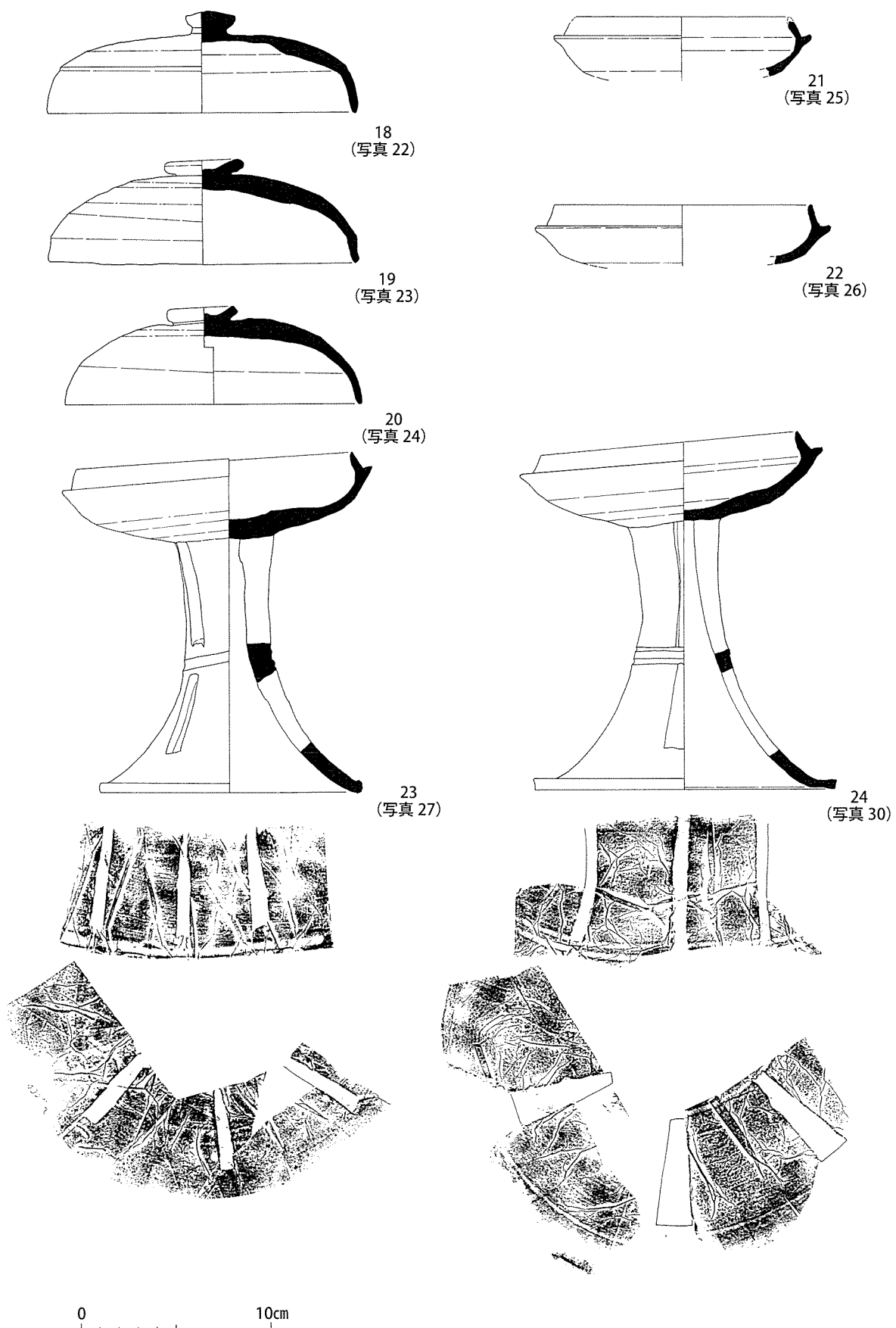


図6 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(3)

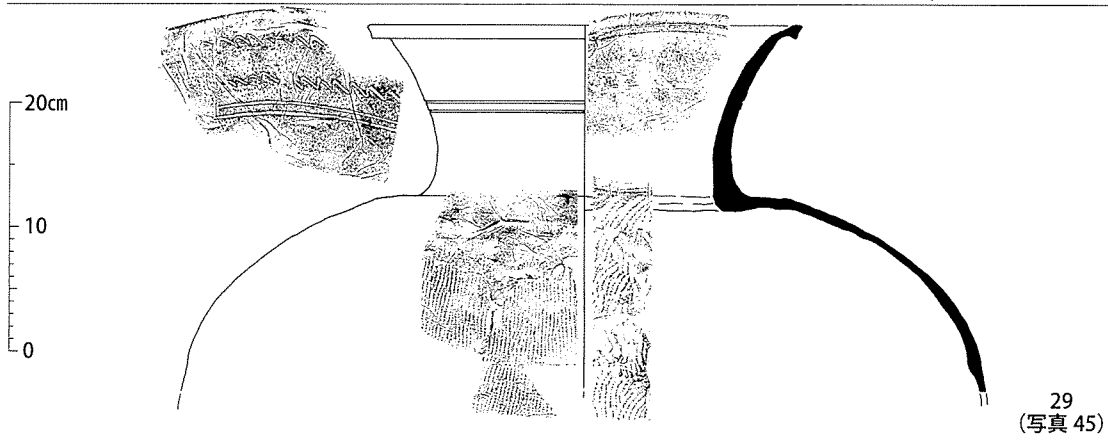
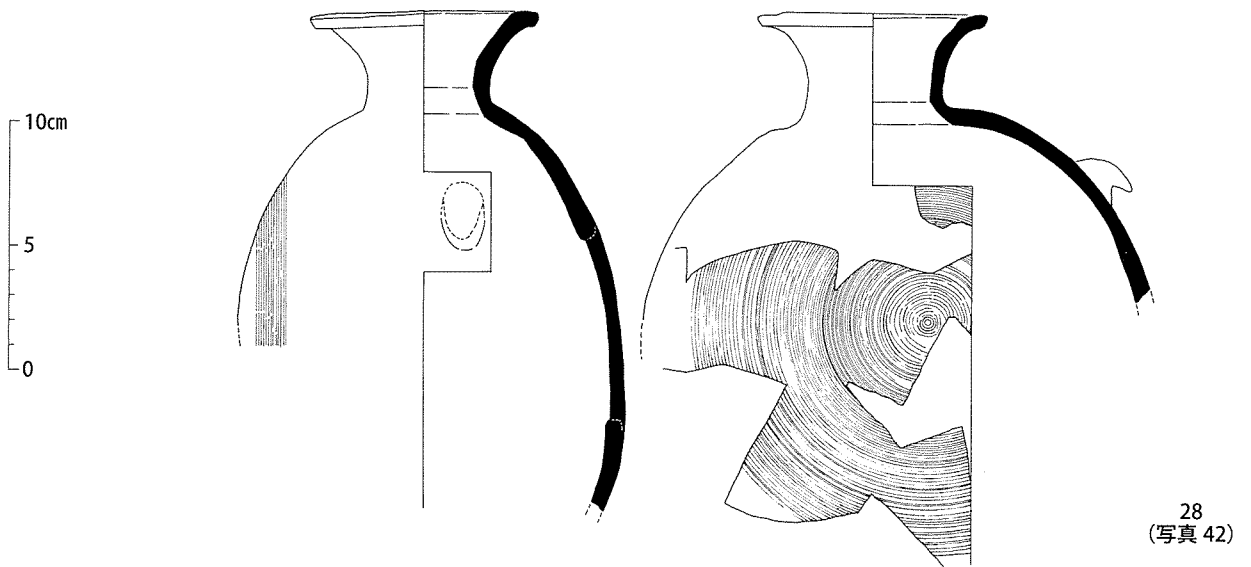
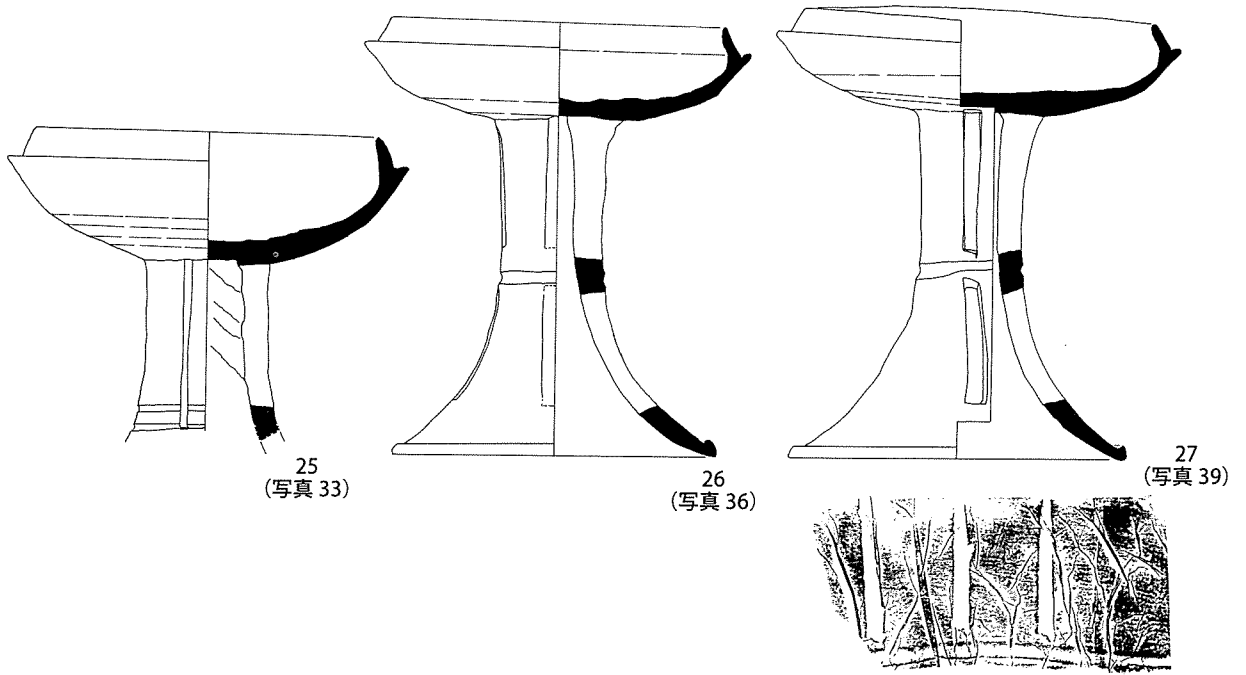


図7 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(4)

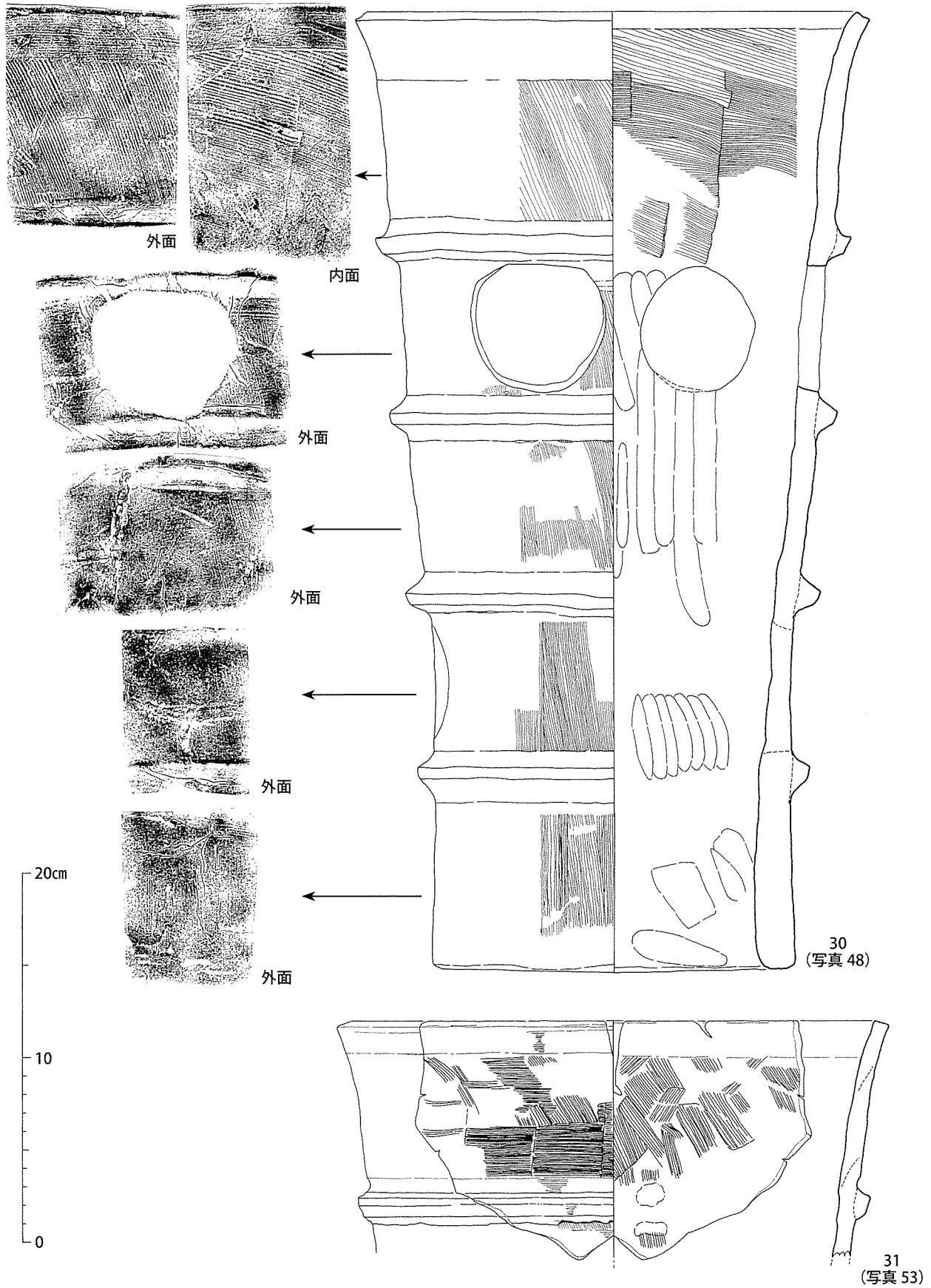


図8 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(5)

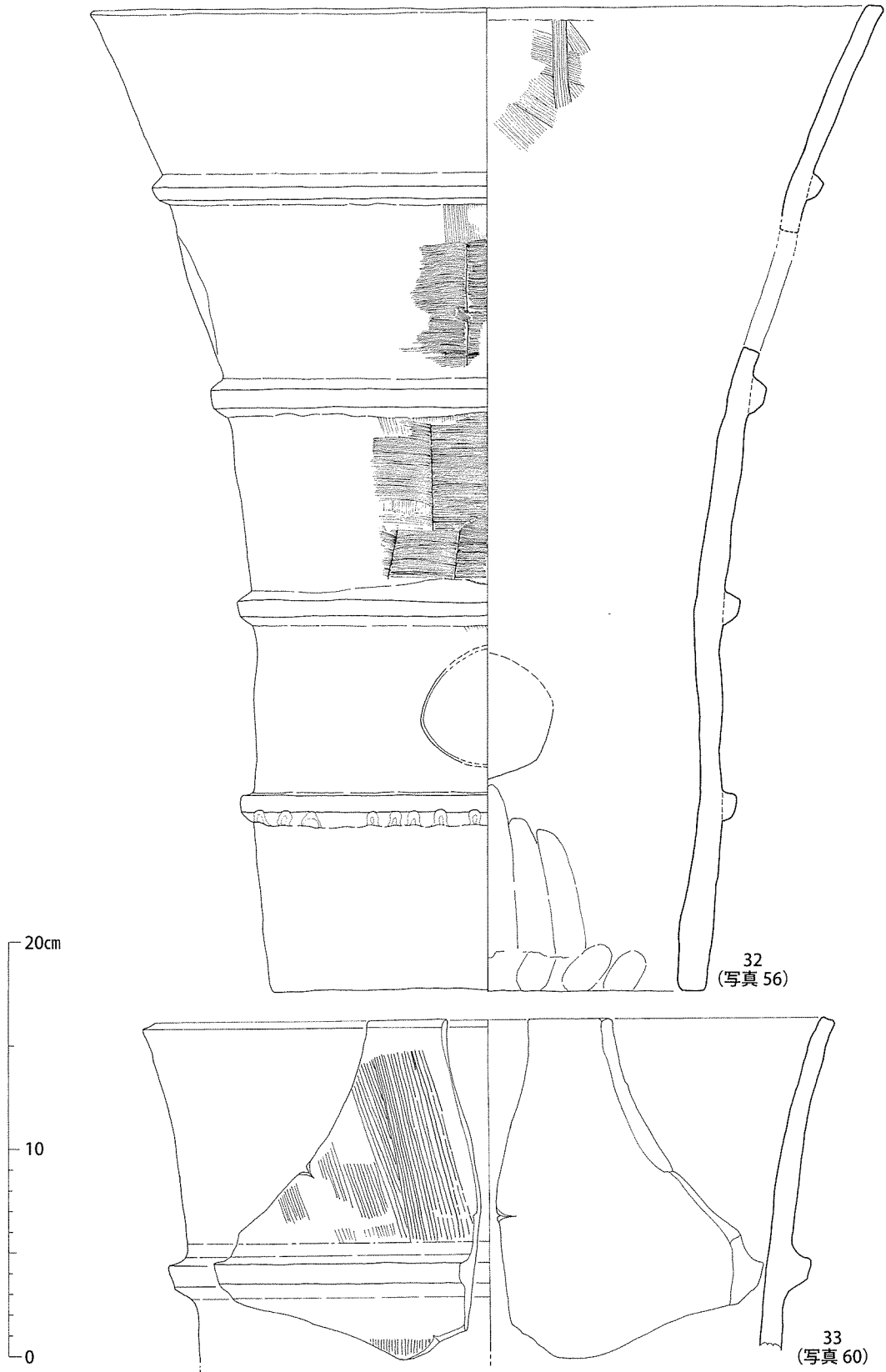


図9 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図(6)

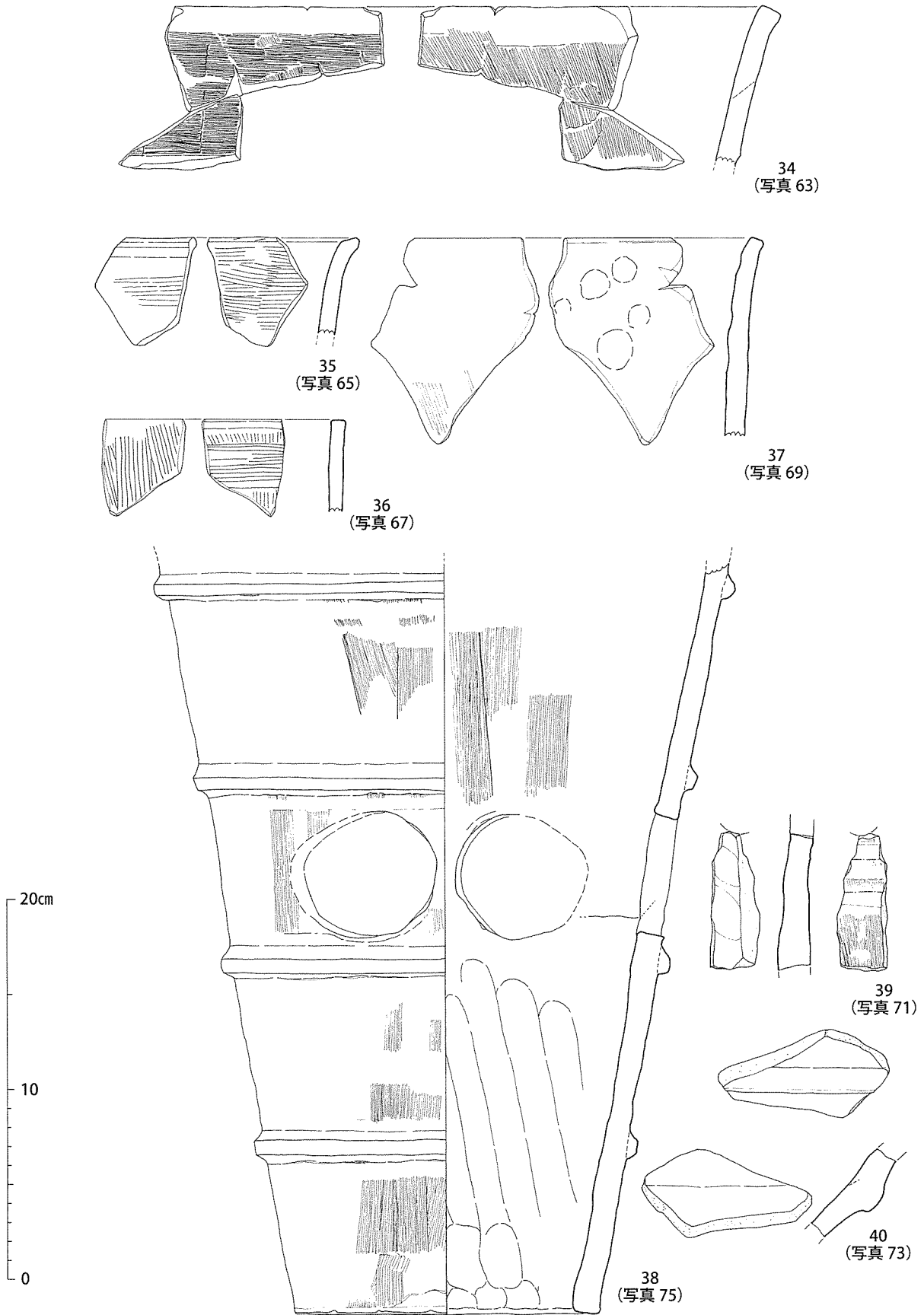


図 10 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (7)

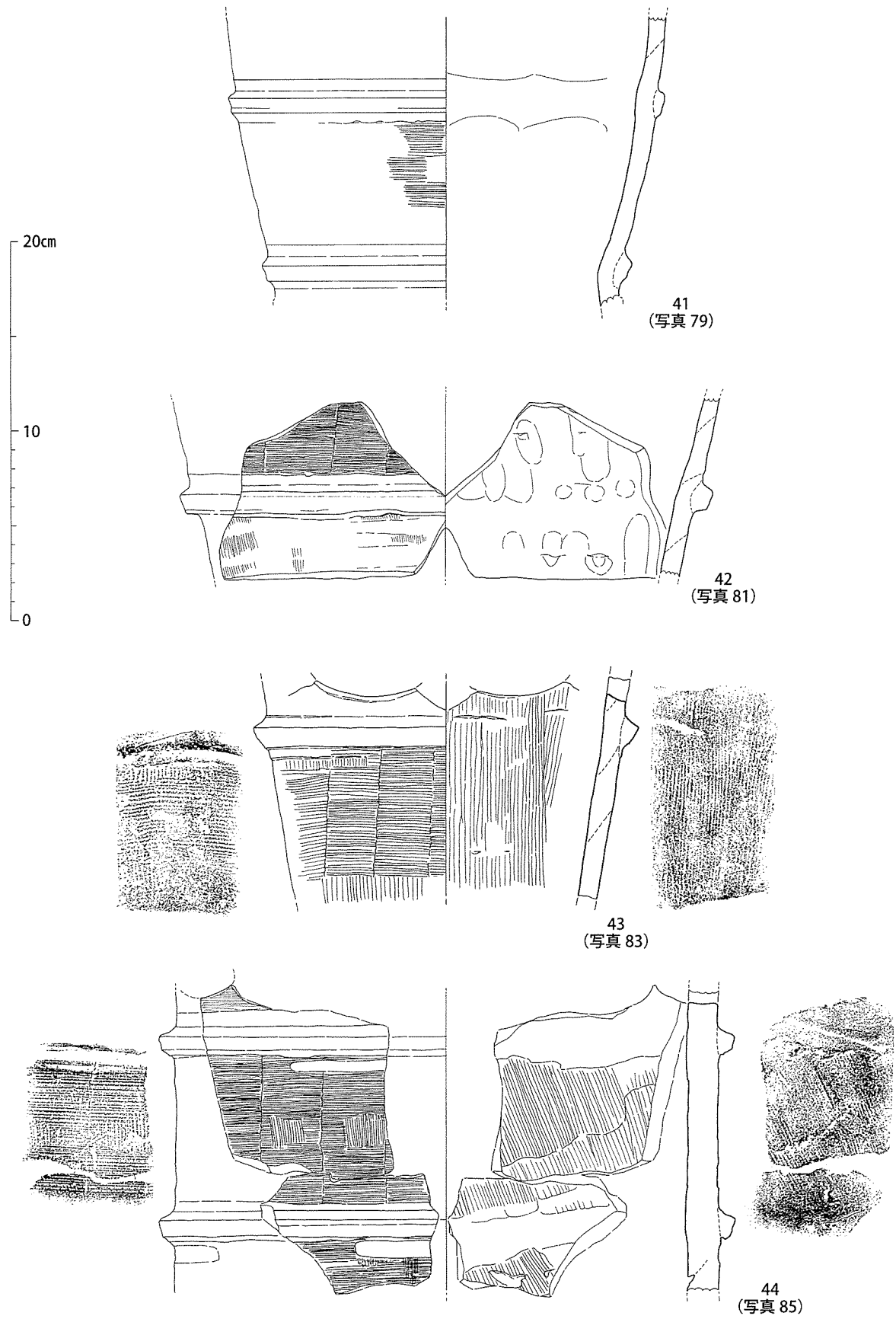


図 11 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (8)

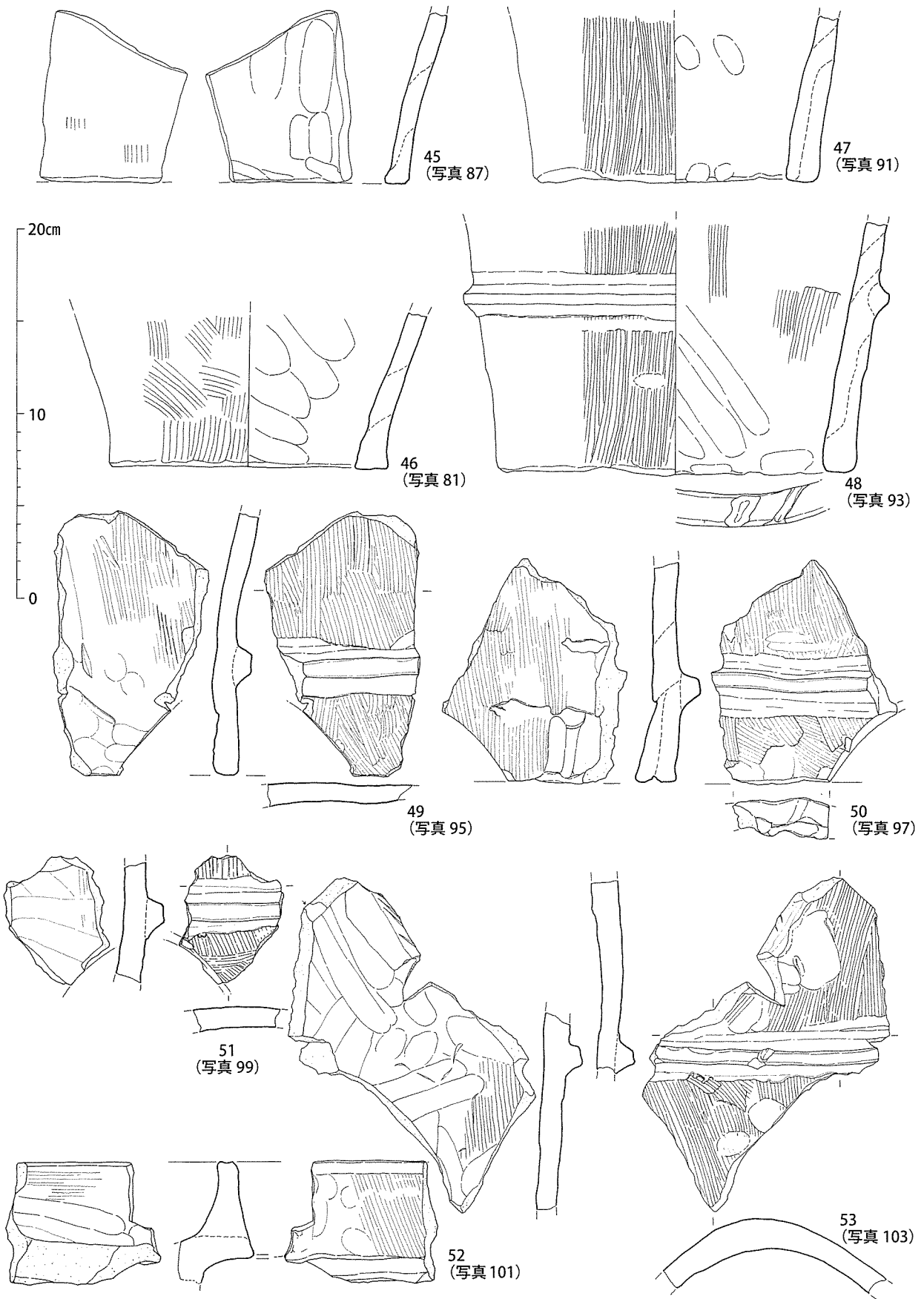


図 12 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (9)

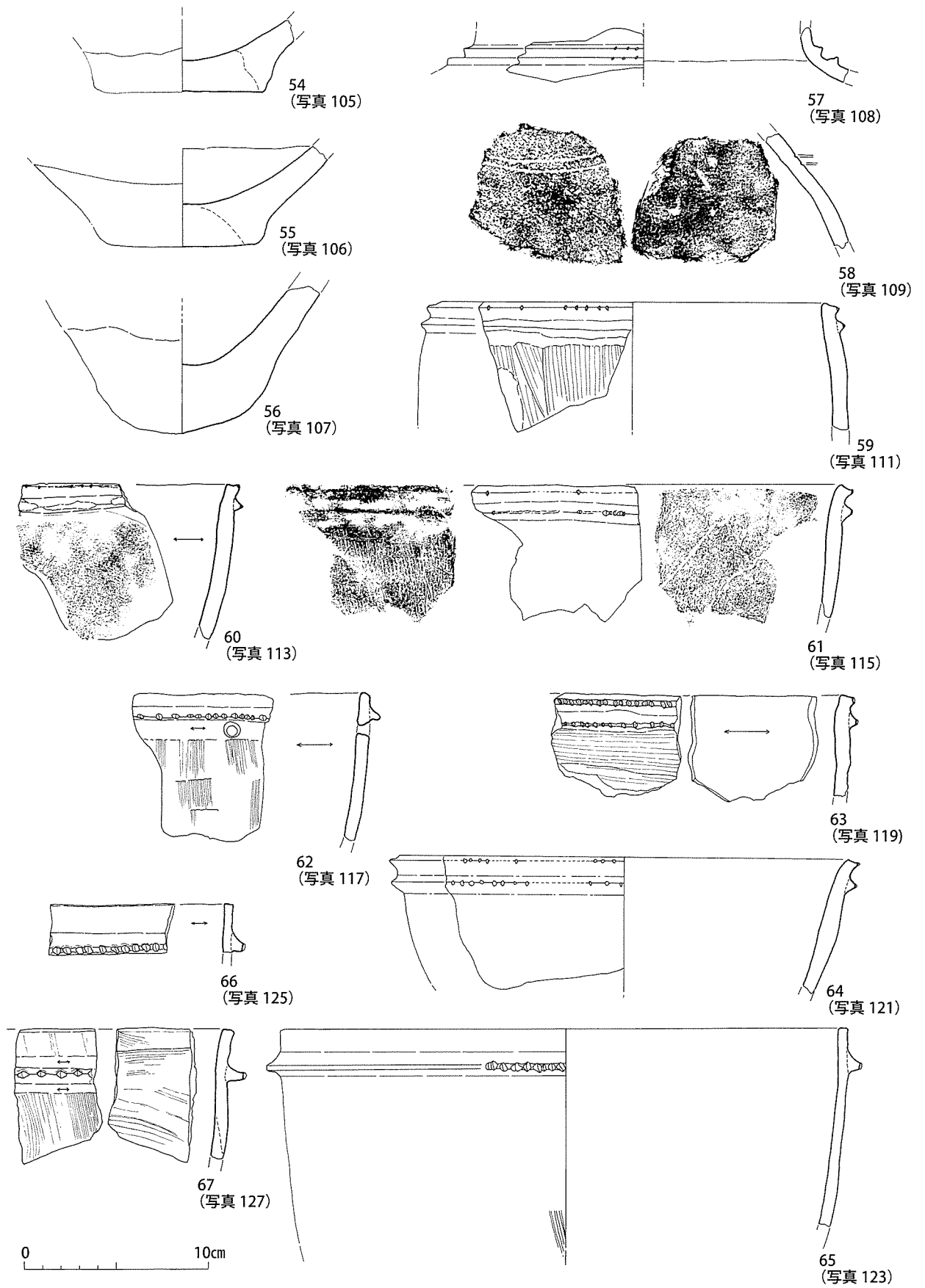


図 13 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (10)

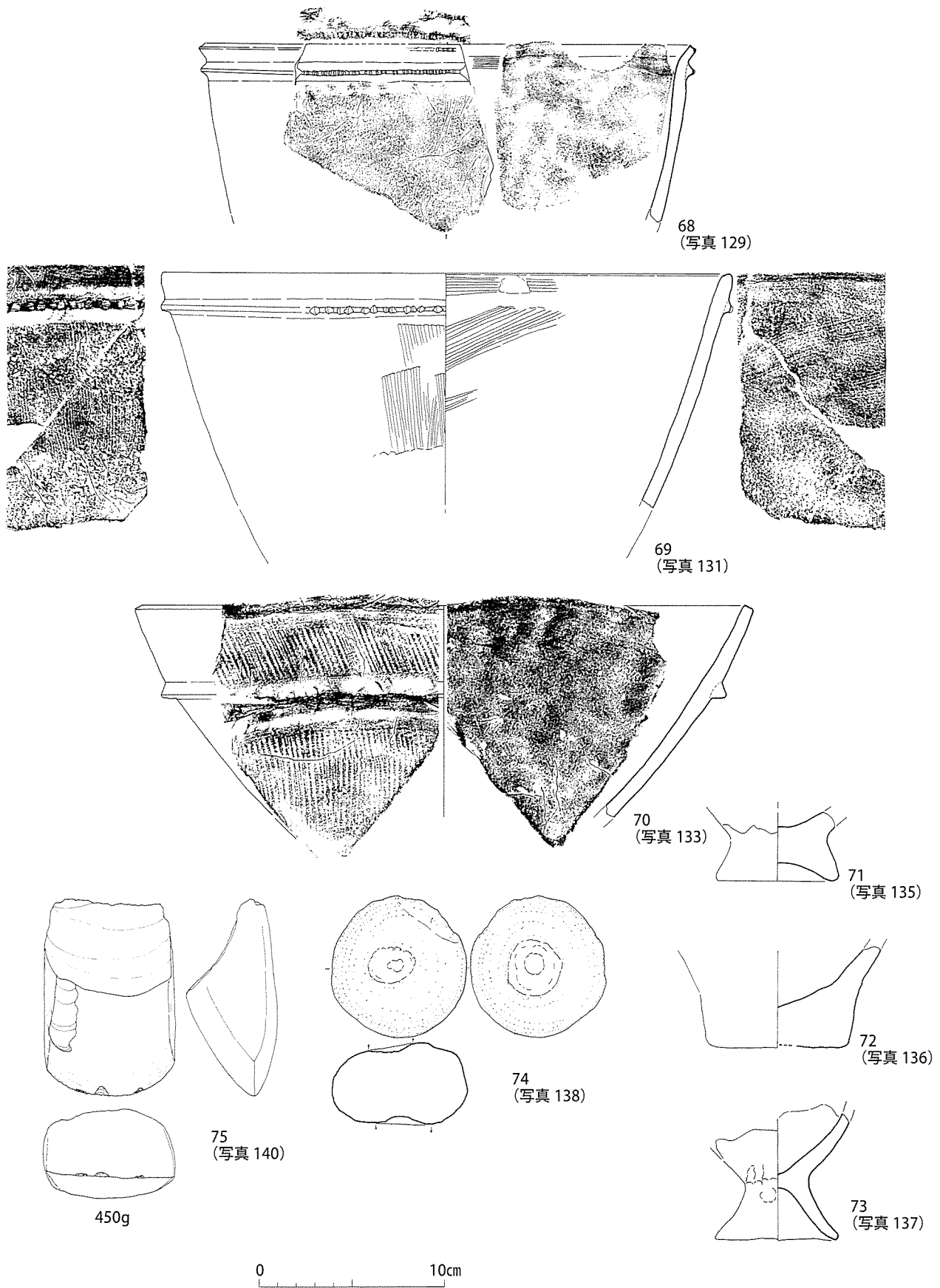
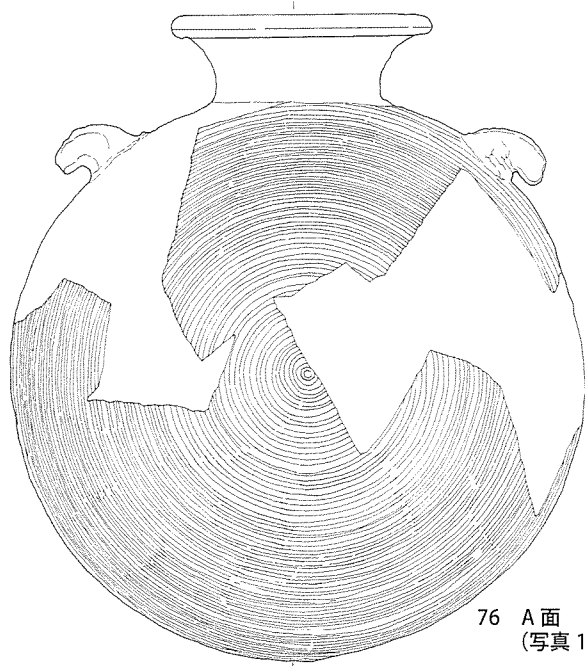
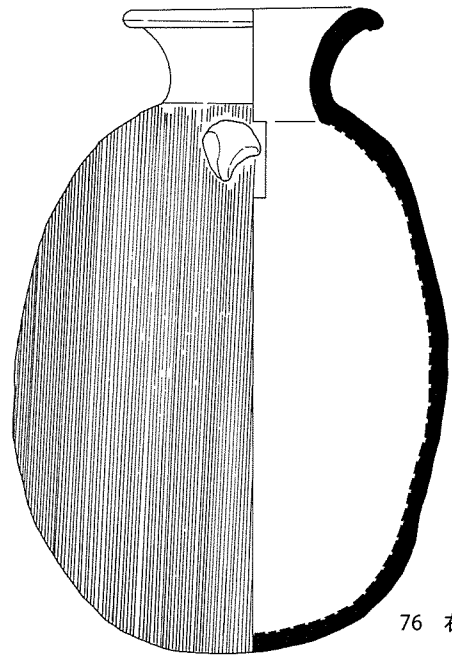


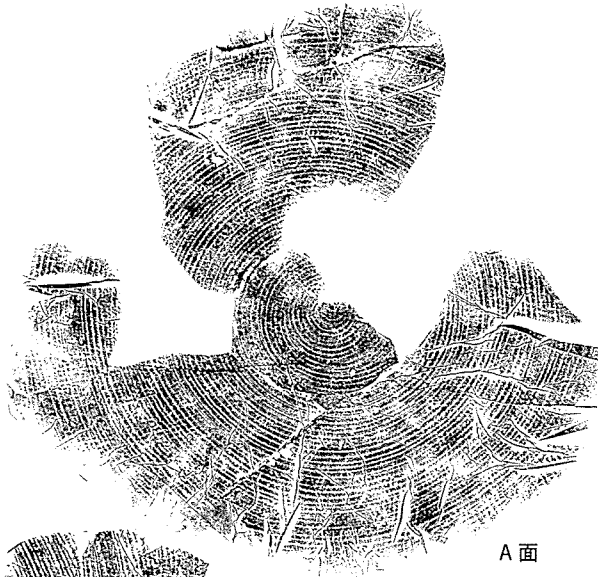
図 14 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (11)



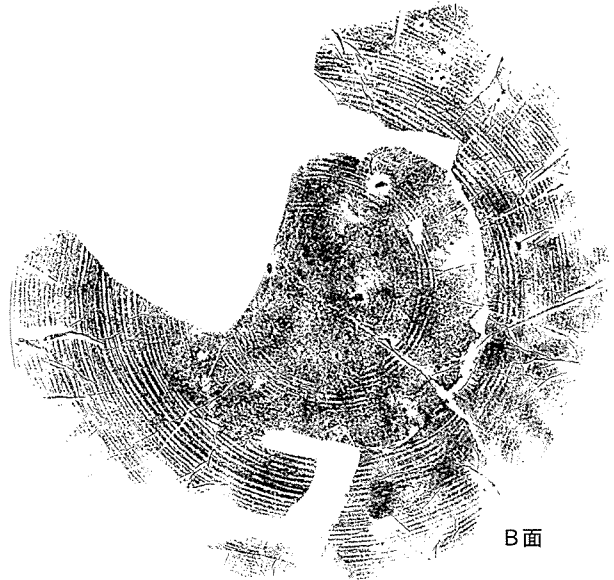
76 A面
(写真 144)



76 右側面



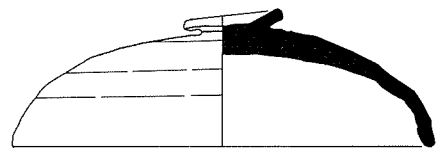
A面



B面



左側面



77
(写真 142)

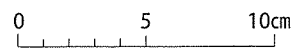


図 15 大原遺跡・大原古墳出土の遺物実測図 (12)



写真1 大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真 戦後直後の写真 ※中央下の黒い部分が推定大原古墳（M1）
註 撮影 米極東空軍（昭和23年1月13日 撮影原縮尺1/16,100 撮影番号R 216_125,コードNo.E-2L18-019 国土地理院の記録



写真2 大原遺跡・大原古墳周辺の空中写真

註 撮影 国土地理院 (平成23年2月2日 撮影地区名 日出生台・十文字原 日地セク証 250107021号 コード No.E-3A07-025)



写真3 大原遺跡・大原古墳 遠景写真1 写真中央の建物付近 左に延びる尾根の尖端付近が龍ヶ鼻城址
※右端中央の集落は旧山香町の中核部の一角を占る若宮地区



写真4 大原遺跡・大原古墳 遠景写真2 中央の校舎とグラウンド付近が遺跡

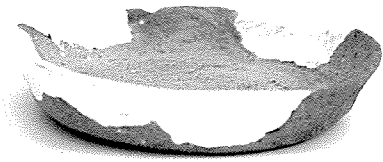


写真7 土師器 小皿 (番号3)

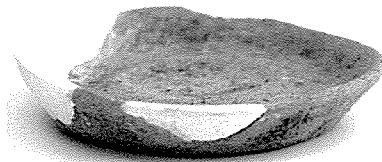


写真6 土師器 小皿 (番号2)

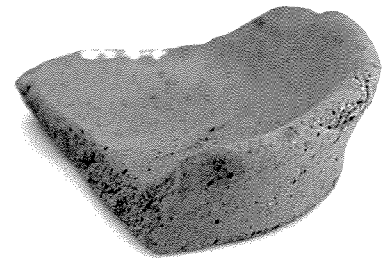


写真5 土師器 小皿 (番号1)



写真10 土師質 土錘 (番号6)

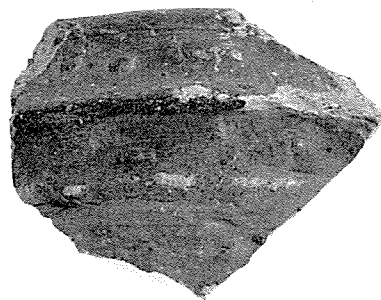


写真9 備前焼 播鉢 (番号5)



写真8 瓦器 甕 (番号4)



写真12 須恵器 坏蓋 (番号8)



写真11 須恵器 坏蓋 (番号7)

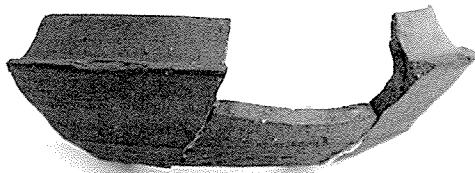


写真14 須恵器 坏 (番号10)

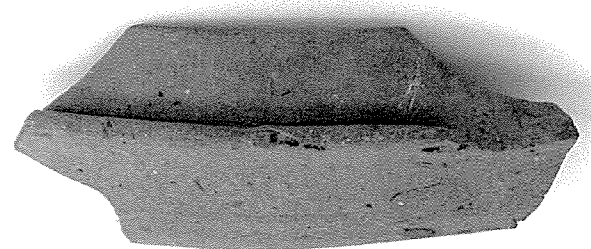


写真13 須恵器 坏 (番号9)

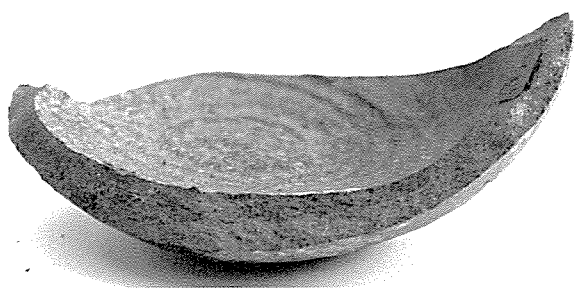


写真 16 須恵器 碗 (番号 12)

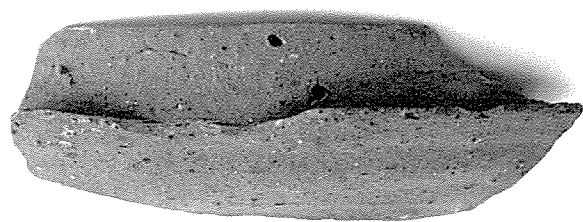


写真 15 須恵器 坏 (番号 11)

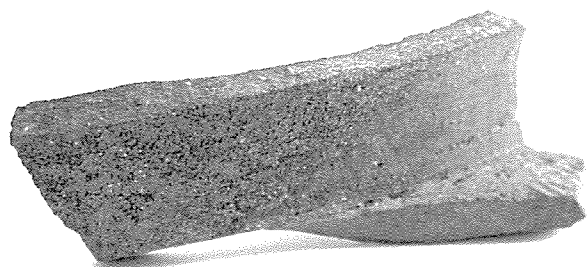


写真 18 須恵器 甕 (番号 14)



写真 17 須恵器 提瓶 (番号 13)



写真 20 須恵器 甕 (番号 16)

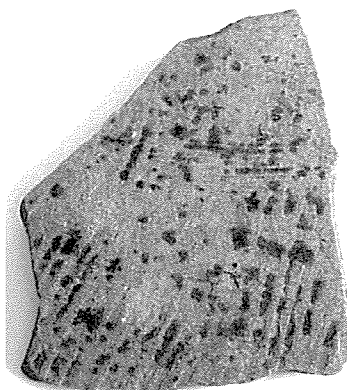


写真 19 須恵器 甕 (番号 15)

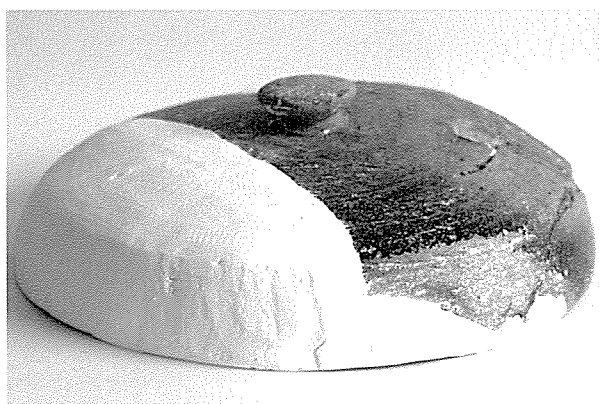


写真 22 須恵器 坏盖 (番号 18)



写真 21 須恵器 甕 (番号 17)

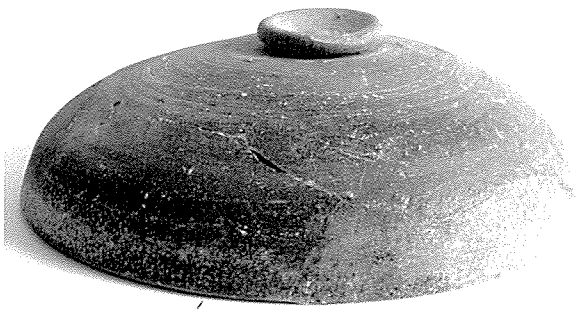


写真 24 須恵器 坏蓋 (番号 20)



写真 23 須恵器 坏蓋 (番号 19)



写真 26 須恵器 坏 (番号 22)

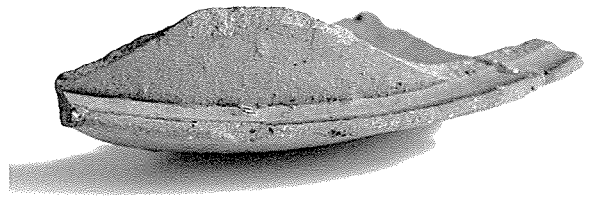


写真 25 須恵器 坏 (番号 21)



写真 28 須恵器 高坏 (番号 23)



写真 27 須恵器 高坏 (番号 23)

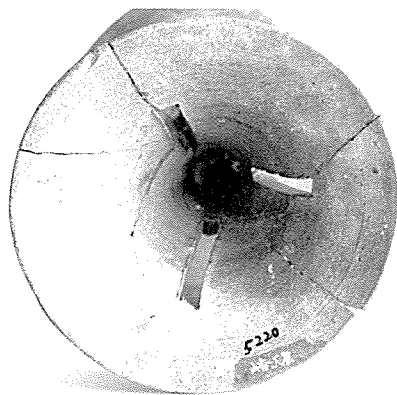


写真 29 須恵器 高坏 (番号 23・脚部内面)

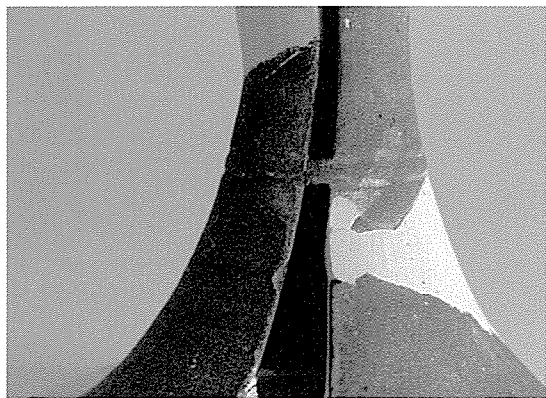


写真 31 須恵器 高坏 (番号 24)



写真 30 須恵器 高坏 (番号 24)

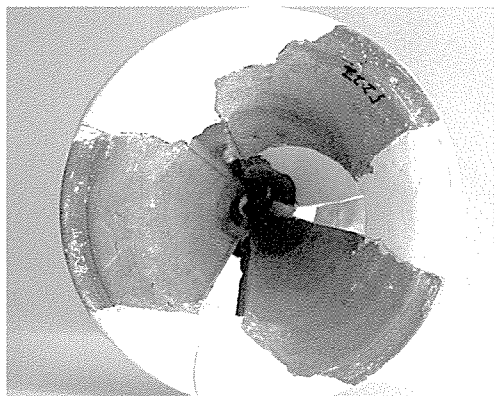


写真 32 須恵器 高坏 (番号 24・脚部内面)

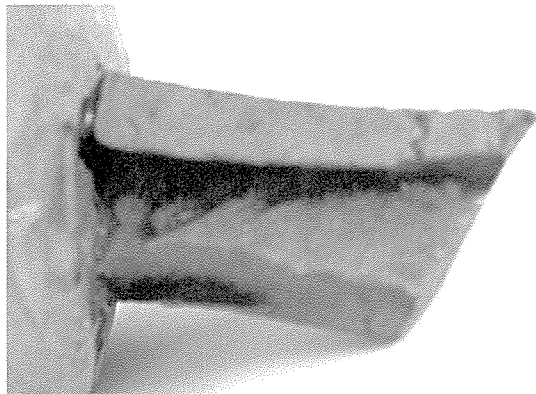


写真 34 須恵器 高坏 (番号 25・脚部内面)

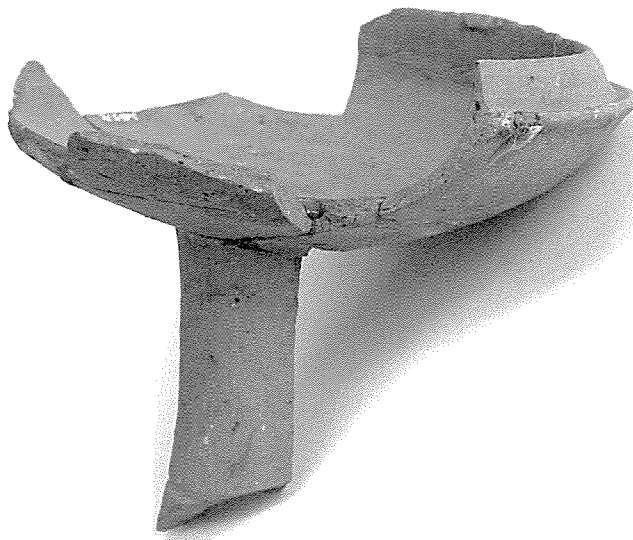


写真 33 須恵器 高坏 (番号 25)



写真 35 須恵器 高坏 (番号 25・身部と脚部の接合)



写真 37 須惠器 高坏 (番号 26)



写真 36 須惠器 高坏 (番号 26)

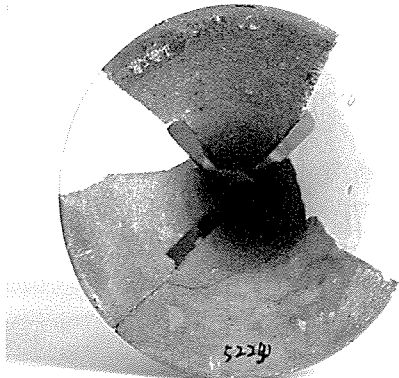


写真 38 須惠器 高坏 (番号 26)



写真 40 須惠器 高坏 (番号 27)



写真 39 須惠器 高坏 (番号 27)

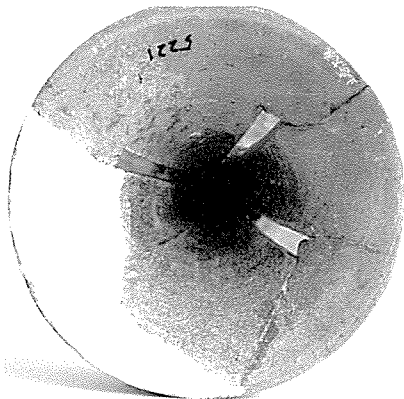


写真 41 須惠器 高坏 (番号 27・脚部内面)



写真 43 須恵器 提瓶 (番号 28・側面)



写真 42 須恵器 提瓶 (番号 28)

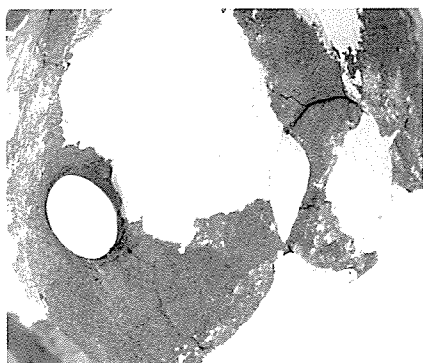


写真 44 須恵器 提瓶 (番号 28・内面)



写真 45 須恵器 甕 (番号 29)



写真 46 須恵器 甕 (番号 29・外面)

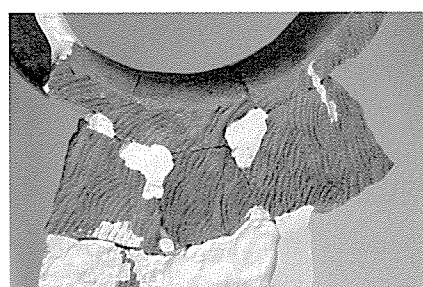


写真 47 須恵器 甕 (番号 29・内面)

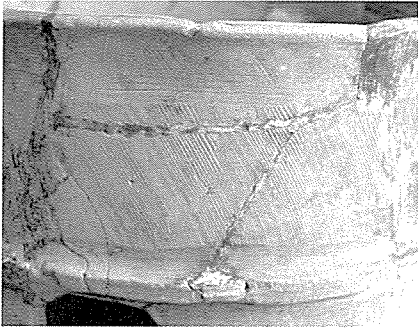


写真 49 円筒埴輪 (番号 30・外面)
※ 5 段目の外面

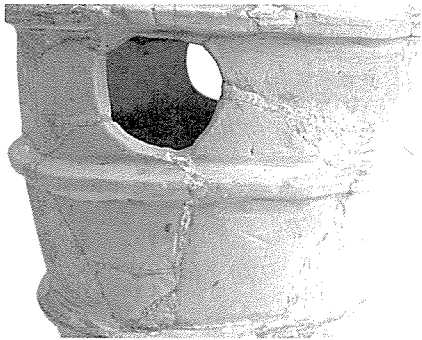


写真 50 円筒埴輪 (番号 30・外面)
※ 3・4 段目の外面



写真 51 円筒埴輪 (番号 30・外面)
※ 1・2 段目の外面

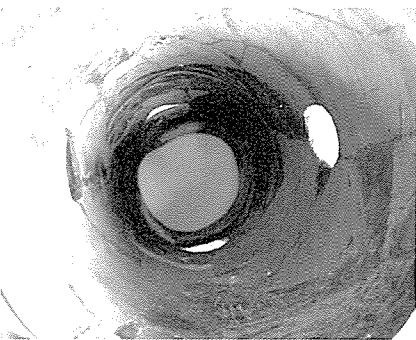


写真 52 円筒埴輪 (番号 30・内面)
※ 内面のスカシ



写真 48 円筒埴輪 (番号 30・外面)

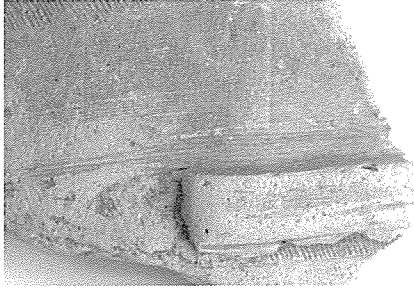


写真 54 円筒埴輪 (番号 31・外面)



写真 53 円筒埴輪 (番号 31・外面)

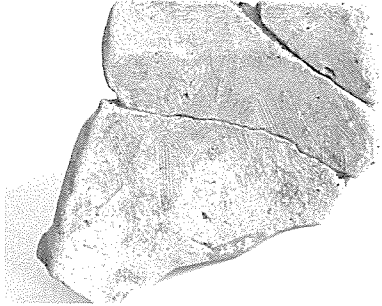


写真 55 円筒埴輪 (番号 31・内面)



写真 57 円筒埴輪 (番号 32・5 段目外面)

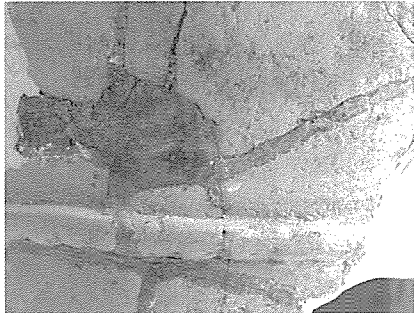


写真 58 円筒埴輪 (番号 32・3 段目外面)

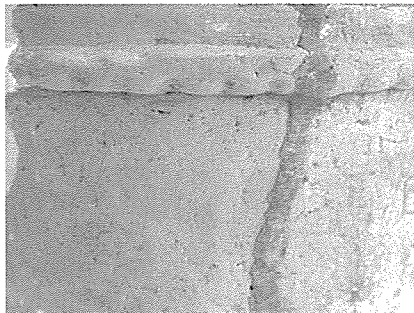


写真 59 円筒埴輪 (番号 32・1 段目外面)



写真 56 円筒埴輪 (番号 32・外面)



写真 61 円筒埴輪 (番号 33・外面)



写真 60 円筒埴輪 (番号 33・外面)



写真 62 円筒埴輪 (番号 33・内面)

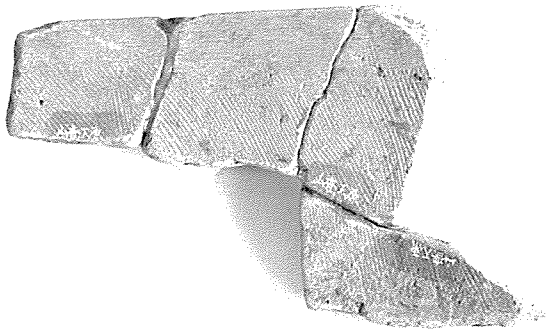


写真 64 円筒埴輪 (番号 34・内面)

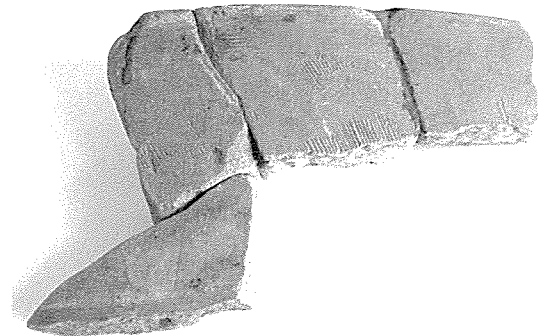


写真 63 円筒埴輪 (番号 34・外面)

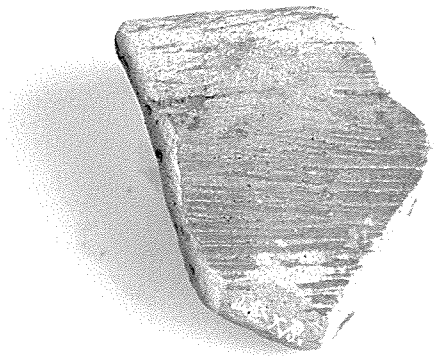


写真 66 円筒埴輪 (番号 35・内面)

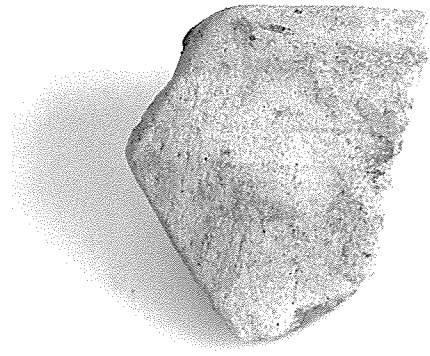


写真 65 円筒埴輪 (番号 35・外面)

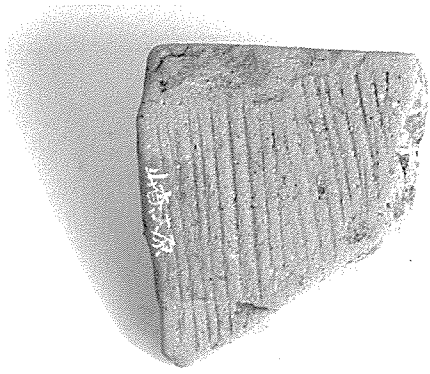


写真 68 円筒埴輪 (番号 36・内面)



写真 67 円筒埴輪 (番号 36・外面)

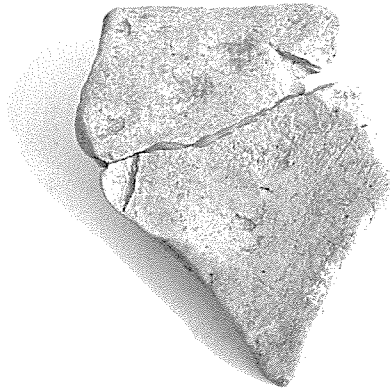


写真 70 円筒埴輪 (番号 37・内面)



写真 69 円筒埴輪 (番号 37・外面)

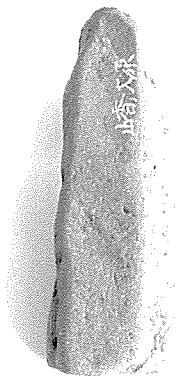


写真 72 円筒埴輪 (番号 39・内面)



写真 71 円筒埴輪 (番号 39・外面)

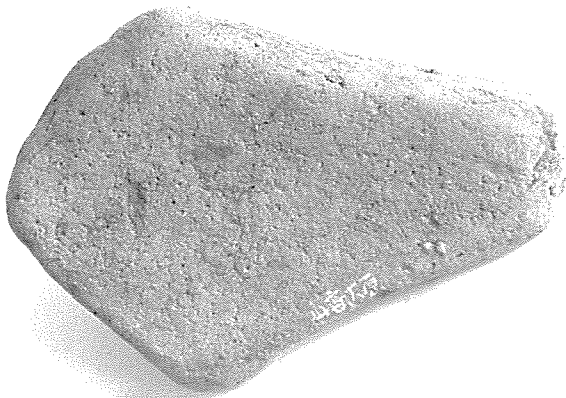


写真 74 円筒埴輪 (番号 40・内面)

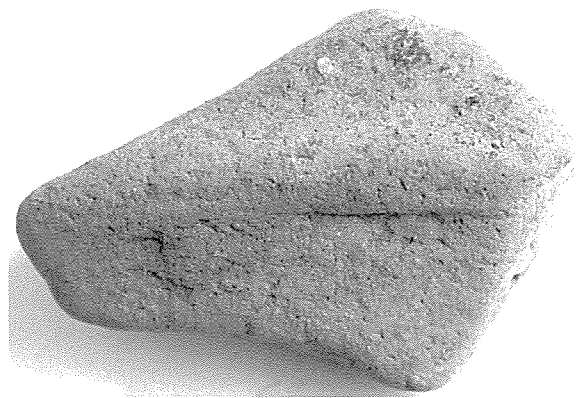


写真 73 円筒埴輪 (番号 40・外面)

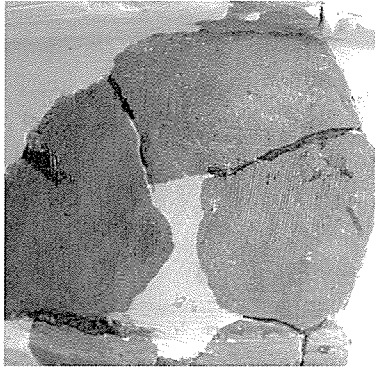


写真 76 円筒埴輪 (番号 38・外面)
※ 4 段目の外面

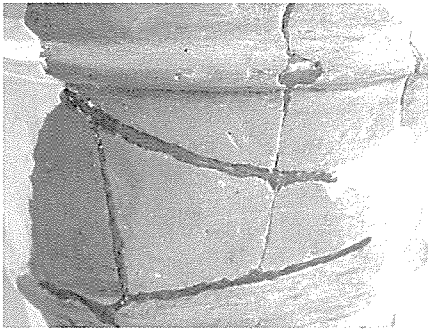


写真 77 円筒埴輪 (番号 38・外面)
※ 2 段目の外面



写真 78 円筒埴輪 (番号 38・外面)
※ 1 段目の外面



写真 75 円筒埴輪 (番号 38)

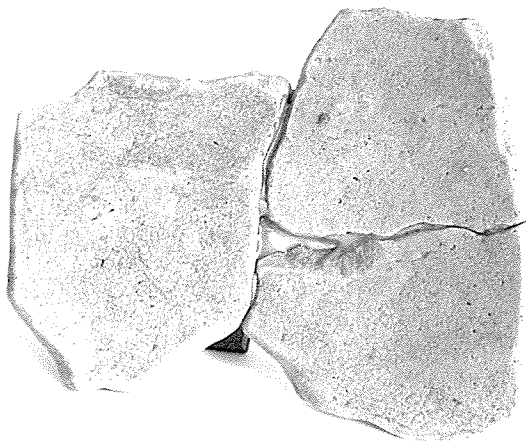


写真 80 円筒埴輪 (番号 41・内面)



写真 79 円筒埴輪 (番号 41・外面)



写真 82 円筒埴輪 (番号 42・内面)



写真 81 円筒埴輪 (番号 42・外面)



写真 84 円筒埴輪 (番号 43・内面)
※ 1 段目の内面



写真 83 円筒埴輪 (番号 43・外面)
※ 1 段目の外面

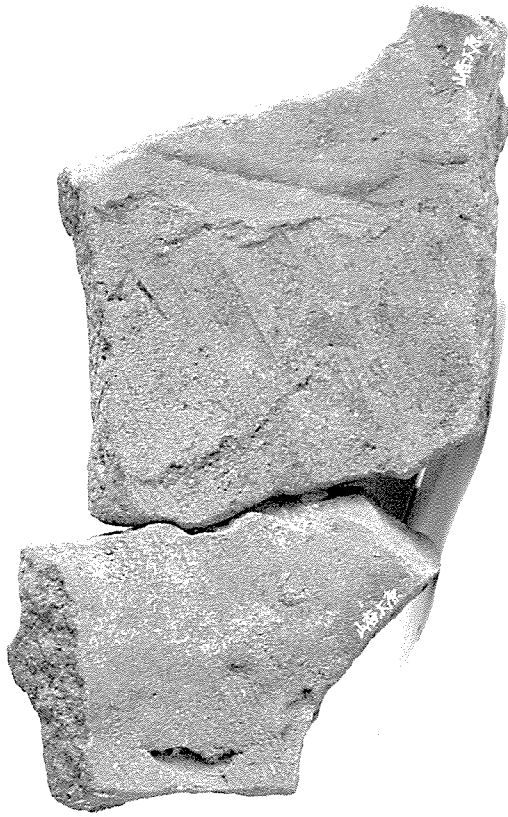


写真 86 円筒埴輪 (番号 44・内面)



写真 85 円筒埴輪 (番号 44・外面)

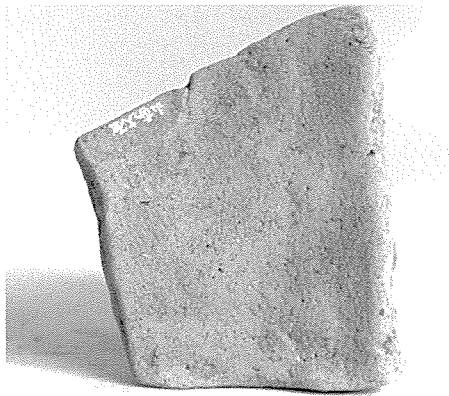


写真 88 円筒埴輪 (番号 45・内面)

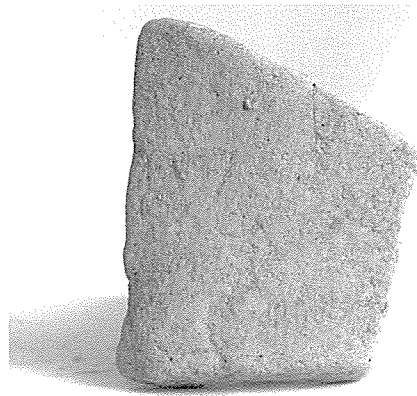


写真 87 円筒埴輪 (番号 45・外面)

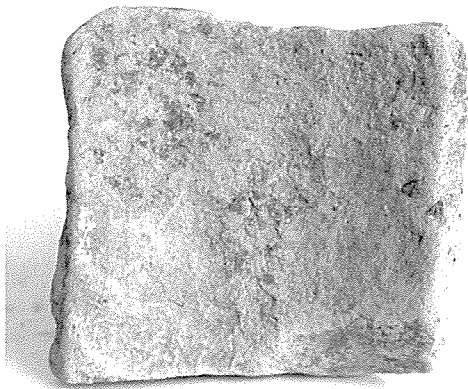


写真 90 円筒埴輪 (番号 46・内面)

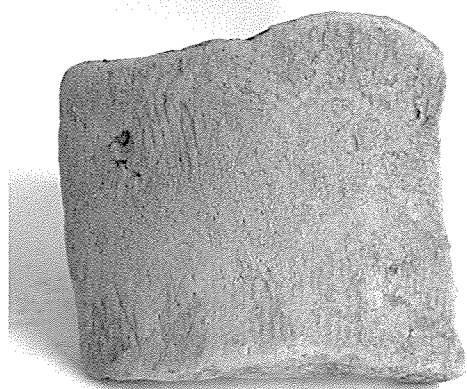


写真 89 円筒埴輪 (番号 46・外面)

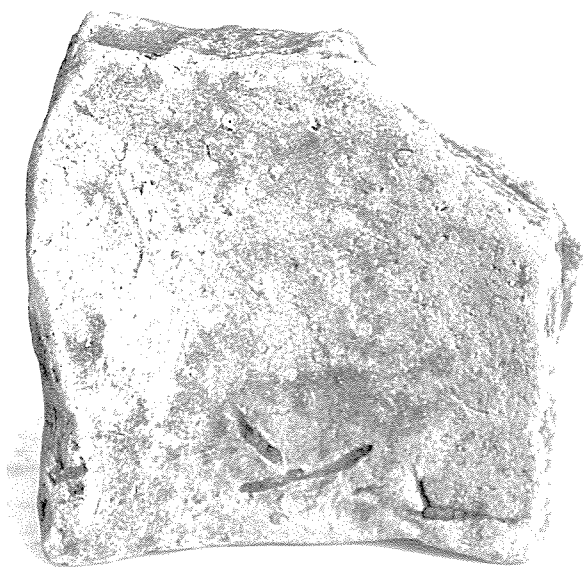


写真 92 円筒埴輪 (番号 47・内面)
※ 1 段目の内面



写真 91 円筒埴輪 (番号 47・外面)
※ 1 段目の外面

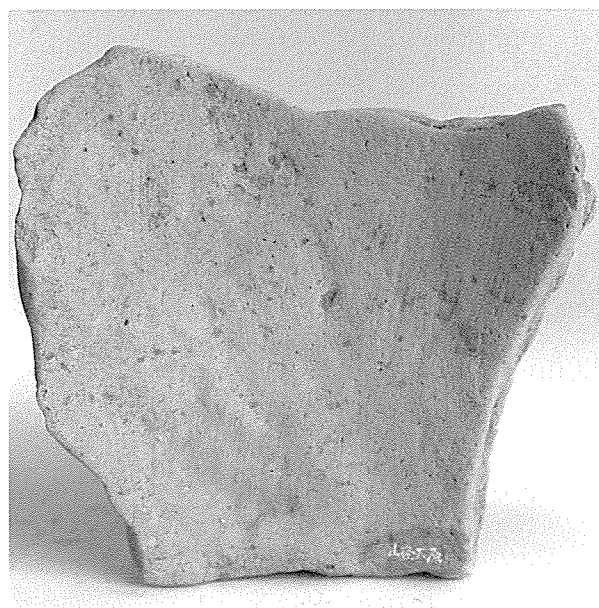


写真 94 円筒埴輪 (番号 48・内面)
※ 1 段目の内面



写真 93 円筒埴輪 (番号 48・外面)
※ 1 段目の外面



写真 96 円筒埴輪 (番号 49・内面)



写真 95 円筒埴輪 (番号 49・外面)



写真 98 円筒埴輪 (番号 50・内面)

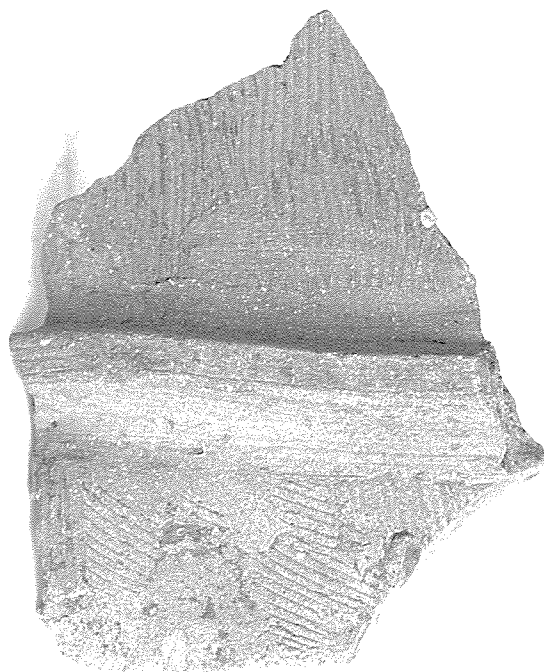


写真 97 円筒埴輪 (番号 50・外面)

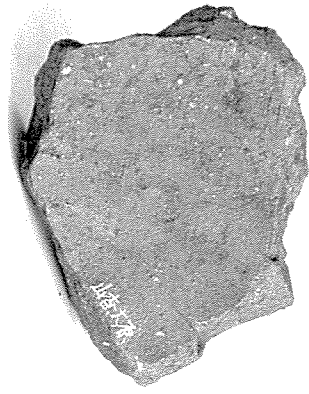


写真 100 円筒埴輪 (番号 51・内面)



写真 99 円筒埴輪 (番号 51・外面)

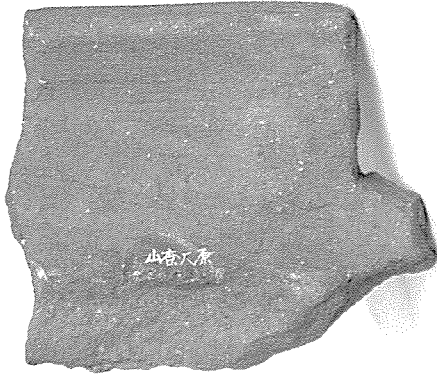


写真 102 家形埴輪 (番号 52・内面)

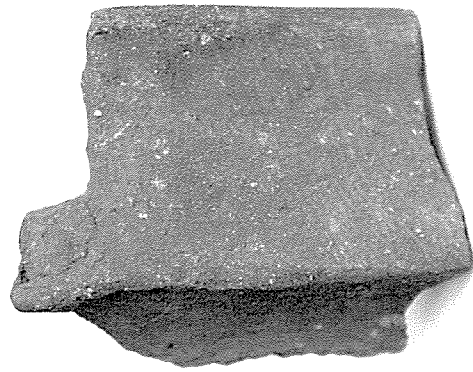


写真 101 家形埴輪 (番号 52・外面)



写真 104 家形埴輪 (番号 53・内面)



写真 103 家形埴輪 (番号 53・外面)

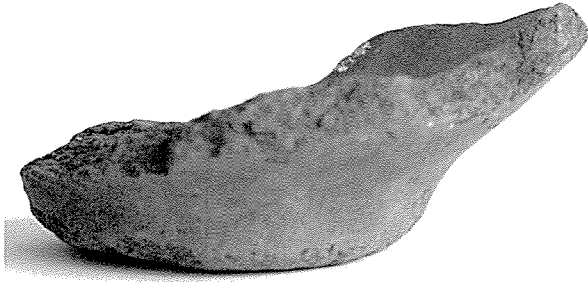


写真 106 弥生土器 壺 (番号 55)



写真 105 弥生土器 壺 (番号 54)

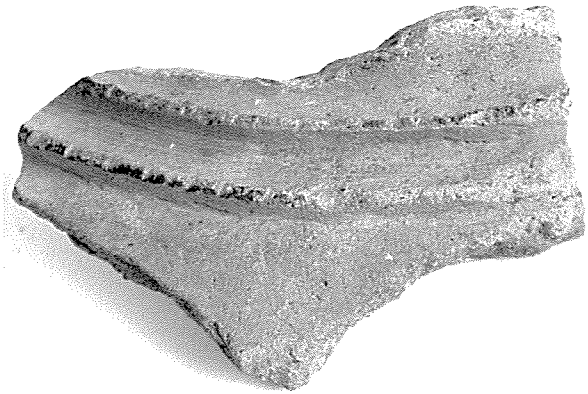


写真 108 弥生土器 壺 (番号 57)



写真 107 弥生土器 壺 (番号 56)

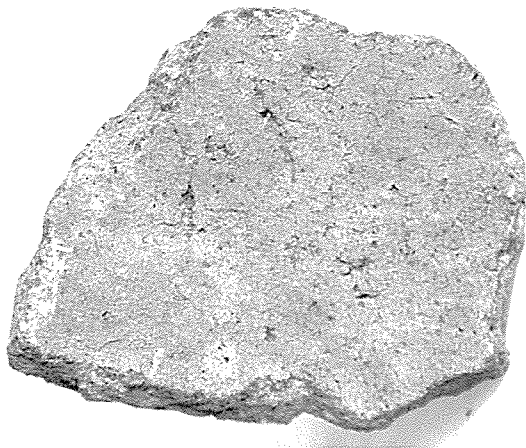


写真 110 弥生土器 壺 (番号 58)



写真 109 弥生土器 壺 (番号 58)

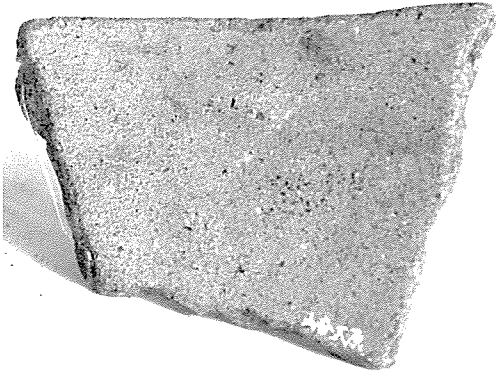


写真 112 弥生土器 甕 (番号 59・内面)



写真 111 弥生土器 甕 (番号 59・外面)

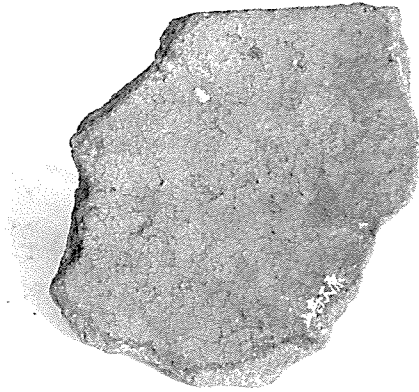


写真 114 弥生土器 甕 (番号 60・内面)



写真 113 弥生土器 甕 (番号 60・外面)

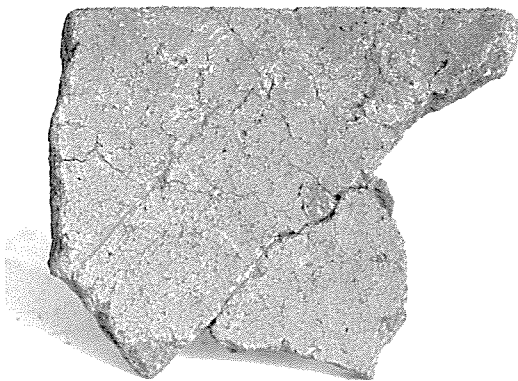


写真 116 弥生土器 甕 (番号 61・内面)

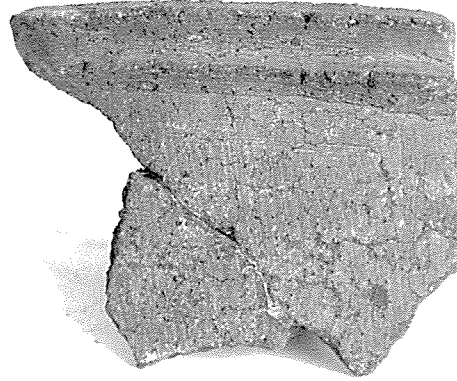


写真 115 弥生土器 甕 (番号 61・外面)

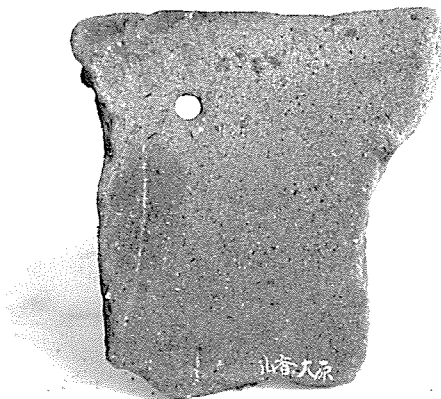


写真 118 弥生土器 甕 (番号 62・内面)



写真 117 弥生土器 甕 (番号 62・外面)

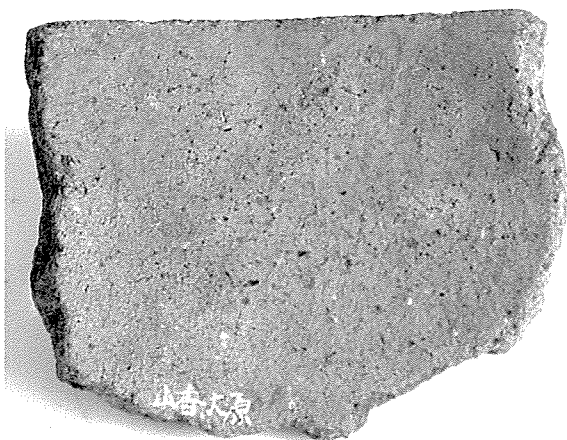


写真 120 弥生土器 甕 (番号 63・内面)



写真 119 弥生土器 甕 (番号 63・外面)

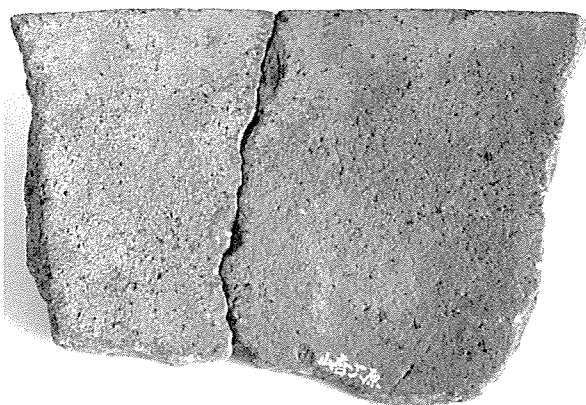


写真 122 弥生土器 甕 (番号 64・内面)



写真 121 弥生土器 甕 (番号 64・外面)



写真 124 弥生土器 甕 (番号 65・内面)

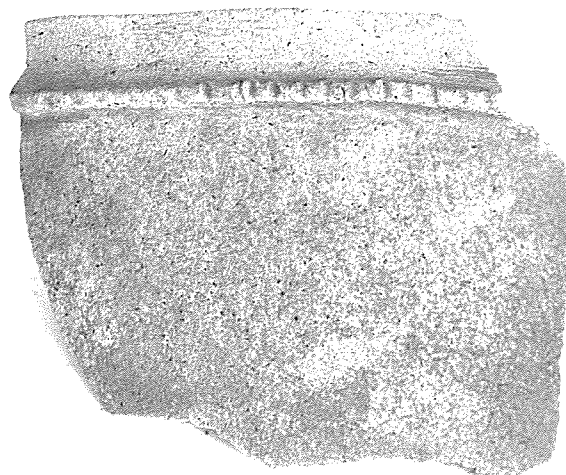


写真 123 弥生土器 甕 (番号 65・外面)

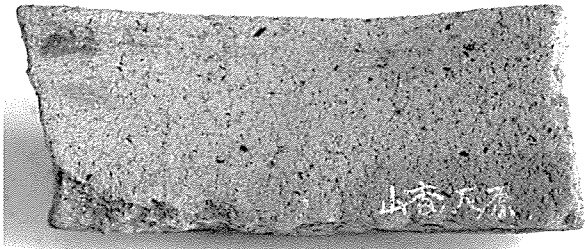


写真 126 弥生土器 甕 (番号 66・内面)

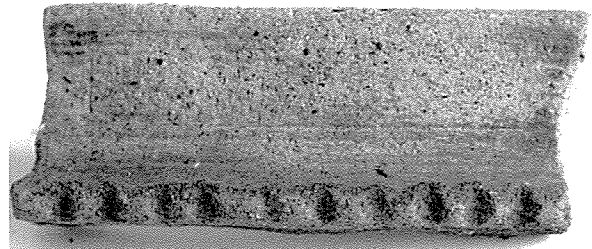


写真 125 弥生土器 甕 (番号 66・外面)

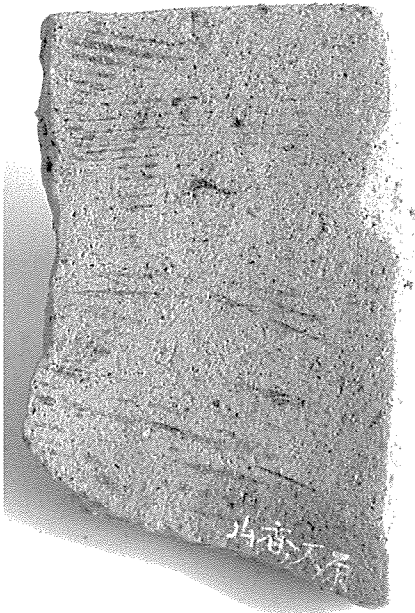


写真 128 弥生土器 甕 (番号 67・内面)



写真 127 弥生土器 甕 (番号 67・外面)



写真 130 弥生土器 甕 (番号 68・内面)

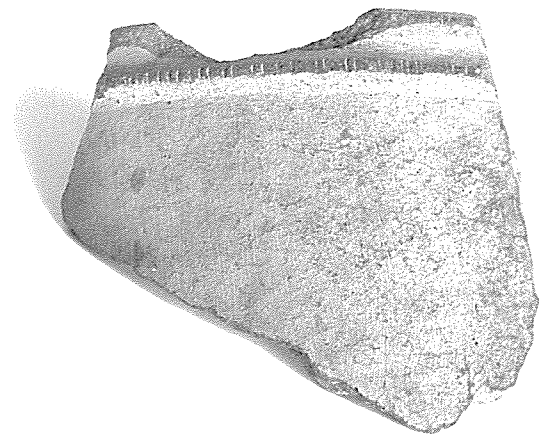


写真 129 弥生土器 甕 (番号 68・外面)

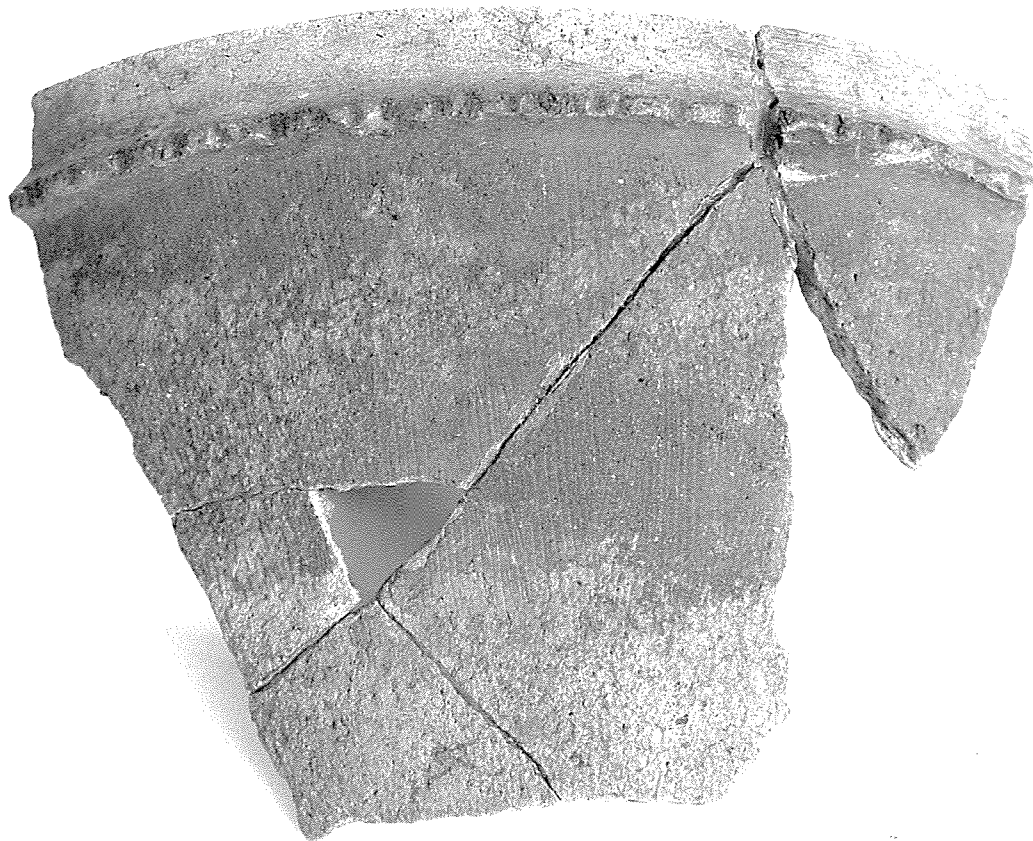


写真 131 弥生土器 甕 (番号 69・外面)



写真 132 弥生土器 甕 (番号 69・内面)



写真 133 弥生土器 甕 (番号 70・外面)

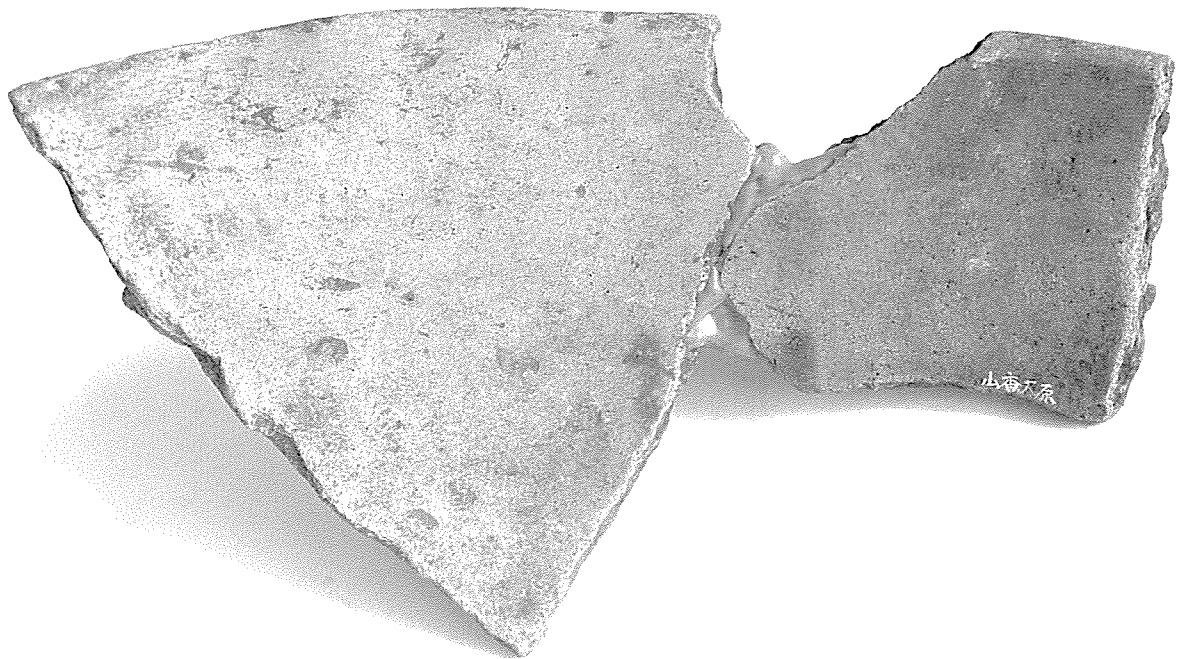


写真 134 弥生土器 甕 (番号 70・内面)



写真 137 弥生土器 甕 (番号 73)

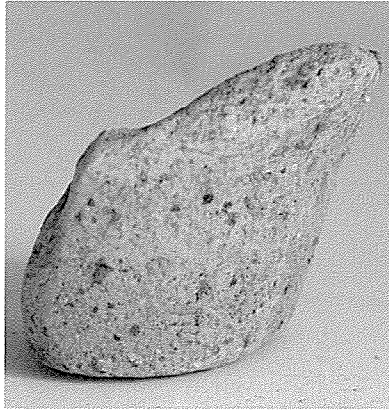


写真 136 弥生土器 甕 (番号 72)

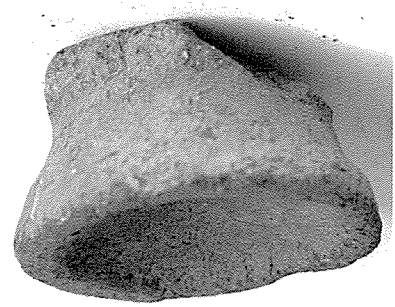


写真 135 弥生土器 甕 (番号 71)



写真 139 凹石 (B面) (番号 74)



写真 138 凹石 (A面) (番号 74)



写真 141 石斧 (番号 75)



写真 140 石斧 (番号 75)

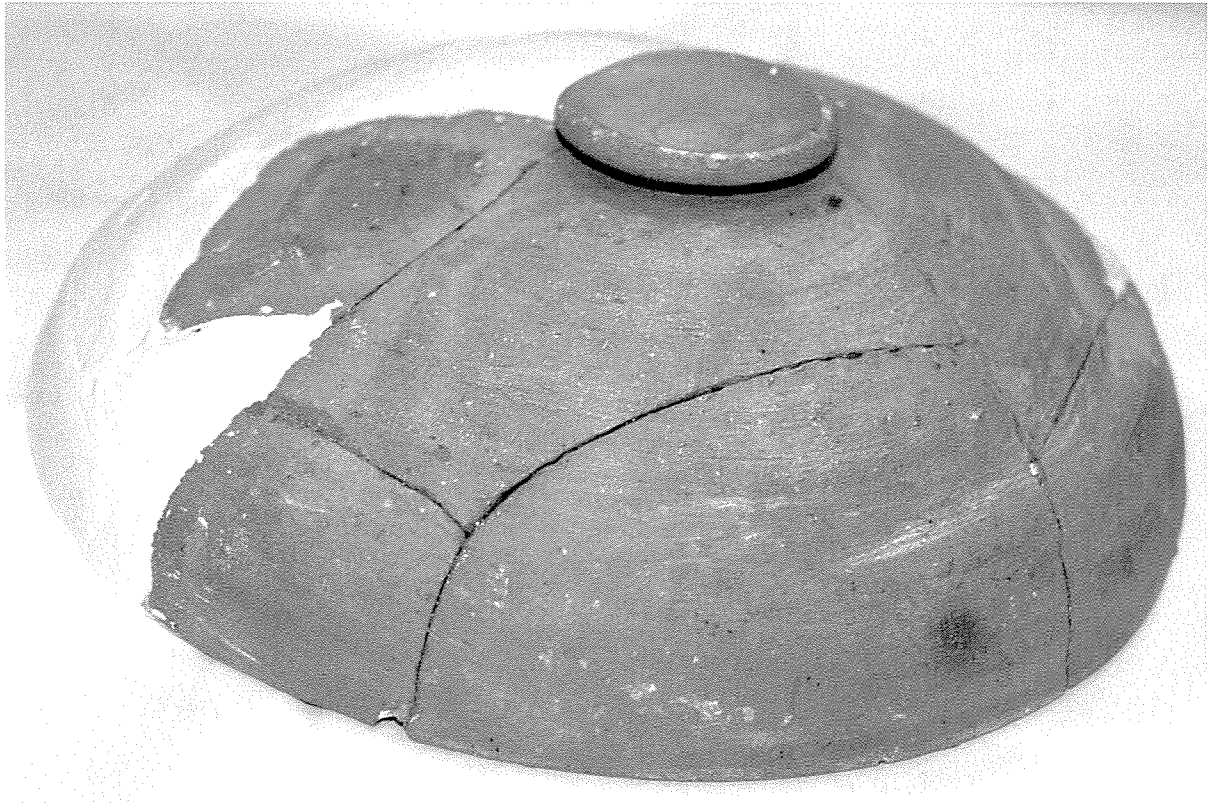


写真 142 須恵器坏盖 (番号 77)



写真 143 須恵器坏盖 (番号 77)



写真 145 須恵器提瓶 (番号 76)



写真 144 須恵器提瓶 (番号 76)

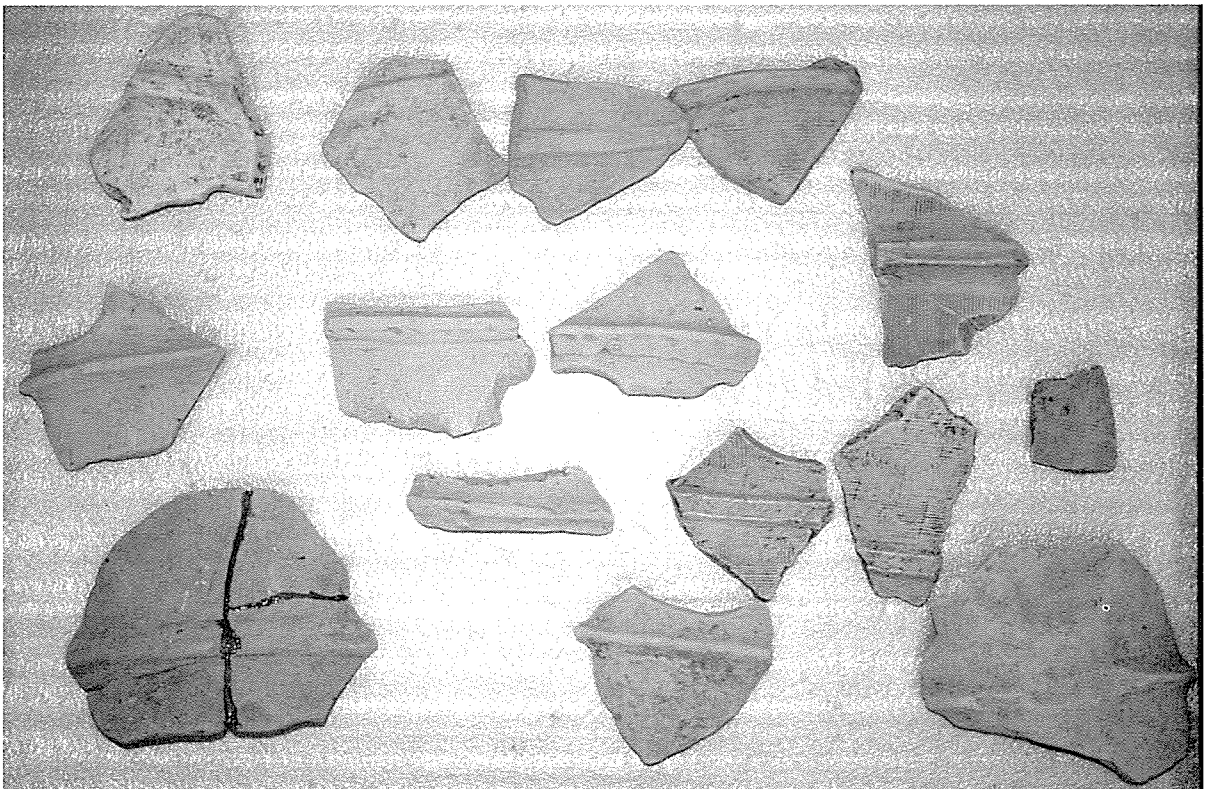


写真 146 円筒埴輪 参考資料



写真 147 石器および石製品 上から1段目：黒曜石・石英・頁岩、2段目：姫島産黒曜石の石核と剥片
3段目：砥石、4段目：燧石（六太郎角か）



II 近世資料

ここでは、中世山香郷域に関わる近世地誌の基礎資料として「山香郷図跡考」を紹介する。「山香郷図跡考」は、『山香町誌』（山香町誌刊行会、一九八二年）に全文が、そして『日出町誌』史料編（日出町役場、一九八六年）にも一部がすでに紹介されている。しかし、中世山香郷域における集落と耕地を考える場合、「山香郷図跡考」の記載内容について再検討を行うことは不可欠である。そこで本書では、「山香郷図跡考」をあらためて翻刻・掲載することにした。

まず最初に、底本として使用した史料について触れておくことにしよう。

今回、底本として使用したものは、日出町立萬里図書館が所蔵する「山香郷図跡考」である（題箋には「日出図跡考」と表記あり）。これは、内表紙の記載から、昭和二三（一九三八）年三月に財団法人帆足記念図書館（現・日出町立萬里図書館）が筆写したものであることがわかる。現在、「山香郷図跡考」として所在が確認できるものは、この日出町立萬里図書館が所蔵する写本だけである（以下、「図書館本」と表記する）。

ところで、上述した『山香町誌』と『日出町誌』史料編は、いずれも使用した底本を明記していない。両者の翻刻内容を比較すると、冒頭の「豊後国速見郡日出領分之来歴」中にほどこされている読点に若干の相違点がみられるものの、それ以降の内容にはほとんど違いがない。したがって、『山香町誌』と『日出町誌』史料編は、同じ底本を使用したと考えられる。この両者を、図書館本の内容と比較してみると、体裁・用語等に大きな相違点を確認できないことから、『山香町誌』と『日出町誌』史料編でも図書館本を底本とした可能性が高い。

ここで問題となるのは、昭和一三年三月に図書館本が筆写された際、いったい何を底本としたのかということである。現在、杵築市教育委員会には、『山香町誌』編纂時に収集・調査された『山香町誌編纂資料』が収蔵されている。このなかに、「図跡考 山香郷 全」と題された翻刻原稿がのこっている（以下、「原稿」と表記する）。この原稿は、杵築市山香町・個人が旧蔵した『阿南家文書』所収の「山

香郷図跡考」（安永八（一七七九）年二月筆写）を底本とする。現在、『阿南家文書』はすべて焼失しており原史料を確認することはできないが、原稿をみる限り、図書館本の記載内容とは明らかな相違点が見受けられる。

【史料①】

- 一 元和三歳五月廿六日 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛永十一歳八月四日 大猷院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛文四歳四月五日 厳有院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル

【史料②】

- 一 元和三年五月廿六日 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛永十一年八月四日 大猷院様ヨリ三万石之御朱印出ル
- 一 寛文四年四月五日 厳有院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル
- 一 貞享元年九月廿一日 征夷大将軍綱公ヨリ二万五千石之御朱印出ル

【史料①】は図書館本の、【史料②】は原稿のそれぞれ冒頭部分に記されている豊後日出藩朱印高の書き上げである。年代表記に用語の違いがあるが、何より大きな相違点は、【史料②】には江戸幕府五代將軍徳川綱吉の代における朱印高の記載があるのに対して、【史料①】にはそれがみられないことである。これ以降の記載内容についても、図書館本と原稿との間には、体裁・用語等の違いを数多く確認することができる。

結局、現状では、昭和一三年三月に図書館本が成立した際、その底本とされた史料を明らかにすることはできない。しかし、『阿南家文書』に伝来していた安永八年の写本とは別の「山香郷図跡考」が過去に存在していた可能性は否定できない。いずれにしても、今のところ所在が確認できる「山香郷図跡考」は、図書館本以外にはなく、その内容を正確に翻刻して後世に伝えていくことは大きな意義をもつものといえるだろう。

次に、「山香郷図跡考」の概要について述べていくことにしたい。

「山香郷図跡考」については、すでに後藤重巳氏が『大分県史』近世篇（大分県、一九八五年）において以下のようにまとめられている。

（一）元禄年間（一六八八～一七〇四）に、野原大庄屋役をつとめていた野原

太郎兵衛が「図跡考」を編纂した。

- (2) 野原太郎兵衛が編纂した「図跡考」が、中世山香郷域に限定されていることを惜しんだ日出藩の二宮兼善が、それ以外の藩領を対象に同様の地誌の編纂を計画し、寛政九(一七九七)年に川崎・津嶋・北仁王・南仁王・北大神・南大神・八代・北藤原・南藤原・八坂一〇カ村の「図跡考」一三巻を完成させた。

- (3) 二宮兼善が、寛政九年に完成させた一〇カ村の「図跡考」のうち、北大神村と八坂村のものは現存していない。

(1)の元禄年間に野原太郎兵衛が編纂した「図跡考」が「山香郷図跡考」である。図書館本の冒頭には、「図跡考 山香郷 野原太良兵衛著」と記されている。野原太郎兵衛は、元禄一四(一七〇一)年、前野原大庄屋役野原太郎右衛門の解任を受けて、内河野大庄屋役から野原大庄屋役へ転任した人物である。その後、野原大庄屋役は、享保一四(一七二九)年に二代野原太郎兵衛が解任されると阿南喜助がつとめている(以上、前掲『山香町誌』三五六頁)。すなわち、「山香郷図跡考」は、初代あるいは二代どちらかの野原太郎兵衛によって、元禄一四年から享保一四年にかけての間に編纂されたものといえる。

さらに、本文中にも目を向けてみよう。図書館本に記載された記事を一覧すると、元禄期前後の記事としては、「上後川内村」の項にみえる元禄一五年のものがもっとも新しいことがわかる。この元禄一五年の記事では、同年をたとえば「当年」と表現してはいない。「山香郷図跡考」は、元禄一四年に野原大庄屋役に就任したばかりの野原太郎兵衛が元禄末期に編纂したとするよりも、続く一八世紀初頭の宝永・正徳期頃に編纂されたと理解する方が自然ではないだろうか。

さて、図書館本を一覧すると、享和三(一八〇三)年、文化二(一八〇五)年、安政六(一八五九)年の記事がみられることがわかる。このうち、文化二年の記事は「恒道村」と「倉成村」の両項にあるが、いずれも頭注として記載されたものである。また、安政六年の記事(「鶴成村」の項)には、ほかの記事とは異なり、文頭に「〇」印がほどこされている。以上をふまえれば、享和期も含めて文化・安政期の各記事はのちに加筆されたものとみて間違いない。

- (2)の寛政期に二宮兼善が編纂した「図跡考」は、一般的に「日出図跡考」と総称されているものである。これについて、辻治六編『日出年代史(増補)』(日出町立萬里図書館、一九六九年)には、寛政八年の項に「郡奉行二宮兼善、図跡考十二巻を著す」とみえている。この記述と後藤氏の見解との相違については、今後の課題としたい。なお現在、日出町立萬里図書館には、川崎・津嶋・南大神・八代・北藤原・南藤原六カ村の「図跡考」が所蔵されている。

続いて、「山香郷図跡考」の記事内容について概観することしよう。

実は、「山香郷図跡考」の記事内容には、歴史事実の誤認がいくつか確認される。冒頭の「豊後国速見郡日出領分之余歴」では、豊臣秀吉による大友義統改易後の豊後国で実施された太閤検地を天正一九(一五九一)年のこととしているが、これは文禄二(一五九三)年の誤りである。このため、これに続く「明歳文禄元歳壬辰ヨリ、毛利表吉重政代官日出浮津二住」の一文における「明歳」は、文禄元年ではなく文禄三年が正しい。したがって、これ以降の「自明歳二歳徳善院玄以法印、代官」中の「明歳」は文禄四年、「明歳杉原伯耆守代官」中の「明歳」は慶長元(一五九六)年、「明歳福原右馬允、速見・大分両郡、二歳知行、府内城ヲ築住」中の「明歳」は慶長二年となる。なお、「自明歳二歳、速見・国東二郡、長岡越中守忠興預之」の一文は「明歳」自体が誤りで、細川忠興の豊前一国と豊後二郡(速見・国東両郡)への入封は慶長五年のことである。

「日指村」の項では、天文三(一五三四)年、大内氏と大友氏との間で起こった勢場ヶ原の戦いについて記されているが、この部分にも誤りがある。野原太郎兵衛は、勢場ヶ原の戦いについて、「毛利元就手勢」が豊後に侵入したと記しているが、これはいうまでもなく大内義隆の誤りである。さらに、この戦いにおける大友方の大将の一人を「吉弘石見守鎮信」としているが、正しくは吉弘氏直である。こうした、勢場ヶ原の戦いを毛利氏と大友氏との間の合戦と誤認した記事は、「山浦村」の項にもみることができる。

歴史事実を誤認したこれらの記事は、「山香郷図跡考」の、ひいては近世地誌の史料限界を示すものといえよう。

最後に、「山香郷図跡考」における記事内容の特徴を整理して、解題をまとめ

ることにはしたい。

冒頭には、「豊後国速見郡日出領分之来歴」と題して、すでに述べた大友義統の改易から、木下氏を藩主として日出藩が成立するまでの過程を簡潔に記している。これに続いて、「南畑村」・「日指村」・「久木野尾村」・「山浦村」・「上後川内村」・「鶴成村」・「下後河内村」・「貫井村」・「西野原村」・「恒道村」・「倉成村」・「広瀬村」・「小武村」・「大片平村」の順に、一四カ村の記事を書き上げる。さらに各村単位では、「南畑村」を例にすれば、「大所」・「長迫」・「合間小野」をはじめとする一四集落を列記し、各集落ごとに記事を書き上げている。

「山香郷図跡考」の記事は、基本的に簡潔にまとめられた短いものであるが、各記事を一覧すると、その特徴は以下のように整理することができる。

(ア) 山香郷の総鎮守とされている八旗八幡神社（「八幡森」とその神事に関する諸役についての記事が多い。

(イ) 溜池の築造をはじめとする耕地開発についての記事が散見される。

「南畑村」の「大所」集落の項には、「往昔八幡森神事に大所役と云事あり」と記されている。「大所役」が、神事においてどのような役割を果たしたのか明らかではないが、これは近世中期には存在しないようである。また、「俣井川原」・「赤山」集落（「上後川内村」内）、「三郎丸」・「林崎」集落（「鶴成村」内）、「余名」集落（「下後河内村」内）、「行重」集落（「貫井村」内）、「徳富」集落（「倉成村」内）の七集落からは「神輿役人」を出しているという。このほかにも、「鶴成村」・「貫井村」・「恒道村」・「倉成村」・「小武村」の五カ村に、行幸の際の「台持役人」をはじめ、「御具足持」・「神輿役人」・「駕輿丁役人」・「咎別当役」などの諸役が記されている。中世山香郷域の各村が、近世においてもなお、八旗八幡神社の神事を通して結びつきを維持していたことがうかがえる。

一方、溜池に関する記事は、「山浦村」・「上後川内村」・「倉成村」・「広瀬村」・「大片平村」の五カ村で七件を確認することができる。「山香郷図跡考」は近世中期（一八世紀初頭）に編纂された地誌であるため、七つの溜池が近世前期に築造されたものであることはいまでもない。これら七つの溜池に共通するのは、すべて日出藩の主導のもとで築造されたと推測できる点である。それぞれの記事は、

杉野九兵衛・帆足半左衛門・長谷川休頓をはじめとする「奉行」のもとで溜池築造が進められていたことを伝えている。近世前期は、一般的に大開発の時代として知られているが、日出藩でも藩の主導のもとで、溜池の築造をともなう耕地開発が志向されていたといえよう。

このほか、「山香郷図跡考」の記事内容において留意される点をいくつか指摘しておきたい。

まずは、「恒道村」の表記についてである。同村の「龍頭」集落の項では、「恒遠・倉成両村」という表記を「恒道・倉成両村」に訂正している。さらに、「倉成村」の「中村」集落の項では「恒遠の内福庵渡」、また「広瀬村」の「轟」集落の項でも「恒遠小野尾に境」と、本来「恒道」と表記すべきところを「恒遠」と記している。これら三カ所の「恒遠」の表記は、「恒道村」が本来は「つねとう」あるいは「つねどう」と呼ばれていた可能性をうかがわせている。すでに述べたように、「山香郷図跡考」は図書館本以外に所在確認ができないため、これ以上の検討は今のところできない。しかし、上述した三カ所の表記は単純な誤記とは考え難く、「恒道村」が過去に「つねとう」あるいは「つねどう」と呼ばれていた記憶が引き起こしたものと推測されるのである。

なお留意されるのは、「恒道村」の「神塩」集落の項にみえる震災記事である。ここには、「宝永四丁亥十月四日大地震」と「慶長之比大地震」の二件の記事が記されている。宝永四（一七〇七）年の「大地震」とは、同年に遠州灘沖から紀伊半島沖を震源として発生したいわゆる宝永大地震を指している。慶長期の「大地震」については詳細な年代の記載がないが、豊後では慶長元年に大地震が発生している。この記事は、近世中期の豊後の人々にとって、慶長期および宝永期の地震が記憶するに値するものであったことを示している。

ところで、なぜ野原太郎兵衛は「山香郷図跡考」を編纂したのか。今回は、このもっとも重要な疑問点を解明することができなかった。「山香郷図跡考」の記事内容を正確に読み解くためにも、この点は今後の本調査のなかで明らかにしていきたいと考えている。

圖跡考

山香郷

野原太良兵衛 著

豊後國速見郡日出領分之采歴

天正十九年辛卯春秀吉公使兩臣檢地豊後國速見郡珠日田四郡
 官部注印大分海部大野直入四郡山口五番全歲官部注印高田城二住
 之下知入明歲文禄元歲壬辰ヨリ毛利表吉宣改代官日出津津二住自
 明歲二歲徳善院玄以法印代官明歲杉原伯耆守代官明歲福原右馬允
 速見大分兩郡二歲知行有内城ヲ築住自明歲二歲速見國東二郡長岡
 越中守忠興預之、慶長六歲辛丑速見郡内三ノ名賜于木下右衛門大夫
 延俊築日出城

一元和三歲五月十六日 徳善院様ヨリ三ノ石之御朱印出ル
 一寛永十一歲八月四日 大猷院様ヨリ三ノ石之御朱印出ル
 一寛文四歲四月五日 嚴有院様ヨリ二ノ石之御朱印出ル

豊後國速見郡之内十六ヶ村

日出村 大榎村 藤原村 八代村 八坂村

廣瀬村 小武村 倉成村 恒道村 廣井村 後川村

高二万五千石 桑野尾村 南畑村 山浦村

御朱印奉行 木多漆路守 牧野因幡守

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

日出村 南畑村 桑野尾村 山浦村

写真 148 「山香郷図跡考」(日出町立萬里図書館所蔵)



川崎圖跡考

二宮六郎兼善 撰

滝 五郎義孝 同校

藤井 廣吉 希徳

二橋 五郎祐綿

仁王 五郎祐英

村尾 甲村 南条村
北条村 南条村

川崎村と慶長三年の旧記とより甲辰の年と二年ありこれより川崎といふ名の川の川崎村なり慶長三年より川崎なる地名とせんありしに
迎修三河
入國の事とありしと云ふこと川崎の事なりと云ふに
川崎

宗行村

内 二百九十九
拾三片 馬 牛

南河原史古集に云く昔に宗行が家とありて宗行は
何人といふ事不詳惟所に位より云々云々云々
村名の下に云く元久の頃と云ふ宗行の墓あり古松あり
古集に云く宗行の塔と云く宗行の塔と云く宗行の墓と云く
宗行の墓と云く宗行の塔と云く宗行の墓と云く
宗行の墓と云く宗行の塔と云く宗行の墓と云く
宗行の墓と云く宗行の塔と云く宗行の墓と云く
宗行の墓と云く宗行の塔と云く宗行の墓と云く

千人魂の墓あり此の墓中の活あり
古田の地蔵あり石と云ふ事云々云々云々
洞中より遷居すといふ史古集に云く先祖の墓と云く
何れと云く宗行の墓と云く
天満宮
石臼の古蹟に相傳へ
川崎村八天神の二社に古河村の史古集にて云ふ所の古河は宗
行といふ事後南村の史古集に云く宗行の墓あり
一 史古集に云く宗行の墓あり云々云々云々
史古集に云く宗行の墓あり云々云々云々
史古集に云く宗行の墓あり云々云々云々
史古集に云く宗行の墓あり云々云々云々
史古集に云く宗行の墓あり云々云々云々

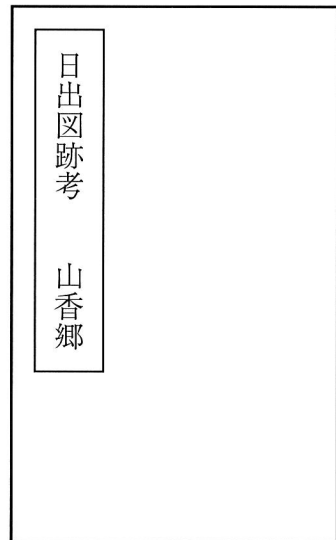
治政二年 宗行史古集 序述

写真 149 「川崎図跡考」(日出町立萬里図書館所蔵)

凡例

- 一 翻刻にあたっては、原則として原史料の体裁にしたがった。本文中には、地名に傍線がほどこされているが、これについてもそのまま示している。ただし、読解の利便性を考慮して左記の諸点は改めた。
 - * 用字は、地名・人名等を含めてすべて常用漢字を用いた。
 - * 本文中には、読点（、）および並列点（・）を補った。ただし、原史料にはもともと読点が記されている部分があり、こうした読点はコンマ（、）で示した。
 - * 欠字はとくに示さなかった。
 - * 割注は、一行にまとめて活字を小さくして表記した。
 - * 変体仮名は、江（え）・而（て）・者（は）を除いて、すべて平仮名に改めた。
 - * 翻刻が不可能な文字は、字数に応じて□で示し、字数が不明な場合は「」で示した。
 - * 抹消箇所は、その文字の右側に（■）を付して示した。
 - * 当時、慣用的に用いられた文字、あるいは明らかかな誤字・誤用と思われる箇所は原史料の表記にしたがい、その箇所の右側に（）で囲んで正しい文字を示すか、（ママ）と注記した。このほか、校訂者による傍注は、すべて（）で囲んで示した。
 - * 頭注は、該当する本文の直後に【頭注】として表記した。

（縦帳三三丁／縦二七・〇cm×横一八・九cm）



図跡考

山香郷

野原太良兵衛 著

豊後国速見郡日出領分之来歴

天正十九年辛卯春、秀吉公使（豊臣秀吉）而臣檢地豊後国国東・速見・玖珠・日田四郡、宮部法印、大分・海部・大野・直入四郡、山口玄蕃、今歳宮部法印高田城二住シ下知ス、明歳文禄元歳壬辰ヨリ、毛利表吉重政代官日出浮津二住、自明歳二歳徳善院玄以法印、代官、明歳杉原伯耆守代官、明歳福原右馬允、速見・大分而郡、二歳知行、府内城ヲ築住、自明歳二歳、速見・国東二郡、長岡越中守忠興預之、慶長六歳辛丑速見郡内、三万石賜于木下右衛門大夫延俊築日出城

元和三歳五月廿六日

（徳川秀忠） 台徳院様ヨリ三万石之御朱印出ル

寛永十一歳八月四日

（徳川家光） 大猷院様ヨリ三万石之御朱印出ル

寛文四歳四月五日

（徳川家綱） 厳有院様ヨリ二万五千石之御朱印出ル

豊後国速見郡ノ内十六ヶ村

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|------|
| 日出村 | 辻間村 | 大神村 | 藤原村 | 八代村 | 八坂村 |
| 広瀬村 | 小武村 | 倉成村 | 恒道村 | 貫井村 | |
| 日指村 | 久木野尾村 | 南畑村 | 山浦村 | | |
| | | | | | 後川内村 |

高二万五千石

御朱印奉行 本多淡路守 牧野因幡守

南畑村

大所

右此所往昔八幡森神事に大所役と云事あり、毎年役人出るよし、今は中総社役二十四名の其一なり

長迫

右此所之弁済使角右衛門といふ者あり、元禄七年戊二月廿四日日出にて同日夜半に魚の棚町尻四辻の所にて、何者の所為とも不知自身の脇さしにて左の脇腹を差通し相果居る、其後従上数月雖有穿鑿皆て不知

合間小野

右此所御公料天間村に近し、用木多し、民家六、七軒有り

小手吹

右此所民家二軒、後に大山丸太山に続く、前に川流る

丸田

右此所人隣離る、事五拾丁、民家五、六軒、後に大山あり、則丸田山といふ、用木多し、岩石余に勝れ猪・鹿・猿多し、大蛇すむといふ、山の長百丁余

小田村

右此所豊前宇佐郡中津領若林に近し、椎谷の瀧西に当て見る、其間五拾丁、民家拾軒余あり、元禄七甲戌三月廿五日瀧水口より坪迄繩を下改、其高四拾参間丈にして二十七文九寸、同瀧坪広差径し二十四間に廿一間畝にして耆反式畝九歩余

大内ヶ平

右此所民家五、六軒、古来所之証文所持之民あり、村より北に当り往還端に鹿皮石と云所に八幡の社あり、宇佐の末社のよし、此証文もあり

松尾

上河内

右此所に城山あり、往昔住居の跡あり、城主吉弘山城守親元大友の良徒か、今は竹木多く猪・鹿多し、大内徳応乱入応永廿八年此城にて戦、城山の中西の方に八幡の宮あり、將軍は義持公也(足利義持)

今畑

右此所に泉あり、流末本郷の大河と成る、木付城下に落る、行程六、七里

薄尾

元禄七年に新地初而出来

高平

田ノ口

右此所貞享二乙丑正月廿二日、領主右衛門大夫延俊公山香御鷹野御帰之節初而庄屋所に御止宿

目碕

日指村

中山

下河内

東

迫田

助田川内

徳常

右此所民家三、四軒、人家より西南に当て鳥屋山あり、山中に社あり、三ツバメの神と云、神書曰、丹生の明神かむかしより猪・鹿多し、領主御猪狩の地也

立岩

右此所に見事なる立石あり、仍て名にあふ物か

伏ヶ崎

板垣

田ノ縁

松永

西福寺

右此寺禪宗、本尊立像阿弥陀、運慶作と云、大友の家臣田北勘解由左衛門鑑生屋敷の跡あり、今は田に成る

尾崎

米山

小杉

見地

梅田

右此所川辺に妙見の神祠あり、祭礼十一月朔日也

長田

右此所貫井、西中尾村と先年境の争論有之よし、西中尾左京・見地七郎左衛門と云者証文割符あり、年号文祿年中也

桑原

尾花

右此所尾花・重永両村は初貫井村之内たりしか、寛永三年より日差村に加る

重永

右此所民家五、六軒、北に当て大村とて大山あり、古来軍場の跡あり、天文三年毛利元就手勢豊後に乱入之刻、大友義アキ(大友義隆)の軍兵此大村に出合一戦の上

中国の大將杉長門守を打捕る、豊後大友方之大將吉弘石見守鎮信・寒田三河

守此所に而打死す、山上に石塔あり、銘詳也、其外大友方之良徒数人打死す、

其中に工藤美濃守打死の石塔あり

水島

祝

右此所明神の社人あり

日藏

右此所に四所明神の社あり、祭九月七日夜より翌八日也、建立は大友の家臣田北勘解由左衛門鑑生也、年号は天文十六年丁未、而より以来元祿三庚午社

頭荒廢に及び領主右衛門大夫俊長公御建立、遷宮は四月十九日御自筆の絵馬

二枚有、普賢寺と云真言寺あり、普賢十羅刹の像を安置す、明神祭礼九月八

日七度半之使あり、祭礼領領主(ついで)より御寄附也

徳永

辰口

右此処好呉竹多し

細工屋

平

右此所寛文六丙午十一月十八日領主右衛門大夫俊長公、山香初而御放鷹之時

庄屋所に御止宿

薄原

市ノ坪

平ヶ倉

萱ノ木

右此所に長き石多し、延宝八庚申八幡森之華表碑石此処にて出来す、其後元

祿七年に石碑又此所にて切直す

桑ノ尾

右此所豊前中津領古川に近し

久木野尾村

秋山

右此所人家六、七軒あり、好竹多し

杉ヶ谷

畑

古此所権現之社あり、神前華表貞享三年俊長公の建築なり、材木多し、崇る

所の神は伊弉諾の尊歟

畠

唐川

- 右此所に延宝二甲寅十月十五日、豊前中津の城主（小笠原氏傳）小笠原内匠頭殿御家来原安大夫知行所之百姓、六郎丸と云一村検見に分之仕置有之由に而男女五、六拾人立退来る、数日過皆帰る、日出より被遣郡奉行笠置九兵衛、山香庄屋不残罷出る、川辺に八幡宮あり、宇佐の末社行幸会之時は宇佐より銚を此宮に納る、社頭之破却元禄四年氏民建立す、宮前薬師堂あり、庭前石塔あり、延文五庚子とあり
- 井手の上
- 右此村より東に当て無量院と云寺の跡あり、大山の中也
- 大内原
- 右此所より西に当て川辺に山神の森有り
- 小内原
- 右此所にちもと畑とて不植に毎年ちもと出来する畑有り
- 竹ヶ下
- 右此所の竹は誤歟、嶽の下歟、大山の内也、民家一軒あり
- 中野
- 下霧
- 右此所に川辺に八幡宮あり
- 葦ヶ谷
- 野尾
- 右此所大山あり、用木松木斗、豊前宇佐郡古川に近し、川底村四方さし有、年暦は嘉暦三戊辰年八月廿二日岩男彈正忠越智通成とあり、同川底・古川境の争論有之、古川村より境を狼籍に及び野原対馬守昌久・志手加賀守泰久兩人より宇佐郡の役人加来大藏少輔・佐田左衛門大夫兩人に当る書状の写あり、其後又争論有之、右書状の写を差出し両村之役人相談之上裏書有之、年号は大永四年卯月十三日とあり、双方役人は野原孫右衛門尉在判、志手美濃守在判、其次に加来善左衛門尉在判、加来神左衛門尉在判なり、境は越智通成四方指に有之、石仏を限る
- 大坪
- 浄土寺
- 右山号は久木山禪寺也
- 津留
- 阿地川野
- 二毛田
- 此所に天神社有り
- 松原
- 山浦村
- 川床
- 右此所に松山有り、豊前古川に近し、山神宮有り
- 本志野
- 右此所に石碑あり、長式間、石面三尺、建武元年四月四日願主とあり、大道田の中に山神の宮有り
- △タカテラン此所に碑あり、延慶二己酉年八月廿五日とあり、元禄六癸酉正月十八日大守右衛門大夫俊長公放鷹之時始て是を上覽、此時迄は碑石散在しけるを民間仰を蒙り取立る
- 野田
- 飛松
- 末志野
- 右此所に三嶋大明神の社あり、往昔予州河野之一族、当国江流浪之砌氏神三嶋を勧請す、社前に鳥居あり、通昌寺と云禪寺あり、本尊観音の像を安置す
- 原
- 狼口
- 下中尾
- 中中尾
- 妹恵良

【頭注】兼登云、此註山浦川床なるへし

右此所豊前御許山に近し、中津領平ヶ倉村・八郎村に境ふ、正保二年に伊賀守俊治公御代、天下一統国絵図出来す、日出より被遣絵図奉行平野五郎左衛門、郡奉行堤作左衛門・中沢弥右衛門、中津小笠原信濃守殿より被遣絵図奉行多賀谷小左衛門、郡奉行小田弥三兵衛・吉村保右衛門、此衆境出会絵図を合す

小谷

七つ町

定野尾

右此所は毎年九月に鷹を取る山也、猪多く大池有り、領主伊賀守俊治公御代、慶安二乙丑に出来す、奉行は杉野九兵衛、其後元禄二年敷樋を替る普請有之、池の口より峠の石地藏に至る、此所より立石領日野地に境す、高巖豊前松崎・

長洲見ゆ

上那留

下那留

出川内

右此所立石藤山と云ふ大山に境す、猪・鹿多き山也

長田

右此所金龜山泉福寺とて禪寺あり、門前に石風呂不斷集り焚く

新開

此所立石領日野地に近し

石川野

右此所延宝九辛酉六月綱吉公御代始に付上使御巡見道造有之、立石領・日出領境の馬取ヶ尾に境して出入出来す、然其日出領勝利故に立会証文を極る、上使御通は八月八日也、惣て此近辺勢場の原迄石塔多し、何れも無銘也、去ぬる天文三年之兵乱に大友・毛利両家之軍兵打死之為也、委細は前之重永の

所に見ゆ

中石川野

下山

右此所下山・石川野両村は久木野尾村の内たりしか寛永十二年より山浦村の高に入る、人家より東に当り山中に石碑有り、貞治五年とあり、乱世に立るものか、重永・下山の境石往還に立置也、池有り、寛文十二年に出来、奉行は帆足半左衛門也

上後川内村

池下

右此処大池あり、大守前右衛門大夫延俊公御代也、元和年中に出来す、奉行は長谷川休頓、貞享五戊辰年正月に樋を石樋に直す

草葉

小谷

右此処は六郷山廿八谷之内後山の末山也、観音の像を安置す、堂の建立は大友之家臣吉弘嘉兵衛尉統幸と云、同所に法照寺といふ裏方の真宗寺あり、此寺権現宮あり、松茸有り

辻尾野

右此所六郷山西明寺、由緒小谷に同じ、開発之時を考るに、人王四拾四代元正天皇之御宇養老二年六人之聖此地を開基す、往昔当山は天台寺家六箇寺にして寺号如此院主座主

成前坊 観行坊 地鎮防 普門坊 山の坊 奥の坊

右六人之聖名は 農知 豊業 泰能 覚万 法蓮 仁聞

其後安倍氏之族鶴千代丸建立すと云伝有り、本尊千手観音座像、金鉢、仏師成朝か作と云、叡山之末寺にて今に至而不斷山上に山王権現の社有り、中興より寺の鎮守といふと云事を改、其以来崇る神社か、堂の前に石塔あり、貞和五年に立ると有り、仁王門有り、木仏也、元禄十五年に右衛門大夫俊長公より神鎮領初而被寄

山口

右此所に根来・坂本と云所有り、辻尾野山の麓故か

平野

一 小藤

右此所人家三、四軒有り、人家を離る、事廿丁、山の中也

一 白木原

右此所は内川野明神祭礼に毎年白木之木具をそなへ来るよし

一 森

一 峠

一 古野

右此所より寛文五年に耶蘇宗八蔵出る、長崎に被召寄数年牢舎終に彼の地にて相果る、長崎御奉行は牛込忠右衛門殿也、日出より被遣郡奉行帆足半左衛門、庄屋内河野藤左衛門

一 石原

右此処立石領鳥の餌に境ふ、耶蘇宗八蔵伯父善蔵と云者此村に住す、類族たるに依て長崎より日出江御預り彼地牢にて相果る、墓は仁王かんそふにあり、其後彼の類族の事に付元禄三庚午春府内松平対馬守殿より改来事あり、仔細は八蔵の親自然と云□□府内領下の川原と云所に数年住、此自然切支丹類門の内にて長崎に被召寄

一 楠根

一 中村

一 堂野尾

右此所に地藏堂あり、毎年六月廿四日一村の民男女集り銘々食物を持参し大念仏を始め地藏を供養す、大池あり、寛永年中に出来す、奉行は森清左衛門内川野

右此所安倍氏の一族居住す、代々氏神松嶋明神を崇置、毎年九月十九日に祭る、観喜院といふ禅寺あり

一 高尾

一 大恒

一 俣井川原

右此所立石流砂川の末屋敷近辺を通る、ゆゑに川原と云、八幡森神輿役人出

一 金堂

右此所より八幡森神事に御幸之時御鉾を持役人出る

一 綾富

右此所に綾富山田福寺と云禅寺あり、八幡森神事に役人出る

一 赤山

右此所より八幡森神事神輿役人出る、前に赤山大明神宮あり、仍て赤山といふか

一 鶴成村

一 三郎丸

右此所惣名鶴成といふ事、大友屋形之時分高田算所村より千寿万歳と云者毎年正月三日臼杵に参加、例に鶴を舞し御祝儀を勤来る故に此村の内にて一所の地を被下、鶴の物成といふ事になそへてらへて鶴成と云、八幡森神事に神輿役人出る

一 野田

一 中村

右此所前右衛門大夫延俊公寛永三年に当て中国より雲齊と去者初而来り銀山を見立る、銀無之、其後寛永六年に岩屋又右衛門と云百姓砂金を取出す、それより次第に繁昌して後山崎と云ふ金山の頭を彼又右衛門勤る、此中村より八幡神事に役人出る、同九年に豊前小倉の城主細川越中守様肥後に御所替に付此金山町に御一宿なり

鶴成村金山之事は別記委敷有之、金山久敷中絶いたし候処に享和三年鶴崎より山師又右衛門・順蔵・彦兵衛と申者三人参願出候処まつ弘安寺山御免被仰付、御奉行二宮六郎・中村七右衛門、御徒士綾部太右衛門・武野儀兵衛江被仰付段々見立敷を明候へ共、よろしき事もなく候に付強て鶴成之山願申出に付御免有之、古マフさらへ被仰付新に敷をも明候へ共金気斗にて綴金出不申候、同三夏又々御差留に付残念にそんし倉成板山銀山を願出

御免被仰付候、此所は立石との御境なり、山の上御境にて西は立石、東は日出領なり、先年立石より掘候由にて西よりマブ二つ明き有之、此節はツルを見掛候而日出よりマブ二つ明而一宮玄良と申医師参頭取いたし候処病死いたし、其後杵築領より塩屋金作・海老屋善介と申者頭取いたし玄良跡を継ぐ、御領黒松村杉右衛門と云ふ者又頭取をいたす、鶴崎又右衛門も敷明候処に十二、三丈も掘候処に段々銀箔之付候能クサリとみ江沢山に出る、吹立試候処に用立不申候よしに鉛の如くにて銀に不成に付、竹田鉛山より心得候者を雇ひふき候処に用立不申候よしに申候、其後元入も続き不申候、自然と止に成る、乍云ツルの色なともよきに付深く掘入候て果而よろしき銀も出可申候

宿老曰、此節銀出不申候とて捨る事なかれ、元入強く深く掘候は、果して能と被存候

兼経曰、アンチモニと云薬品也、後不用立

○安政六年西の水流銅の脈頭出候に付試に為吹候処銅少々取る、即撰州の産山師喜市と云者頭取にて其外三人来掘候内、金の弦出右伝三十間斗掘候得候共不出御差留相成、右喜市残念之由に而今東の田の下へ掘候は、定めて可出候、後年為掘候は、右之処掘可申旨申置、且又銅の方は四、五間底へ掘候得者無相違取る、也、右を掘付候迄は紅からを製し雑用とし御損失に不相成行の御為筋に可相成候得共、惜哉時不至宝は土中に在ながら不取、後人勿捨再可考、此節御奉行不仰付、御郡代引請小奉行両組より二人相務、御郡代二宮六郎・村越精一・菅八兵衛

一 岩屋

右此所に山崎又左衛門住居す、前に鶴成山東光寺と云禪寺あり、八幡森神事に御幸之時台持役人出る、大友の御時代鉄砲鍛冶之末は此又右衛門也

一 林崎

右此所より八幡森神事に神輿役人出る

一 杉ノ本

右此所に憩鶴庵と云禪寺あり、同所に貴布弥(マツ)の社有り

一 風呂屋

右此所に阿弥陀堂あり、寛文八戊申四月朔日余名卯之介といふ者此堂にて夜中に殺さる、種々穿鑿之上属託以下の沙汰有之、然共訳不知

下後河内村

一 柳迫

此所貫井村・恒道村・立石に境ふ

一 組崎

一 余名

右此所寛文八年十月に卯之介を殺候に付前の田に銀子十枚属託に掛る、八幡森神事に神輿役人出る

一 上市

右此所に昔は極月に市ありしよし、八幡社司此処に住す

一 階廻

右此所に寿永之頃平家一族落来り住居す、小松の城とて今在近辺の在所は皆此廻り也、きさはしを廻るとて階廻といふよし、赤き椿の大木あり、世間にて階廻といふ椿は是なり

一 俣井

右此所立石領流砂瀬に境ふ、三つ石とて境に立る石あり、往昔境争論あり、双方より立る境石二つ、時之扱人中に石立る、用水境は中の石也、善満寺といふ禪寺あり

一 末ノ松

右此所に鶴成金山繁昌之時諸国より集る者共居住の町有り、口屋を構札にて出入を免す、何品によらず運上を取と云、集人七千余人と伝ふ、日出より被遣役人山田藏之助・恒川権之助、代々金山町奉行家所弥左衛門、口屋奉行樋口角左衛門、惣支配奉行小畑小左衛門、外に足軽二十人金山に米渡、代官野原右衛門長柄二十筋同人江御預、町積り通町四筋長二町宛、横町二筋長百間余、此所八幡役人出る、御幸之時御台持役人出る

せんま

右此所にて往還之馬を継来よし、伝馬といふ事を誤らせんまといふか

下市

右此所に毎年九月廿日牛馬を商ふ市有、今に至まで如形也、目代とて市を司る役人あり、鍛冶屋数軒住居す、伊賀守俊治公御代迄は鍛冶共之高を御免被下由、惣て此所を山香の市といふ

貫井村

徳田

右此所に大守伊賀守俊治公御下知に而始而此所に田畑を開き、奉行は楠原徳兵衛、民家三軒此所に移す、貫井・津嶋之境古城の大堀を限る、大永年中周防山口大内新助豊後に加勢下して来る時節此処に一宿のよし、乱世の折から故大友方より此所を拵置くよし言伝ふ、三方は絶所一方の外通なし、水もなし、坂上を息石と云

本川内

右此所は恒道八幡森名と一村たりしに寛永十二年より貫井村に加る、人家十五軒、村より北に当て山神の社有り、唐木山猪・鹿多し

西中尾

右此所に八幡宮あり、祭礼八月廿五日、民家五、六軒、日指長田と争論証文此村にあり

下中尾

右此処地藏堂とも云、本郷之大河民家近辺を流る、山中に石塔あり、永徳癸亥十一月廿三日とあり、石地藏あり

樋掛

右此所は小原山とて古城の麓也、民家四、五軒あり、城主は大友家の良従本庄新左衛門統綱也、堀・石垣等如形見る、世に云小原柿此処より出る早き柿の中には取分名物也

高月

右此所に観音堂あり、桜の古木あり、民家四、五軒あり、貫井より高月に渡る川下を萩の瀬と云、是八幡森の十二景の一也

恵良

右此所民家あり

竹の下

右此処民家あり、祭二月廿四日夜より翌廿五日両日也、此前の田の中に維室天神宮あり、郷中の守護神たるにより民間崇敬異他、奏神楽仰神徳、此所大堰あり、貫井西野田井に掛る

一ノ井手

右此所人家二軒あり、日指尾花に境ふ

平

右此所より八幡森神事に命婦といふ役人出る、実は女子十三歳より内出る

井堀

右此所に薬師堂あり、民家あり

台

右此所民家二、三軒有、地藏堂有、八幡森神事に乙九名とて台持役人出る

志手ノ平

右此所大友時代田所織と云役人有、古来之証文等あり、大禪寺と云寺あり、古は大地にして山香郷六个寺の其一也、又貫井一村田検地承応四乙未に有、又心月院とて地藏堂あり、天正十八庚寅年松田兵庫介・藤原生種建る

行重

右此所に八幡森神事に神輿役人出る、此村之上台に虎御前の塔とて石塔あり、無銘也

西野原村

西野原

右此所の山中に住吉大明神の社あり、祭十一月十九日より廿日迄両日也、龍泉山瑞雲寺と云禪寺あり、古は大地にて寺領多く寺宝物画讚多し、寛文六年

丙午十一月十六日大守俊長公初而庄屋所に御止宿、此村より戌亥に当て鰻穴といふ所有、五月頃田の中よりうなき多く出る、此鰻取れば田の中に穴明水たまらず、故に不取也、慶長年中松田兵庫と云者此所に住居す、貫井村住人田所織の役人也

一 辻間藪

右此所二文字と云大河に近し

一 上船木

右此処に民家二軒あり

一 恒道村

一 小野の尾

右此所は川筋より一里山上也、民家十軒余、東に当て羽門ツトの瀧とて見事なる瀧あり、高五間余、寛文十三丑の正月大守俊長公京都東山常光院御同道にて始て上覧、此所に古は瀑布三つあり、中頃は崩る、中下は本の如し、下は高二間あり

一 尾鳥

右此所に民家三、四軒あり、八幡森の祭料田此所に而御寄附なり

一 祢ヶ平

此所に六拾六部の聖塚あり、側に壺本松とて枝葉さかえ見事成松あり、其形笠を伏たるに似たり、八幡森十二景エンカイハウカと有は是也

一 伏林

右此所八幡森の社人居住す、貞享四年に初而若男老岐守上京、吉田下部兼連より裁許状を取也、雲龍山養泉寺といふ禪寺あり、右之壺岐宝永元十月廿五日杵築若宮市にて被殺害

一 小川原

此所より八幡森御神事に御具足持出る

一 御堂の原

右此処八幡宮御旅所あり、流鏝馬馬場あり、南畑村大所名中絶に付此所に大

所名を立る
一 八幡森

右此所何の世に崇奉るといふ事を不詳、神前に石灯籠有、享徳四乙丑と有、又石塔に慶安三年と有、神殿之建立は大永年中、大友修理大夫義鑑の造立也、其後領主木下右衛門大夫豊臣俊長公、寛文五年に御建立宮辺に梵字有、神宮寺と云真言宗也、寛文十二年壬午当鐘出来す、銘は好文院学士春斎の作也、如左鐘樓御建立延宝五乙巳年俊長公也、同年二月六日の夜神前之楠樹兩株、柳樹一株、去る延宝二年の大風に倒有之処に夜中に如前起枝條榮ゆと有、則碑石に刻む、其記左の如し、好文院春斎常作也、依之毎年二月七日御神樂を勤む、大守より御代参其規式嚴重也、又九月九日に恒例引付に神事大守より神馬數匹、御役人不残立石領迄加り祭礼を勤む、御旅所に御幸流鏝馬等相濟、宮え還御也、毎年両度之祭料八幡森・竹ヶ下二个村より領主御寄附也、拜殿は延宝八年石之華表、同年に御建立也、其外俊長公御寄進の品々宝物諸色不及印に元禄八年に十二景大額二枚大守より寄進也、左の如し

【頭注】文化二春、拜殿取崩し回樓・鐘樓共に御建立瓦葺に成、御奉行徳永七郎

右工門

豊後国陽城管内有八幡森其祠宮乃靈瑞之名境也

大守豊大年君掲十二景境求余題之故作焉

一 甲尾山

胎中天子鎮三韓千古神明宇佐壇日出分光西海上金輪甲尾照青巒

一 龍頭村

鱗角蜿蜒閭里流興（雲）降雨解民憂入村却問南陽隱料識臥龍閑嘗頭

復起樹林祭酒有記

靈瑞古樟社下郊暴風吹倒塞溝拋神威戒勿剪伐一夜復越千尺梢

一 御手洗泉

洗人間旧染情靈泉遶社玉瑞琮淨仰思鳩嶺石清水千里通流百世澄神塩石潮

有潮自夷宮下流出

山下夷宮流一条塩池塩井又何要天樟船上神垂釣石鱗自通西海潮二文字昔有

二王門故取阿畝二字

阿畝伝名古^(漢)深二王門跡自相尋也沙江字字誰誇說激石分流唱梵音

萩瀨

神楽伝聲萩瀨中花衫杉披露舞西風清流以濯秋陽曝溼影千條錦綉紅

椈淵

東昂薦神德不孤椈淵雲白幾千株碧波深處枝影捧出龍領万顆珠

椈窟田耕田則尺余鱧魚出捕之則田上窟開其水^(漢)溷人皆恐之不捕云

百畝耕來水護田靈鱧出窟下豐年龜山聞說有深井一縷雲生雨滿天

寄辺池池蛙不鳴採田間鳴蛙入此池則不鳴

群蛙宿水若為情不向寄辺池底鳴作鼃須論東海塞空拋鼓吹寂無聲

外積崑俗稱積稻曰外積此崑似其形

仙家煮石豈無因看取重崑外積困束稻成山千万斛巨靈自是不知貧

一本松

陰々古樹歲寒容疑是青天偃蓋峯千歲神光開壽域八幡森外一株松

元祿七年甲戌春三月

竹洞野宜脚題

十二境額隱

本朝從中古以下諸州靈社靈祠拜殿梁下尽六六歌仙像於板面博陸槐門羽林之高
家題和歌於其囿上既為風俗今猶然矣凡和歌為德也、動天地感鬼神乃寓此意乎
不才不知、其故亦未聞始何代予封内八幡森有、八幡神宮近年社木示復起之瑞
無「近無」遠伝聞之者士人村民崇尊之故請弘文学院学士作之記斯宮高聳在青崑
百尺之上綠樹森々後望急流前通丘陵野田拔々千畝相連四顧則景象盛美也、甲
尾山之映朝旭二文字之浸落輝椈淵之帶春霞萩瀨之鳴焮風神塩石潮鱧窟田寄辺
池者、里巷所說大奇乃挾佳境為十二請竹洞野先生題之於二長板面揭於宮前以
六六歌仙夫上世感古人之吟、今乃叙眼前之所視而頌德寓興、何有異好惡哉因
記其事於板隱云尔

元祿七年
元祿甲戌暮春

賜城豊臣俊長大年識

豊後国野原邑八幡森神宮寺鐘銘并序

神不可測何処無神譬諸水在地中豊後国速見郡野原邑深林之中有八幡神祠盖自
豊前宇佐宮所移崇乎祠畔有梵字号神宮寺密宗緇徒居之交惟八幡大神者本朝之
宗廟每州無不奉祭之、然古来混同积氏而雨部習合因循無改歷代俗例豈此祠而
已哉置而不論焉、祠前有樓守宰從五品右金吾豊臣姓木下氏俊長、新鑄巨鐘架
之宿衛東武之間記其佳境勝景之趣以寄余請作之銘想夫震兌海陸之遙也馬牛不
可及則非薑手之可描故擲之已踰年固來求不措於是不能默而投筆銘之銘曰

海之西陲 豊之後州 林樾陰茂 叢祠境幽 川流泉湧

大神所遊 山連峯峙 大神所周 群松森々 大神所休

深淵湛々 大神所庾 甲尾其秀 土嶺可侷 鹿鳴抬脚

鳥屋回眸 新鑄九乳 高懸一樓 以警六時 不誤点筹

侵曉霜互 送暮月浮 花落天竺 楓挽湘秋 響於上界

徹於下頭 嘯虎嗥閑 眠龍驚湫 默禱感動 家運久悠

寛文壬子暮春

弘文学院学士林叟把筆於東武家塾

豊後国速見郡八幡祠僵樹復起記

神之為德盛矣乎視之而不見聽之不聞然有感則有庇有祈則有報也、豊後国速見
郡山香郷者朝散大夫右金吾豊臣俊長之采邑也、深林之中尊崇八幡神祠大夫胆
仰有年于茲寛文壬子歲予欲造鐘樓請我父弘文学士為之銘延宝甲寅八月十七日
大風雨畔楠樹兩株榭樹一株僵地、其周回或四尺余或一尺余、其長大者六尋小
者二三尋、延宝丁丑正月大夫放鷹之次詣社見僵樹令村民曰「^(挿入)連齋妨往還於造鐘
樓亦有害雖為社木前代之而可也、同年二月六日夜天靜無風然深林之中鳴動有
聲且有如称宜者四五人、其姿恍惚隱見有「^(挿入)無」村民見之者頗以為異而去鳴聲
及半刻未歇翌且僵樹共自起立、村民乃告大夫大夫亦自往觀焉果如其言由是無
遠無近伝聞之者無不詣神祠也、大夫感其靈異每歲二月七日命社人奏神樂以彰
神德、頃「^(挿入)問」件々告余請記其事余踐其境而聞其說則雖不能詳語精挾然大夫
之言非可疑也曾聞泰山之石自立上林之柳自起蚬又神德之大豈不得靈驗乎哉、
在昔周公遇流言之日禾尽偃木斯拔及成王親逆之時禾尽起木尽起感心之理天平

神匪今斯今振古如茲大夫仰仰敬之誠不已祭祀之礼永存則百事之祈神其報之乎不可不期焉、延宝八年庚申孟夏東武州学整宇林鬮真民甫応需為之記豊後国速見郡日出城主從五位下行木下氏右衛門大尉豊臣俊長立

八幡森社壇之後より四、五丁斗川下を桜ヶ淵と云

東野原

右此所に寛文十三丑正月十六日より同廿四日迄初て俊長公御止宿也、京都東山築西堂御同道、自長山浄栄寺と云禪寺あり、八幡森神事倉蘭名と云台持役人出る

龍頭

右此所の前を二文字と云大川流、往昔大地の寺ありし由、此仁王門此川端に在由、阿呷の二字を用二文字と云由、蛟の尾と云事如此成故か分明、前に貴布祢の社有、恒遠道・倉成兩村の水口故に龍神を祭る物か、用ヶ瀬と云釜場此前に在り、八幡森社司住す、八幡森十二景其一也

庵畠

右此所は川端の寺屋敷近所に有之由、此所を仁王ヶ淵と云、其故に川上の渡を二文字と云、阿呷の二字に准へ各々此地田畠と成移于茲

下松木

右此所人家四、五軒あり、屋敷の中に井あり、此水は鈍水にて男は四拾以後愚に成る、女は猛し

宮ノ原

右此所に若宮八幡宮あり、本郷の三社の其一也、神事九月十九日、祭礼料領主より御寄附也、社人此所に住す

本村

右此所に林虎庵といふ虚空藏堂あり、又近所に地藏堂も有、慶安二乙丑恒道村惣検地あり、八幡森神事に具足着る役人出る

神塩

右此所蛟ノ尾と云古城の麓也、民衆家拾五、六軒住居す、川端に五所大明神の宮あり、神事九月十二日、右三社之内也、祭礼料若宮に同し、蛭児の石社

有、社の下より塩水湧出る、当郷の民家清めに此塩を汲み用、依て神塩と云、右古城は貫井小原の城より爰に移す、城主は本庄統綱・田北鎮周也、寛永十五年に堀・石垣を崩す、八幡森十二景其一也、此地宝永四丁亥十月四日大地震の節大分の塩湧出る、往昔慶長之比大地震之時大分湧出たるよし聞伝たるに付、此節行見に果して右の如し、海辺より遠き三里余

倉成村

永石

右此所に金山の跡あり、金多き事世に無隠、川端に緑木と云塚あり、松屋寺の住侶隣太親と云、大友宗麟耶蘇宗を学ひ仏閣を破滅の刻に、小武寺大日之像を隠し依て此科に川端にて誅す、蛟尾城主之所為也

弘安寺

右此処に池有、延俊公御代に出来、其後万治元年に破損して普請す、奉行は平野太郎左衛門、又元禄三庚午敷樋を替普請す、古寺のあとあり

祥光寺

右此山号は青龍山と云、此寺昔大地にて寺領五百石、山香六ヶ寺の其一也、応永の頃帆足の一族建立す、本尊薬師の座像、成朝か作といふ、慶庭前に池あり、ヨルベノ池と云、往昔清原中納言惟高と云公家此所に流浪の刻一宿也、池の暮の多く鳴を聞て不寝して和歌を詠す

よもすからまさこの数を聲として

寄辺の池にかはつなくなり

歌の徳によるにや今に至てかはつ不鳴、其後何の世か旅人の立寄此辺を見侍りにしに、草むらおひしけりそれともわかすありさま、よそなからいとあはれにてた、にも返かたくやあんかく口すさりけん、かく口すさみけるとなんいにしへのあとに寄辺の名はありて

あれのみやわたる池の草むら

台

横尾

一 妙楽寺

右此所の寺の鎮守八幡宮あり、其下の岩切付に毘沙門の像あり、仁聞菩薩の作と云伝たり、今は寺の形もなく在家と成る

一 田口

一 釜ヶ迫

一 祝り部苑

一 高平

右此所の前に山神の宮あり、此所に喜三郎と云者あり、元禄十年十一月十六日倉成百姓田染村に立退候時分、悪口第一の者故に評定所に差出し遠嶋被仰付明る正月二日出船、同月廿日江戸着、段々御吟味也

一 若林

一 本林

一 野口

一 西妙善坊

右此所に観音堂あり、庵室もあり、谷を下り三町余過てせりの瀧とて高拾間余と見る、常には水少し目に立事なし、山上北に当て田染今熊野に近し

一 東妙善坊

右此所の上にかこひとて三方屏風を立たるよふに見る岩石懸難有、一方の外人の通なし、乱世の時分は民間此所に隠る、天正十四年嶋津義久豊後に乱入之時分此囲にて一戦を逐けし事あり、中国大内徳忠豊後に乱入は応永廿八年上河内の城一同に落城、竈城深江

一 神ノ迫

右此所の人家より北に当り山上に経の岩とて其形将棋の駒に似たる岩あり、外積岩・鰐岩・孫治郎岩など云あり、人家立みな此麓也、時は田原の別府に境、田原山とて岩石の大山有、猪・猿多し

一 平原

一 後ノ迫

一 宮ノ尾

一 藪田

一 小早田

右此所延宝九酉年八月、上使御願見に付大道を川端に直す

一 鈴宮

右此所むかし宇佐神領有之由、何の時か鈴を宇佐より此さと宮前の塚に納ると言伝へたり、八幡森神事に神轡役人出る

一 中村

一 【頭注】

中村井手堰形文化二年洪水に洗切本の如くに堰形不成に付、村方願にて恒遠の内福庵渡に新井手を築き、双方之井手掘抜に相成、時の御郡代滝五郎左工門・二宮六郎、庄屋京助

一 高島

右此所に龍ヶ鼻とて差出たる高主山あり、此山上に妙見とて社あり、貞享三年夜中に大火玉此辺より飛出たる有、長く成る時は拾余丈に見る、何の所より如何なるわさにて飛出ると云事知るものなし、大方此龍ヶ鼻より火出る事数夜也

一 長島

一 徳富

右此所は昔より恒道の内たりしに、俊治公御代、慶安二年より倉成村に加る、又貞享三年之春大川端の普請有、人数五千余人、八幡神事に神輿役人出る

一 広瀬村

一 平

一 後島

一 中蘭

一 片吹

一 打越

一 北ノ原

右此所に長吏伝蔵と云者あり、天下一統捨牛馬禁制の所に、伝蔵二番目の子

助六豊前中津領矢部と云所にて病牛を買取鬻帰途次、立石岩薬師川原にて元禄元戊辰十二月十六日此牛死す、此儀捨牛と上聞に達し明己巳の二月廿一日に「 共大坂江被召寄、御町奉行能勢出雲守殿に被召出御吟味也、取

此所池出来す、奉行は長沢孫右衛門・堤半之丞大川司

次之与力内山権右工門・(兼)谷弥治兵衛、日出より郡奉行長沢孫右工門御使者に被遣、長吏伝藏、子卯之介・助六・三太郎・秋介以上五人、庄屋野原久左工門、小庄屋一ノ尾彦十郎召連上る、五人之長吏は則御奉行所江御受取牢舎被仰付、其後に段々御吟味之上、(元禄二年)同年四月十八日長吏五人無恙御赦免、早速大坂出船、日出着は同廿七日、此一件に付立石領より被遣小野伊右工門、庄

右此処に好竹有、大河筋前に淵有、鯉沢山年魚多し、常に船にて渡る、此屋敷藤原「村」之内上川久保に境ふ、惣而民間之言葉山香口はすほり、八坂領はひるかり申事は世に知る所なり、言葉の分り此大川司・上川久保に限る

屋新右工門・白木内弥二郎、小庄屋四郎左工門長吏三人と云、右牛の出所中津小笠原修理大夫殿領分矢部村又左衛門と云者也、依之大坂御奉行所より中津江被仰遣御穿鑿に付、中津より被遣御使者長岡久兵衛、郡奉行降旗次左衛

龍門寺
右此所に高堂とて世に知たる地形高き堂あり、後は大川流る
此所に龍門寺とて禪寺あり
清水
右此処は藤原村の内たりしか、寛永十二年より広瀬村に加る

門、庄屋上田七郎兵衛・神下伝兵衛被召寄

庄ヶ田
柳形
船ヶ尾
右此所に民家六、七軒あり、山神の社あり、用木多し

梅木
吹風
右此所大河はたに妙教寺と云真宗寺あり、貞享四年に於京都東本願寺寺号木

大重見
小重見
平山
鍛冶屋坊

仏申受る
田中
上二ノ尾
右此所に年々新井手出来す、奉行笠置角左衛門、古畠新田と成る

此所西に当り恒遠(恒)小野尾に境、羽門の瀧見る、二野尾新田井手指此境より

下二ノ尾
市ノ尾
右此所肝煎彦十郎と云者「 伝藏に付大塚に参委細は北の原の條下にあり

付
下松尾
上松尾
右此所に大明より真斉と云者来り居住す、能書にて墨蹟于今多し、時代は慶

竹尾
此所に大竹山あり

長の頃也
御入山
此所に広瀬の地頭工藤某住居す、上代之書簡有之

小迫
右此所木付領山中に境ふ

久保

久保

久保

- 一 岩崎
- 一 出 右此処に竺源寺と云寺あり、本尊觀世音、丹慶作と云
- 一 小武村
- 一 山口 右此所より八幡森神事に駕輿丁役人出る
- 一 徳野 此処赤坂山の上に長三尺余の石碑あり、東面に名字は不知明名は九郎次郎とあり、南の方永徳三年八月十七日とあり、北の方に公永氏と有、西の方に玄妙と有
- 一 川内
- 一 小武寺 右此所に山王権現の社あり、領主より御寄附小武寺と云、來歴を尋に人皇五拾六代清和之御宇に当て空也聖人と云沙門此地を開き薬師・大日之像を安置す、堂の建立は大友之家臣得永右衛門大夫藤原親宣也、寺の前に雨桜とて古木あり、花盛には晴天にても雨はらくと云、寺物に古筆の絵讚あり、用木大竹多し、松茸あり
- 一 坂口
- 一 筈別当 右此所より八幡森神事に筈別当役と云社人出る
- 一 城ノ尾
- 一 弓場
- 一 五反田
- 一 藤ノ木 右此所に人家五、六軒、上に大山あり、猪多し、此村に清原氏之末流長野一族住居す
- 一 今畑
- 一 寛永年中に宇佐宮鳥居材木此所より出る
- 一 中畑
- 一 御所苑 右此処より八幡森神事御幸之時、御弓を持役人出る
- 一 船川原
- 一 久保
- 一 東大岳 右此処大池あり
- 一 越井
- 一 右此村の上大山也、好竹木多し、九月之頃鷹を取山なり、此山則鉄腸ヶ城と云、城主は吉弘民部籠城す、教運寺と云、表の方に真宗寺あり
- 一 刈屋
- 一 長崎 右此所給人兵部と云者あり、大友義鎮之時鹿越に而鹿狩有之、兵部手より鹿を逃し候、科難遁横石古城道端にて立射殺す、墓所于今あり
- 一 鳥屋
- 一 堀切 右此所に延宝年中に狸化て民家に妨をなす、一兩年以後其禍止む
- 一 松村
- 一 大片平村 此処古広瀬村の内也
- 一 尾藤
- 一 尾下
- 一 高平 右此処木付領舟部に境ふ
- 一 右此処大池あり、慶長年中に俊治公御下知に而出来す、奉行は森孫左衛門と云人也
- 一 所ヶ迫

一 南平

一 宝積寺

右此処禪寺也、木付領の二の坂に境ふ、正保二酉年天下一統絵画出来ず、木付より御出長花太郎左工門、日出より平野太郎左工門御出会極る也、庄屋野原権兵衛罷出る

一 久保畑

右此所は民家五、六軒、村の後は木付領山中に境ふ、前は同領中野原に近し、惣して此久保畑は木付領分に入込有之村也

III 近代資料

ここに収載した資料は、『豊後国速見郡村誌』・『速見郡寺院明細牒』・『速見郡神社明細牒』各々の山香郷域に関わる部分と『楠池紀念之履歴書』の四件の記録類である。

1の『速見郡村誌』は、全国各地で明治時代初頭に編纂された、いわゆる「皇国地誌」に属する。大分県では、旧豊前国に属した宇佐郡（現宇佐市）と下毛郡（現中津市）については確認できていない。

凡例によれば、『速見郡村誌』（以下、『郡村誌』と略称する）は明治一二年（一八七九）に調査を開始したが、疫病で中断し、明治一七年から再調査し、翌八年に完成したとある。そのため、「前後編纂ノ体裁、或ハ小差違アルヲ脱カレサルナリ」と記されている。

『郡村誌』は、各村の情勢を以下の24の項目に分けて記されている。

①疆域、②沿革、③里程、④地勢、⑤税地、⑥無税地、⑦官有地、⑧貢租、⑨戸数、⑩人数、⑪牛馬、⑫舟車、⑬山、⑭川、⑮字地、⑯森林、⑰原野、⑱池沼、⑲温泉、⑳道路、㉑社、㉒寺、㉓物産、㉔古跡
ただし、例えば⑲の温泉がない村もあり、全村において、二四の項目すべてが記されているわけではない。

また、凡例には⑤の税地から⑫の舟車は明治九年の調査によるとされており、『郡村誌』完成時点の数値でないことが知られる。また、「下調書ヲ各村ニ徴シ」とあるように、一定度は各村から提出された記録をもとにしていることがわかる。このように、『郡村誌』の記述は各村の状況を詳細に把握していない部分はあるものの、一九世紀後半の各村の概況を知ることができ、重要な記録である。

すると、『郡村誌』の記述は、一九世紀後半の各村がどのように地域の歴史と現在を認識しているかを垣間見ることができ、そうした点からも、『郡村誌』は重要な記録といえるが、ここでは山香郷域の各村に関して留意すべきいくつかの事柄のうち、一点のみ指摘しておきたい。

それは、各村の記述の冒頭にある統合の経緯を記した部分である。例えば、広瀬村（現杵築市山香町大字広瀬）は、上片吹をはじめ三四の村が合併したとある。しかし、近世から郷帳などにみえる行政単位としての村は広瀬村であり、現地調査をふまえると、ここに記された三四の村は現在でいう集落に相当することが確認できる。山香郷域では、こうした集落を村として把握する、あるいは近世行政村とは異なる村が記録される、近代の行政村がいくつかある。特に、後者については立石村や田野村などを例に挙げることができよう。例えば、『郡村誌』の田野村の項をみると、「古時、景平・田野地・松尾・今原・平山・八丸・薫石ノ七村タリ」とある。しかし、近世の郷帳類には松尾村・平山村・薫石村の村名がある。一方で、『豊後国志』では日野地村として把握されている。

つまり、近世の山香郷域では、行政村が地域の実態を反映した単位とはみなし
がたい地が所在する。『郡村誌』の記述は、そうした近世の地域の在り方を知る
上で重要な素材となるものである。

次に、2『速見郡寺院明細牒』および3『速見郡神社明細牒』は、いずれも明治三年（一八九〇）に編纂されたものである。これらは、一九世紀末の地域の
寺社の様子を概観できる記録である。なかでも、『神社明細牒』には「据置」な
どと別筆で記されているが、これらは明治一五年〜一九年にかけて、大分県全域
で実施された「社寺検査」に伴う神社や仏堂などの統廃合の様子を示している。
「社寺検査書類」（大分県公文書館蔵）によれば、山香郷域を含む速見郡では明治
一六年に実施されたというが、『神社明細牒』等には明治一七年と一八年の年号
が記されていることから、「据置」等の措置は検査後数年間で行われたことが確
認できる。こうした記述からも、現在の寺社や仏堂の分布が明治時代に大きく改
変をうけていることが確認できよう。

そして、4の『楠池紀念之履歴書』は、現在の杵築市山香町大字吉野渡に所在
する楠池に関わる記録である。楠池は貯水量二万㎡で、山香郷域で最大規模の溜
池である。ここに収載した記録は、一八世紀後半以後の楠池の修築の歴史を記し
たもので、もとは灌漑範囲にあたる杵築市山香町大字下・立石・吉野渡の三地区
で一冊ずつ持ち伝えた記録である。ここに収載したものは、現在楠溜池水利組合

が所管するもので、もとは大字立石に伝わったものである。

楠池の築造年代は明確でないが、この記録によれば、少なくとも天明五年（一七八五）には所在していたことが、同年以前は木下氏の管理下にあったことが知られる。そして、この記録は明治三八年までの記事は同一人の筆により、明治三九以後の記事は別筆であり、大正三年（一九一四）の記事はペン文字となっている。こうした点から、この記録は明治三八年に作成されたものとみられる。

なお、この記録は基本的に楠池修築に関する記述がほとんどであり、なかでも記述のうち、「第三件」から「第五件」とされた築庭などの修築については、現在も楠池に石碑がのこる。ただし、後掲の写真150にあるように、これらの石碑は池底にあり、満水時には水没する。これらの石碑の銘文は、既に胡麻鶴岩八の著書『豊後立石史談』（一九二三年）で紹介されているが、同著では省略された部分もあり、こうした金石文資料は重要な地域史資料であることから、4の『楠池記念之履歴書』に続けて、5の金石文資料として掲載した。（櫻井成昭）

凡例

- 一 翻刻にあたっては、原則として原史料の体裁にしたがったが、読解の利便性を考慮して、左記の諸点は改めた。
- *用字は、地名・人名等を含めて、常用漢字を用いた。
- *本文中に、読点（、）および並列点（・）を補った。
- *割注は、一行にまとめて活字を小さくして示した。
- 一 虫損・汚損等によつて判読が難しい文字は、字数に応じて□で示し、字数も不明な場合は「」で示した。ただし、本来表記されていた文字が推測できる場合は、右側に（○カ）と注記した。
- 一 抹消箇所は、その箇所の右側に（■）を付して示した。ただし、抹消による訂正箇所は、抹消箇所の直後に「」で囲んで訂正文字・訂正文を示した。
- 一 後筆・付紙・貼紙は、その箇所を「」で囲んで右肩に（後筆）・（付紙）・（貼紙）と注記した。
- 一 当時、慣用的に用いられていた文字、あるいは明らかな誤字・誤用とみられる箇所は、原史料の表記にしたがい、その箇所の右側に（）で正しい文字を囲んで示すか、（ママ）・（○脱）等と注記した。この他、校訂者による傍注は、すべて（）で囲んで示した。

1 豊後国速見郡村誌

○大分県公文書館蔵

○豊後国速見郡村誌

凡例

本誌ハ去ル十二年中十等属加藤賢成、外二名出張実地調査ノ際、悪疫流行シテ、業成ラス帰序ス、同十七年祐之等其緒ヲ継キ、下調査ヲ各村ニ徴シ、翌十八年六月ニ至ツテ脱稿ス、故ニ前後編纂ノ体裁、或ハ小差違アルヲ脱カレサルナリ

疆域 町村及山川林野等ノ同郡内ニ在ルモノハ、総テ郡名ヲ省ク、各部皆同シ、某山或ハ某嶺等村民ノ指称スル小字ニ係ルモノ多シ、故ニ山部ニ掲クル山嶺ト必シモ膾合セス、方位ハ各村中央里程標柱ヨリ指スヲ以テ、山部等ノ方位ト同シカラス

沿革 本郡各村ノ沿革往昔ニ遡リ得ヘキ古記ナキヲ以テ、皆文祿以降ニ係ル里程 四隣村落ノ距離細路数條実測スヘカラサルモノハ略ス、方位ハ疆域部ト

同シ、尤モ戊亥ノ間ニ当ルモノハ、西北方ト記ス、余皆之ニ準ス
地勢 某方某川ヲ帯ヒ、運輸便ト記スルモ、某川流ノミニ由テ運輸ス、唯一村ノ形勢ヲ概シテ運輸ノ便否ヲ示ス

○税地 以下四項ハ、皆改正後ノ計数ニ係ル

○無税地

○官有地

○貢租

○戸数

○人数

○牛馬

○舟車

以上、各項皆明治九年一月調査計数ニ係ル、無税地・官有地ハ、税地ノ例ニ依リ挙テ以テ地種ヲ全フス

○山 二三村以上ニ跨ルモノニシテ、登路溪水等総テ、甲村ニ関係ヲ有シ、乙

丙村ニ関係少ナキモノハ、甲村へ全体ヲ登記シ、乙丙村ニ之ヲ略ス、高 低周回ハ、多ク土人ノ口碑ニ依リ、其概ヲ記ス

○川 川流ノ浅深広狭等ハ、皆其村内ニ係ル、故ニ甲乙村差異ナキ能ハス

○字地

○森林

○原野 以上三項ハ、他日ノ調査ニ附ス

○池沼 周回壺町以上ナルモノヲ載ス、尤モ以下ト雖モ、常ニ涸竭セス、一村ノ利潤ニ関スルモノハ出ス

○温泉 湯質未タ試験ヲ經シモノナシ、其効能原質等ハ、暫ラク土人ノ言ニ従フ

○道路 本県ヨリ他県ニ通スルモノヲ往還或ハ道トシ、甲村ヨリ乙村ニ通スルモノヲ路トス

○社 社ハ村社以上、勸請年月沿革等詳ナラサルモノハ、例則ニ拠リ難シ

○寺 本寺ノ有名ニシテ最著ナルモノハ国郡ノミ、余ハ国郡村ヲ詳記ス、尤同郡中ニ在ルモノハ単ニ村名ヲ掲ケ、同村ニアルモノハ、唯本村某寺ト記ス

○物産 特有物産ヲ掲クト雖モ、物品其地ニ適シ、人民其利ヲ得ル最モ多キモノハ、普通物産モ亦掲記ス、物産ノ員数ハ皆出産高ヲ載ス、但其金額ヲ挙テ輸送スルニ非ス

○古跡 豊後国誌其他古記ニ載セサルモノモ、久シク土人ノ口碑ニ伝ルモノハ、其口碑ノ俣之ヲ記載シ以テ、徴古ノ料ニ供ス

(中略)

○広瀬村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス

古時上片吹、梅ノ木、妙徳寺、平田中、吹風、北野原、一ノ尾、竹尾、大迫、久保、大川司、高屋、迫田、石原、庄ヶ田、清水、舟ヶ尾、龍門寺、屋根ヶ田、大重見、小重見、柚ノ木田、下二ノ尾、上二ノ尾、平山、鍛冶

屋防、轟下、松尾、上松尾、後松尾、御入山、辻ノ三拾四村タリ、後年

紀不詳合シテ老村トナリ、本村ノ称ヲ用ユ

疆域 東ハ八坂村ト原野ヲ以テ界トシ、藤原村ト長川原及ヒ山野ヲ以テ界ス、

西ハ野原村ト原野耕地ヲ境トシ、南ハ字大久保・原野並ニ、鹿ノ住ケ嶺

ヲ以テ日出村ニ界シ、北ハ倉成村ト山野及ヒ耕地ヲ以テ界トシ、小武村

ト耕地山野ヲ以テ界ス

幅員 東西三拾五町四拾八間、南北、壹里貳拾壹町貳拾五間

沿革 杵築村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、八里拾七町拾貳間五尺

七寸、標柱本村字花ヶ尾四百貳拾七番地安藤喜代太郎居宅前面、東方九間三尺ノ処ニアリ

東方八坂村へ、壹里貳拾八町五拾壹間貳尺五寸、東南藤原村へ、貳里六

町拾八間壹尺八寸、西北野原村へ、拾八町五拾壹間貳尺壹寸、北方倉成

村へ貳拾町三拾四間壹尺、小武村へ貳拾貳町六間五寸

地勢 四面山嶽擁抱シ、八坂川中央ヲ貫流シ、土地窮僻人家散居シ、運輸甚タ

便ナラス

地味 其色赤、其質惡、稲梁・桑・茶ニ適セス、旱ニ苦ム

税地 田百六拾四町九反三畝貳拾壹步、畑五拾七町八反拾貳步、宅地拾三町壹畝拾八步、山

林六拾三町八反壹畝拾五步、原野三百六拾九町九畝三歩、總計五百六拾八町六反六畝拾九

無税地 荒地四町八反五畝六歩、社地壹反壹畝貳拾步、埋葬地壹町三反六畝拾九步、溜池六町

四反歩、總計拾貳町七反三畝拾五歩

官有地 原野貳百五拾町歩、秣場百拾九町九畝九歩、揭示場三歩、總計三百六拾九町九畝拾貳

貢租 地租金貳千四拾貳円八拾壹錢七厘、酒類税金貳拾九円拾七錢八厘、銃獵税金七円、牛

馬売買税金九円、總計金貳千八拾七円九拾九錢五厘

戸数 本籍貳百貳拾五戸平民、社老戸小社、寺貳戸禪曹洞宗老宇、真宗老宇、總計貳

百貳拾八戸

人数 男五百三拾壹口平民、女五百四拾七口平民、總計千七拾八口他出寄留四人

牛馬 牝牛百七拾八頭、牝牛三拾七頭、總計貳百拾五頭、牡馬六拾三頭、牝馬

三拾壹頭、總計九拾四頭

山 鹿鳴越嶺高貳百六拾丈(字鹿住山、最高故ニ之ヲ測ス)、周回壹里廿壹町、村南ニアリ、

嶺上ヨリ七分シ、東ハ藤原村ニ屬シ、西ハ日指南畑貳村ニ屬シ、南ハ豊岡村及日出村ニ屬シ、

北ハ野原村及本村ニ屬ス、山脈東ハ逶迤トシテ城山横津雲田ノ諸山トナリ、西南ハ鶴見岳ニ

連ル、群峯峻立盤根連結、本郡ノ北部ヲ中断シ、孔道兩条羊腸嶺際ニ通シ、東路ハ小倉街道

トス、西ハ豊前国宇佐郡佐田諸村ニ達スル支道トス、諸峯皆樹木生セス、短茅密敷荆棘蔓延、

定路ノ登ル可キナシ、溪水半腹溪間ニ湧出シ、本村各川ノ源トナル、

八坂川ニ等河ニ屬ス、深貳丈、浅壹尺五寸、広四拾間、狭貳拾五間、長壹里拾貳町、流レ

急ニシテ水清シ、源ヲ南畑村字上河内ニ發シ東流、日指・野原兩村ヲ經テ、倉成村ニ至リ、

立石川ヲ合シ、本村ノ西北、字塔ノ瀬ヨリ来リ、村中各川ヲ合シ屈曲、村北ヲ東流シ、字瀧

ノ水(藤原村ニアリテハ上河久保ト呼フ)ニ至リ、藤原村ニ入ル、同村以東、各村ヲ經テ海

ニ入ル、御入山川ニ等河ニ屬ス、深八尺、浅六寸、広六間、狭三間、流レ急ニシテ水清シ、

源ヲ野原村字小野尾ニ發シ北流、字同所ニテ本村ニ入リ、村西ヲ北流シ、字寄合田ニ至リ八

坂川ニ入ル、長拾五町、小野尾川ニ等河ニ屬ス、深壹丈、浅八寸、広七間、狭四間、流レ

急ニシテ水清シ、源ヲ野原村字小野尾山間ニ湧出シ、北流三町瀑布トナリ、北流本村ノ南界

字轟ヨリ来リ、村西ヲ東北ニ流レ、字鉢鳥ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾六町、岩崎川ニ等河

ニ屬ス、深五尺、浅四寸、広三間、狭壹間三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ小武村字徳野谷

ニ發シ、東南ニ流レ本村ノ西北、字広見ヨリ来リ、村北ヲ南流シ字岩崎ニ至リ八坂川ニ入ル、

長拾貳町、一ノ尾川ニ等河ニ屬ス、深八尺、浅六寸、広八間、狭四間、流レ急ニシテ水清

シ、源ヲ小武村字東ヶ岳ニ發シ南流、同村字切指ニ至リ、小武川ヲ合シ村ノ東北字武尾ヨリ

来リ、村ノ東北ヲ南流シ、字落合ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾五町、里俗東岳川ト称ス、高月

川ニ等河ニ屬ス、深四尺、浅四寸、広五間、狭貳間三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ村南字

高月池ニ發シ、村南ヲ東流シ字湖ノ木ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾町、小重見川ニ等河ニ屬ス、

深七尺、浅六寸、広五間、狭貳間三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ村南字石原谷ニ發シ東北

ニ流レ、村ノ東南ヲ北流シ字天付ニ至リ八坂川ニ入ル、長三拾町、清水後川ニ等河ニ屬ス、

深八尺、浅六寸、広五間、狭三間、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ村ノ東南清水池ニ發シ東北ニ

流レ、村ノ東南ヲ東北ニ流レ、字七日田ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾八町、清水前川三等河
ニ属ス、深四尺、浅五寸、広五間、狭貳間三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ藤原村字富水池
ニ發シ南流、同村字落ノ谷ヨリ来リ、字立テ川ヨリ字種ケ田マテ川中央ヲ以テ、藤原村二界ス、
村ノ東南ヲ東北ニ流レ、字同所ニテ再ヒ藤原村ニ入り、長拾五町、下流八坂川ニ入ル、白水
川三等河ニ属ス、深四尺、浅四寸、広三間、狭壹間三尺、流レ急ニシテ水清シ、源ヲ村ノ東
北字白水ニ發シ南流、村ノ東北字瀧ノ水ニ至リ八坂川ニ入ル、長拾八町、五郎ケ瀬渡野原
路ニ属ス、村西拾五町、八坂川ノ上流字五郎ケ瀬ニアリ、深壹尺、広三拾間、石碕、吹風
渡日出路ニ属ス、村北八町、八坂川ノ中流、字吹風ニアリ、深壹尺貳寸、広三拾五間、石碕、
一ノ尾渡日出路ニ属ス、村ノ東北八町、八坂川ノ中流字一ノ尾ニアリ、深壹尺三寸、広貳
拾五間、石碕、落合渡山香往還ニ属ス、村東八町八坂川ノ下流、字落合ニアリ、深壹尺三寸、
広貳拾五間、石碕、岩崎橋山香往還ニ属ス、村北拾壹町架シテ、岩崎川ノ下流字岩崎ニア
リ、水深六寸、広貳間、橋長貳間、中壹間三尺、被土橋、落合橋山香往還ニ属ス、村東拾
町架シテ、一ノ尾川ノ下流字落合ニアリ、水深八寸、広三間、橋長三間、中壹間三尺、被土橋、
申出橋八坂路ニ属ス、村東拾四町架シテ、一ノ尾川ノ下流、字申出ニアリ、水深壹尺、広
五間、橋長五間、中壹間三尺石橋、鉾鳥橋日出路ニ属ス、村北五町架シテ、小野尾川ノ下
流字鉾鳥ニアリ、水深貳尺五寸、広五間、橋長五間、中貳間、被土橋、庄ケ田橋村路ニ属ス、
村東三拾貳町架シテ、清水後川ノ下流、字庄ケ田ニアリ、水深六寸、広貳間、橋長貳間、中
六尺、被土橋、新井手溝村ノ西北、字塔ノ瀬ニアリ、立石川ノ水ヲ容レ、下流八坂川ニ入
ル、長八町、中三尺、深六寸、田五町貳反壹畝歩ノ用水トナス、大井手溝村ノ西北字大井
手ヨリ、村ノ東北字岩崎ニ至ル、長拾町、中五尺、深八寸、田拾七町七反壹畝歩ノ用水トナス、
瀧ノ本溝村ノ西南、字中ノ滝ヨリ小野尾川ノ水ヲ引キ、村東字二ノ尾ニ至ル、長壹里、中
三尺、田拾三町三反壹畝歩ノ用水トナス、上松尾溝村ノ西南字中ノ滝ヨリ小野尾川ノ水ヲ引
キ、村西後松尾ニ至ル、長拾貳町、中三尺、田六町五反拾五歩ノ用水トナス、轟新井手溝
村ノ西南字鮎婦リヨリ、村ノ東北字二ノ尾ニ至ル、小野尾川ノ水ヲ容ル、長壹里八町、中三反、
田六町三反壹畝六歩ノ用水トナス

池沼

大迫池東西貳町拾五間、南北壹町四拾三間、周回五町三拾七間、村東ニアリ、榎山池東
西壹町貳拾三間、南北五拾壹間、周回三町拾三間、村南ニアリ、栗ノ木池東西壹町五間、
南北四拾五間、周回貳町四拾八間、村南ニアリ、以上三池皆村ノ用水トナス

道路

山香往還三等道路ニ属ス、村東藤原村界、字滝ノ川ヨリ西ハ倉成村界、字大井手ニ至ル、
同村高取ニ接ス、長壹里四町拾貳間四尺、中貳間三尺、同村ヲ往テ八坂村ニ達ス、中央字率ケ
尾ニ至リ、南北ニ支道アリ、南ハ日出路ニシテ、北ハ小武村ニ通ス、字一ノ尾ヨリ西北ニ折レ、
小武村ニ通スル支道アリ、字片吹ヨリ西ニ折レ、野原路アリ、日出路三等道路ニ属ス、村
北山香往還字率ケ尾ヨリ南、日出村界字鹿鳴越ニ至リ、小倉街道ニ合シ、日出村ニ通ス、長
壹里拾町、中壹間三尺、小武路三等道路ニ属ス、村西山香往還、字花ケ尾ヨリ村北、小武
村界字德野ニ至ル、長七町三拾間貳尺、幅壹間、小武支道三等道路ニ属ス、村ノ西北山香
往還、字一ノ尾ヨリ村北、小武村界字竹尾ニ至ル、長九町貳拾壹間、幅壹間（但、同所ヨリ
德野ニ通スルノ間道アリテ、長拾三町、幅三尺）、野原路三等道路ニ属ス、村西山香往還、
字片吹ヨリ西ハ、野原村界字辻（野原村ニテハ福ノ林ト云フ）ニ至ル、長九町、中壹間、搦
示場村東字井ノ辻渡ヨリ三拾町貳拾三間、南方字鹿鳴越ヨリ、壹里四町、字古屋敷ニアリ
工藤祐則墓村南字鍛冶屋坊ノ山間ニアリ、真祖致卿建武元年、本村ノ地頭トナリ、世々大
友氏ニ事ヘ、祐則ニ至リ、天文三年大内氏ノ兵ト大群、野ニ戦ヒ、其子左京亮ト皆、鬪死ス、
墓ヲ此ニ建ツ、其子某ニ至リ、大友氏ト偕ニ食邑ヲ喪フ、薄墨ノ勅書並ニ、大友氏ヨリ受ル
所ノ感状令、猶其家ニ伝フ
四所神社村社、々地、東西拾間、南北貳拾九間三尺、面積壹反壹畝拾拾歩、村北字平ニアリ、
天照皇大神・武甕槌神・経津主神・天兒屋根命ヲ祭ル、祭日、十月十一日、明治六年村社ニ
列ス
竺源寺禪曹洞宗、東西壹町三拾三間、南北貳拾四間、面積壹反八畝拾六歩、日出村・松屋寺末、
村西字辻ニアリ、文龜元年、僧卓貞開基創建ス、明教寺真宗、東西貳拾貳間壹尺八寸、南北
拾四間、面積壹反拾貳歩、京都府山城國愛宕郡・東本願寺末、村北字平ニアリ、寛永八年、僧
慶信開基創建ス
公立小学校校ケ所村ノ中央、字鍛冶屋坊ニアリ、生徒男貳拾貳人、女三人
鹿鳴越寒墟村南鹿鳴越嶺、字城山ノ嶺ニアリ、円形ヲ為シ、南北壹町余、東西四拾間、其
北方少シク降り、三重胸壁ノ遺址アリ、文明中大友氏ノ築ク所、蓋シ、中国ノ大内氏ニ備フ
ルナラン
薪五万六千三百貫、炭三千貳百三拾貫、繩貳万六千五百三拾束、甘藷質美、九千貫以上、皆、
日出・杵築等ニ輸ス

墳墓

社

寺

学校
古跡

物産

民業 男農ヲ業トスル者、貳百貳拾四戸

○野原村

本村古ヨリ本郷山香郷ニ属ス、古時、貫井・恒道・西野原ノ三村タリ、明治三年二月合シテ一村トナリ、本村ノ称ニ改ム

疆域 東北ハ耕地山野ヲ以テ倉成村ニ界シ、東南ハ原野耕地ヲ以テ広瀬村ニ界シ、西ハ原野ヲ以テ日指村ニ界シ、南ハ鹿鳴越山ノ原野ヲ以テ日出・豊岡兩村ニ界シ、北ハ内河野村ト耕地ヲ以テ界ス

幅員 東西三拾町四拾間、南北壹里貳拾五町貳拾七間余

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、八里拾八町三拾間壹尺貳寸、標柱本村字ニ文字八百四拾八番地、小田ワイ居宅前面、北方五拾六間四尺五寸ノ処ニアリ、東方広瀬村へ拾八町五拾壹間貳尺壹寸、倉成村へ拾八町壹間貳尺貳寸、西方日指村へ、壹里拾五町三間四尺三寸、西北内河野村へ貳拾八町拾八間四尺三寸、南方豊岡村へ貳里拾五町三拾貳間四尺

地勢 南ハ鹿鳴越嶺翹聳シ、西北ハ山嶽屏立、八坂川村ノ中央ヲ東流シ、独リ北方ノミ耕地平坦ナリ、運輸便ナラス薪炭ニ富ム

地味 其色赤、其質美、稲稔ニ宜シ、桑茶モ亦地ニ適ス、時アツテ旱ニ苦ム

税地 田百八拾貳町七反六畝三歩、畑六拾八町九畝九歩、宅地拾三町四反貳畝六歩、山林四拾五町七反三畝拾貳歩、原野四百五拾七町四反三畝拾七歩、総計七百六拾七町四反四畝貳拾七歩

無税地 荒地六町貳畝六歩、畝下地三畝拾貳歩、溜池壹町貳反五畝拾八歩、埋葬地七反四畝貳拾壹歩、総計八町五畝貳拾七歩

官有地 社地四反六畝拾貳歩、山林拾五町四畝三歩、秣場百四拾壹町九反三畝拾貳歩、原野三百町歩、総計四百五拾七町四反三畝拾七歩

貢租 地租金三千百三拾七円三拾三錢貳厘、牛馬売買税金貳拾六円、酒類税金五拾円、銃獵税金拾壹円、総計金三千貳百貳拾四円三拾三錢貳厘

戸数 本籍貳百六拾四戸 土族貳戸、平民貳百六拾貳戸、社老戸小社、総計貳百六拾五

戸数

男五百七拾八口 土族六口、平民五百七拾貳口、女五百六拾六口 土族五口、平民五百六拾壹口、総計千四百四拾四口 他出寄留男老人

牛馬 牝牛百七拾七頭、牝牛六拾貳頭、総計貳百三拾九頭、牡馬七拾四頭、牝馬三拾四頭、総計百八頭

山 鹿鳴越嶺高貳百拾六丈(字鹿住山、最高故ニ之ヲ測ス)、周回壹里廿壹町、村南ニアリ、嶺上ヨリ七分シ、東ハ藤原村ニ属シ、西ハ日指・南畑二村ニ属シ、南ハ豊岡・日出兩村ニ属シ、北ハ広瀬村及ヒ本村ニ属ス、山脈東ハ透達トシテ城山横津雲田ノ諸山トナリ、西南ハ蓬二鶴見嶽ニ連ル、群峯峻立盤根連結本郡ノ北部ヲ中斷シ、孔道兩条羊腸嶺際ニ通シ、東路ハ小倉街道トス、西ハ豊前国宇佐郡佐田諸村ニ達スル支道トス、諸峯皆樹木生セス、短茅密敷荆棘蔓延、定路ノ登ル可キナシ、泉水処々ニ湧キ、本村ノ川源、皆此ニ起ル

川 八坂川二等河ニ属ス、深九尺、淺三尺、広四拾壹間三尺、狭三拾五間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ南畑村字今畑(上河内トモ称ス)ニ發シ東流、日指村ヲ經テ村西字火振ヨリ来リ、村ノ中央ヲ東流シ、字龍ヶ鼻ニ至リ倉成村ニ入ル、長貳拾四町、樋掛川三等河ニ属ス、深三尺、淺壹尺、広五間、狭貳間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村ノ西南字唐木ニ發シ、諸溪小流ヲ容レ村南ヲ北流シ、字高月ニ至リ八坂川ニ入ル、長三拾町、川中廿ヶ所ヲ堰キ、田三拾三町四反五畝廿七歩ノ用水トナス、小野尾川三等河ニ属ス、深貳尺、淺壹尺、広四間、狭貳間、源ヲ村南字小野尾山間ニ湧出シ北流スル、三町澤布トナリ、村ノ東南ヲ東北ニ流レ、字站返リ(広瀬村ニアリテハ轟ト称ス)ニ至リ広瀬村ニ入ル、長八町、下流広瀬村ニ至リ八坂川ニ入ル、川中二ヶ所ヲ堰キ、田九町九反五畝貳拾壹歩ノ用水トナス、御入山川三等河ニ属ス、深貳尺、淺壹尺、広貳間、狭壹間三尺、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ村南字後ノ谷ニ發シ、村南ヲ東北ニ流レ字丸尾ニ至リ小島溝ヲ容レ、字向所ニテ広瀬村ニ入ル、長拾町、里俗追ノ下川ト称ス、立石川三等河ニ属ス、深五尺、淺貳尺、広五間、狭三間三尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ吉野渡村字楠原池ニ發シ北流、立石村ヲ經テ、同村界字若宮ヨリ来リ、村北ヲ東流シ、字五所ニ至リ倉成村ニ入ル、長八町、下中尾渡村路ニ属ス、村西拾五町、八坂川ノ上流、字下中尾ニアリ、水深壹尺五寸、広三拾間、石缸、貫井渡村路ニ属ス、村西八町、八坂川ノ上流字貫井ニアリ、水深壹尺五寸、広三拾間、石缸、落水渡村路ニ属ス、村西三町、八坂川ノ中流字落水ニアリ、水深貳尺、

廣三拾間、石缸、神宮寺渡村路二属ス、村東五町、八坂川ノ下流字神宮寺ニアリ、水深壹尺、

廣貳拾五間、石缸、樋掛渡村路二属ス、村南五町、樋掛川ノ下流字樋掛ニアリ、水深壹尺、

廣貳間、石缸、神塩渡村路二属ス、村北拾三町、立石川ノ下流字神塩ニアリ、水深貳尺、

廣六間、石缸、鮎返渡村路二属ス、村南貳拾五町、小野尾川ノ中流字鮎返ニアリ、水深壹

尺、廣貳間、石缸、二文字橋小倉街道二属ス、村ノ中央架シテ、八坂川ノ下流字二大字ニ

アリ、岩石ノ間ヲ流レ、深淺測ラレス、廣三拾間、橋長四拾壹間、中貳間六寸、被土橋、龍ケ

鼻橋山香路二属ス、村東拾町架シテ立石川ノ下流、字龍ケ鼻ニアリ、水深貳尺、廣拾四間、

橋長拾六間、中貳間、木橋、迫ノ下橋村路二属ス、村南貳拾町架シテ、迫ノ下川ノ下流字

迫ノ下ニアリ、水深壹尺、廣壹間三尺、橋長貳間、中五尺、被土橋、八太郎溝村西字八太

郎ニアリ、長六町、中三尺、田貳町壹反貳畝三歩ノ用水トナス、以下、皆八坂川ノ水ヲ引キ、

下流又八坂川ニ入ル、今井手溝村西字火振ヨリ起リ、三脈二分レ、村ノ中央字樋ノ口ニ至ル、

長拾五町、中三尺、田貳拾町九反五畝拾五歩ノ用水トナス、大井手溝村西字大井手ヨリ三

脈二分レ、村ノ中央字樋ノ口ニ至ル、長拾貳町、中三尺、田貳拾町八畝拾八歩ノ用水トナ

ス、二文字溝村ノ中央、字二文字ニ起リ、村東倉成村界字龍ケ鼻ニ至ル、長拾五町、中四

尺、田三拾町八反六畝貳拾七歩ノ用水トナス、下流倉成村ニ入ル、八幡森溝村ノ中央字二文

字ヨリ村東字龍ケ鼻ニ至ル、長拾五町、中貳尺、田拾壹町五反八畝九歩ノ用水トナス、小鳥

溝村ノ東南字狸穴池ニ起リ、字丸尾ニ至リ迫ノ下川ニ入ル、長拾壹町、中三尺、田四町八反

三畝三歩ノ用水トナス

池沼 中尾池東西貳拾壹間、南北四拾間、周回六町拾貳間、村西ニアリ、狸穴池東西拾八間、

南北四拾間、周回四町五間、村南ニアリ、中尾池ト共ニ村ノ用水トナス

道路 小倉街道二等道路二属ス、村南農園村界鹿鳴越山、字谷辻ヨリ村北、倉成・内河野兩村界、

字若宮ニ至ル、長壹里三拾壹町拾六間四尺五寸、中三間、字若宮ヨリ東ニ折レ、山香往還アリ、

字永池ヨリ西ニ折レ日指路アリ、字二文字ヨリ東ニ折レ広瀬路アリ、山香往還二等道路ニ

属ス、村北字若宮ヨリ、東ハ倉成村界字龍ケ鼻ニ至ル、長八町三拾間、中貳間、山香路三

等道路ニ属ス、東ハ倉成村界字五所ヨリ村東、字林光ニ至リ山香往還ニ合ス、長三町、中貳間、

日指路三等道路ニ属ス、村北小倉街道字永池ヨリ、西ハ日指村界字火振ニ至ル、長貳拾九町、

中壹間、広瀬路三等道路ニ属ス、村北小倉街道字二文字ヨリ村東、広瀬村界字福林ニ至ル、

長七町七間、中壹間三尺

瀧

羽門瀑高貳丈余、中三間三尺、村北字小野尾ノ湧泉、鹿鳴越山腹ニ發スル、諸溪ト合流三町、

此ニ至リ瀑布トナル、下流小野尾川トナリ八坂川ニ入ル、瀑ノ左右斷崖峭絶雜樹森鬱、瀑ハ

中間怪石ニ触レ吼怒飛瀉、直チニ澄潭ニ注ク、雅致□スヘシ

神塩味甚タ甘酸ニシテ少シク、収斂ノ氣アリ、未タ疾病等ニ試用セシモノナシ、村人相伝テ

潮水トシ、常ニ汲ミ以テ神社ニ獻ス、因テ以テ神塩ト名ク、昔シ宝永四年十月四日、地大ニ

震ヒル後水ノ湧出益多シト云フ

墳墓

野原昌利墓村北字野原ノ林中ニアリ、昌利世々大友氏ニ事ヘ、山香郷ノ政所職タリ、此ニ

居ル昌利、父ヲ越前守長久ト云フ、父子並ニ軍功アリ、皆卒、此ニ葬ル、子孫今感状等ヲ其

家ニ伝フ、小野尾重幸墓村ノ東南字小野尾ノ山中ニアリ、重幸彈正忠ト稱シ大友氏ニ事

ヘ、邑ヲ此ニ食シ、天正六年二月十四日、日州耳川ノ役ニ死ス、其子次郎左衛門尉重明、石

碑ヲ此ニ建ス、大友氏ヨリ賜フ所ノ感状等、今猶其家ニ伝フ、土人ノ言ト小野尾・毛井兩氏

ノ家譜ヲ参照スルニ、寿水中、平經盛其子、經俊等ト密ニ壇ノ戦ヲ通レ、宇佐神宮大宮司、

宇佐公通(通一ニ光ニ作ル)ニ依ル、宇佐氏之ヲ其食邑山香郷俣井村ニ潜匿シ、田五町八反

余ヲ割キ之ニ給ス、居コト三年、緒方氏族等之ヲ偵知シ來リ捕フ、因テ又遁レテ、玖珠郡岩

室ノ石室ニ匿ル(其室未タ現存ス、地ニ平家山アリ)後九年再ヒ旧居ニ歸リ、經盛ハ死シテ、

野原村字西中尾ニ葬ル石塔アリ、經俊ノ墓ハ俣井村字金堂ニアリ、經俊ノ宅址ナリ、經俊ノ

子道盛、建曆元年小野尾ニ移リ、其塔亦田間ニアリ、子孫大友氏ニ事ヘ、道盛ヨリ十三世重

幸ニ至ル、道盛ノ兄光盛ハ、宇佐氏ノ應挙ヲ以テ、建久中、始メテ大友能直ニ事ヘ軍功ヲ以テ、

邑ヲ大分郡毛井村ニ賜フ、因テ氏ヲ命スト云フ、其事信否、詳カナラサレ共、土人往々經盛

父子以後ノ事跡ヲ伝説スルヲ以テ、今暫ク其概略ヲ附記ス

八幡八幡社郷社、々地東西貳拾五間、南北三拾壹間老尺八寸、面積壹反貳畝拾九歩、村

東字八幡森ニアリ、仲哀天皇・応神天皇・神功皇后ヲ祭ル、養老四年勸請、本州ノ大社タリ、

大水中、大友義鑑、社殿ヲ再建シ其後衰廢シ、延宝八年三月、領主・木下俊長又夕殿宇ヲ改

營シ奕世尊崇ノ神社タリ、延宝元年八月十七日、大風雨天等桂樹僵ル、同五年正月、俊長命

シテ之ヲ剪伐セシム、二月六日ノ夜、其樹自ラ起、枝葉今猶繁茂ス、庭ニ享德七乙亥ト題ス

古跡

学校 公立小学校壹ヶ所村ノ中央・字野原ニアリ、生徒、男七拾三人、女拾壹人

垣礎石等、今猶未現存ス、天正中、田北鎮周・本庄統綱此二居ル、寛永十五年、領主木下氏悉ク之ヲ廢毀ス、山ハ突然隆起険峻登リ難シ、樹木生セス唯短茅密敷スルノミ

物産 薪三万五千七百貫、炭千三百貫、繩(質美) 壹万百七拾束、日出村ニ輸送ス
民業 男農ヲ業トスル者、貳百六拾貳戸、医ヲ業トスル者壹戸

○小武村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、古時壹村タリ、明治三年、大片平村ヲ合併スルモ同八年三月、本村ノ内字松村ヲ裂キ、元大片平村ニ編入、分テ貳村トナル

疆域 東ハ大片平村ト小野高熊ノ山嶺ヲ以テ界シ、西ハ倉成村ト研石山脊筋ヲ界トシ、南ハ広瀬村ト耕地山野ヲ以テ界トシ、東南ハ原野ヲ以テ八坂村ニ界シ、東北ハ国東郡波多方村ト、内川野溪及原野ヲ境トス

沿革 東西三拾町拾五間、南北三拾貳町貳拾間
日出村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、九里拾壹町六間三尺七寸、標柱本村字小武百九拾三番地、小武寺薬師門前南方、拾間五尺五寸ノ処ニアリ、東方大片平村へ、壹里八町四間五寸、八坂村へ、貳里五町壹間五寸、西方倉成村へ、拾九町貳間四尺五寸、南方広瀬村へ、貳拾貳町六間五寸、北方国東郡波多方村へ、壹里拾九町拾貳間三尺

地勢 東西北ノ三面、高熊村越井等ノ諸山ヲ負ヒ、南ハ耕地原野ニ連リ、運輸便ナラス、薪炭用ニ足ル

地味 其色赤、其質美、粗土稲梁ニ適スルモ、時々旱ニ苦ム

税地 田八拾四町五反四畝三歩、畑四拾町六反八畝六歩、宅地七町貳反四畝貳拾四歩(内寺院地三反五畝歩) 山林九拾六町九畝歩、原野貳拾町歩、総計貳百四拾八町五反六畝三歩

無税地 荒地壹町三反九畝貳拾壹歩、畝下地四畝歩、埋葬地壹町四反三畝貳拾壹歩、溜池貳町六反三畝拾貳歩、総計五町五反貳拾四歩
官有地 神社地壹反五畝三歩、山林三反壹畝貳拾七歩、秣場四拾五町四反五畝歩、原野貳拾町歩、掲示場六歩、総計六拾五町九反貳畝六歩

貢租 地租金千貳百三拾壹円六拾錢壹厘、銃獵税金八円、酒類税金拾五円、牛馬売買税金貳円、総計金千貳百五拾六円六拾錢壹厘

戸数 本籍百六拾戸平民、社壹戸小社、寺貳戸真宗壹寺、真言宗壹寺、総計百六拾三戸

人数 男三百六拾八口平民、女三百七拾口平民、総計七百三拾八口

牛馬 牝牛百四拾頭、牝牛四頭、総計百四拾四頭、牡馬四拾七頭、牝馬拾壹頭、総計五拾八頭

山 越井山高百八丈、周回貳拾五町、嶺北半腹ヨリ二分シ、東西南ハ本村ニ属シ、北ハ国東郡波多方村ニ属ス、山脈西ハ田原山ニ連リ、東ハ高熊山ニ接ス、雜木茂生往々、周回七八尺ノ松鬱アリ、長之ニ称フ登路壹条村北、字越井ヨリ上ル、高六町、小径ニシテ峻アリ、溪水貳条、一ハ半腹ニ湧キ、一ハ山麓ニ湧キ、下走シテ共ニ越井池ニ入ル

立石川三等河ニ属ス、深壹尺、淺三寸、広拾三間、狭拾間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ吉野渡村字楠原池ニ發シ、村西倉成村界字高木ヨリ本村ニ入り、倉成村ト中央ヲ界トシ南流、村西字下新田ニ至リ八坂川ニ入ル、長六町、山口川三等河ニ属ス、深九寸、淺四寸、広三間、狹壹間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ倉成村字本嶽ノ山間ヨリ發シ、同村界字猫田ヨリ村西字山口ニ来リ、西流シ字下洲手川ニ至リ立石川ニ入ル、長拾壹町貳間、倉成村ニテハ本嶽川ト称ス、小武川三等河ニ属ス、深七寸、淺三寸、広三間三尺、狹壹間三尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村北字西岳ニ發シ、村西ヲ南流シ字五反田ニ至リ、今畑川ニ合シ広瀬村ニ至リ、直チニ八坂川ニ入ル、長四拾町貳拾八間、今畑川三等河ニ属ス、深壹尺、淺三寸、広五間、狹貳間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村ノ東北越井山ニ發シ、村東ヲ南流シ諸溪流ヲ合シ、字五反田ニ至リ小武川ニ入ル、長壹里九町三拾間五寸、長谷川三等河ニ属ス、深五寸、淺三寸、広貳間三尺、狹四尺、源ヲ村東、字長谷ニ發シ西流、字中津ニ至リ今畑川ニ入ル、其間長六町ニシテ舟筏更ニ通セス堤防ナシ、鳥屋谷川三等河ニ属ス、深七寸、淺三寸、広貳間、狹三尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村東字堀切ニ發シ西流、村東ヲ西南ニ流レ、字中津ニ至リ今畑川ニ入ル、長拾五町、東岳川三等河ニ属ス、深三尺、淺貳寸、広三間、狹壹間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村東東岳池ニ發シ村東ヲ南流、字山ノ下ニ至リ今畑川ニ入ル、長四町、徳野川三等河ニ属ス、深三寸、

池沼

淺貳寸、広三尺、狹巷尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村北、字徳野之深間ニ發シ南流シ、字蟻尻ニテ広瀬村ニ入り岩崎川トナル、長凡貳拾町、五反田渡広瀬路ニ属ス、村南九町、小武川ノ下流、字五反田ニアリ、深四寸、広貳間三尺石瓦、山ノ下渡村路ニ属ス、村東拾七町、東岳川ノ下流、字山ノ下ニアリ、深三寸、広三間石瓦、神田渡村路ニ属ス、村東拾壹町長谷川ノ下流、字神田ニアリ、深八寸、広貳間三尺、飛石瓦、藤ノ木渡八坂路ニ属ス、村東拾壹町、今畑川ノ下流、字藤ノ木ニアリ、深三寸、広五間石瓦、山口橋山香路ニ属ス、村西拾貳町架シテ山口川ノ下流、字山口ニアリ、水深巷尺、広三間、橋長三間、幅巷間、被土橋、寺ノ脇橋山香路ニ属ス、村北巷町架シテ小武川ノ下流、字寺ノ脇ニアリ、水深貳寸、広貳間、橋長巷間三尺、幅巷間、石橋、峯ノ下橋山香路ニ属ス、村東貳町架シテ峯ノ下溝ノ下流、字峯ノ下ニアリ、水深貳寸、広巷間、橋長巷間、幅巷間、石橋、冷泉橋山香路ニ属ス、村東拾町拾間架シテ、今畑川ノ下流字角ノ本ニアリ、水深巷尺、広四間三尺、橋長四間、幅巷間巷尺、被土橋、下横川橋山香路ニ属ス、村東拾四町架シテ長谷川ノ下流、字長谷ニアリ(云石ノ間ヲ流レ水深測ラレス) 広貳間、橋長巷間、幅巷間、石橋、上横川橋山香路ニ属ス、村東拾六町架シテ長谷川ノ中流字長谷ニアリ、水深上二同シ、広巷間三尺、橋長巷間三尺、幅巷間、石橋、初指橋八坂路ニ属ス、村南拾壹町架シテ小武川ノ下流、字初指ニアリ、水深三寸、広貳間三尺、橋長巷間、幅巷間、被土橋、中ノ前橋村路ニ属ス、村東拾三町架シテ今畑川ノ中流、字中ノ前ニアリ、水深巷尺、広五間、橋長五間、幅巷間巷尺、被土橋、中畑橋村路ニ属ス、村東拾七町架シテ、今畑川ノ上流、字中畑ニアリ、広貳間、水深三寸、橋長貳間、幅三尺、被土橋、坂口橋村路ニ属ス、村西貳町架シテ小武川ノ下流、字坂口ニアリ、水深四寸、広貳間三尺、橋長貳間、幅五尺、被土橋、峯ノ下溝村東字通田坊ヨ、リ村南、三分一二至リ小武川ニ入ル、長六町、幅巷間、田巷町歩ノ用水トナス

道路

山香道三等道路ニ属ス、村ノ東南大片平村界、字小敷岩ヨリ村西倉成村界、字数田芦川橋(高木トモ云フ)ニ至ル、長三拾四町貳拾九間四寸、幅巷間巷尺、字長谷(八坂村界ニ接スル處)ヨリ南ニ折レ、字白水ノ辻ニ向ヒ支道アリ、八坂路トス、八坂路三等道路ニ属ス、村ノ東南山香路、字長谷ヨリ村南、八坂村界字同所ニ至ル、長三町、幅巷間、字小武ヨリ南北ニ折レ支道アリ、北八国東郡波多方路ニシテ、南ハ広瀬路及広瀬支道ナリ、波多方路三等道路ニ属ス、村ノ中央八坂路、字小武ヨリ村北、国東郡波多方村界、字横畑ニ至ル、長貳拾四町四拾間、幅巷間、広瀬路三等道路ニ属ス、村ノ中央八坂路、字小武ヨリ村南広瀬村界、字徳野ニ至ル、長拾貳町三拾間、幅巷間、広瀬支道三等道路ニ属ス、村ノ中央八坂路、字小武ヨリ村南広瀬村界、字竹尾ニ至ル、長拾四町貳拾三間五寸、幅巷間

社

湯平味甚タ苦酸取膏ス、其實詳ラカナラス、未タ疾病等ニ試用セシモノナシ、其水土石ニ粘着漸ク凝結シ、堅硬石ノ如シ

寺

御入山社村社、々地東西拾三間、南北拾七間巷尺貳寸、面積四畝歩、村ノ東南字今畑ニアリ、足仲彦命、誉田別命、氣長足仲媛命ヲ祭ル、祭日十一月十九日、明治六年村社ニ列ス 教蓮寺真宗、東西拾四間三尺、南北三拾間、面積巷反六畝九歩、山城国愛宕郡本願寺末、村ノ東北字越井ニアリ、本村田邊權六祖先、天正中創建庵室ナリシヲ、寛文四年、僧・惠空開基創建ス、小武寺真言宗、東西五拾間三寸、南北拾間三尺、面積巷反九畝六歩、紀伊国伊都郡金剛峯寺末、村ノ中央字小武ニアリ、天徳中、僧・空也開基創建ス、然ルニ其後、大友氏耶穌教ヲ奉シ、仏字ヲ破毀スルニ及テ、当寺其災ニ罹リシカ後、慶長五年、僧隆賢更ニ中興ス

学校

公立小学校巷ヶ所村ノ中央字小武ニアリ、生徒男貳拾六人、女七人

古跡

鉄輪塞墟村北越井山ノ嶺ニアリ、広三畝歩、往々礎石等ヲ存ス、竹樹草茅生シ形勢不詳、天正中、大友氏ノ臣田辺某此ニ居ル

物産

薪三千六百五拾貫、炭千百貳拾貫、拗竹五千九百三拾坪 男農ヲ業トスル者百四拾八戸、俳優ヲ業トスル者八戸、医ヲ業トスル者巷戸

民業

○倉成村 本村古ヨリ本郷山香郷ニ属ス、古来分合ナシ

疆域

東ハ小武村ト研石山ノ背筋ヲ境トシ、西ハ立石川及甲ノ尾山ヲ以テ内河

野村二、田原山ノ流脈、字板山ノ峯ヲ以テ下村ニ界シ、南ハ耕地山林ヲ以テ広瀬・野原兩村ニ隣リ、北ハ本嶽田原山頂上ヲ以テ国東郡平野村杏掛村ニ界ス

幅員 東西貳拾五町拾間、南北三拾五町拾六間

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方八里三拾壹町五拾貳間五尺貳寸標柱本村、字弘安寺三百三拾三番地、河野榮五郎居宅門前、東方壹町五間三尺ノ処

ニアリ、東方小武村へ拾九町貳間四尺五寸、広瀬村へ貳拾町三拾四間壹尺、西方下村へ三拾貳町五拾六間貳尺、内河野村へ三拾貳町貳拾三間四尺八寸、西南野原村へ拾八町壹間貳尺貳寸、北方国東郡平野村へ壹里貳拾五町四拾三間五尺五寸

地勢 東北研石岩圍嶽外積ノ諸山ヲ負ヒ、西ハ板山ニ倚リ人家其間ニ散居シ、南方雁ニ平衍ニ属ス、運輸便ナク薪炭ニ乏シ

地味 其色赤多ク砂石ヲ交へ、其質亦美ナラス、粗小稲麦ニ適スト雖モ地味瘠薄、殊ニ旱ニ苦ム

税地 田百拾町貳拾四歩、畑三拾五町三反三畝貳拾七歩、宅地九町貳反六畝貳拾壹歩（内、寺院地貳反九畝貳拾七歩）、山林三拾六町八反九畝拾五歩、原野貳拾五町、総計貳百拾六町五反貳拾七歩

無税地 荒地貳反五畝九歩、埋葬地九反四畝六歩、溜池貳町貳反三畝拾五歩、杜地五畝九歩、総計三町四反八畝九歩

官有地 秣場九拾八町歩、原野貳拾五町歩、総計百貳拾三町歩

貢租 地租金千七百六拾九円六拾貳錢四厘、酒類税金四拾円、銃獵税金六円、牛馬売買税金五円、総計金千八百貳拾四円六拾貳錢四厘

戸数 本籍百五拾八戸平民、社老戸小社、寺貳戸、禪曹洞宗、総計百六拾壹戸

人数 男三百五拾四口平民、女三百五拾四口平民、総計七百四口

牛馬 牡牛百三拾四頭、牝牛四頭、総計百三拾八頭、牡馬四拾八頭、牝馬拾頭、総計五拾八頭

山 本嶽山高百八拾丈、周回五里、村北ニアリ、嶺上ヨリ五分シ、東ハ国東郡石丸村ニ属シ、

川

南ハ本村ニ属シ、北ハ国東郡杏掛村ニ属シ、西ハ同郡平野村及本郡下村ニ属ス、山脈孤立シ樹木ナク、唯草茅ヲ生ス、嶺上石岬立、列峙状鋸齒ノ如シ、因テ又鋸山ト名ク、嶺上ヲ以テ国東・速見兩郡ノ分界トス、此山国東郡ニアリテハ田原山ト称ス、登路壹条、村ノ西北下村字山ノ口ヨリ上ル、高壹里拾八町、峻ニシテ速シ

八坂川ニ等河ニ属ス、深壹丈、浅三尺五寸、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ南畑村字上河内ニ發シ東流、日指、野原両村ヲ経テ、村南字龍ヶ鼻ヨリ来リ、村南ヲ東流シ、字落合ニ至リ立石川ヲ合シ南流、広瀬村ト界シ、字塔ノ瀬ニテ広瀬村字大井手ニ入ル、其間長拾貳町、下流杵築港トナル、立石川ニ等河ニ属ス、深五尺、浅壹尺、流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ村西吉野渡村、字楠原池ニ發シ東流、立石・下兩村ヲ経テ村西、字内河野村字境ヨリ来リ、村西ヲ南流シ同村、字下市込川ノ中央ヲ以テ界シ、村西字河原ニ至リ屈曲東流、字同所ヨリ内河野村ニ入ル、其間長八町五拾間、同村ヲ経テ再村南、字緑木ヨリ本村ニ入り屈曲東流、字高木ニ至リ南流、小武村ト界シ村ノ東南、字落合ニ至リ八坂川ニ入ル、其間長拾七町三拾間、板山川広四間、狭貳間ニシテニ等河ニ属ス、流レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ村ノ西北、字芋口ノ山間ニ發シ南流、村西字薬師ニ至リ立石川ニ入ル、長貳拾五町、此川高処ヨリ屈曲下流シ、凸凹高低極メテ多ク、深淺真ニ測ルヲ得ス、大西川広貳間、狭壹間三尺、三等河ニ属ス、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村北字大西ノ田間ニ發シ南流、村北字川久保ニテ立石川ニ入ル、長貳拾三町、妙善坊川三等河ニ属ス、広貳間三尺、狭壹間、流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ村北字妙善坊ノ田間ニ發シ、舟筏通セス堤防ナシ、南流村東高木ニテ立石川ニ合ス、長貳拾八町、山口川三等河ニ属ス、広三間、狭貳間三尺、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村北字本嶽山間ニ發シ、村ノ東北ヲ南流シ村東字猫田ニテ小武村ニ入ル、長拾貳町里俗、本嶽川ト称ス、以上三川ハ高地ヨリ下瀉スルヲ以テ、水ノ深淺定マラス、綾富渡下村路ニ属ス、村西拾五町、立石川ノ上流、字綾富ニアリ、水深七寸、広三間石缸、河原渡内河野路ニ属ス、村西拾五町、立石川ノ上流、字河原ニアリ、水深七寸、広貳間、石缸、七ツ江渡村路ニ属ス、村南貳町、立石川ノ中流、字七ツ江ニアリ、水深七寸、広貳間、石缸、古殿渡村路ニ属ス、村東貳町拾五間、立石川ノ中流、字古殿ニアリ、水深七寸、広三間、石缸、荒瀬渡広瀬路ニ属ス、村東五町、八坂川ノ上流、字荒瀬ニアリ、水深壹尺、広五間、石缸、花潭橋山香路ニ属ス、村東五町架シテ立石川ノ下流、字高木ニアリ、水深七寸、広拾間、橋長拾貳間、巾壹間三尺、被土橋、芹川橋山香路ニ属ス、村東五町架

シテ芹川ノ下流、字高木ニアリ、深三寸、広巻間三尺、橋長貳間、巾巻間三尺、被土橋、龍蟠橋山香路ニ属ス、村南五町架シテ八坂川ノ上流、字龍ヶ鼻ニアリ、水深貳尺、広拾四間、橋長拾六間、巾貳間、木橋、二文字溝野原村字福安ヨリ南北貳脈二分レ、南ハ字中村ニ至ル、長三町、巾巻尺五寸、北ハ字小早田ニ至ル、長四町、巾貳尺、共ニ田拾四町歩ノ用水トナス、福安溝村ノ西南野原村界、字龍ヶ鼻ヨリ村東、広瀬村界字大井手ニ至ル、長五町、巾貳尺、田拾町五反六畝歩ノ用水トス、乗本溝村ノ東界字乗元ニアリ、長巻町、巾三尺、田巻町巻反六畝歩ノ用水トナス、以上皆八坂川ノ水ヲ引キ、下流又八坂川ニ入ル、金童溝村西字金童ヨリ同方加勢ヶ本ニ至ル、長四町、巾貳尺、田貳町貳反八歩ノ用水トナス、縁木溝村南字縁木ヨリ村東、字乗元ニ至ル、長六町、巾貳尺、田六町四反三畝歩ノ用水トナス、以上二溝、立石川ノ水ヲ引キ下流立石川ニ入ル

池沼

弘安寺池東西三町、南北五拾六間、周囲八町、村西ニアリ、狐平池東西貳拾間、南北四拾五間、周囲貳町七間、村北ニアリ、越原池東西巻町拾四間、南北五拾六間、周囲三町貳拾間、村北ニアリ、以上皆村ノ用水トナス

道路

山香往還ニ等道路ニ属ス、村南広瀬村界、字大井手ヨリ同方野原村界、字龍ヶ鼻ニ至ル、長六町貳拾四間、巾貳間、野原村ニテ小倉街道ニ合ス、山香路三等道路ニ属ス、東方小武村界、字高木（小武村ニテハ藪田芹川橋ト云フ）ヨリ、南ハ野原村界字縁木（野原村ニテハ五所ト云フ）ニ至ル、長九町貳拾巻間巻尺、巾巻間貳尺、村東字藤ノ森ヨリ西ニ折レ、下村路、内河野村路アリ、下村路三等道路ニ属ス、村南字藤ノ森ヨリ村西内河野村界、字綾富ニ至ル、同村ニテ小倉街道ニ合シ下村ニ通ス、長貳拾四町貳拾巻間三尺、巾巻間五寸、村ノ中央、字弘安寺ヨリ北ニ折レ、国東郡平野村路アリ、内河野路三等道路ニ属ス、村南山香路、字藤ノ森ヨリ村西内河野村界、綾富渡ヨリ内河野村、字末ノ松ニ至ル、長拾七町五拾貳間（三尺）、幅巻間、国東郡平野路三等道路ニ属ス、村ノ中央、字弘安寺ヨリ北ハ平野村界、字三方松ニ至ル、長貳拾六町四拾三間、巾巻間、險阻ナリ、上野村ヲ経テ沓掛嶽ニ出ツ

堤塘

中村堤八坂川ニ沿ヒ、村東字乗元ニアリ、長貳町貳拾三間、馬踏巻間三尺、堤敷三間、修繕費貳分八宮ニ属シ、八分ハ民ニ属ス

社

八幡社村社、々地東西拾六間、南北貳拾九間、面積五畝九畝歩、村ノ中央、字鎮守ニアリ、仲哀天皇、応神天皇ヲ祭ル、祭日十一月十五日、明治六年村社ニ列ス

寺

正高寺禪曹洞宗、東西三拾四間、南北七間、面積貳反巻畝九歩、日出村松屋寺末、村ノ中

○下村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、古時米子瀬、上坂、鳥越、六太郎、藤田ノ五村タリシニ、明治三年九月米子瀬、上坂、鳥越、ノ三村ヲ併セ米子瀬村トシ、六太郎、藤田ノ二村ヲ合シテ六太郎村ト称ス、同八年三月復ニ村ヲ併セテ本村ノ称ニ改ム

民業

男農ヲ業トスル者、百五拾六戸

村会所

用務所村南字中村ニアリ

物産

薪三千七百七貫、炭八百貫、甘藷巻方貳千九百貫、杵築港ニ輸送ス

業

享保二年、僧・大堅中興ス

疆域

東ハ倉成村ト田原山ノ流脈、字板山ヲ以テ界トシ、西ハ耕地ヲ以テ立石村ト境シ、南ハ内河野村ト山野ヲ以テ界トシ、北ハ国東郡平野村ト原野ヲ以テ界トス

幅員

東西三拾町貳拾六間、南北貳拾八町

沿革

立石村ニ出ス

里程

大分県庁元標大分郡大分町額田橋中央ニアリヨリ北方九里拾四町五拾五間五尺、標柱本村、字金山六拾貳番地、糸永銀三郎居宅前面、北方六間貳尺ノ処ニアリ、東方倉成

地勢

村ハ三拾貳町五拾六間貳尺、西方立石村ハ貳拾四町拾貳間四尺五寸、南方内河野村ハ三拾巻町五拾七間五尺、北方国東郡平野村ハ巻里三町拾五間三尺九寸

地味

西南小箇倉ノ諸山ヲ負ヒ、北ハ嶽ン堂ノ諸山ヲ控シ、運輸便ナラス

地味

其色黒、其質美、稲梁ニ宜シ、時々旱ニ苦ム

税地

田八拾七町九反三畝貳拾三歩、畑四拾巻町貳畝拾九歩、宅地七町五反八畝貳拾九歩、原野六拾七町八反五畝三歩、総計貳百四町四反八歩

税地

野六拾七町八反五畝三歩、総計貳百四町四反八歩

無税地 荒地壹町四反貳拾七步、埋葬地七反七畝拾九步、溜池貳反三畝五步、總計貳町四反壹

畝貳拾壹步

官有地 社地九畝拾五步、山林拾貳町貳反八畝貳拾四步、溜池壹町貳反五畝步、總計拾三町六反

三畝九步

貢租 地租金千五百四拾七円四拾五錢四厘、車税金三円、牛馬売買税金四円、總計金

千五百五拾四円四拾五錢四厘

戸数 本籍、百八拾四戸平民、社老戸小社、總計百八拾五戸

人数 男三百六拾壹口平民、女三百六拾八口平民、總計七百貳拾九口

牛馬 牡牛七拾七頭、牝牛壹頭、總計七拾八頭、牡馬三拾七頭

車 人力車三輛

山 本嶽山高百八拾丈、周回五里、村東ニアリ、嶺上ヨリ五分シ、東ハ国東郡石丸村ニ属シ、

西ハ同郡平野村ニ属シ、南ハ倉成村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、北ハ国東郡番掛村ニ属ス、山

脈孤立ス、樹木ナク草茅ヲ生ス、嶺上岩石峭立列峙状鋸齒ノ如テ、因テ又鋸山ト名ク、嶺上

速見・国東兩郡ノ分界トス（国東郡ニテハ田原山下ト称ス）、登路壹条村東、字山ノ口ヨリ上ル、

高峯里拾八町、嶮ナラス

川 立石川三等河ニ属ス、深貳尺八寸、浅三寸、広拾壹間、狭七間、源ヲ吉野渡村楠原池ニ發

シ東流、立石村ヲ經テ村西、字宮ヶ淵ヨリ来リ、村ノ中央ヲ東流、諸溪鰓流ヲ合シ、字境目

ニ至リ内河野村ニ入ル、長拾五町、芭蕉渡村路ニ属ス、村東貳町三拾間、立石川（芭蕉川

トモ称ス）ノ下流、字芭蕉ニアリ、水深壹尺五寸、広八間、石碕、下坂水渡村路ニ属ス、

村東四町、芭蕉川ノ下流、字下坂水ニアリ、水深壹尺、広七間、石碕、牛屋敷渡村路ニ属

ス、村東六町、芭蕉川（立石川ノ異名）ノ下流、字牛屋敷ニアリ、水深壹尺、広七間、石碕、

金山橋小倉街道ニ属ス、村ノ中央架シテ芭蕉川（立石川）ノ中流、字金山ニアリ、水深貳尺、

広九間、橋長九間、中貳間、被土橋、清田橋小倉街道ニ属ス、村西六町架シテ、床並溝ノ下流、

字牛屋敷ニアリ、水深貳寸、広五尺、橋長壹間、中壹間、石橋、清田溝村北床並池ニ發シ、

村西字清田ニ至リ立石川ニ入ル、中四尺、長拾九町、按内谷ヲ合シ田ニ入ル、田拾八町四反

歩ノ用水トナス、道連溝村東道連池ニ發シ、字石ヶ谷ニ至リ芭蕉川ニ入ル、中貳尺長八町、

田壹町歩ニ注ク、下扇溝村西立石村字河原ニ發シ、字宮ヶ淵ヨリ来リ同方、字岸ノ上ニ至

ル、中貳尺、長拾町、田七町六反九畝歩ニ注ク、新井手溝立石村界、字新井手（立石村ニ

テハ河原ト呼フ）ヨリ起リ、村南堂ノ前ニ至ル、中貳尺、長拾町、田三町壹反歩ニ注ク、神

田溝村西字神田ヨリ起リ、同方字古川ニ至ル、中貳尺、長七町、田五町九反六畝歩ニ注ク、

堀田溝村西字外堀田ヨリ起リ、村東字瀨ノ上ニ至ル、中貳尺、長九町、田三町七反九畝拾

貳歩ニ注ク、豆田溝村西字小迫ヨリ起リ、村ノ東南字龍田ニ至ル、中貳尺、長九町、田七

町六反五畝六歩ニ注ク、御領溝村ノ東南字豆田ヨリ起リ、同方内河野村界字境ニ至ル、中

貳尺五寸、長六町、田壹町六反七畝貳拾壹歩ニ注ク、塔中溝立石村字掛堂ニ起リ、村西字

回ニ至ル、中貳尺、長三町、田貳町七反五畝歩ニ注ク、山ノ口谷広壹間、狭貳尺、村ノ東

北字三本松ニ起リ南流シ、字今井ニ至リ六太郎谷ニ合シ、字金山ニ至リ立石川ニ入ル、長七町、

六太郎谷広壹間壹尺、狭貳尺、村北字六太郎ニ至リ南流シ、字今井ニ至リ山ノ口谷ニ入ル、

長七町、按内谷広四尺、狭壹尺、村ノ西北字按内ヨリ起リ南流シ、字佐田ニ至リ床並溝ニ

入ル、長七町、棚田谷広三尺、狭壹尺、村南棚田ニ發シ北流、字河原ニ至リ芭蕉川ニ入ル、

長五町

鉾山 安質母尼山高七拾貳丈、周回壹里拾八町、村東拾五町ニアリ、嶺上ヨリ二分シ、東南ハ倉

成村ニ属シ、西北ハ本村ニ属ス、田原山ノ山脈南ニ突出、本山トナリ嶺取山ト名ク、下坂水

ヨリ登ル、鉾物發見ハ安政六年ニ起リ、壹年出高三拾八貫、質佳、安質母尼山高三拾八丈、

村東八町横道山下、字尾ノ平ニアリ、安政六年ニ起リ、壹ヶ年出高六貫、質美、燧石山高

六町字若山ヨリ登ル、周回拾町、村北貳拾町ニアリ、鉾物發見ハ安政五年ニ起リ、壹ヶ年出

高四拾五貫、質佳、岱赭石山村北三町、字井手ヶ平ノ田畔ニ出ツ、其質美、發掘スルモノ

ナシ

池沼 床並池東西壹町貳拾間、南北壹町拾八間、周回四町四拾間、村北ニアリ、道連池東西拾七間、

南北拾六間、周回壹町壹間、村東ニアリ、以上村ノ用水トナス

道路 小倉街道ニ等道路ニ属ス、村西立石村界、字河原ヨリ村東内河野村界、字境ニ至ル、長貳

拾壹町五間、中三尺、字金山ヨリ北ニ折レ、国東郡平野村ニ通スル路アリ、字清田ヨリ北ニ

折レ、字後野ニ至リ平野路ニ合ス、国東郡平野路ニ等道路ニ属ス、村西字清田ヨリ村北

国東郡平野村界、字床並ニ至ル、長拾八町四拾六間、中三尺

八幡社村社、々地東西拾四間貳尺八寸、南北拾九間貳尺四寸、面積九畝拾五歩、村東字馬

上ニアリ、応神天皇・市杵島姬命・大山祇命一柱玉垂神保食シ神ヲ祭ル、元龜二年十一月、

緒方三郎勸請、其後兵乱ニ遇ヒ、祠廟衰廢、正徳四年木下延由再興ス、明治六年村社ニ列ス、

祭日十一月十五日

物産 安質母尼質美、四拾四貫、箕質美、六百枚、燧石四拾五貫、以上近傍村ニ輸ス
民業 男農ヲ業トスル者、百七拾三戸、医ヲ業トスル者壹戸、商ヲ業トス者壹戸

○立石村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ屬ス

古時山口・舟・五徳寺・長流寺・上尾寄・龍ヶ尾ノ六村タリシニ、明治三年九月、山口・舟・五徳寺三村ヲ合セテ山口村トシ、長流寺・上尾崎・龍ヶ尾ノ三村ヲ併セテ中村ト称シ、同八年三月復ニ村ヲ併セテ一村トナリ、本村ノ称ニ改ム

疆域

東ハ下村ト耕地ヲ接シ、西ハ向野村ト溝渠又ハ山ノ背筋ヲ以テ界トシ、北ハ国東郡嶺寄・佐野両村ト花嶽原野ヲ以テ界シ、西南ハ山中谷ヲ以テ吉野渡村ニ界シ、南ハ金嶺山ノ嶺ヲ以テ内河野村ニ界ス

幅員

東西三拾壹町拾六間、南北三拾三町拾間

沿革

慶長元年、杉原長房伯耆守江州坂本ヨリ徒封杵築へ入城、之ヲ領シ同二年、早川長敏主馬首、府内城ヨリ焉ニ徙リ同五年、豊前国小倉城主・細川忠興越中守代テ之ヲ領ス、其臣・有吉立行・松井康之、杵築ノ城代タリ、同六年、木下延俊右工門大夫播洲姫路ヨリ徒封、日出へ入城旧宮ヲ修メテ世々居焉、之ヲ領シ後、寛永十九年、高五千石ヲ割テ次子・延由縫殿助ノ采地立石ト云フトシ、民政ヲ文治セシム、羽柴俊清初木下内匠助ト云ニ至リ王政革新、明治三年上地ニテ、日田県ノ所轄トナリシモ、同四年十一月、同県廢セラレテ大分県之ヲ管轄ス

里程

大分県庁元標大分郡大分町頃田橋中央ニアリヨリ北方、拾里三町八間三尺五寸標柱、本村字中町ノ三百七拾番地、田原春塘居宅前面、東方六間ノ処ニアリ、東方下村へ貳拾四町拾貳間四尺五寸、西方向野村へ壹里三町貳拾五間三尺五寸、南方吉野渡村へ貳拾九町三拾三間四尺八寸

地勢

西ハ雲嶽ノ山脈連延シ、南ハ上平山ヲ負ヒ、祝儀山域等ノ諸山村中ニ碁峙シ、北ハ鼻ヶ嶽ノ山嶺屏立シ、東ハ漸ク平地ニシテ立石川流通シ、運

輸便ナラス市街アリト雖トモ人烟密ナラス

地味

其色黒、其質美ニシテ稲梁ニ適スト雖トモ水利ニ乏シ

税地

田百貳拾町八反五畝九歩、畑六拾壹町貳反九畝三歩、宅地拾四町貳畝九歩、原野百三町四反九畝貳拾壹歩、総計貳百九拾九町六反六畝拾貳歩

無税地

荒地三町四反六畝九歩、埋葬地貳町五反拾貳歩、総計五町九反六畝拾壹歩

官有地

原野三拾貳町七反歩、山林三拾八町貳反貳畝拾八歩、溜池貳町五反貳拾四歩、総計七拾三町四反三畝拾貳歩

貢租

地租金貳千貳百拾五円三拾六錢五厘、酒類税金五拾五円、牛馬売買税金三円、銃狹税金拾貳円、車税金七円、総計金貳千貳百九拾貳円三拾六錢五厘

戸数

本籍三百貳戸七族壹戸、平民三百壹戸、社貳戸小社、寺四戸禪曹洞宗三宇、日蓮宗壹宇、総計三百八戸

人数

男六百四拾口七族三口、平民六百三拾七口、女六百三拾四口七族五口、平民六百貳拾九口、総計千貳百七拾四口

牛馬

牝牛百拾頭、牝牛八頭、総計百拾八頭、牡馬五拾七頭、牝馬三頭、総計六拾頭

車

人力車拾三輛

山

鼻嶽高貳百三丈、周回貳里貳拾五町、村北ニアリ、嶺上ヨリ四分シ東北ハ国東郡嶺崎村ニ屬シ、北ハ同郡佐野村ニ屬シ、西ハ向野村ニ屬シ、南ハ本村ニ屬ス、山脈北ハ西叡山ニ連リ、西ハ津波戸山ニ接ス、東ハ山勢相接シテ鳥帽子嶽ニ連ル、西ニ笹ヶ塔・真白越等諸山アリ、高サ少シク逶迤、頂上ヲ以テ国東・速見両郡ノ分界トス、登路貳条、一ハ村北字船ヨリ登ル、一ハ村北字鍛冶屋ヨリ登ル、並ニ高貳拾町余、以上路絶へ皆極メテ險峻登リ難シ、樹木生セス唯草茅深茂ス、山間所々巖石峭石突起、景状危快ナリ

川

立石川三等河ニ屬ス、深貳尺、淺壹尺五寸、広拾貳間、狭六間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村南吉野渡村楠原池ニ發シ、北流シ村南字休場ヨリ来リ、村西ヲ北流シ字上町ニ至リ東折、迂回シテ字宮ヶ淵ヨリ下村ニ入ル、此間長貳拾町、里俗芭蕉川ト称ス、山中谷広老間、狭五尺、村南吉野渡村界字休場ヨリ来リ、東流向野村・吉野渡村ト

界シ、字三反田ニ至リ立石川ニ合ス、長壹町、谷中央ヲ以テ吉野渡村ニ界ス、大月谷広老間、狭五尺、村西字樋畑ニ起東流、村西字山口ニ至リ立石川ニ合ス、長五町、宮脇谷広老

間三尺、狹卷間、村北字六郎木二起り南流、字塚塚二至り西畑池ニ発スル細溝ト合シ東折、村西字宮脇ニ至り立石川ニ合ス、長拾町、源十谷広巻間三尺、狹卷間、村北長畑池ニ發シ南流、村ノ中央字上町ニ至り立石川ニ入ル、長五町、五徳寺谷広巻間貳尺、狹卷間、村北字割石ニ起り南流、村ノ中央字新町ニ至り立石川ニ入ル、長七町、鍛冶屋谷広巻間三尺、狹卷間、村北字中ノ迫ニ起り南流、字稲富ニ至り立石川ニ入ル、長七町、長流寺谷広巻間三尺、狹卷間、村北字長流寺池ニ起り南流、村東字瓦田ニ至り立石川ニ入ル、長五町、徳清田谷広四尺、狹貳尺、村ノ東北字水ヶ迫ニ起り南流、村東字河原ニ至り立石川ニ入ル、長七町、杖ヶ迫谷広五尺、狹三尺、村東字緑山及丸尾池ニ起り北流、字杖ヶ迫ニ至り立石川ニ入ル、長七町以上、諸谷皆、平常水ナク雨水ヲ瀉下スルモノナリ、櫛屋溝村ノ西南字櫛屋ニ起り、同方字甲ノ井手ニ至り立石川ニ入ル、長三町、中老尺貳寸、田老町四反八畝歩ノ用水トナス、杉ノ本溝村南字杉ノ下ヨリ起り、同方字堀ニ至り、甲ノ井手溝ニ入ル、長三町、中老尺貳寸、田老町貳反三畝歩ノ用水トナス、向田溝村南字向田ヨリ起り、同方字塔中ニ至り、甲ノ井手溝ニ入ル、長拾卷町、中貳尺四寸、田六町四反四畝六歩ノ用水トナス、甲ノ井手溝村南字甲ノ井手ヨリ起り、同方字山口ニ至り田ニ入ル、長三町、中老尺貳寸、田老町貳反三畝歩ノ用水トナス、門田溝村南字山口ニ起り、村東字塩田ニ至り田ニ入ル、長拾八町、中三尺、田八町四反歩ノ用水トナス、総工門溝村南字下測ヨリ起り、村東字江戸田ニ至り田ニ入ル、長九町、中貳尺四寸、田貳町八反九畝歩ノ用水トナス、塔中溝村東字掛堂ヨリ起り、同方字回ニ至り下村ニ入ル、長六町、中老尺貳寸、田四町老反四畝拾八歩ノ用水トナス、上扇溝村東字河原ヨリ起り、同方字宮ヶ測ニ至り三島谷ニ入ル、長貳町、中老尺八寸、田老町六反畝畝拾八歩ノ用水トナス、下扇溝村東字河原ヨリ起り、同方字宮ヶ測ニ至り下村ニ入ル、長三町貳拾間、中貳尺四寸、田九反六畝貳拾七歩ノ用水トナス、新井手溝村東字河原（下村ニテハ新井手ト呼フ）ニ起り、同方字廻ニ至り下村ニ入ル、長卷町、中貳尺、下村ノ用水ニ供ス（以上、皆立石川ノ水ヲ引ク）、登リ龍溝村南吉野渡村界、字登リ龍ヨリ起り、同方字三反田ニ至ル、長貳町、中老尺、田八反畝畝九歩ノ用水トナス、七反田溝村南吉野渡村界、字ウソソ石ヨリ起り、村南字七反田ニ至ル、長三町、中老尺貳寸、田三町老反三畝六歩ノ用水トナス、杖ヶ迫渡村路ニ属ス、村東九町三拾六間、立石川ノ下流、字河原渡ニアリ、広拾貳間、深貳尺、石碕、鍛冶屋橋小倉街道ニ属ス、村東四町架シテ鍛冶屋谷ノ下流、字河原ニアリ、橋長卷間三尺、中貳間、石橋、平常水ナシ、以下皆同シ、五徳寺橋小倉街道

池沼

二属ス、村東貳町拾貳間架シテ、五徳寺谷ノ下流、字ウソソ堀ニアリ、橋長卷間三尺、中貳間、石橋、源十橋小倉街道ニ属ス、村西貳町五間架シテ、源十谷ノ下流字上町ニアリ、橋長卷間三尺、中貳間、石橋、塚畑橋小倉街道ニ属ス、村西八町三拾五間架シテ、宮脇谷ノ中流、字塚畑ニアリ、橋長卷間、中貳間、石橋、長流寺橋小倉街道ニ属ス、村東六町三拾六間架シテ、長流寺谷ノ下流、字河原ニアリ、橋長卷間貳尺、中貳間、石橋、徳清田橋小倉街道ニ属ス、村東八町三拾六間架シテ、徳清田谷ノ下流、字八反田ニアリ、橋長卷間、中貳間、石橋、山口橋佐田路ニ属ス、村西四町架シテ、宮脇谷ノ下流、字山口ニアリ、橋長卷間、石橋、大月橋佐田路ニ属ス、村西五町架シテ大月谷ノ下流、字山口ニアリ、橋長卷間、中老間、石橋、稲富渡村路ニ属ス、村南三町五拾七間、立石川ノ中流、字稲富ニアリ、水深老尺、広九間、石碕

鍛冶屋池東西拾五間、南北四拾三間、周回卷町五拾六間、村ノ東北ニアリ、中ノ迫池東西拾五間三尺、南北拾七間三尺、周回卷町六間、村北ニアリ、茅ヶ迫池東西拾三間三尺、南北貳拾貳間、周回卷町拾卷間、村北ニアリ、龍ヶ尾池東西拾四間、南北貳拾五間、周回卷町拾八間、村東ニアリ、猫越池東西拾八間、南北貳拾八間、周回卷町三拾六間、村東ニアリ、町畑池東西拾七間、南北貳拾五間、周回卷町貳拾四間、村北ニアリ、上池東西貳拾間、南北四拾間、周回卷町、村ノ中央ニアリ、下池東西拾五間、南北拾六間、周回卷町貳間、村ノ中央ニアリ、山田池東西老町、南北老町、周回四町、村西ニアリ、無田池東西拾間、南北貳拾間、周回老町、村西ニアリ、西畑池東西貳拾七間、南北三拾間、周回老町五拾四間、以上諸池皆村ノ用水トナス

小倉街道ニ等道路ニ属ス、村東下村界字河原ヨリ村ノ西北、向野村界字厂保ニ至ル、長三拾卷町拾六間、中三間、字竹末ヨリ北ニ折レ、国東郡佐野村路アリ、字藤田ヨリ南ニ折レ、吉野渡村路アリ、国東郡佐野路三等道路ニ属ス、村西字竹末ヨリ村北、向野村界字神ノ松ニ至ル、長拾五町卷間、中老間、吉野渡路三等道路ニ属ス、村西小倉街道字藤内ヨリ、南ハ吉野渡村界、字憩場ニ至ル、長拾卷町五拾貳間、中老間

天満社郷社、社地東西四拾卷間三尺、南北拾三間四尺、面積老反九畝六歩、村東字城山ニアリ、可美真□命・菅原神・大山祇命・（五）〔柱〕市杵島姫命・閻龍神ヲ祭ル、斉衡中、豊後双山口宿祢麻勸請、其後衰微、大永十四年午八月中波多野善助再興後、世誤テ管公トス、

寺

正徳四年、木下延由再修ス、祭日十一月三日、明治六年郷社ニ列ス、三島社村社、々地東
西拾九間四尺、南北拾貳間三尺、面積八畝九歩、村東字三島山ニアリ、大山杵命(四柱)、穗
日命ヲ祭ル、元応二年申申、大友家臣・河野村馬守通秀勸請、大友争乱ノ際荒廢ニ及ヒ、其後、
正徳四年十一月、立石旧領主・木下延由信仰ニ依テ再ヒ造営、明治六年村社ニ列ス
延隆寺日蓮宗、東西貳拾貳間、南北貳拾四間四尺、面積壹反八畝三歩、甲斐国巨摩郡身延村・
久遠寺末、村東字泉ノ木ニアリ、承応三年、僧・日養開基創建セルモノナリ、長流寺禪曹洞宗、
東西三拾五間五尺、南北貳拾九間、面積三反四畝貳拾四歩、能登国鳳至郡惣持寺末、村南字
長流寺ニアリ、元録二年、僧・俊益開基創建ス、五徳寺禪曹洞宗、東西貳拾貳間三尺、南
北貳拾貳間、面積壹反七畝三歩、村北字長流寺ニアリ、本村長流寺末、応安三年、僧・道山
開基創建ス、其後衰微セシヲ以テ、元録十三年、僧・如山更ニ之ヲ中興ス、延福寺禪曹洞宗、
東西七間、南北拾間、面積三畝九歩、武蔵国豊島郡泉岳寺末、村ノ東北字徳清田ニアリ、創
立年月不詳、玉泉和尚開基ス、元長流寺境内ニアリシヲ、元禄十二年此地ニ移転ス

古跡

立石宮址村ノ中央ニアリ、東西壹町拾間五尺四寸、南北四拾貳間五尺四寸、反別壹町三反
五畝九歩、西北ニ山竈ヲ負ヒ東南平地ニ属ス、寛永十九年、木下延由日出ヨリ分封、下村字
鳥越ニ居リ、寛文八年移テ此ニ居ル、十一世・俊清ニ至リ大政革新、明治三年上地シテ、日
田県ノ管属トナリ、俊清子今宮址ニ属ス

物産

生蠟質美貳千六百拾斤、茶種質美、五石、生糸質美、五貫六百目
男農ヲ業トスル者、貳百五拾戸、商ヲ業トスル者三拾五戸、工ヲ業トスル者貳戸、医ヲ業ト
スル者貳戸

○向野村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス

古時、景平・日野地・松尾・今原・平山・八丸・薫石ノ七村タリシニ、
明治三年九月、景平・日野地・松尾ノ三村ヲ合セ松尾村トシ、今原ヲ平
山村ニ合シテ一村トシ、薫石・八丸ヲ併セテ薫石村ト称ス、同八年三月、
復三村ヲ合シテ本村ノ称ニ改ム

疆域

東ハ山林ヲ以テ立石村ニ接シ、西ハ馬城山麓ヲ以テ、豊前国宇佐郡平ヶ
倉・金丸兩村ニ界シ、南ハ山浦村ト雲嶽ノ山脈、地藏嶺ヲ以テ界トシ、

萱場ノ原野ヲ以テ、吉野渡村ニ界シ、北ハ津波戸山原野ヲ以テ、国東郡
佐野・来繩兩村ト境シ、西北ハ山林耕地ヲ以テ、豊前国宇佐郡立石・江
隈・西屋敷ノ三村ニ界ス

幅員

東西壹里拾壹町貳拾六間、南北壹里五町四拾六間

沿革

立石村ニ出ス

里程

大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、拾壹里六町三拾四間壹
尺、標柱本村字四軒屋二ノ六百七番地、大石市松居宅前面南方、五間三尺ノ処ニアリ、東
方立石村へ、壹里四町三拾七間五尺五寸、南方山浦村へ、壹里八町貳拾
壹間壹尺五寸、北方国東郡佐野村へ貳里拾八町四拾八間三尺五寸

地勢

南ハ雲ヶ嶽ノ山脈屏立、西ハ豊前国馬城峯ヲ負ヒ、北ハ鼻ヶ嶽・津波戸
山池ノ戸山列秀シ、大造司山ノ群嶺村中ニ横列シ、西北ハ土壤少ク開ケ、
豊前国ニ接ス、人家多クハ山嶮ニ居ル、幽邃殊ニ甚シ

地味

其色赤黒、其質美ナラスト雖モ、頗ル稲梁ニ宜シ、柑橘ニ適ス、水利便
ナラス

税地

田百三町七反五畝貳拾壹歩、畑五拾九町六反九畝歩、宅地九町七反貳拾四歩、原野百四
拾町五反壹畝貳拾壹歩、総計三百拾三町六反七畝六歩

無税地

荒地貳町貳反貳畝六歩、埋葬地壹町壹反四畝貳拾壹歩、溜池壹反四畝歩、総計三町五
反貳拾七歩

官有地

原野百三拾壹町四反歩、山林四拾九町三反五畝貳拾壹歩、溜池貳町六反九畝貳拾壹歩、
寺院地三反五畝三歩、総計百八拾三町八反拾五歩

貢租

地租金千五百四拾七円三錢八厘、酒類税金四拾壹円、牛馬売買税金三円、銃獵税金
貳円、車税金三円、総計金千五百九拾六円三錢八厘

戸数

本籍貳百拾六戸平民、寄留壹戸平民、社壹戸小社、寺貳戸禪曹洞宗、総計貳百
貳拾戸

人数

男四百七拾口平民、女四百三拾八口平民、総計九百八口

牛馬

牡牛七拾七頭、牝牛九頭、総計八拾六頭、牡馬四拾四頭、牝馬壹頭、総
計四拾五頭

車

人力車貳輛

山

津波戸山二嶺アリ、東ヲ津波戸山トシ、高百五拾丈、西ハ松尾山(一ニ池ノ戸山ト云フ)トス、高殆ント同丈、村北ニアリ、嶺北ヨリ三分シ、東南ハ本村ニ属シ、西ハ豊前国宇佐郡西屋敷・立石ノ両村ニ属シ、北ハ国東郡佐野・来繩二村ニ属ス、山脈南ハ鼻カ嶽ニ接シ、西北ハ山勢稍卑下シ、而シテ北ハ字後野ノ曠野タリ、短茅繁茂シ西南ハ岩石嶮峻、雜木其間ニ鬱葱タリ、二嶺ノ間溪谷深邃斷崖俊絶ナリ、嶺北ハ罅隙ナシ、溪水一条、半腹ノ巖罅ニ湧キ夏日涸竭セス、登路老条村北字大造司ヨリ登ル、高貳拾町、嶮峻ナリ、佐野村ヨリ大開山ト名ケ、来繩村ヨリ木葉山ト名ケ、鼻カ嶽高八拾七丈、周回五里、村ノ東方ニアリ、嶺上ヨリ四分シ、東ハ国東郡嶺村ニ属シ、西ハ本村ニ属シ、南ハ立石村ニ属シ、北ハ国東郡佐野村ニ属ス、山脈北ハ国東郡嶺崎村・西叡山ニ連リ、西ハ津波戸山ニ接シ、東ハ山勢相接シテ烏帽子嶽ニ連ル、西ヲ笹ヶ塔・真白越等ノ名アリ、高少シク遜焉頂上ヲ以テ国東郡・速見郡ノ分界トス、樹木生セズ、唯草茅深茂ス、山間処々巖石峭立、尖起景状危快ナリ、登路老条村ノ東北、字薫石平原ヨリ上ル、高貳拾五町、難ニシテ近シ、溪水老条山ノ半腹ヨリ湧出ス、深五寸、浅壹寸、広三尺、狭壹尺、字ソゾロヲ流レ字ハキ合ニテ薫石川ニ入ル、薫石田ノ用水ニ帰ス、雲嶽高百貳拾九丈六尺、周回五里、村西ニアリ、嶺上ヨリ三分シ、西ハ豊前国宇佐郡平ヶ倉・正覚寺二村ニ属シ、東南ハ山浦村ニ属シ、北ハ本村ニ属ス、山脈西ハ馬城山ニ密接シ、山勢俊秀磅礪遠ク雲際ニ入ル、樹木ナク唯草茅繁茂ス、山麓往々竹木茂生ス、登路貳条、一ハ村西字平山ヨリ登ル、高貳拾三町、一ハ同方字今原ヨリ登ル、高貳拾六町、皆半腹ニ達シ絶頂ニ至ルノ道ナシ、溪水老条、山ノ半腹字大飛フニ湧キ、水勢甚々多シ、今原川ノ源トナル、東脈連延逶迤峯峦列立、其最高秀スルモノ拾九峯アリ、其東南ハ山浦村トシ、東ハ吉野渡村トシ、北ハ立石及本村ニ属ス、亦絶頂ハ草茅ヲ生シ、山麓ニハ往々竹樹アリ、溪水老條、字厂俣ニ發シ下流景平川ニ入ル、牛ノ首・芋恵良越地蔵峠骨坊ヶ峰等ノ諸名アリ、山南ノ一脈ハ、南走起伏辛根石桃ノ木牛盜等ノ諸山トナル、本郡西北ノ国界ハ、多ク雲ノ嶽山脈ニ係ル

影平川三等河ニ属ス、深貳尺、浅壹尺、広五間、狭貳間三尺、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村東字柚ノ木ヨリ發シ西流、諸溪水ヲ合シ字四軒屋ニ至リ、今原川ニ合シ北流、字二ノ井手ニ至リ字佐郡ニ入ル、其間貳拾三町四拾間、平山川三等河ニ属ス、深貳尺、浅三寸、広壹間三尺、狭三尺、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村西字飛ニ發シ西北ニ流レ、字口屋尻ニテ豊前国宇佐郡西屋敷村ニ入ル、長三拾五町、今原川三等河ニ属ス、深壹尺五寸、浅壹尺、広四間、狭貳間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟筏

川

池沼

通セス堤防ナシ、源ヲ村西字大飛ニ發シ東流、字百水ニテ北ニ折レ、字四軒屋ニ至リ影平川ニ合ス、其間長貳拾貳町三拾八間、薫石川三等河ニ属ス、深貳尺、浅壹尺、広四間、狭貳間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村東字ソ、ロヨリ發シ、西流シ字突合ニテ、宇佐郡四軒屋村ニ入ル、其間長貳拾八町、鮎返谷広壹間、狭四尺、村南字大迫ヨリ起リ北流シ、村東字道ハダニテ影平川ニ入ル、長五町、古屋敷谷広壹間、狭三尺、村北字津波戸ヨリ起リ南流、字□入ニテ薫石川ニ合ス、長拾貳町、中須賀谷広壹間、狭三尺、村南字天狗松ヨリ起リ北流、村南字百水ニテ今原川ニ入ル、長六町、松尾谷広壹間、狭四尺、村北字池ノ戸ヨリ起リ南流シ、村北字下ノ川原ニテ薫石川ニ合ス、長拾壹町、四軒屋東橋小倉街道ニ属ス、村ノ中央架シテ影平川ノ下流字四軒屋ニアリ、水深壹尺五寸、広三間、橋長三間、幅五尺、石橋、四軒屋西橋小倉街道ニ属ス、村ノ中央架シテ今原川ノ下流、字四軒屋ニアリ、水深壹尺五寸、広三間、橋長三間三尺、中貳間、木橋、樋ノ口溝村西字樋ノ口ヨリ起リ北流シ、同方字園田池ニ入ル、水深六寸、中貳尺、長四町、田四町六反歩ノ用水トナス

瀬戸池東西五拾六間、南北貳拾間、周回貳町三拾貳間、村北ニアリ、大ヶ倉池東西貳拾間、南北四拾五間、周回貳町拾三間、村南ニアリ、大無田池東西壹町拾間、南北貳拾間、周回三町拾貳間、村南ニアリ、除溝池東西三拾間、南北三拾間、周回壹町、村南ニアリ、園田池東西貳拾七間、南北拾七間、周回壹町貳拾貳間、村北ニアリ、熊ヶ谷池東西拾八間、南北拾貳間、周回壹町、村西ニアリ、岡池東西拾八間、南北三拾三間、周回壹町貳拾貳間、村北ニアリ、無田池東西貳拾七間、南北三拾八間、周回貳町拾間、村南ニアリ、江熊池東西貳拾五間、南北貳拾間、周回壹町三拾間、村北ニアリ(以上、諸池皆村ノ用水トナス)

小倉街道二等道路ニ属ス、村東立石村界字厂俣ヨリ、村西豊前国宇佐郡西屋敷村界、字柵峠ニ至ル、長壹里拾壹町、幅三間、村西字四軒屋ヨリ南ニ折レ、豊前国宇佐郡防ヶ畑路アリ、同所ヨリ北ニ分レ、国東郡佐野路アリ、同所ヨリ東南ニ折レ山浦路アリ、防ヶ畑路三等道路ニ属ス、村西小倉街道字四軒屋ヨリ、村南豊前国宇佐郡防ヶ畑村界、字芋平ニ至ル、長貳拾貳町四拾間、巾三尺、芋平越ト称ス、嶮峻、山浦路三等道路ニ属ス、村ノ中央小倉街道字四軒屋ヨリ、南ハ山浦村界字地蔵峠越ト称ス、嶮峻(此路山浦村ヲ經テ、日出村ニ通スルナリ、故ニ同村ニアリテハ日出路ト拳ク)、佐野路三等道路ニ属ス、村ノ中央小倉街道字神松(四軒屋接近字地)ヨリ直チニ、豊前国宇佐郡西屋敷村界ヲ經テ、国東郡佐野村界字峠(佐

社

野村ヨリ金比羅社ト云ニ達ス、長巻里貳町、中三尺
向野社村社、々地東西拾八間、南北拾七間、面積卷反歩、村西字寝佛ニアリ、仁徳天皇・
大山祇命〔七柱〕・高籠神〔三柱〕・闇籠神〔三注〕ヲ祭ル、由緒不詳、祭神・仁徳天皇ハ元
本村字下り松、大山祇命〔七柱〕ハ字龍ノ脇字原山、字前ノ宮、字山王宮、字宮ノ山、字西
ノガラン、字神ノ木ニ高籠神〔三柱〕・闇籠神〔三注〕ハ字伊勢堂、字岡・字園田ニ鎮座ノ処
明治八年本社ニ合併ス、祭日十一月十日、明治六年村社ニ列ス

寺

浄土寺 禪曹洞宗、東西拾八間五尺、南北貳拾六間四尺、面積貳反四畝拾八歩、国東郡泉福寺末、
村西字浄土寺ニアリ、貞治年中、僧・大徹開基創建ス、其後衰微セシヲ僧・藏山更ニ中興ス、
海蔵寺 禪曹洞宗、東西拾八間四尺、南北拾四間四尺、面積卷反貳畝三歩、立石村長流寺末、
村北字津波戸山ニアリ、享保二年、僧・円山開基創建ス

物産

薪老万貫、竹三百束、榎実貳万五千斤、高田村〔国東郡〕等ニ輸ス
男農ヲ業トスル者貳百戸、商ヲ業トスル者八戸、医ヲ業トスル者老戸

○山浦村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属シ、古來分合ナシ

疆域

東ハ大村山ヲ以テ内河野村ニ界シ、又夕耕地ヲ以テ吉野渡村ニ界ス、西
ハ雲ヶ嶽並ニ辛根石桃ノ木ノ諸山ヲ以テ、豊前国宇佐郡正覚寺・房ヶ畑・
内河野・古川ノ四村ニ界シ、南ハ日指村ト先キ、谷川ノ中央ヲ以テ界ス、
北ハ雲ヶ嶽山脈・地蔵嶺ヲ境トシ、向野村ニ隣シ、馬取りヶ尾ノ原野ヲ
以テ吉野渡村ニ界ス

幅員

東西貳拾八町、南北巻里拾五町五拾間

沿革

日出村ニ出ス

里程

大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、九里三拾町五拾三間三
寸標柱本村字原八拾四番地、河野創造居室門前、西方貳拾間三尺ノ処ニアリ、東方内河
野村へ巻里八町五拾巻間五寸、西方豊前国宇佐郡内河野村へ三拾巻間三
拾六間、同郡平ヶ倉村へ巻里六町三拾間、房ヶ畑村へ貳拾九町四拾六間、
南方日指村へ巻里拾四町六間貳尺三寸、北方向野村へ巻里八町貳拾巻間
卷尺五寸

地勢

雲ヶ嶽西北ニ峻秀シ、大村山其東南ヲ塞キ、山脈村内ヲ蜿蜒シ、良材甚
タ多くク運搬便ナラス

地味

其色赤、稲梁ニ宜シ、時々旱ニ苦ム

税地

田貳百貳町九反七畝歩、畑六拾巻町老反九畝歩、宅地拾五町五反五畝六歩〔内寺院地貳反
三畝九歩〕、山林四拾八町八反四畝歩、萱場巻町六反貳畝九歩、芝地八反老畝拾五歩、総
計三百三拾町九反九畝歩

飛地

本村之東方吉野渡村ノ内田貳町五反貳拾七歩、畑貳反八畝貳拾巻歩、芝地拾五歩
荒地七町老畝貳拾四歩、溜池六町老反四畝三歩、埋葬地巻町七反四畝三歩、総計拾四
町九反歩

無税地

社地八反七畝七歩、秣場貳百四拾町五反七畝歩、原野七拾町歩、総計三百拾巻町四反四
畝七歩

官有地

社地八反七畝七歩、秣場貳百四拾町五反七畝歩、原野七拾町歩、総計三百拾巻町四反四
畝七歩

貢租

地租金貳千三百貳拾五円四拾貳錢七厘、牛馬売買税金八円、総計金貳千三百三拾三元
四拾貳錢七厘

戸数

本籍貳百五拾七戸平民、寄留老戸平民、社老戸小社、寺貳戸真宗、総計貳
百六拾巻戸

人数

男五百八拾四口平民、女五百四拾貳口平民、総計千二百貳拾六口他出寄留五人、
男四人、女一人、外寄留男貳人

牛馬

牝牛百三頭、牝牛百拾六頭、総計貳百拾九頭、牡馬四拾八頭、牝馬貳拾
巻頭、総計六拾九頭

山

雲嶽高百貳拾九丈六尺、周回五里、村ノ西北ニアリ、嶺上ヨリ三分シ、西豊前国宇佐郡平ヶ
倉・正覚寺ノ二村ニ属シ、東南ハ本村ニ属シ、北ハ向野村ニ属ス、山脈西ハ馬城山ニ密接ス、
東脈ハ連延逶迤峯密列立、其最モ高秀スルモノ十九峯アリ、其東南ハ山浦村トシ、東ハ吉野
渡村トシ、北ハ立石及ヒ向野村ニ属ス、樹木ナク草茅繁茂ス、登路老索、村北字小谷ヨリ登
ル、高巻里、易ニシテ遠シ、溪水巻条村南字辛恵良ニ発シ下流、本谷川ノ源トナル、牛ノ首・
辛恵良越・地蔵峠・骨坊ヶ峯等ノ諸名アリ、山南ノ一脈ハ南走起伏、辛根石桃ノ木、牛盜等
ノ諸山トナル、本郡西北ノ国界ハ、多ク雲ヶ嶽山脈ニ係ル、本山ノ勢峻秀磅礴遠ク、雲際ニ
入ル

川

本谷川三等河ニ属ス、深八寸、浅四寸、広五間、狭巻間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通

セス堤防ナシ、源ヲ村ノ西北字幸恵良ニ発シ南流、字無田多ニ至リ定野尾溝ヲ容レ屈曲、村ノ中央ヲ南流シ、字三反畑ニ至リ飛松溝ヲ合シ、字川床ニ至リ、豊前国宇佐郡古川村ニ入ル、長巻里三拾町五拾三間、小田ヶ平谷広巻間、狭三尺、村南字小田ヶ平ニ発シ西流シ、字川床ニ至リ本谷川ニ入ル、谷ノ中央ヲ以テ日指村ニ界ス、長四町貳拾六間、先谷川三等河ニ属ス、深五寸、浅三寸、広巻間三尺、狭巻間、流レ急ニシテ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ日指村字平ヶ倉ニ発シ東流、村南字勢場ヨリ来リ、村ノ東南ヲ東流シ、字下ノ谷ニ至リ、再ヒ日指村ニ入ル、長拾八町貳拾間、川ノ中央ヲ以テ日指村ニ界ス、谷渡日出往還ニ属ス、村南八町貳拾間、本谷川ノ中流、字谷ニアリ、水深五寸、広巻間、石缸、本篠渡豊前国宇佐郡佐田路ニ属ス、村南拾六町四拾間、本谷川ノ下流字本篠ニアリ、水深五寸、広五間、石缸、境橋佐田往還ニ属ス、村東拾九町拾六間架シテ、吉野渡村界吉野渡川ノ中流、字鳥ノ江ニアリ、水深四寸、広三間、橋長三間、中巻間三尺、木橋、下那留橋佐田往還ニ属ス、村東拾町三拾三間架シテ、東谷溝ノ上流、字那留ニアリ、水深三寸、広巻間、橋長三間、被土橋、久木原橋佐田往還ニ属ス、村南五町五拾間架シテ本谷川ノ中流、字久木原ニアリ、水深三寸、広二間、橋長貳間、中巻間三尺、被土橋、飛松橋佐田往還ニ属ス、村ノ西南八町貳拾間架シテ、飛松溝ノ上流、字飛松ニアリ、水深三寸、広二間、橋長貳間、幅巻間三尺、被土橋、法仏橋日出路ニ属ス、村北七町拾三間架シテ定野尾溝ノ上流、字定野尾ニアリ、水深貳寸、広巻間、橋長巻間、被土橋、堀田橋日出路ニ属ス、村ノ中央架シテ本谷川ノ中流、字堀田ニアリ、水深三寸、広三間、橋長三間、幅七尺、被土橋、川床橋村路ニ属ス、村ノ西南貳拾貳町三拾三間架シテ、本谷川ノ下流字川床ニアリ、水深八寸、広四間、橋長四間、幅巻間巻尺、被土橋、定野尾溝村北定野尾池ニ起リ、同方字無田多ニ至リ本谷川ニ入ル、長九町貳拾六間、田貳拾三町巻反六畝拾五歩ニ注ク、飛松溝村西字杉田尾田代池ニ起リ、村ノ西南字三反畑ニ至リ、本谷川ニ入ル、長拾九町貳拾六間、田拾巻町八反畝貳拾七歩ニ注ク、東谷溝水源二ツ共ニ村ノ東北、一ハ藤山谷ニ起リ、一ハ大久保池ニ起ル、字早内ニ至リ二水合流、字那留ニ至リ吉野渡川ニ入ル、長拾三町五拾三間、田拾町五反四畝貳拾巻歩ニ注ク

池沼
 大久保池東西三拾間、南北拾間、周回巻町三拾間、村東ニアリ、那留池東西三拾五間、南北拾巻間、周回巻町四拾間、村東ニアリ、定野池東西貳町、南北巻町、周回五町五拾間、

道路

村北ニアリ、中ノ迫池東西拾五間、南北巻町三拾間、周回三町四拾間、村北ニアリ、瀬戸池東西貳拾三間、南北巻町五拾五間、周回三町五拾六間、村東ニアリ、小田代池東西貳拾五間、南北巻町四拾五間、周回四町三拾間、村東ニアリ、以上、皆村ノ用水トナス

佐田往還三等道路ニ属ス、東ハ吉野渡村界、字長田ヨリ西ハ豊前国宇佐郡内河野村界、字鳴水ニ至ル、長巻里三町、幅巻間三尺、道敷貳間三尺、字裏篠ニテ十字ヲナシ、東北ニ通スルヲ日出路トナス、日出路三等道路ニ属ス、北ハ向野村界字地蔵峠ヨリ、南ハ日指村界字勢場ヶ原ニ至ル、長巻里貳拾町、幅巻間、道敷貳間、字勢場ヶ原ヨリ北ニ折レ小路アリ、吉野渡村ヨリ、日出路此ニテ合ス、字勢場ヶ原ヨリ西南ニ折レ塚原路アリ、塚原路村南勢場ヶ原ヨリ西南、日指村界字平ヶ倉ニ至ル、長七町、幅巻間、揭示場本村ノ北口ヨリ巻里貳拾町、字勢場ニアリ

社

三島社村社、々地東西三拾間、南北貳拾五間三尺六寸、面積貳反畝貳拾三歩、村南字浦篠ニアリ、大山祇命・中山祇命・麓山祇命ヲ祭ル、寛政三年四月十三日、河野通正本郡立石村ヨリ勧請、祭日十二月十日、明治六年村社ニ列ス

寺

願教寺真宗、東西拾六間貳尺四寸、南北拾四間、面積八畝拾八歩、山城国愛宕郡本願寺末、村ノ西北字境内ニアリ、元録十五年八月十六日、僧・教雲開基創建ス、西法寺真宗、東西拾四間、南北貳拾八間四尺貳寸、面積畝反四畝貳拾貳歩、村ノ西南字飛松ニアリ、山城国愛宕郡本願寺末、佐藤秀勝創建、元録十五年八月、僧・了空開基ス

学校

公立小学校巻ヶ所村西字飛松ニアリ、生徒男七拾五人、女拾五人

村会所

用務所村南字勢場ヶ原ニアリ

古跡

勢場原古戰場天文三年大友義隆ノ兵・大内義隆ノ兵ト此ニ戦フ、原野平曠少シク耕地ヲ間錯セリ

物産

山芋質美、七拾貫、榎実質美、巻方五千斤、柴胡質美、三百貫、炭壹万貫、薪貳万五千貫

民業

男農ヲ業トスル者貳百四拾八戸、エヲ業トスル者三戸

○吉野渡村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、古時、荒平・野地・楠原ノ三村タリ、明治三年併セテ巻村トナリ、本村ノ称ヲ用ユ

疆域 東ハ内河野村ト水ヶ谷川ヲ界トシ、西ハ山浦村ト耕地ヲ接シ、南ハ馬取

リヶ尾ノ原野ヲ以テ同村ニ界シ、北ハ山中谷ヲ以テ立石村ニ隣ス、又タ
萱場ノ原野ヲ以テ向野村ニ界ス

幅員 東西貳拾町五拾間、南北三拾貳町四拾間

沿革 立石村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、九里三拾壹町拾間四寸

標柱本村字堺橋北方貳間ノ処ニアリ、東方内河野村へ、貳拾五町三拾四間貳尺
五寸、西方山浦村へ、拾九町拾六間四尺、南方日指村へ、壹里拾四町貳
拾三間貳尺四寸、北方立石村へ、貳拾九町三拾三間四尺八寸

地勢 藤山及ヒ金鉾山ノ諸山、西北ニ屹立シ、大村ノ高峰東方ニ聳へ、正南地
勢少シク開ク、運輸便ナラス薪炭余アリ

地味 其色赤、其質稻黍桑茶ニ宜シ、水利便ニシテ旱災ナシ

税地 田三拾九町六反七畝拾八歩、畑拾九町壹反七畝七歩、山林貳拾貳
町壹反貳畝拾五歩、秣場四拾五町八反九畝三歩、萱場壹町三反五畝歩、芝地五畝歩、総
計百三拾壹町六反五畝九歩

無税地 荒地貳町三反四畝九歩、溜池拾町壹反壹畝歩、埋葬地八反八畝歩、総計拾三町三反三
畝九歩

官有地 神社地三反貳畝六歩、寺院地壹反壹畝貳歩、山林八拾五町貳畝拾八歩、総計八拾五町
四反五畝貳拾六歩

貢租 地租金四百八拾三元九拾三錢貳厘、酒類税金五円、牛馬売買税金壹円、銃獵税金四円、
總計金四百九拾三元九拾三錢貳厘

戸数 本籍六拾四戸平民、社壹戸小社、寺貳戸禪曹洞宗、貳宇、総計六拾七戸

人数 男百五拾四口平民、女百三拾六口平民、総計貳百九拾口

牛馬 牝牛貳拾八頭、牝牛拾頭、總計三拾八頭、牡馬拾頭、牝馬壹頭、總計拾
壹頭

川 立石川三等河ニ属ス、深五寸、浅三寸、広三間、狭壹間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通
セス堤防ナシ、源ヲ村ノ西南楠原池ニ發シ東北ニ流ル五町、字野地ニ至リ山浦村ニ入ル、同
村東谷溝ヲ容レ屈曲、字鳥ノ江ニ至リ再ヒ本村ニ入り、村ノ中央ヲ北流シ、字荒平ニ至リ山

中谷ヲ合シ立石村ニ入ル、長三拾貳町拾三間、山中谷広壹間、狭三尺、村北字山中ニ發シ

東南ニ流レ、字荒平ニ至リ立石川ニ入ル、長拾五町三拾三間、荒平谷広壹間、狭三尺、村
北字小平ニ發シ西流、字荒平ニ至リ立石川ニ入ル、長五町拾七間、堺橋佐田往還ニ属ス、村

ノ中央架シテ、吉野渡村界立石川ノ中流、字鳥ノ江ニアリ、水深四寸、広三間、橋長三間、
幅壹間、木橋、休場橋立石路ニ属ス、村北八町四拾三間架シテ、山中谷ノ下流字休場ニアリ、

水深三寸、広壹間、橋長三間、幅壹間、石橋、栗田橋立石路ニ属ス、村北三町四拾三間架シテ、

立石川ノ上流字栗田ニアリ、水深五寸、広壹間三尺、橋長貳間、幅壹間、石橋、井手ノ脇
橋日出路ニ属ス、村南五町五拾間架シテ、立石川ノ上流字井手ノ脇ニアリ、水深四寸、広壹間、
橋長貳間、幅壹間三尺、石橋、橋ノ本橋日出路ニ属ス、村南壹町四拾間架シテ、立石川ノ
上流字橋ノ本ニアリ、水深四寸、広壹間、橋長貳間、幅壹間、石橋

楠原池東西壹町拾貳間、南北四町四拾八間、周囲拾六町三拾五間、村南ニアリ、本村及ヒ
山浦村ノ用水トス、大村山ノ諸溪水ヲ容レ、立石川ノ源トナル

道 豊前国宇佐郡佐田往還ニ等道路ニ属ス、村東内河野村界、字鳥ノ江ヨリ、西ハ山浦村
界字長田ニ至ル、長四町、幅壹間三尺、字堺橋ヨリ北ニ折レ立石路アリ、立石路ニ等道路

ニ属ス、村ノ東北佐田往還、字堺橋ヨリ村ノ中央字界ニ至リ、山浦村ニ入り村ノ西南、字鳥
ノ江ヨリ同方山浦村界、字界木ニ至リ日出路ニ合ス、長參拾町四拾六間五尺、幅壹間

四所社村社、々地東西拾三間、南北拾四間余、面積六畝六歩、村南字御袖ニアリ、経津主命・
天照皇太神・武甕槌命・天兒屋根命ヲ祭ル、勧請年月日不詳、祭日十二月十一日、明治六年
村社ニ列ス

寺 豊瑞寺禪曹洞宗、東西拾貳間、南北貳拾貳間三尺、面積九畝貳拾歩、立石村長流寺末、村
南字豊瑞寺ニアリ、天永年間、僧・智室創建シ、元録四年十月、法孫普山雲利開基ス、安国
寺禪曹洞宗、東西四間、南北八間、面積壹畝五歩、立石村長流寺末、村北字前堂ニアリ、開

基創建年月日不詳

物産 薪五千貫、炭貳千貫、榧実五千斤、苜三千枚以上、質美

民業 男農ヲ業トスル者六拾三戸

○内河野村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属ス、古時、上後河内、鶴成、下後河内ノ三村

タリ、明治三年合シテ老村トナリ、本村ノ称ヲ用ユ

川

立石川三等河ニ属ス、深貳尺、浅三寸、広拾三間、流レ緩ク味淡シ、舟筏

疆域 東八甲ノ尾山及ヒ立石川ヲ以テ倉成村ニ界シ、西ハ水ヶ谷川ヲ以テ吉野

渡村ト界シ、南ハ大村山ヲ以テ日指・山浦両村ト接シ、又タ野原村ト耕

地ヲ接ス、北ハ金鉾山ノ嶺ヲ以テ立石村ニ隣シ、山野ヲ以テ下村ニ接ス

幅員 東西壹里五拾間、南北貳拾七町四拾間

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町嶺田橋中央ニアリヨリ北方、九里拾三町四拾三間貳

尺八寸標柱本村字志手屋敷五百五番地、志手竟吉居宅門前東方貳間貳尺ノ処ニアリ、東方

倉成村へ三拾貳町貳拾三間四尺八寸、西方日指村へ壹里拾五町五拾壹間

三尺八寸、吉野渡村へ貳拾五町三拾四間貳尺五寸、山浦村へ壹里八町五

拾壹間五寸、南方野原村へ貳拾八町拾八間四尺三寸、北方下村へ三拾壹

町五拾七間五尺

地勢 北ハ金鉾山ヲ負ヒ、西南大村・辻小野ノ諸山屏立、立石川其東ニ流レ、

薪炭富ムト雖モ運輸ノ便ナシ

地味 其色赤、其質美、桑茶ニ適シ稲梁ニ宜シカラス、常ニ旱ニ苦ム

税地 田百七拾町八反五畝拾八歩、畑五拾四町貳畝貳拾壹歩、宅地拾三町貳反四畝拾五歩、山

林三拾七町四反八畝拾貳歩、藪六反九畝歩、芝地三町七反八畝拾八歩、萱場貳町六反八

畝六歩、總計貳百八拾貳町七反七畝歩

無税地 荒地八町四反六畝六歩、神社地壹反五畝貳拾壹歩、溜池五町貳反九畝九歩、埋葬地壹

町七反四畝三歩、總計拾五町六反五畝九歩

官有地 秣場百三拾七町九反九畝三歩

貢租 地租金貳千三百七拾七円拾七錢八厘、酒類税金貳拾円、牛馬売買税金拾壹円、銃獵

税金拾三円、總計金貳千四百貳拾壹円拾七錢八厘

戸数 本籍貳百拾四戸平民、社老戸小社、寺四戸禪曹洞宗貳字、真宗貳字、總計貳百拾

九戸

人数 男四百七拾八口平民、女四百八拾壹口平民、總計九百五拾九口他出寄留男老人

牛馬 牡牛百五拾五頭、牝牛八頭、總計百六拾三頭、牡馬六拾壹頭、牝馬八頭、

總計六拾九頭

通セス堤防ナシ、源ヲ吉野渡村桶原池ニ發シ、東流立石村及下村ヲ經テ村東、字境目ヨリ来

リ南流ス、字境目ヨリ字下市道川ノ中央ヲ以テ倉成村ト境シ、字同所ニテ再ヒ本村ニ入リ、

字若宮ニ至リ内河野川ヲ合シ、又倉成村界ニ沿ヒ屈曲、東流同村字高木ニ至リ、小武村界ヲ

經テ八坂川ニ入ル、長拾四町四拾貳間、内河野川三等河ニ属ス、深八寸、浅三寸、広四間、

狹卷間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、水源一ツ、一ハ村西半藏池ニ發シ、

一ハ同方安達池ニ發シ屈曲東流スル拾町、字サンテニ至リニ水合流、村ノ中央ヲ東流シ字宗

久ニ至リ立石川ニ入ル、長壹里、鶴成川三等河ニ属ス、深五寸、浅三寸、広四間、狹卷間、

流レ緩ク舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村北字神後庵ニ發シ東流、字橋ノ本ニ至リ鶴成溝ヲ容レ

村北ヲ南流シ、字貳畝ニ至リ内河野川ニ入ル、長拾町、末松渡倉成路ニ属ス、村東拾五町

架シ□、立石川ノ上流字末松ニアリ、深壹尺、広七間、石缸、河原渡倉成路ニ属ス、村東

拾四町、立石川ノ中央字河原ニアリ、深八寸、広四間、石缸、長淵渡村路ニ属ス、村東拾

六町、立石川ノ下流字長淵ニアリ、深壹尺、広六間、石缸、上市渡村路ニ属ス、村東拾町、

内河野川ノ下流字上市ニアリ、深三寸、広壹間、石缸、宗久橋小倉街道ニ属ス、村東拾四

町架シテ内河野川ノ下流、字宗久ニアリ、水深四寸、広貳間三尺、橋長四間、幅貳間、被土橋、

一色橋佐田往還ニ属ス、村北壹町架シテ内河野川ノ中流字渡出ニアリ、水深五寸、広貳間、

橋長貳間、幅壹間三尺、木橋、觀喜橋下村路ニ属ス、村東貳町架シテ内河野川ノ中流、字

觀喜ニアリ、水深五寸、広壹間三尺、橋長壹間三尺、幅壹間、被土橋、サンテ橋佐田往還

ニ属ス、村東三町架シテ内河野川ノ中流、字サンテニアリ、水深四寸、広壹間三尺、橋長貳

間、幅壹間三尺、被土橋、余名橋村路ニ属ス、村東八町架シテ内河野川ノ下流、字余名ニ

アリ、水深三寸、広貳間、橋長三間、幅壹間、被土橋、小松橋村路ニ属ス、村東拾壹町架

シテ内河野川ノ下流、字小松ニアリ、水深貳寸、広三間、橋長五間、幅壹間、被土橋、平野

川橋日指路ニ属ス、村東四町架シテ内河野川ノ上流、字平野川ニアリ、水深貳寸、広貳間、

橋長壹間三尺、幅壹間、被土橋、鶴成溝水源ニツ、一ハ村北源太郎池ニ起リ、一ハ同方石

道ニ發シ字坂東坊ニ至リ合流、字橋ノ本ニ至リ鶴成川ニ入ル、長四町、幅三尺、田九町四反

壹畝拾八歩ノ用水ニ充ツ、三角溝村南字小谷ヨリ湧キ、村東字若宮ニ至ル、長拾八町、幅三

尺、田拾九町貳反貳拾壹歩ニ注ク、水ヶ迫溝村西字神ノ池ニ起リ、吉野渡村界字石原ニ至ル、

長七町三拾三間、幅壹間、田五反七畝拾五歩ニ注ク、御領溝村東下村界字境目ヨリ、字階

池沼

廻二至ル、長六町六間、幅貳尺、田拾三町八反九畝拾歩ニ注ク

小谷池東西貳町拾間、南北壹町拾五間、周回七町拾間、村ノ東南ニアリ、城迫池東西壹町三拾五間、南北三拾九間、周回四町貳拾八間、村東ニアリ、源太郎池東西三拾壹間、南北四拾三間、周回貳町三拾間、村北ニアリ、堂ノ尾池東西壹町貳拾三間、南北貳拾三間、周回三町三拾貳間、村北ニアリ、安達池東西三拾貳間、南北貳拾壹間、周回壹町四拾六間、村西ニアリ、神ノ池東西四拾五間、南北三拾間、周回貳町三拾間、村西ニアリ、坂本池東西三拾壹間、南北貳拾四間、周回壹町五拾間、村南ニアリ、定林池東西貳拾五間、南北三拾三間、周回壹町五拾六間、村北ニアリ、辻小野池東西五拾七間、南北貳拾三間、周回貳町四拾間、村北ニアリ、皆本村ノ用水トナス

道路

小倉街道二等道路ニ屬ス、村ノ東南野原村界字若宮ヨリ村ノ東北、下村界字境目ニ至ル、長拾七町四拾三間三尺八寸、幅三間、字下市ヨリ西ニ折レ、豊前國宇佐郡佐田往還アリ、字階廻ヨリ東ニ折レ、倉成村ニ通スル支道アリ、字鶴成追ヨリ南ニ折レ下村路アリ、宇佐郡佐田往還三等道路ニ屬ス、村東倉成村界字綾富ヨリ、村西吉野渡村界字後田ニ至ル、長壹里拾八町三拾三間、幅壹間三尺、字志手屋敷ヨリ南ニ折レテ日指路アリ、倉成路三等道路ニ屬ス、村東小倉街道字階廻ヨリ、村東倉成村界字末ノ松ニ至ル、長貳町、幅三尺、下村路三等道路ニ屬ス、村東小倉街道字鶴成追ヨリ、村北下村界字境目ニ至ル、長貳拾壹町拾九間、幅壹間、日指路三等道路ニ屬ス、村北宇佐郡佐田往還字志手屋敷ヨリ、村南日指村界字小銅原ニ至ル、長拾六町三拾間、幅壹間

社

松島社村社、々地東西三拾八間、南北拾貳間貳尺、面積壹反五畝貳拾壹歩、村南字潰ヌケニアリ、事勝國勝長狹命・火魂靈命・伊弉諾命・泉津事解之男命・伊弉册命・菊理姫命・速玉男命・大山祇命・岐大神ヲ祭ル、元龜中、大友氏其臣・阿部備後ナル者ヲ此ノ地ニ封ス、備後始メテ山野ヲ開墾シ、且其祭ル所松島ノ神ヲ鎮祭ス、祭日十月一日、明治六年村社ニ列ス

寺

法照寺真宗、東西三拾壹間、南北三拾壹間、面積三反五畝拾三歩、山城國愛宕郡東本願寺末、村南字小谷ニアリ、慶長十七年、阿部道久開基創建ス、善満寺禪曹洞宗、東西拾六間三尺、南北拾壹間四尺八寸、面積七畝五歩、日出村松屋寺末、村ノ東北字果有ニアリ、応永十一年三月、僧・安中開基創建ス、其後衰微セシヲ元和七年三月、僧・嶺外中興ス、本尊仁聞ノ作ナリ、東光寺禪曹洞宗、東西拾間、南北貳拾三間、面積八畝拾七歩、日出村松屋寺末、村

學校

公立小學校壹ヶ所村東字余名ニアリ、生徒男六拾七人、女拾九人
吉弘氏直寒田家久墓村南大村山上ニアリ、天文三年建ツル所ノ石碑、毀損スルヲ以テ、文政十二年其裔孫再建ス、而シテ旧碑猶其側ニアリ、天文三年四月六日、大内義隆其兵ヲシテ来リ攻ム、大友義鑑・其將吉弘氏直・寒田家久等ヲシテ邀ヘ戦ハシム、二人大村山上ニ軍シ相謀リ、兵ヲ分テ立石峠・地藏峠ノ險ヲ扼ス、大内氏ノ兵佐田ノ間道ヨリ直ニ山上ノ牙軍ヲ襲フ、大友氏破レ二人皆死ス、而シテ立石峠・地藏峠ノ兵、之ヲ聞テ返リ戦ヒ、大内氏ヲ破ル、此役ヤ大友氏死者貳百八拾三人、大内氏死者三百五拾八人、旁近ノ山間、往々無文ノ石碑アリ、皆兩軍ノ墓ト云フ、西明寺址村北辻小野山丘ニアリ、養老二年僧・仁聞ノ創建スル所、六郷山貳拾八ヶ寺ノ一ニシテ往昔ハ巨刹タリ、今ハ唯一ノ小茅宇ニ、仏像ヲ安置スルノミ、仏像ハ名工成朝ノ作ト云フ、境内ニ貞和五年刻シタル石塔アリ

古跡

中ニアリ、元和九年三月、僧・專政開基創建ス

物産

炭質美、千六百貫、榎実質美、千五百貫
男農ヲ業トスル者、百拾壹戸、医ヲ業トスル者壹戸、鍛冶ヲ業トスル者貳戸

民業

○久木野尾村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ屬シ、古來分合ナシ

疆域

東北ハ日指村ニ原野ヲ以テ界トシ、東南ハ山林原野ヲ以テ、南畑村ニ相接シ、西ハ宇佐郡若林・塔ノ尾・大見尾・古川ノ四ヶ村ニ同シク、山野ヲ以テ界トス

幅員

東西貳拾町、南北壹里貳拾三町

沿革

日出村ニ出ス

里程

大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、八里貳拾五町三拾間標柱本村字浄土寺百貳拾四番地、林峯太郎居宅、東方三間三尺ノ処ニアリ、東方日指村へ壹里六町四拾九間四尺、南方南畑村へ、貳里拾五町

地勢

四面皆山野ヲ擁シ、殊ニ西方一面溪水湧出シ、中央ハ稍耕地多ク運輸不便、薪炭乏シカラス

地味 其色赤ク、其質悪、唯中央一辺ノミ稲梁ニ適シ、南北両隅水利ニ便ナラス、時々旱ニ苦シム

税地 田百貳拾八町八反八畝三歩、宅地七町貳反六畝拾八歩、畑三拾六町八反九畝拾八歩、山林八拾三町歩、原野三百五拾貳町五反八畝歩、総計六百八町六反貳畝九歩

無税地 荒地七町三反五畝六歩、埋葬地四反貳畝拾貳歩、溜池老町八反九畝歩、総計九町六反六畝拾八歩

官有地 神社地貳反五畝歩、原野三百五拾貳町五反八畝歩、総計三百五拾貳町八反三畝歩

貢租 地租金千五百六拾九円九拾四銭貳厘、酒類税金拾円、牛馬売買税金三円、銃猟税金貳円、県税金三円、総計金千五百八拾七円九拾四銭貳厘

戸数 本籍百八拾三戸土族老戸、平民百八拾貳戸、社老戸小社、寺貳戸、禪曹洞宗老戸、真宗老戸、総計百八拾六戸

人数 男四百零口土族四口、平民三百九拾七口、女三百九拾零口土族零口、平民三百九拾口、総計七百九拾貳口他出寄留男老人

牛馬 牝牛七拾三頭、牝牛百七拾頭、総計貳百四拾三頭、牡馬拾四頭、牝馬六拾五頭、総計七拾九頭

川 久木野尾川三等河ニ属ス、深四尺、浅五寸、広五間、狭三間、流レ緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村南字太刀洗ヨリ發シ、北流シ字梅ノ木ヨリ中央ニ來リ、東流シ字薄原ニテ日指村ニ入ル、長老里拾四町拾六間、唐川三等河ニ属ス、深四尺、浅八寸、広五間、狭三間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村南南畑村字大内ケ平ヨリ發シ、北流シ字梅ヶ谷ニテ本村ニ入リ、村西ヲ還流シ字唐川ニテ字佐郡大見尾村ニ入ル、長貳拾壹町拾老間、里俗此川ノ上流ヲ大見尾川ト称ス、浄土寺橋若林路ニ属ス、村東貳町架シテ久木野尾川ノ上流、字浄土寺ニアリ、水深壹尺、広六間三尺、橋長七間、幅老間貳尺四寸、木橋

池沼 畑池東西貳拾間、南北貳拾五間壹尺貳寸、周圍老町三拾間貳尺四寸、村西字畑ニアリ、村ノ用水トス、水ヶ原池東西三拾間、南北貳拾三間三尺、周圍老町四拾五間、村西ニアリ、村ノ用水トナス、小内原池東西拾六間三尺、南北貳拾四間壹尺貳寸、周圍老町貳拾間、村北ニアリ、村ノ用水トナス、仁田池東西拾八間、南北貳拾貳間、周圍老町貳拾間壹尺、村南ニアリ、村ノ用水トナス、目久保池東西三拾五間壹尺八寸、南北六拾四間、周圍三町貳拾八間

道路 塚原路三等道路ニ属ス、村東日指村界字白仁田ヨリ、村南南畑村界字馬ノ背ニ至ル、長貳里拾八町、幅壹間、字浄土寺ヨリ東南ニ折レ南畑路アリ、字同所ヨリ西ニ折レ若林路アリ、字水ヶ原ヨリ東北ニ分レ日指路アリ、南畑路三等道路ニ属ス、村ノ中央塚原路、字浄土寺ヨリ村ノ東南南畑村界、字扇山ニ至ル、長拾町、幅貳間、若林路三等道路ニ属ス、村ノ中央塚原路、字浄土寺ヨリ村西字佐郡若林村界、字二本口ニ至ル、長貳拾町、幅壹間、日指路三等道路ニ属ス、村ノ中央塚原路、字水ヶ原ヨリ村ノ東北日指村界、字薄原ニ至ル、長貳拾七町、幅壹間

社 畑社村社、々地東西貳拾間、南北拾壹間五尺四寸、面積七畝貳拾九歩、村ノ西北字畑ニアリ、伊弉諾尊・菊理媛神・伊弉册尊ヲ祭ル、勸請年月日不詳、祭日十月二十六日、明治六年村社ニ列ス

寺 浄土寺禪曹洞宗、東西貳拾五間、南北九間貳尺四寸、面積七畝貳拾六歩、日出村松屋寺末、村ノ中央字寺屋敷ニアリ、開基創建年月日不詳、淨専寺真宗、東西九間六寸、南北貳拾貳間、面積六畝貳拾拾歩、山城國愛宕郡本願寺末、村ノ中央字古園ニアリ、開基創建年月日不詳

学校 公立小学校壹ヶ所村ノ中央字浄土寺ニアリ、生徒男拾六人、女四人

物産 米質美、千四百四拾石、豊岡、日出兩村ニ輸出ス、麥質悪、貳百貳拾貳石、大豆質美、三拾石、稗質悪、五拾四石、蕎麥質美貳拾七石、甘薯質美、五千四百貫

民業 男農ヲ業トスル者百八拾戸

○日指村 本村古ヨリ本郡山香郷ニ属シ、古來分合ナシ

疆域 東ハ野原村ニ原野ヲ以テ界シ、西南ハ久木野尾村ニ原野ヲ以テ界トス、南ハ豊岡村ニ三ツ石山、南畑村ニ山林原野ヲ以テ相限リ、北ハ山浦村ニ河水ヲ以テ界シ、内河野村ニ大村山ヲ以テ界トス

幅員 東西貳拾九町、南北壹里貳拾壹町

沿革 日出村ニ同シ

里 程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方、八里拾六町四拾六間四

尺標柱本村字中尾平三百三拾四番地、河野庫五郎居宅南方三尺ノ処ニアリ、東方野原村へ、沓里拾五町三間四尺、西方久木野尾村へ、沓里六町四拾九間四尺、南方南畑村へ、貳里貳拾貳町三拾八間四尺八寸、豊岡村へ、貳里拾町貳拾九間四尺、北方山浦村へ、沓里拾四町六間貳尺三寸

地 勢 四面山林原野ヲ以テ圍繞シ、中央ハ稍耕地ヲ連子、溪水殊ニ多ク八阪川其間ヲ貫流ス、然レトモ高原峻路相亘リ運輸不便、薪炭乏シカラス

地 味 其色赤、其質稻黍ニ宜シク水利不便、時々旱ニ苦ムコト多シ

地 税 田百四拾町沓反沓畝三步、畑五拾四町九反四畝貳拾沓歩、宅地九町沓反五畝六歩、山林九拾七町八反歩、藪八畝歩、芝地貳反貳拾七歩、總計三百貳町貳反九畝貳拾七歩

無税地 荒地沓町貳反貳畝三步、埋葬地五反五畝拾八歩、溜池沓町七反四畝六歩、鍬下池七反沓畝貳拾四歩、總計拾三町貳反三畝貳拾沓歩

官有地 神社地沓反四畝貳拾五歩、山林沓反沓畝六歩、原野三百四拾沓町八反四畝歩、揭示場三步、總計三百四拾貳町沓反四歩

貢 租 地租金貳千五百拾四円八拾九錢七厘、酒類税金貳拾五円、牛馬売買税金五円、銃獵税金拾五円、県税金拾七円、總計金貳千貳百拾六円八拾九錢七厘

戸 数 本籍貳百貳拾五戸士族沓戸、平民貳百貳拾四戸、社沓戸小社、寺沓戸禪曹洞宗、總計貳百貳拾七戸

人 数 男四百七拾九口士族四口、平民四百七拾五口、女五百貳口士族五口、平民四百九拾七口、總計九百八拾沓口他出寄留男貳人

牛 馬 牝牛五百五拾六頭、牝牛百貳拾七頭、總計貳百八拾三頭、牡馬四拾七頭、牝馬五拾八頭、總計百五頭

山 鹿鳴越嶺高式百六拾丈(字鹿住山最高故ニ之ヲ測ス)、周回沓里式拾沓町、嶺上ヨリ七分シ東ハ藤原村ニ、西ハ南畑及ヒ本村ニ、南ハ豊岡及日出村ニ、北ハ広瀬、野原ノ二村ニ屬ス、山脈東ハ透運トシテ城嶽横津雲田ノ諸山トナリ、西ハ鶴見嶽ニ及フ、群峯峻立盤根連結、本郡ノ北部ヲ中断シ、孔道兩条羊腸嶺際ニ通シ、東路小倉街道トス、西ハ宇佐郡佐田諸村ニ通

スル支道トス、諸峯皆樹木生セス、短茅密敷蒨蔓延定路ノ登ルヘキナシ、急ニ水清ク味淡シ、舟筏通「一」、堤防ナシ、源ヲ村南鳥屋山ニ發シ、北流シ字尻切レニテ八坂川ニ入ル、長三拾

八町貳拾間、久木野尾川三等河ニ屬ス、深五尺、浅沓尺、広拾間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村南々畑村字太刀洗ヨリ發シ、久木野尾村中央ヲ貫流シ、

村ノ西南字薄原ヨリ来リ、東流シ字椿ヶ瀬ニテ八坂川ニ入ル、長拾八町貳拾間、大村川三等河ニ屬ス、深三尺、浅五寸、広七間、狭三間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村北大村山ヨリ發シ、東流シ字三ッ川ニ至リ八坂川ニ入ル、長貳拾貳町三拾沓間三尺、

重水川三等河ニ屬ス、深四尺、浅五寸、広五間、狭三間、流レ急ニ水清ク味淡シ、舟筏通セス堤防ナシ、源ヲ村西平ヶ倉池ニ發シ、東流シ字三ッ川ニテ八坂川ニ入ル、長三拾町三拾間、

花結橋野原路ニ屬ス、村北三町架シテ、久木野尾川ノ下流字花結ニアリ、水深沓尺、広六間、橋長七間、幅沓間貳尺四寸、被土橋

池 沼 穴田池東西四拾間、南北三拾四間三尺、周回貳町貳拾九間、村西ニアリ、平ヶ倉池東西貳拾八間、南北沓町五間三尺、周回三町貳拾七間、村北ニアリ、八斗蒔池東西五拾間沓尺貳寸、南北貳拾三間、周回貳町貳拾六間貳尺四寸、村南ニアリ、以上諸池皆村ノ用水トナス

道 路 日出路三等道路ニ屬ス、村北山浦村界字沓里塚ヨリ、村南豊岡村界字吹上ニ至ル、長沓里貳拾六町、幅沓間貳尺、字平ヶ倉ヨリ西南二分レ塚原路アリ、字井手ノ上ヨリ東二分レ野原路アリ、字三文追ヨリ西ニ折レ、久木野尾路アリ、塚原路三等道路ニ屬ス、村北日出路字平ヶ倉ヨリ、村ノ西南久木野尾村界、字白仁田ニ至ル、長拾町拾八間、幅沓間、野原路三等道路ニ屬ス、村ノ中央日出路、字井手ノ上ヨリ、村東野原村界字火振りニ至ル、長三拾町八間、幅沓間、字平ノ前ヨリ南ニ岐シ南畑路アリ、久木野尾路三等道路ニ屬ス、村ノ中央日出路字三文追ヨリ、村西久木野尾村界字薄原ニ至ル、長拾六町四拾間、幅沓間、南畑路三等道路ニ屬ス、村ノ中央野原路字平ノ前ヨリ、村南南畑村界字上河内ニ至ル、長拾九町四拾間、幅沓間、揭示場村南字吹上ヨリ、沓里拾町五拾六間四尺、字中尾平ニアリ

社 四所社村社、々地東西貳拾五間、南北拾五間四尺九寸、面積沓反三畝六歩、村ノ中央字宮平ニアリ、天照大神・経津主命・武甕槌命・天兒屋根命ヲ祭ル、勸修年月日不詳、元禄三年旧日出藩主木下俊長信仰ニ因リ、社殿ヲ改造ス、祭日十月十七日、明治六年村社ニ列ス

寺 西福寺禪曹洞宗、東西三拾間、南北拾五間四尺八寸、面積沓反五畝貳歩、日出村松屋寺末、村南字マサゴニアリ、年月日不詳、松屋寺僧・徹山開基創建ス

学 校 公立小学校沓ヶ所村ノ中央字普賢寺ニアリ、生徒男五拾三人、女拾六人

物 産 米質美、千八百拾四石、豊岡村ニ輸出ス、麦質美、三百拾七石、甘薯質美、三万八千八百斤

薪拾貳万五百貫目、炭千六百貫、竹四千五百五拾束
民業 男農ヲ業トスル者貳百貳拾三戸

○南畑村

本村古ヨリ本郡山香郷ニ属シ、古來分合ナシ

疆域 東ハ豊岡・内竈両村ニ、原野字二ノ戸水ノ口ヲ以テ界シ、平道村二道路並ニ原野ヲ以テ界シ、西南ハ八坂川ヲ以テ天間並ニ宇佐郡東椎屋・若林三村ト界シ、南ハ野田村ニ字二ノ戸ノ原野及塚原村ニ、又原野ヲ以テ接シ、西北ハ山林原野ヲ以テ、久木野尾・日指両村ニ相對ス

幅員 東西壹里貳拾三町、南北壹里貳拾七町

沿革 日出村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町碩田橋中央ニアリヨリ北方六里貳町三拾九間標柱ハ本村字田中百七拾七番地、末永弥之吉居宅後北方五間四尺ノ処ニアリ、東方豊岡村ハ壹里八町三拾四間五尺四寸、西方天間村ハ、壹里貳拾貳町四拾五間三尺、南方内竈村ハ、壹里拾貳町四拾貳間、北方日指村ハ、貳里貳拾貳町三拾八間四尺八寸、久木野尾村ハ、貳里拾五町

地勢 東北ハ山林原野ヲ負ヒ且ツ川流多ク、西北ハ八坂川ヲ帶ヒ、稍中央ニ至リテ耕地多ク、南ハ遙カニ鶴見嶽ヲ仰キ、村界最モ原野ヲ負フ

地味 其色黒ク其質悪、稲粱ニ宜シカラス水利不便、時々旱ニ苦ム

税地 田百五拾六町三畝歩、畑百三町四反八畝歩、宅地拾三町七反拾貳歩、山林百貳拾六町六反四畝歩、總計三百九拾九町八反五畝拾貳歩

無税地 荒地六町六反五畝九歩、埋葬地壹町八反八畝六歩、溜池壹町五反五畝六歩、總計九町四反八畝貳拾壹歩

官有地 神社地七反三畝歩、山林壹町壹反歩、原野八百丁、秣場八百丁、總計千六百壹町八反三畝歩

貢租 地租金千三百五十六拾貳錢七厘

戸数 本籍貳百六拾八戸平民、社貳戸小社、總計貳百七拾戸

人数 男六百六拾四口平民、女六百三三口平民、總計千貳百六拾七口他出寄留男老人

牛馬 牝牛貳百拾九頭、牝牛貳百拾貳頭、總計四百三拾壹頭、牡馬四頭、牝馬

六拾頭、總計百四頭

鹿鳴越嶺高式百六拾丈(字鹿住山最高故ニ之ヲ測ス)、周回壹里貳拾壹町、嶺上ヨリ七分シ東ハ藤原村ニ、西ハ日指及ヒ本村ニ、南ハ豊岡及日出村ニ、北ハ広瀬・野原両村ニ属ス、山脈東ハ透遲トシテ城山横津雲田ノ諸山トナリ、西南ハ鶴見嶽ニ連ナル、群峰峻立シ盤根連口、本郡ノ北部ヲ中斷シ孔道兩條羊腸嶺際ニ通シ、東路ハ小倉街道トス、西ハ豊前園宇佐郡佐田諸村ニ達スル支道トス、諸峯皆樹木生セス短茅密敷荆棘蔓延、定路ノ登ルヘキモノナシ

川 八坂川三等河ニ属ス、深五寸、浅三寸、広壹間、狭三尺、流緩ク水清ク味淡シ、舟筏通セズ堤防ナシ、源ヲ村ノ西北字今畑ニ發シ上河内ニ至リ、溪流溝渠リ容レ初メテノ川流ヲナシ、東北ニ流レ上河内ニテ日指村ニ入ル、長壹里、大内ケ平溝村ノ西北字大ケ平ニ起リ、村西字宮ケ谷ニテ、久木野尾村ニ入り唐川トナル、長五町、田七町歩ノ用水トナス、追良溝村東字薄尾ニ起リ、村東豊岡村界字山口ニ至リ三川トナル、其間長壹里拾八町、田三町歩ノ用水トナス、大所溝村ノ東南字大所ヨリ起リ、村東豊岡村界字山口ニ至ル、長六町、田貳拾四町歩ノ用水トナス

池沼 柳河内池東西五拾四間、南北三拾五間、周回貳町三拾七間、村西ニアリ、落ケ谷池東西武拾五間、南北武拾間、周回壹町拾三間、村南ニアリ、惠兵口池東西貳拾六間、南北貳拾間、周回壹町八間村北ニアリ、長迫池東西四拾九間、南北貳拾四間、周回壹町拾六間、村西ニアリ、大池東西壹町、南北三拾間、周回貳町四拾五間、村北ニアリ、車木池東西貳拾八間、南北貳拾間、周回壹町貳拾間、村北ニアリ、以上六池皆村ノ用水トス

道路 玖珠往還ニ等道路ニ属ス、村東平道村界字小畑ヨリ、南ハ天間村・本村ノ堺ナル勝地ヲ經テ、村ノ西南塚原村界字赤敷ニ至ル、長壹里貳拾五間五拾八間、幅貳間、字十文字ヨリ西ニ折レ天間路アリ、字石塔ヨリ南ニ折レ内竈路アリ、字雨堤ヨリ西ニ折レ、宇佐郡東椎屋路アリ、天間路三等道路ニ属ス、村ノ西南玖珠往還字赤敷(又、十文字ト称ス)ヨリ、村西天間村界字鷹力谷ニ至ル、長拾八町、幅壹間、内竈路三等道路ニ属ス、村南玖珠往還字石塔ヨリ、村南内竈村界字井ノ臺ニ至ル、長三町、幅壹間、東椎屋路三等道路ニ属ス、村南玖珠往還字雨堤ヨリ、村西宇佐郡東椎屋村界字小田ニ至ル、長貳里、幅壹間、若林路三等道路ニ属ス、村東豊岡村界字壹伐場ヨリ、村西宇佐郡若林村界字小田ニ至ル、長貳里五拾八町、幅壹間三尺、馬踏壹間三尺、道敷貳間、字薄尾ヨリ北ニ分レ日指路アリ、全同所ヨリ西北ニ折レ久木

野尾路アリ、日指路三等道路ニ属ス、村北若林路字薄尾ヨリ、村北日指村界字上河内ニ至ル、長巻里、幅五尺、久木野尾路三等道路ニ属ス、村北若林路字薄尾ヨリ、村ノ西北久木野尾村界字牛首ニ至ル、長巻里、幅五尺

社

八幡社村社、々地東西拾八間五尺、南北拾間、面積八畝八歩、村東字宮山ニアリ、菅田尊ヲ祭ル、勧請年月日不詳、祭日十月十五日、八幡社村社、々地東西六間、南北貳拾間、面積三畝三歩、村ノ西北字鹿皮石ニアリ、菅田和氣尊ヲ祭ル、勧請年月日不詳、祭日九月十八日、以上ニ社明治六年村社ニ列ス

学校

公立小学校ニケ所一ハ村東字目苺ニアリ、生徒男五拾貳人、女拾六人、一ハ村西字小田ニアリ、生徒男貳拾叁人、女貳拾人、一ハ村北字上河内ニアリ、生徒男三拾五人、女三拾人

村会所

用務所村ノ東方字目苺ニアリ

物産

米質美、千貳百三拾五石、麦質美、三百四拾三石、牛蒡質美貳万五千束、豊岡村へ輸出ス

民業

男農ヲ業トスル者、百六拾叁戸

2 速見郡神社明細牒(明治三年)

○大分県公文書館蔵

一 氏子 六百拾八戸
一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字平

(後筆)
「小訂」

無格社

四所神社

(後筆)
「小訂」

無格社

四所社

一 祭神 天照皇大神 経津主神 武甕槌神 天兒屋根命

一 由緒 不詳 明治六癸酉然村社ニ列セラル

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 渡殿 長九尺 横二間

一 拝殿 長四間 横二間

一 御供家 長三間 横二間 「神饌所 竪二間 横三間三尺」

一 境内 三百五拾坪 民有地二種

一 氏子 五拾八戸

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字殿山

無格社

白髭神社

一 信徒 百六拾四人

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字折立

無格社

四所社

(後筆)
「小訂」

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 渡殿 長九尺 横壹間

一 拜殿 長八間 横二間

一 宝蔵 長二間 横壹間 「神庫 竪二三尺間 横二間三尺」

一 御供家 長四間 横二間 「神饌所 竪二間 横四間三尺」

一 境内 四百五拾坪

民有地一種

一 祭神 天照皇大神 経津主神 武甕槌神 天兒屋根命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪四尺 横三尺五寸

〔後筆〕 素屋 一間三尺 一間三尺

一 拜殿 長三間 横二間

一 境内 九拾九坪 民有地第一種土田弥平小一里見組共有

一 信徒 五拾九人 氏子 五拾九戸

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字高屋

無格社

〔後筆〕 明治十七年七月据置許可

八社宮

一 祭神 天照大神 武甕槌命 経津主命 保食神 大宮姫神 大田神

大己貴神 稻蒼魂命

一 由緒 不詳 天文十八年当地頭土田若狹守護神トシテ御謹ス

一 神殿 竪四尺「二尺五寸」 横二尺五寸「三尺」

一 拜殿 長九尺「一間三尺」 横九尺「二間」

一 境内 拾八坪 民有地第一種

一 信徒 五拾老人

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡広瀬村字久保

無格社

〔後筆〕 十七年七月据置許可

山神社

一 祭神 正毫山津見神 淤勝山津見神 志藝山津見神 山津見命 奥山津見神

闇山津見神 原山津見神 戸山津見神

一 由緒 不詳

一 石祠 長貳尺 横壹尺七寸

一 拜殿 長二間 横二間

一 境内 貳拾壹坪「四十五坪」 民有地一種 金村久保共有

一 信徒 三拾八人

一 大分県庁迄 九里

以上

大分県管下速見郡野原村字八幡森

社格 郷社

八幡八幡神社

〔明治十八年一月訂正許可〕

一 祭神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后

一 由緒 養老四年庚申此所ニ影向、同年九月九日岩尾丹波守義高宮殿造営坪井

道桂ヲ以大宮司トス伝々申傳、明治六癸酉年郷社ニ列セレル

一 神殿 竪二間 横二間

一 行事「申」殿 長九尺「竪一間二尺」 横七尺「横一間三尺」

一 拜殿 長八間「竪二間」 横二間「横八間」

大分県管下速見郡野原村字五所

無格社

〔後筆〕 小訂

五所神社

一 祭神 天照皇大神 忍穗耳尊 皇孫尊 火々出見尊 葺不合命

一 由緒 往古中納言善實卿ノ領地ニテ守護之家臣神原采女祐ト申者甲尾山ノ麓

ニ居住シ折柄神龜元年甲子二月十日宮殿ヲ造営スト云フ

一 神殿 長一間三尺「竪壹間三尺」 横八尺「横壹間三尺」

一 拜殿 長三間「竪二間」 横二間「横三間」

一 境内 千三坪

一 信徒 九拾貳人 官有地第一種

一 大分県庁迄 八里七合
以上

大分県管下速見郡野原村字寺山
無格社

八幡神社

- 一 祭神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后 菅原道真公
 - 一 由緒 不詳
 - 一 神殿 竪五尺 横五尺
 - 一 拝殿 長四間 横二間
 - 一 仮屋 長三間 横二間
 - 一 境内 七十坪
 - 一 信徒 二百七十五人
- 大分県庁迄 八里四合
以上

民有地第一種 持主 滞刀健作

大分県管下速見郡野原村字西中尾

無格社

八幡神社

- 一 祭神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后
 - 一 由緒 勸請記 歳養老三己末八月廿四日豊前国宇佐八幡宮ヨリ勸請スト申シ
伝工候
 - 一 神殿 竪七尺「竪壹間」 横五尺「横壹間」
 - 一 行事「申」殿 長一間 横一間
 - 一 拝殿 長三間「二間三尺」 横二間「四間」
 - 一 仮殿 長三間 横二間
 - 一 御供家 長二間 横一間
 - 一 境内 九十一坪
 - 一 信徒 三百二人
- 大分県庁迄 八里二合
以上

民有地第一種 持主 小松倍登私有地ノ内

(後筆)
「小訂」
大分県管下速見郡野原村字上林
無格社

天満社

- 一 祭神 菅原道真公
 - 一 由緒 不詳
 - 一 神殿 竪一間 横一間
 - 一 拝殿 長二間「壹間三尺」 横一間五尺「貳間」
 - 一 境内 三十七坪
 - 一 信徒 二百七十五人
- 大分県庁迄 八里五合「六尺」
以上

民有地第一種 持主 吉岩傳太

(後筆)
「小訂」
大分県管下速見郡野原村字小野尾
無格社

四所神社

- 一 祭神 天照皇大神 仲哀天皇 応神天皇 神功皇后
 - 一 由緒 建暦元年辛未二月廿八日同村字西中尾ヨリ勸請
 - 一 神殿 竪四尺「三尺」 横三尺「四尺」
 - 一 拝殿 長三間「二間」 横二間「三間」
 - 一 境内 四拾貳坪
 - 一 信徒 六拾八人
- 大分県庁迄 八里
以上

民有地第一種 持主 小屋治六私有地ノ内

大分県管下速見郡野原村字福林

無格社

八坂神社

- 一 祭神 素盞鳴命 稲田姫命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪二尺八寸 横二尺三寸 「社殿 竪三間 横二間八尺」
- 一 拝殿 長三間 横二間三尺
- 一 境内 三拾四坪
- 一 信徒 百八拾貳人
- 一 大分県庁迄 八里三合

以上

無格社

金刀比羅神社

〔後筆〕
〔明治十八年一月据置許可〕

- 一 祭神 大名持命
- 一 由緒 不詳「永禄六癸亥年郷司野原对馬守祈祷ス 天明元年七月□□建立
- 一 石祠 長老尺 横老尺
- 一 拝殿 長三間 横二間
- 一 境内 六拾坪
- 一 信徒 貳百五拾七人
- 一 大分県庁迄 八里四合

民有地第一種 持主 何松浦吉私有地ノ内

大分県管下速見郡小武村字御入山

社格 村社

御入山八幡社

〔後筆〕
〔小訂〕

大分県管下速見郡野原村字浦山

無格社

住吉神社

- 一 祭神 底 筒之男命
中 筒之男命
上 筒之男命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪三尺 横三尺
- 一 行事「申」殿 長七尺「二間」 横一間「二間一尺」
- 一 拝殿 長二間 横二間「二間三尺」
- 一 境内 八拾五坪
- 一 信徒 百五人
- 一 大分県庁迄 八里五合

以上

大分県管下速見郡野原村字東野原

- 一 祭神 足仲彦命 誉田別命
誉田別命 高龍神
氣長足仲媛娃命 大山祇命
- 一 由緒 往古東国東郡「奈多村鎮座泉社奈多八幡社ヲ分祀スト口碑」那多社ヨリ勸請ト申シ傳フ、亦八幡三柱以下ノ神ハ村内ヨリ遷座スルモノニテ由緒不詳「菅公ハ同村字山口ニ鎮座ナリシヲ明治九年七月合併ス」
- 一 神殿 竪壹間五寸 横五尺五寸
- 一 渡殿 長老間老尺 横老間五寸
- 一 拝殿 長四間 横貳間
- 一 神輿庫 長貳間 横老間三尺
- 一 境内 百貳拾坪
- 一 大分県庁迄 九里七合

以上

官有地第一種

大分県管下速見郡小武村字長崎

(後筆)
〔十八年一月復田据置許可〕
無格社
山神社

一 祭神 大山祇命 「事勝国勝」
須佐之男命 「高龍神」
「素盞鳴命」
「高龍神」
「涛龍神」

一 神殿 竪四尺「一間」 横貳尺「一間」

一 拜殿 長貳間壹尺 横壹間五合

一 境内 百五拾九坪 官有地第一種

一 氏子 九戸

一 大分県庁迄 拾里
以上

(後筆)

〔明治十八年一月復田据置許可〕

一 祭神 譽田別命

一 由緒 不詳「創立年月不詳」、守護神ト口伝「当村長野氏遠祖清原正高ノ守護神トシテ玖珠郡塚脇村新宮八幡社ヨリ勸請スト云フ」

一 社殿 竪三尺 横壹尺五寸

一 敷地 貳坪「四十二坪」 民有地第一種 持主 長野三治私有地

一 信徒 五拾貳人

一 大分県庁迄 九里七合「二十五町十二間」
以上

(後筆)
〔明治十八年一月再興許可〕

一 祭神 大山祇命 足仲彦命

熊野椽樟日命 氣長足仲媛命

正鹿山津見命 於藤山津見命

志藝山津見命 羽山津見命

奥山津見命 關山津見命

原山津見命 戸山津見命

一 由緒 大山祇命ハ旧日出藩管内十二古社ノ一社ニテ非常水旱災ノ節ハ旧藩ヨリ祈願アリシ神社ナリ、左ニ掲ル所有地三畝廿四歩ハ往古ヨリノ社領ナリシヲ旧藩ノ未稅地トナリ民有地ニ編入外ニ旧藩ヨリ寄附田五畝歩アリシカ同年上地トナリタリ、石華表ハ旧藩主豊臣俊長公ノ建立スル処ナリ、以下ノ神ハ村内各所散在ノ小社遷座スルモノニテ由緒不詳

一 社殿 竪三尺 横三尺

一 拜殿 長四間 横貳間

一 敷地 百五坪

一 氏子 六拾六戸 民有地第一種 小武寺私有地

一 大分県庁迄 九里三合「十町四十八間」
以上

(後筆)

〔明治十八年一月訂正許可〕

一 祭神 仲哀天皇 應神天皇

一 由緒 不詳「明治六癸酉年村社ニ列セラル」

一 神殿 竪六尺「三間」 横五尺

一 行事「申」殿 長九尺「壹間三尺」 横七尺「壹間壹尺」
一 境内 百五拾九坪 民有地第一種 倉成村共有

一 境内 皇大神遙拝処
一 由緒 不詳

- 一 拝殿 長一間壹尺 横一間
- 一 氏子 百五拾七戸
- 一 大分県庁迄 九里
- 以上

〔後筆〕
 〔十八年四月廿五日据置許可〕
 明治十八年一月明細帳取消許可

大分県管下速見郡倉成村字妙善防
 無格社
 山神社

- 一 祭神 大山津見神
 正鹿山津見神
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪四尺 横一尺七寸
- 一 拝殿 長二間 横壹間半
- 一 敷地 九坪
- 一 信徒 五拾四人
- 一 大分県庁迄 九里三合
- 以上

民有地第一種 持主 河野猿太郎私有地

大分県管下速見郡下村字馬上

村社
 八幡神社

〔後筆〕
 〔明治十八年一月訂正許可〕

- 一 祭神 譽田別命 市杵鳴姫命 大山祇命 大山祇命二柱
- 大山祇命 玉垂神 保食竈神
- 一 由緒 創立元龜二年十一月十五日大友家臣緒方三郎之勸請ナリ大友大乱以後
 大破ニ及フ候處正徳四年十一月十五日木下延由再修、〔後筆〕明治六年村社
 二列セラル
- 一 神殿 竪三間壹尺 横三間
- 一 拝殿 竪貳間 横六間半

- 一 神楽殿 竪貳間四尺 横六間壹尺
- 一 境内 二百八拾五坪
- 一 境内 金刀比羅社遂拝所
- 由緒 不詳
- 一 氏子 百三戸
- 一 大分県庁迄 九里五町三拾三間
- 以上

大分県管下速見郡立石村字城山
 郷社
 天満社

〔後筆〕
 〔十八年一月訂正許可〕

- 一 祭神 菅原道真公 大山祇命五柱 大山祇命 市杵山鳥姫命 閻籠神
- 一 由緒 天永十四年午八月、齊衝中豊後介山口宿祢稻磨所創城主波多野善介修
 其廢祠、正徳四年立石旧領主木下延由再修、明治六年村社二列セラル
- 一 神殿 竪壹間貳尺 横三間
- 一 拝殿 竪四間 横三間
- 一 神楽殿 竪貳間半 横四間
- 一 境内 五百七拾六坪
- 一 氏子 百九拾五戸
- 一 大分県庁迄 拾里六丁
- 以上

官有地第一種

〔後筆〕
 〔明治十八年一月訂正許可〕
 大分県管下速見郡立石村字三島山
 村社
 三島社

- 一 祭神 大山祇命二柱 大山祇命 穗日命

一 由緒 元應二年甲申二月、大友家臣河野對馬守通秀勸請、大友大乱後荒廢及
〔貼紙〕 七、其後正徳四年十一月立石旧領主木下延由信仰ニ依テ再ヒ造営
〔小訂〕 「明治六癸酉年二村社ニ列セラル」

七柱ハ字丸ノ脇・字原山・字前ノ宮・字山王宮山・字宮ノ山字西ノガラ
 ン・字神添ニ高龍神三柱ノ闍龍神三控ハ字伊勢野字岡・字園田ニ鎮座之
 處、明治八年本社ニ合併ス」

一 神殿 豎貳間 横壹間半
 一 拝殿 豎三間 横三間
 一 神樂殿 豎貳間 横三間半
 一 境内 貳百四拾九坪 官有地第一種
 一 氏子 百五戸
 一 大分県庁迄 九里三拾丁 以上

大分県管下速見郡立石村字水ヶ追
 無格社
 山神社

一 祭神 応神天皇
 一 由緒 不詳 〔後筆〕 「明治六癸酉年村社ニ列セラル」
 一 神殿 豎三間 横二間
 一 境内 三百坪 民有地第一種 向野村共有
 一 氏子 貳百拾五戸
 一 大分県庁迄 拾壹里 以上

一 祭神 大山祇命
 一 由緒 不詳
 一 神殿 豎壹間 横壹間
〔後筆〕 一 素屋 豎一間四尺 横一間四尺 一 拝殿 豎貳間 横貳間
 一 境内 六拾坪 官有地第一種
 一 信徒 百九拾三人
 一 大分県庁迄 拾里四丁 以上

一 祭神 大山祇命 中山祇命 〔後筆〕 麓山祇命
 一 由緒 寛正三年四月十三日「河野通正本」、同郡立石村ヨリ河野通正勸請
〔後筆〕 「明治六年癸酉年村社ニ列セラル」
 一 神殿 豎壹間 横壹間
 一 拝殿 町三間 横四間壹尺 〔後筆〕 「明治十六年三月廿八日、神拝殿共ニ焼失ノ」
 一 神饌殿 長三間半 横二間半
 一 神輿庫 長壹間三尺 横貳間三尺
 一 境内 八百五拾三坪 官有地第一種
 一 境内神社貳社 熊野神社

〔付紙〕
 「祭神 仁徳天皇大山祇命七柱
 高龍神三柱 闍龍神三柱
 由緒 不詳、明治六年村社ニ列セラル祭神仁徳天皇八元本邨字下リ松大山祇命

熊野神社

祭神 伊弉諾命 菊理姬命

伊弉冉命

由緒 不詳

神殿 竪一間 横一間

巖島神社

祭神 思姬命

由緒 不詳

神殿 竪三尺 横三尺

一 氏子 二百五拾三戸

一 大分県庁迄 拾壹里十一丁

以上

大分県管下速見郡山浦字本篠前山

(後筆)

無格社

三嶋神社

一 祭神 大山祇命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪貳間三尺 横貳間四尺

横壹尺

一 渡殿 長貳間 横壹間

一 境内 八百四拾三坪「五百四十五坪」民有地第一種 山浦村 本條組共有地

一 信徒 九拾七人

一 大分県庁迄 拾壹里十一丁

以上

大分県管下速見郡字新貝山

無格社

八幡神社

一 祭神 足仲彦天皇 端津姬命 猿田彦大神

菅田別天皇 布杵寫姬命 保食命

氣長足姬天皇 玉垂命 火魂靈命

田心姬命 姬大神 埴安姬命

由緒 不詳

一 神殿 竪一間三尺 横一間三尺 「素屋 竪壹間三尺横壹間三尺」

一 拝殿 長二間半 横二間三尺 「渡殿 竪五尺 横壹間三尺」

一 渡殿 長一間三尺 横一間三尺

一 境内 六拾六坪

一 信徒 六十人

一 大分県庁迄 拾壹里

以上

大分県管下速見郡山浦村字定ノ尾

(後筆)

無格社

若八幡神社

一 祭神 大鶴鷄天皇尊

「明治十七年九月据置許可」

(貼紙)

「大鶴鷄尊 正鹿山津見命 闇山津見命 原山津見命 奥山津見命 淤勝山

津見命 志藝山津見命 戸山津見命 羽山津見命 由緒不詳 祭神正鹿山

津見命 十柱元本邨字定尾飯空ノ処 明治十七年九月合併ス」

一 由緒 不詳

一 神殿 竪一間半「二尺」 横一間五尺「三尺」

一 拝殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 九拾九坪 民有地第一種 持主 羽田市平私有地ノ内

一 信徒 七拾六人

一 大分県庁迄 拾壹里七合「二十五丁」
以上

大分県管下速見郡山浦村字定ノ尾

無格社

若八幡神社

〔後筆〕
〔小訂〕
一 祭神 伊弉諾命 奥山津見命 伊弉冉命
菊哩姬命 羽山津見命 猿田彦大神
大山津見命

大分県管下速見郡山浦村字栗ノ木

無格社

白山神社

〔後筆〕
〔据 明治十七年九月据置許可〕

一 祭神 大鶴鸕天皇

一 由緒 不詳

一 神殿 竪老間貳尺 横老間三尺

一 境内 三拾三坪 民有地第一種 持主 佐藤善八私有地

一 信徒 七拾六人

一 大分県庁迄 拾壹里七合「二十四丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字山井口

無格社

八幡神社

〔後筆〕
〔小訂〕 明治十七年七月据置許可〕

〔後筆〕
〔据 明治十七年九月据置許可〕

一 祭神 足仲津彦天皇 正鹿山津見命 志藝山津見命

一 由緒 不詳

一 神殿 石祠 竪一尺 横一尺

一 拜殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 四拾九坪

一 大分県庁迄 拾里五合「十八丁」

以上
民有地第一種 持主 阿部健太郎私有地ノ内

以上

大分県管下速見郡山浦村字立山

無格社

一 祭神 伊弉諾命 奥山津見命 伊弉冉命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 拜殿 長貳間五尺 横貳間貳尺

一 境内 三拾三坪「九十坪」

一 信徒 六拾五人

一 大分県庁迄 拾貳里五合「十六丁」

以上

以上

大分県管下速見郡山浦村字稻荷

無格社

稻荷社

一 祭神 保食命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪五尺 横五尺

一 拜殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 三拾三坪 民有地第一種 持主 佐藤宗八郎 外 十六人共有地

一 信徒 七拾五人

一 大分県庁迄 拾里五合「十八丁」

以上

八幡神社

〔合〕^(後筆) 明治十七年九月字宮ノ谷天満社合併許可

山神社

一 祭神 足仲津彦尊 大山祇命 正勝山祇命

譽田別尊 中山祇命 離山祇命

氣長足姫尊 麓山祇命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪二間三尺 横二間四尺

〔素屋〕^(後筆) 竪式間 横式間

一 渡殿 長七間 横七間半

〔渡殿〕 竪七間 横七間三尺

一 境内 三拾九坪「八十一坪」 民有地第一種 持主 阿部清作私有地之内

一 信徒 六拾五人

一 大分県庁迄 拾壹里

以上

八幡神社

一 祭神 大山祇命 離山祇命 中山祇命

麓山祇命 正勝山祇命 稲田姫命

清之湯山主八寫手命 武神速素盞鳴命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪三尺 横三尺

一 拜殿 長二間半 横二間半

一 境内 五拾壹坪「百拾坪」 民有地第一種 持主 吉岡東一郎私有地之内

一 信徒 二十五人

一 大分県庁迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字宮ノ下

無格社

八幡神社

〔後筆〕
〔据明治十八年一月据置許可〕

天満社

一 祭神 足仲津彦尊 氣長足姫尊

一 由緒 不詳

一 神殿 竪二間二尺 横一間三尺

〔素屋〕^(後筆) 竪一間三尺 横一間二尺

一 渡殿 長一間二尺 横五尺

一 拜殿 長二間半 横二間三尺

一 境内 三拾三坪「貳百五十五坪」 民有地第一種 持主 阿部彦六 外十六

人共有地

一 信徒 六拾五人

一 大分県庁迄 拾壹里

以上

大分県管下速見郡山浦村字宮ノ谷

無格社

天満社

一 祭神 菅原通実公「神」 「大山祇命 離山祇命 中山祇命 麓山祇命

正勝山祇命 稲田姫命 八島手命 速素盞鳴命

一 由緒 不詳 「大山祇命以下七柱八元本邨字宮山鎮座ノ処 明治十七年九月

本社二合併

一 神殿 竪七間壹尺 横七間二尺

一 拜殿 長二間三尺 横七間五尺

一 境内 三拾坪「百拾坪」 民有地第一種 持主 河野創造私有地之内

一 信徒 八人

一 大分県庁迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字原山

無格社

大分県管下速見郡山浦村字神田口

無格社

(後筆)
「小訂」

八幡神社

- 一 祭神 譽田別尊 氣長足姫尊
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪三間半 横二間半 「素屋 竪二間三尺 横三間三尺」
- 一 渡殿 長一間 横一間半 「渡殿 竪式間 拾貳間」
- 一 拜殿 長三間 横二間
- 一 境内 九拾九坪 民有地第一種 持主 佐藤勝藏 外三十四人共有地
- 一 信徒 百三拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里五合「十八丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字杉田山

無格社

稻荷社

(後筆)
「小訂」

- 一 祭神 保食命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪一間「二尺」 横一間「二尺五寸」 「素屋 竪壹間 横壹間」
- 一 拜殿 長二間 横一間三尺「貳間」
- 一 境内 六拾坪「百三十二坪」 民有地第一種 持主 阿部金五郎私有地之内
- 一 信徒 三拾貳人
- 一 大分県庁迄 拾壹里七合「二十五丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字那留山

無格社

山神社

(後筆)
「小訂」

- 一 祭神 正鹿山津見命 志藝山津見命 淤藤山津見命 羽山津見命 奥山津見命 原山津見命

關山津見命 戸山津見命

- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪一間二尺五寸 横一間三尺 「素屋 竪一間三尺 横一間三尺」
- 一 拜殿 長二間半 横二間三尺
- 一 境内 三拾六坪 民有地第一種 持主 豊田彦九郎私有地之内
- 一 信徒 六拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里

以上

大分県管下速見郡山浦村字□尾

無格社

山神社

(後筆)
「合 明治十七年九月字定ノ尾八幡神社、合併許可」

- 一 祭神 正鹿山津見命 關山津見命 原山津見命 奥山津見命 淤藤山津見命 志藝山津見命 戸山津見命 羽山津見命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪五尺 横五尺
- 一 境内 七拾壹坪「三百三拾坪」 民有地第一種 持主 佐藤喜八 外十二人 共有地
- 一 信徒 七拾六人
- 一 大分県庁迄 拾壹里七合「二十五丁」

以上

大分県管下速見郡山浦村字勢場

無格社

善神王社

(後筆)
「小訂」

- 一 祭神 武内宿禰命
- 一 由緒 慶応三年卯十月 大分郡賀来村ヨリ勸請
- 一 神殿 竪貳間一尺「二尺」 横貳間一尺「二尺五寸」 「素屋 竪一間三尺

横一間三尺」

- 一 拜殿 長八間 横貳間
- 一 境内 四百四拾八坪 官有地第一種
- 一 信徒 千人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

大分県管下速見郡山浦村字□田山

無格社

山神社

- 一 祭神 正鹿山津見命 關山津見命 原山津見命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 豎一丈壹尺「四尺」 横壹丈三尺「素屋 豎壹間四尺 横壹間四尺」
- 一 拜殿 長一丈五尺「二間」 横一丈二尺「二間三尺」
- 一 渡殿 長八尺 横五尺
- 一 境内 百七拾六坪 官有地第一種
- 一 信徒 六拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里三合「十一丁」
- 以上

無格社 三島神社

大分県管下速見郡吉野渡村字楠原

以上

由緒 不詳 「明治六年癸酉年村社卜列セラル」

- 一 神殿 石祠豎一尺三寸 横二尺
- 一 拜殿 長三間 横二間三尺 官有地第一種
- 一 境内 百八拾六坪
- 一 氏子 六拾五戸
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

- 一 祭神 正鹿山津見命 關山津見命 原山津見命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 豎壹間 横五尺 「素屋 豎壹間三尺 横壹間三尺」
- 一 拜殿 長二間半 横二間三尺
- 一 境内 三拾三坪 民有地第一種 持主 松田友市私有
- 一 信徒 七拾六人
- 一 大分県庁迄 拾壹里七合「廿五町十二間」
- 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字御袖

社格 村社

四所神社

- 一 祭神 經津主命 天兒屋根命 天照皇大神 武甕槌ノ命

大分県管下速見郡吉野渡村字年ノ神

無格社

水川神社

- 一 祭神 素盞鳴命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 豎八尺「三尺」 横八尺「三尺」 「素屋 豎一間一尺 横一間一尺」

- 一 拜殿 長二間 横一間半「三間」
- 一 渡殿 長八尺 横五尺
- 一 境内 五百四拾坪「七十九坪」 民有地第一種 持主 山下金兵衛私有
- 一 信徒 六拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字野地

無格社

四所神社

〔後筆〕
「据」十七年据置許可

- 一 祭神 素盞鳴命 御摩乳命 稲田姫命 手摩乳命
- 一 由緒 不詳
- 一 神「社」殿 竪老間 横老間
- 一 境内 貳百九坪 官有地第一種
- 一 信徒 三拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

無格社

八坂神社

〔後筆〕
「据」明治十七年九月据置許可

- 一 祭神 經津主命 天兜屋根命 天照皇大神 武甕槌命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪七尺五寸「二尺二寸」 横七尺五寸「二尺二寸」 「素屋 竪一間 二尺 横一間二尺」
- 一 拜殿 長二間 横一間半
- 一 境内 百五坪 官有地第一種
- 〔後筆〕
「境内神社 壹社
- 金刀比羅社
- 祭神大己貴命
- 由緒不詳
- 「祠一尺一尺」
- 信徒 四拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

〔後筆〕
「小訂」

大分県管下速見郡吉野渡村字山中向平

無格社

山神社

- 一 祭神 大山祇命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪三尺五寸「二尺」 横四尺三寸「三尺」 「素屋 竪老間 横老間」
- 一 拜殿 長一丈「一間三尺」 横九尺「三間三尺」 官有地第一種
- 一 境内 七拾三坪
- 一 信徒 五拾人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字上ノ迫

無格社

山神社

- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字宮山

- 〔後筆〕
「据」明治十七年九月立石村字城山天満社合併許可
- 一 祭神 大山祇命
- 一 由緒 不詳

- 一 神殿 竪九尺貳寸 横六尺三寸 「素屋 竪一間 横一間」
- 一 拝殿 長九尺「竪間三尺」 横五尺「式間」
- 一 境内 百拾坪 官有地第一種
- 一 信徒 五拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 一 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字下太郎
無格社

山神社

- 一 由緒 不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル
- 一 神殿 竪貳間 横貳間 「渡殿 一間三尺 一間三尺」 「素屋 二間 二間」
- 一 拝殿 長二間二尺「二間三尺」 横二間半「四間三尺」 「神輿庫二間 一間 一尺」
- 一 渡殿 竪間半
- 一 境内 四百七拾壹坪 民有地第一種本村共有地
- 一 氏子 貳百貳拾戸
- 一 大分県庁迄 九里拾三町四拾三間五尺
- 一 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字「」

無格社

大山祇神社

- 一 由緒 不詳
- 一 社殿 石祠一尺 一尺五寸
- 一 拝殿 長壹間「一尺」 横壹間「四尺」
- 一 渡殿 長四尺 横壹間
- 一 境内 百七坪 官有地第一種
- 一 信徒 五拾五人
- 一 大分県庁迄 拾壹里
- 一 以上

大分県管下速見郡吉野渡村字□抜

村社

松島神社

- 一 祭神 大山祇命
- 一 由緒 不詳
- 一 神殿 竪壹間半 横壹間半 「素屋 二間 二間」 「渡殿 一間 一間 三尺」
- 一 拝殿 長三間「二間」 横二間「三間」
- 一 渡殿 長壹間半 横壹間
- 一 境内 貳百四拾坪 民有地第一種 持主 阿部年太郎 外拾四人共有地
- 一 信徒 八拾七人
- 一 大分県庁迄 九里拾五町
- 一 以上

- 一 祭神 事勝 國勝 長狹袖

- 犬魂靈命 伊弉諾命 泉津事解之男命
- 伊弉册命 菊理姫命 速玉男命
- 大山祇命 岐大神

(後筆)
「小訂」

大分県管下速見郡吉野渡村字□鶴

無格社

貴船神社

一 祭神 高竈神命 闇罔象命

闇龍神命

一 由緒 不詳

一 神殿 竪五尺 横五尺 「渡殿 一間三尺 一間三尺」

一 拜殿 長四間七尺「二間」 横二間二尺「四間」

一 渡殿 長九尺 横七尺

一 境内 四拾二坪「四百十四坪」 民有地第一種 持主 鶴成岩太郎 外

五十二人共有地

一 信徒 貳百貳拾四人

一 大分県庁迄 九里拾町

以上

3 速見郡寺院明細牒(明治二十三年)

○大分県公文書館蔵

大分県管下豊後国速見郡広瀬村字辻
(後筆)「小訂」

小本寺松屋寺末
竺源寺

禅宗曹洞宗

- 一 本尊 釈迦牟尼仏
- 一 由緒 不詳
- 一 堂宇 長七間 横四間五合「三尺」 「本堂兼庫裏 竪四間三尺 横七間」
- 一 境内 八百三拾貳坪「五百五十六坪」 民有地一種竺源寺持「附」
- 一 境内仏堂老宇

観音堂

本尊 聖観音

由緒 不詳

建物「堂宇」 長貳間 横壹間「五合三尺」 「老間二尺 二間」

一 境外所有地

- 耕地 段別老反五畝拾貳歩 広瀬村字新田
- 地価 金九拾九円六拾壹銭九厘
- 耕地 段別九畝三步 同村字宮ノ脇
- 地価 金六拾円四拾六銭
- 耕地 段別五畝貳拾壹歩 同村字寺ノ浦
- 地価 金四円貳拾貳銭壹厘
- 山林 段別貳畝歩 同村字池ノ上
- 地価 金拾七銭七厘
- 山林 段別三畝歩 同村字笠松
- 地価 金三拾四銭五厘
- 芝地 段別九歩 同村字道ノ下
- 地価 金三銭

- 「山林 九畝六歩 同村字辻」
- 「地価 金貳円七十六銭」
- 一 檀徒 貳百貳人
- 一 管轄「大分県」庁迄 九里
- 以上

大分県管下豊後国速見郡広瀬村字平
(後筆)「小訂」

本山「東」本願寺末
明教寺

真宗東派

- 一 本尊 阿弥陀如来
- 一 由緒 不詳 僧釋慶信開基、最毛寛永八辛未年、三月十日創立ス
- 一 堂宇「本堂」 長「竪」五間 横五間
- 一 鐘堂 長「竪」壹間五合 横壹間五合 「三尺 三尺」
- 一 庫理 長「竪」八間 横三間五合「三尺」 「三間三尺 八間」
- 一 薪家 長「竪」四間 横二間
- 一 境内 三百拾貳坪 民有地一種 明経寺持所
- 一 境外所有地
- 耕地 段別老反四畝三步 同村字中ノ坪
- 地価 金五拾三円七拾貳銭三厘
- 耕地 段別四畝廿七歩 同村字櫻畑
- 地価 金三拾貳円五拾四銭七厘
- 耕地 段別壹畝歩 同村字片井平
- 地価 金九拾三銭八厘
- 耕地 段別四畝貳拾壹歩 同村字宮ノ脇
- 地価 金五円八拾四銭四厘
- 耕地 段別壹畝拾貳歩 同村字イヤケ谷
- 地価 金壹円三拾壹銭九厘

山林 段別八畝歩 同村字平

地価 金九拾貳錢

山林 段別貳畝歩 同村字片井平

地価 金貳拾三錢

山林 段別壹畝歩 同村字田中山

地価 金八錢八厘

一 檀徒 五百三拾三人

一 管轄「大分県」庁迄九里

以上

大分県管下豊後国速見郡野原村字西ノ原

小本寺松屋寺末

曹洞宗

心翁寺

一 本尊 釈迦牟尼

一 由緒 応永元甲戌年三月、内河野村へ創建、開祖野原村瑞雲寺二世、明金和尚也、慶長年度兵火ニ焼シ「累リ」中絶、元禄元戊辰年春、嶺外中興

該後、日出村松屋寺末ト成、明治改元焼失、既ニ泯亡セント欲ス時ニ

明治四年、日出藩右瑞雲寺廢ス該、残跡村ノ中央誠ニ教導適宜ニ

付、明治十年五月廿四日、官許ヲ得テ同郡内河野村、同宗善満寺住職

瞿曇孝運、心翁寺ト名ク、移転地所並堂宇自ラ寄附シ、中興開基ノ祖

トナル
一 本堂「堂宇」長十間 横四間 但、本堂庫裡合併
一 納家 長四間、横二間
一 境内 二百四十九坪 民有地第一種

田「耕地」二畝三步 内河野村字正ノ田
地価 金十二円九十六錢

田「耕地」四畝十五歩 同村字ヒロミ

地価 金十一円八十五錢

田 五畝廿四「廿一」歩 同村字ヒロミ

地価 金十五円二錢

田 二畝廿四歩 同村字平ノ池ノ下

地価 金十七円二十八錢

田 四畝十二歩 同村字屋敷田

地価 金二十七円十八錢

田 五畝廿一歩 同村字川フ子

地価 金十五円二錢

畑 一畝十五歩 同村字堂ノ下

地価 金二円廿六錢

山林 一畝歩 同村字ウラ

地価 金十一錢

山林 二畝六歩 同村字長葉山

地価 金二十一錢

山林 一畝十五歩 同村字高尾

地価 金十四錢

山林 二畝九歩 同村字ミサコ山

地価 金二十六錢

「宅地 四畝廿七歩 内河野村字勸善」

「地価 金拾円九錢」

一 檀徒 四百三十五人
一 管轄「大分県」庁迄 八里四合「十四丁」

以上

大分県管下豊後国速見郡小武村字小武

総本山金剛峯寺末

(後筆)
「小訂」

真言宗古義派

小武寺

一 本尊 弥勒菩薩

一 由緒 人皇四十四代円融院常康親王御子空也上人、天徳年中開基創建ス、其

後大友義鎮耶蘇教ヲ崇信シ、仏堂破毀シ該寺亦其災ニ罹リ、末院奥ノ

坊・中ノ坊・通円坊・墓照坊・向ノ坊・來乗坊ノ六坊失亡ス、慶長五

年、隆賢法印更ニ中興ス、当明治十三〇二年迺凡千年余

一 堂宇 長十間半「三尺」 横四間半「三尺」 本堂兼庫裏 豎四間三尺 横

一 境内 五百七拾六坪貳合 民有地第一種

一 境内仏堂 四宇

薬師堂

本尊 薬師如来

由緒 天徳年中空也上人ノ創建ニテ、佛體ハ仁聞ノ作ナリ、大友義

鎮、神仏破却ノ災ニ罹リ後、慶長五年隆賢法印ノ中興スル処ト

ナル、古ヨリ薬師領ノ田地六畝六歩アリ、旧藩ノ未稅地トナリ

小武寺持ノ耕地ニ編入ス

建物「堂宇」 長□間 横□間 「豎三間 横三間」

護摩堂

本尊 不動尊

由緒 前同断

建物「堂宇」 長貳間 横貳間

大日堂 本尊 大日如来

由緒 不詳

建物「堂宇」 長貳間 横壹間五合三尺 「豎二間 横二間」

十王堂

本尊 地藏菩薩

由緒 不詳

境外所有地

耕地 反別三畝六歩 小武村字墓寺

地価 金拾五円四拾九錢六厘

同 反別貳畝廿四歩 右同村字堂ノ前

地価 金拾三円九拾七錢六厘

同 反別壹畝廿四歩 右同村字堂ノ前

地価 金八円九拾八錢

同 反別六畝六歩 右同村字道ノ下

地価 金三拾円九拾九錢壹厘

同 反別五畝拾貳歩 右同村字川添

地価 金貳拾六円九拾七錢四厘

同 反別貳畝廿壹歩 右同村字墓寺

地価 金三円四拾錢壹厘

同 反別壹畝三歩 右同所

地価 金壹円五錢五厘

同 反別壹畝六歩 右同村字堂ノ前

地価 金貳円四拾六錢九厘

同 反別四畝拾貳歩 右同村字屋敷ノ下

地価 金九円貳拾九錢貳厘

山林 反別壹町七反歩 右同村字寺山

地価 金拾七円

芝地 反別五畝九歩 右同村字茶園畑

地価 金五錢三厘

檀徒 百四拾三人

管轄「大分県」庁迄 九里三合「十一町」

以上

「二間三尺 一間三尺」

大分県管下豊後国速見郡小武村字越井

(後筆) 一 小訂

本山本願寺末

真宗本願寺派

教蓮寺

一 本尊 阿弥陀仏

一 由緒 本村田邊氏ノ創建スル処ト云年表等不詳

一 堂宇 長五間半 横五間 一 本堂 竪四間 横四間三尺

一 庫裏 竪三間三尺 横六間三尺

一 鐘堂 竪老間壹尺 横老間壹尺

一 境内 四百七拾四坪 民有地第一種 「持主」林玄照私有

一 檀徒 百貳拾人

一 管轄「大分県」庁迄 拾里

以上

由緒 仁聞菩薩製作

建物「堂宇」 長三間 横三間

一 境外所有地

耕地 反別壹反廿四歩 倉成村字尾坪

地価 金六拾貳円九拾四銭七厘

耕地 反別壹反九歩 同村字塚町

地価 金六拾九円八拾六銭六厘

耕地 反別五畝拾八歩 同村字権蔵

地価 金拾貳円七拾八銭壹厘

耕地 反別壹反五畝廿四歩 同村字寺ノマヘ

地価 金五拾三円卅銭三厘

耕地 反別壹反廿四歩 同村字空善寺

地価 金三円六拾銭壹厘

耕地 反別壹反五畝三歩 同村字正高寺

地価 金貳拾六円拾壹銭八厘

山林 反別壹反六畝歩 同村字弘案寺

地価 金壹円七拾七銭六厘

一 檀徒 二百四拾一人

一 管轄「大分県」庁迄 九里

以上

大分県管下豊後国速見郡倉成村字又井「テラ」

(後筆) 一 小訂

小本寺松屋寺末

禅宗曹洞派「宗」

円福寺

一 本尊 阿弥陀如来

一 由緒 不詳 「寿山道栄ナルモノ開基スト云フ」

一 堂宇 長七間 横四間 一 本堂兼庫裏 四間 七間

一 境内 二百六拾六坪 民有地第一種

一 境外所有地

耕地 反別壹反七畝廿七歩 倉成村字フク田

地価 金九拾五円七拾六銭七厘

耕地 反別三畝六歩 同村字寺ノ下

地価 金三円八拾三銭七厘

耕地 反別壹畝拾五歩 同村字ナカズ

地価 金貳円九拾銭貳厘

耕地 反別七畝拾五歩 同村字石仏

地価 金四円壹銭六厘

耕地 反別三畝拾五歩 同村馬神

地価 金貳円六拾六銭八厘

山林 反別三畝歩 同村字カケ平

地価 金三拾銭

一 檀徒 百拾人

一 管轄「大分県」庁迄 九里壹合「三町」

以上

(後筆)

〔小訂〕

大分県管下豊後国速見郡立石村字長流寺

総本山泉岳寺末

禪宗曹洞宗

長流寺

一本尊 釈迦

一 由緒 元禄二年八月、僧俊益開基創建

一堂宇「本堂」 縦五間半「三尺」 横八間半「三尺」 「四間三尺 七間三尺」

一位牌堂 縦三間「二間」 横貳間「三尺」

一 庫裏 縦四間半三尺 横拾貳間「拾壹間」

一 納屋 縦壹間半 横四間 「門 一間 一間三尺」

一 境内 千四拾四坪 官有地第四種

耕地 反別壹畝歩 立石村字門前

地価 金壹円貳錢六厘

耕地 反別貳畝六歩 立石村字辻山

地価 金壹円六拾壹錢貳厘

耕地 反別三畝拾五歩 立石村字辻山

地価 金三円五拾七錢六厘

耕地 反別七畝歩 立石村字辻山

地価 金七円拾八錢貳厘

一 檀徒 六百七拾七人

管轄「大分県」庁迄 拾里貳丁

以上

大分県管下豊後国速見郡立石村字徳清田

〔小訂〕

禪宗曹洞宗

総本山泉岳寺末

延福寺

一本尊 薬師

一 由緒 不詳 「創立年月不詳、開山玉泉和尚也、建武三年八月五人死亡、之同村長流寺境内二建設ノ「」、元禄十二年此地ニ移転ス」

一堂宇 縦貳間 横三間三尺

一 境内 九拾九坪 官有地第四種

一 檀徒 拾貳人

管轄「大分県」庁迄 九里三拾五丁

以上

大分県管下豊後国速見郡立石村字五徳寺

(後筆) 〔小訂〕

本寺長流寺末

五徳寺

禪宗曹洞宗

一本尊 釈迦

一 由緒 元禄十三年、僧如山更ニ「再」創建ス

一堂宇「本堂」 縦四間 横七間

一 鐘樓 縦壹間半「三尺」 横壹間半「三尺」

一 庫裏 縦四間半「三尺」 横七間 門 五間「尺」 七間尺「二間一尺」

一 藏 縦貳間 横三間

一 境内 五百拾三坪 官有地第四種

一 境内仏堂老宇

観音堂

本尊 観音

由緒 不詳

一 境外所有地

建物「堂宇」 豎貳間 横貳間「半三尺」

耕地 反別七畝拾五歩 立石村字竹ノ下

地価 金六拾九円壹錢四厘

耕地 反別三畝歩 立石村字ヤシキノ内

地価 金六円四拾錢七厘

耕地 反別六畝貳拾壹歩 立石村字竹ノ下

地価 金六拾壹円六拾五錢三厘

耕地 反別四畝三歩 立石村字前田

地価 金三拾貳円拾三錢八厘

耕地 反別五畝拾貳歩 立石村字前田

地価 金貳拾九円四拾四錢六厘

耕地 反別貳畝三歩 立石村字前田

地価 金拾壹円四拾五錢壹厘

耕地 反別四畝九歩 立石村字山ノ神

地価 金拾九円五錢壹厘

耕地 反別三畝貳拾七歩 立石村字森ノ下

地価 金貳拾壹円貳拾六錢七厘

耕地 反別六畝六歩 立石村字京田

地価 金五拾七円五錢壹厘

耕地 反別壹畝貳拾四歩 立石村字子ノ畑

地価 金貳円五拾五錢六厘

耕地 反別五畝拾貳歩 立石村字奥禪庵ノ下

地価 金九円四拾九錢七厘

耕地 反別拾貳歩 立石村字山ノ神

地価 金貳拾三錢五厘

耕地 反別壹反貳畝三歩 立石村字二段

地価 金七円九錢四厘

耕地 反別九畝歩 立石村字ヌベトウ

地価 金拾壹円三拾四錢四厘

耕地 反別壹畝貳拾四歩 立石村字前畑

地価 金壹円八拾四錢七厘

耕地 反別三畝拾五歩 立石村字寺ノ前

地価 金三円六拾錢五厘

耕地 反別九畝九歩 立石村字寺ノ浦

地価 金九円五拾貳錢七厘

耕地 反別四畝三歩 立石村字屋敷ノ内

地価 金六円九厘

耕地 反別九歩 立石村字子ノ畑

地価 金拾七錢六厘

耕地 反別貳畝九歩 立石村奥禪庵

地価 金貳円九拾錢貳厘

耕地 反別貳拾壹歩 立石村字ヤシキノ内

地価 金四拾壹錢

山林 反別貳反三畝九歩 立石村向山

地価 金三円五拾四錢壹厘

藪 反別六歩 立石村字二反田

地価 貳厘

一 檀徒 四百三拾壹人

管轄「大分県」庁迄 拾里四丁

以上

大分県管下豊後国速見郡立石村字景ノ木

総本山久遠寺末

日蓮宗

延隆寺

一 本尊 釈迦多寶

- 一 由緒 承応三年五月開基法音院日養創建
- 一 堂宇「本堂」 竪七間 横七間半「三尺」
- 一 鐘樓 竪貳間 横貳間
- 一 書院 竪四間 横四間半「三尺」
- 一 庫裏 竪四間半「三尺」 横九間
- 一 納屋 竪貳間 横四間
- 一 境内 五百四拾三坪 官有地第四種
- 一 境外所有地
- 一 耕地 反別八畝六步 立石村字竹ノ下
 - 地価 金六拾円八錢五厘
- 一 耕地 反別六畝拾五步 立石村字竹ノ下
 - 地価 反別六畝拾五步 立石村字竹ノ下
- 一 耕地 三拾五円四拾四錢四厘
 - 地価 反別貳畝貳拾四步 立石村字堂ヶ迫
- 一 耕地 反別壹畝三步 立石村字山ノ神延隆寺ノ下
 - 地価 金貳円四拾六錢貳厘
- 一 耕地 金七拾九錢貳厘
 - 地価 反別貳畝步 立石村字堂ヶ迫
- 一 耕地 金壹円四拾六錢六厘
 - 地価 反別四畝貳拾四步 立石村字堂ヶ迫
- 一 耕地 金四円九拾貳錢五厘
 - 地価 反別四畝拾八步 立石村字屋敷ノ上
- 一 耕地 金六円七拾四錢貳厘
 - 地価 反別貳拾四步 立石村字屋敷ノ上
- 一 耕地 金五拾八錢七厘
 - 地価 反別四畝拾五步 立石村字堂ノ上
- 一 耕地 金四円六拾三錢壹厘
 - 地価 反別壹畝貳拾四步 立石村字大明神
- 一 地価 金貳拾錢七厘

- 一 檀徒 九百拾八人
- 一 管轄「大分県」庁迄 九里三拾四丁
- 以上
- 大分県管下豊後国速見郡向野村字浄土寺
 - 曹洞宗東派
 - 一 本尊 釈迦牟尼如来
 - 一 由緒 不詳
 - 一 堂宇「本堂」 長七間半「三尺」 横四間「四間 七間三尺」
 - 一 庫裏 同七間半「三尺」 同四間 「一 鐘樓門 一間壹尺 貳間」
 - 一 境内 七百三拾八坪 官有地第四種
 - 一 境内仏堂 老宇
 - 観音堂
 - 一 本尊 観世音
 - 一 由緒 不詳
 - 建物「堂宇」 長三間 横三間
 - 一 檀徒 七百貳拾人
 - 一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里五合「拾八町」
- 以上
- 大分県管下豊后国速見郡向野村字山寺「津波戸山」
 - 長流寺末
 - 曹洞宗東派
 - 一 本尊 観世音菩薩
 - 一 由緒 不詳
 - 一 堂宇「本堂兼庫裏」 長六間 横四間 「四間 八間三尺」
 - 一 境内 三百六拾三坪 民有地第一種「持主」岩間壺天私有
 - 海蔵寺

- 一 信徒 三百人
- 一 管轄「大分県」庁迄 拾貳里
- 以上

大分県管下豊後国速見郡山浦村字飛松
(後筆)
 「小訂」

真宗本願寺派

- 一 本尊 阿弥陀如来
- 一 由緒 佐藤左衛門秀則三男・秀勝創建、年歴不詳、住僧了空開基、元禄十五年壬午閏八月十六日、本山本願寺ヨリ寺號被許
- 一 本堂 長五間「半三尺」 横五間
- 一 廊下 長貳間 横壹間
- 一 庫裡 長四間 横四間
- 一 厠 長壹間「三尺」 横貳間
- 一 鐘堂 長壹間半 横貳間 「三尺 一間三尺」
- 一 土蔵 長貳間 横四間
- 一 境内 四百四拾貳坪 民有地第一種持主佐藤了觀
- 一 境内仏堂一字

觀世音堂

- 一 本尊 觀世音
- 一 由緒 創建年歴不詳、元字浦篠ニ在リ、明治四年此地ニ移ス
- 一 檀徒 五百七拾貳人
- 一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里五合「十八町」
- 以上

大分県豊後国速見郡山浦村字境内

(後筆)
 「小訂」

真宗本願寺派

- 一 本尊 阿弥陀如来
- 一 由緒 祖先住僧教□開基、元禄十五年壬午閏八月十六日、本山本願寺ヨリ寺號被許
- 一 本堂 長四間三尺 横四間半「三尺」
- 一 路家 長貳間 横壹間
- 一 庫裡 長五間半 横三間半
- 一 厠 長一間「三尺」 横一間
- 一 境内 貳百五拾七坪 民有地第壹種「持主」御堂龍音
- 一 檀徒 百六拾貳人
- 一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里七合「二十五町」
- 以上

大分県管下豊後国速見郡吉野渡村字豊瑞寺
(後筆)
 「小訂」

禪曹洞宗

- 一 本尊 觀世音
- 一 由緒 天永年間知室和尚創建、寺号年歴不詳、宗裡門庵宗関和尚第三世法孫
- 一 本堂 長四間 横六間半「三尺」
- 一 庫裡 長五間半「三尺」 横四間「五間三尺」 「門 五尺 一間貳尺」
- 一 境内 貳百九拾七坪 官有地第四種
- 一 境内仏堂一字

觀世音堂

本尊 觀世音

總本山本願寺末
 願教寺

小本山長流寺末
 豊瑞寺

由緒 不詳
建物「堂宇」 長四間 横四間

一 境外所有地

一 耕地 田四畝貳拾四步 吉野渡村字代

地価 金貳拾円貳拾七錢八厘

一 同 壹畝九步 同村字荒堀

地価 金五円四拾八錢七厘

一 同 壹畝貳拾壹步 同村字同所

地価 金四円三拾貳錢九厘

一 同 四畝貳拾壹步 同村字山ノ田

地価 金三円六拾八錢壹厘

一 同 三畝九步 同村字上池ノ前

地価 金貳拾三円九拾貳錢五厘

一 耕地 畑三畝拾五步 同村字上ノ平

地価 金三円七錢八厘

一 同 三畝步 同村字寺ノウエ

地価 金四円三拾九錢七厘

一 同 貳畝拾五步 同村字ハカトウ

地価 金壹円八拾四錢七厘

一 同 五畝三步 同村字イテノワキ

地価 金三円五拾四錢七厘

一 同 四畝貳拾四步 同村字浦田平

地価 金三円五拾壹錢八厘

一 山林 六畝拾八步 同村字同所

地価 金六拾八錢

一 萱場 壹畝拾貳步 同村字荒堀

地価 金三錢八厘

一 檀徒 百九拾壹人

一 管轄「大分県」庁迄 拾壹里

大分県豊後国速見郡吉野渡村字前堂

小本山長流寺末

安国寺

禪曹洞宗

一 本尊 地藏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長五間 横六間

一 境内 三拾五坪 官有地第四種

一 信徒 五拾五人

一 管轄「大分県」庁迄 拾里五合「十八町」

以上

大分県管下豊後国速見郡内河野村字鶴成

〔後筆〕
「明治十八年一月訂正許可」

小本寺松屋寺末

東光寺

禪曹洞宗

一 本尊 薬師仏

一 由緒 不詳

一 堂宇 長拾間 横四間

一 境内 貳百五拾七坪 民有地一種持主鶴成祐法外、五拾八人共有地

一 境内仏堂壹宇

観音堂

本尊 観音仏

由緒 不詳

建物「堂宇」 長二間 横壹間半「三尺」

一 境外所有地

耕地 四反貳畝三步 内河野村字鶴成

地価 金百五拾八円貳拾九錢

山林 老反七畝拾貳步 内河野村字鶴成
地価 金壹円九拾三銭

- 一 檀徒 五拾八人
 - 一 管轄「大分県」庁迄 九里拾壹町
- 以上

大分県管下豊後国速見郡内河野村字巢有
(後筆)
「明治十八年一月訂正許可」
小本寺松屋寺末
善満寺
禪宗曹洞宗

- 一 本尊 勸音仏
 - 一 由緒 不詳
 - 一 堂宇 長九間 横四間
 - 一 境内 貳百拾五坪 民有地一種 「持主」瞿曇孝運外、百五拾壹人共有地
 - 一 境外所有地
 - 耕地 五反八畝歩 内河野村字下後
 - 地価 金貳百八拾三円四拾壹銭
 - 山林 五反歩 内河野村下後
 - 地価 金五円拾三銭
 - 一 檀徒 百三拾壹人
 - 一 管轄「大分県」庁迄 九里拾町
- 以上

大分県管下豊後国速見郡内河野村字田中
「明治十八年八月訂正許可」
本山西本願寺末
真宗西本願寺派
專教寺

- 一 本尊 阿弥陀仏
- 一 由緒 不詳
- 一 堂宇 長六間 横五間

一 境内 三百四拾四坪 「内百三拾貳坪民有地第一種 内二百拾貳坪民有地第一種 持主杉本因順私有地」

- 一 檀徒 八拾七人
 - 一 管轄「大分県」庁迄 九里拾三町
- 以上

大分県管下豊後国速見郡内河野村字小谷
(後筆)
「明治十八年一月訂正許可」
本山東本願寺末
法照寺
真宗東本願寺派

- 一 本尊 阿弥陀仏
 - 一 由緒 開基阿部道久、慶長十七壬子年七月十九日、本願寺第十二世教如法主二掃依シ僧トナル、是ヨリ先キ、道久故アリテ旧藩主日出木下延俊之命ニヨリ、一字ヲ創立ス時ニ該、法主ヨリ本尊及ヒ寺號ヲ賜ト云
 - 一 堂宇 豎十四間 横十四間
 - 一 経蔵 豎壹間半「三尺」 横壹間半「三尺」
 - 一 旧板御堂 長七間 横二間半
 - 一 庫裏 長拾三間半 横四間半
 - 一 境内 千六拾三坪 民有地一種 「持主」阿部間海私有地
 - 一 檀徒 千七百貳拾八人
 - 一 管轄「大分県」庁迄 九里拾五町
- 以上

4 楠池紀念之履歷書

○楠池土地改良區藏

- 一 本書三冊ヲ製シ、三人ノ總代ニ於テ各卷冊宛ヲ保管スルモノトス
- 一 主要ナル出来事ハ其古時ノ池下總代ニ於テ必ず記録スヘキモノトス

立石町大字立石總代保管

大分県豊後国速見郡吉野渡村楠池紀念履歷書

第一件

天明五年以前、維持方ハ藩政ノ為ス處ニシテ書類ハ領主木下候手元保管ナル者ナリ

第二件

立石領山浦楠原楠池土手水穴有之二付、土手幅拾三間半、土手ノ内ノ方長拾間、土手外ノ方ニ鋪樋西ノ方壱間、東ノ方長七間、土手辻ヨリ三間堀替詰来者也

自天明六年丙午歲二月廿三日

主四月・六月雨天ヲ除、成就日數二十三日也

郡代 糸長清兵衛

夫人支配人

都甲友右衛門

都甲仲八

梅田左源治

市丸十左衛門

下役 秋吉儀左衛門

上村庄屋 綾部平八

下村庄屋 富部忠兵衛

第三件

立石領東山浦村楠原楠池土手内築長貳拾間、幅九尺、土手辻ヨリ深貳間築替、波除石垣長拾七間、高九尺、新ニ出来建樋仕替、鋪樋木ノ分口貳間仕替ル者ナリ

自寛政六年甲寅歲二月朔日始メ

至三月十七日成就、雨天ヲ除ク日數二十六日也

郡代 野口広右衛門

支配人

都甲仲八

一丸十左衛門

田中忠兵衛

下役 秋吉宗右衛門

下役 後藤与平

上村庄屋 綾部藤四郎

下村庄屋 富部甚之丞

楠原弁指 卯右衛門

鳥之江弁指 伝左衛門

吉野渡弁指 太左衛門

第四件

立石領大池波除石垣、波除高五尺、長貳拾七間有之取除、高サ同間平均長サ三拾間築出、土手ノ内、右同數厚サ壱間築キ増シ、并ニ荒手ノ鋪樋ヲ仕替、内外石垣ヲ積ミ替者也

文化三丙寅歲二月廿五日ヨリ始メ三月廿三日迄、雨天ヲ除ク外日數拾三日成就

庄屋楠原 弥十郎

右、第五件迄ハ領主受持、領内ノ百姓ヨリ夫米・人夫共相勤モノナリ

郡代 都甲仲八郎

下役 河野藤右衛門

下役 平松甚平

上村庄屋 綾部直吉

下村庄屋 富部租之丞

吉野渡弁指 太左衛門

楠原弁指 利左衛門

鳥之江弁指 新兵衛

楠池二係ル池成

一 田反別六反七畝廿四歩

高七石四斗貳舛

物成米貳石六斗八舛三合貳夕

口米八舛五勺

雜米貳斗壹合八勺

合貳石九斗六舛五合五勺

納辻

但シ安政四年丁巳歲ヨリ御貸地新地成手形米トシテ米八石九斗三舛五

合、本行池床敷キ下作定入レ同前、御決議ニ付御貸附地及ヒ租稅并ニ地

主へ得米共打混シ、徒來年々御遣イ米トナル

差引米五石九斗六舛九合五勺

但、地主へ得米ナリ

第五件

楠池土手揚ケ略記

安政四年巳三月十八日朝ヨリ始メ、土手波除石垣并ニ内築共根台ヨリ仕替、

外土手三間出シ、石垣八尺積ミ、夫ヨリ築立テ、古土手ニ高サ三尺五寸ヲ加

エ、水受ケ同寸ノ増ナリ、古荒手ノ跡ニ石垣拾間、木九尺ノ新二樋ヲ据エ、

東ノ山ニ新ニ荒手ヲ切り、人夫參千八百余人、全五月十四日ニ成就ス

右御貸地ノ分

朝廷ヨリ御布令ノ筋、尚又四日市御庁へ御懸越ノ通り代米ノ義、当轄高内引

ノ計徒來御遣シ米ノ内ヨリ差引ノ如ク此成ニ候間、相殘ル分ハ地主得米トシ

テ至急御達シ可相成候間、此段御懸合候也

外ニ立石領内ノ分

一 田反別壹反歩

地主 野地久平

此代米トシテ御蔵米三石也

買上

一 田反別壹反貳畝歩

地主 野地大平

同上同所三石六斗

買上

右之地代トシテ総池下地主ヨリ壹反歩ニ付金貳拾五錢宛割出シ候事

第六件

御維新トナリ総テ楠池二係、諸普請費ハ池下地主ヨリ引受割出スモノニ決定ス、

郡代 都甲仲八郎

下役 河野藤右衛門

下役 平松甚平

上村庄屋 綾部直吉

下村庄屋 富部租之丞

吉野渡弁指 太左衛門

楠原弁指 利左衛門

鳥之江弁指 新兵衛

楠池二係ル池成

一 田反別六反七畝廿四歩

高七石四斗貳舛

物成米貳石六斗八舛三合貳夕

口米八舛五勺

雜米貳斗壹合八勺

合貳石九斗六舛五合五勺

納辻

但シ安政四年丁巳歲ヨリ御貸地新地成手形米トシテ米八石九斗三舛五

合、本行池床敷キ下作定入レ同前、御決議ニ付御貸附地及ヒ租稅并ニ地

主へ得米共打混シ、徒來年々御遣イ米トナル

差引米五石九斗六舛九合五勺

但、地主へ得米ナリ

右御貸地ノ分

朝廷ヨリ御布令ノ筋、尚又四日市御庁へ御懸越ノ通り代米ノ義、当轄高内引

ノ計徒來御遣シ米ノ内ヨリ差引ノ如ク此成ニ候間、相殘ル分ハ地主得米トシ

テ至急御達シ可相成候間、此段御懸合候也

外ニ立石領内ノ分

一 田反別壹反歩

地主 野地久平

此代米トシテ御蔵米三石也

買上

一 田反別壹反貳畝歩

地主 野地大平

同上同所三石六斗

買上

右之地代トシテ総池下地主ヨリ壹反歩ニ付金貳拾五錢宛割出シ候事

第六件

御維新トナリ総テ楠池二係、諸普請費ハ池下地主ヨリ引受割出スモノニ決定ス、

本掟建樋仕替、池ノ方土手厚三尺築替、長六間築、荒手ノ建樋敷樋モ仕替、土手厚サ老間、長サ三間築替ルモノナリ、遣込金内貳拾円七拾三錢壹厘官費被下、残金ハ総テ池下総地主ヨリ負担ス、此割老反歩二六錢壹厘七毛
明治十二年三月廿日ヨリ始メ、全年四月五日成就、日數拾五日間

池下総代

- 下村 都甲善右衛門
- 立石村 伊東万次郎
- 山浦・吉野渡 豊田要三郎

第七件

荒手ノ建樋仕替遣込金
金拾円貳拾八錢六厘
総テ仕払高ハ鮎代ヲ以仕払候事
明治十七年三月成功

池下総代

- 下村 毛井卯三郎
- 同上立石村 綾部兎覚
- 同山浦・吉野渡村 豊田要三郎

第八件

本掟建替・建樋長サ荒取貳間廻リ老丈、笠木モ同寸尺ナリ、拍木・貫木凡貳間以上、
遣込金額三拾四円七錢五厘
仕払方ハ地主ヨリ割出モノナリ
明治二十一年八月成就

池下総代

- 下村 毛井敦太郎
- 同上立石村 綾部兎覚

第九件

荒手建樋仕替長サ九尺廻リ、八尺以上
此遣金九円七拾三錢九厘
但、鮎代ヲ以仕払
明治二十四年九月成就

池下総代

- 立石 綾部又右衛門
- 下村 毛井卯三郎
- 山浦 豊田要三郎

第十件

明治二十六年七月ニ池下反別台帳新製ス、此紙代・書料九円拾八錢ニテ各三冊新製ス
但、鮎代ヲ以仕払
右引受主任

- 下村 毛井卯三郎
- 立石 古庄慶三郎
- 山浦 豊田要三郎

第十一件

明治二十七年七月ヨリ地主会評議員ヲ設定ス、尤各老字ニ付六名宛、山浦・吉野渡ヲ老字トシ、立石・下ヲ貳字トシ、合計拾八名ノ評議員ヲ置ク、小事ハ総代ノ適宜タルベシ、
大事ハ評議會ヲ開キ、其評決ヲ以執行スルモノトス
但、評議員ノ手当ハ鮎代ヨリ仕払ベキ者トス
(別筆)

因ニ評議員ヲ設定シタルハ、明治貳拾七年ニ於テ大字下全部ノ池下ト門田井堰掛ト水利上ノ争起リ、終ニ裁判沙汰トナリタル始末ナリシ故、惣代人ノ專決ヲ^(ママ)廣シ、評議員会ノ決定ニ惣テノ事務ヲ付スルコト、スベク、当時ノ惣代豊田要三郎・古庄慶三郎・毛井敷太郎協議ノ上、組織シタルモノナリ、惣代其責任ヲ評議員ニ頒タント欲スルモノナリト雖モ又時代ノ要求ナリト謂フベシ

池下総代

下村 糸長銀三郎

立石 児玉成人

山浦 豊田要三郎

第拾貳件

楠池荒手掟、是迄松木ヲ用ヒシ處、今後決議ノ上石樋ニ改正ス、石場ハ字見徳ノ石ヲ用ユ丸形差渡、貳尺ニテ中穴壹尺余リ、角穴ニテ長サ八尺余リ製造シ建ル者也

此費額金三拾七円九拾五錢壹厘

但、鮒代ニテ仕払

明治三拾年五月ヨリ

同拾壹月迄成功

池下総代

下村 糸長銀三郎

立石 胡麻鶴慶吉

山浦 豊田要三郎

第拾三件

楠池荒手掟ノ脇、少々危有ノ穴アル處ヲ發見致シ、依テ堀除ケ見ルニ何方トモ相不明ニ付、不止得掟ノ處、尚堀割リ見ルニ敷樋ハ朽レ、更ニ水浅不見然ルニ少々ツ、堀割リ全ク悉皆堀除ル事ニナリタリ、深サ貳間半、長サ四間横切り、凡拾間程堀除ケ、新ニ口ヨリ敷樋ニ仕替タル者ナリ

此仕払金高貳百七拾四円五拾八錢七厘、是ヲ各反別ニ割当徴取スルニ巷反歩ニ付三拾八錢五厘宛、殘金ハ来ル明治三十五年建込ヘキ記念碑ノ費ニ用ユ

明治三十三年八月

第拾四件

記念碑

楠池元立石木下候所領、天明・文化年中復修、安政四今己(ママ)今己、郡代野口助之丞有深慮、諸侯増築爾来旱害無患、於茲其偉功為伝建碑、以為記念爾

裏面記

明治三十三年十二月

総代

豊田要三郎

児玉成人

糸長銀三郎

第拾五件

本錠ヨリ洩水甚シク、池守ニ命シ搜索スルニ、原因ハ本錠敷樋ノ上部ナル土手波打石樋ヨリ吸水ノ横様アル故、土手ニ破損ノ見込直ニ協議委員ノ決スル處、修繕ニ決ス、旧八月廿九日ヨリ着手、波打樋ヲ取除シニ、五寸径ノ水穴ヲ生シ、非常ニ吸水ノ形跡アル故、該水穴ニ依リ堀切シニ敷樋ノ石部ト木部トノ続中ニ浸入シ、敷樋口ニ流水スル事判明セリ、此時敷樋ノ間数ヲ見ルニ錠口ヨリ水通口迄拾四間内二間ハ木作、殘拾貳間石作也、木作ノ部貳間新調ニ仕替、長貳間廻リ、八尺ノ松木ニシテ中穴立六寸、横七寸ノ水通ヲ堀リ石敷樋ニ密着セシメ丁寧土手辻マテ築上波打石垣迄、更ニ仕替、其上本錠立樋ワク立共新調ニ仕替、旧八月十九日ヨリ旧九月三日迄、雨天ヲ除拾五日間、人夫百六拾四人、大工貳拾壹人、木挽拾八人、石工四人ヲ用シ成功セシ者也

工費金貳百四拾八円四拾錢

明治三十六年七月三日

池下総代

羽柴喜久丸

毛井数太郎

豊田雪太郎

規ヲ犯乱シ分崩之患ナキ様、明治九年第八月定約ヲ結ヒ益隣好ノ信義ヲ相交通スル為メ証表スルコト、左ノ如シ

第一条

十一小区山浦村・吉野渡村、十小区立石村・下村以上四ヶ村、監時ノ手数ヲナサズ、灌田ノ池水引用等ニ其ノ自由ヲ得、総テ該池ノ全權ヲ有スル者トス

第二条

十一小区内河野村、九小区倉成村ハ第一条ノ村々ト其ノ製ヲ異ニシ、大旱ニ及ヒ受持ノ井堰減水シ灌田ニ乏シキトキハ所屬ノ区戸長工具状シ、池水降引ヲ請フヲ以テ法トス

第三条

第二条ノ景況ニヨリ池水降コト申出候節ハ所屬ノ区戸長直ニ十小区々戸長ヘ該旨ヲ報告スヘシ十小区々戸長ニ於テハ此報告ノ本日ヨリ三日間ノ内ニ無差支様繰合、何日ヨリ下流可

取斗由ヲ告知スルヲ例トナス

但シ本条ノ手数ヲナシ、下水申立候節ハ、第一条中村々と雖、之ヲ支据スルノ權ナシ

第四条

第三条ノ手数ヲナシ、十小区々戸長ヨリ下水定日ノ告知アラハ、内河野村関利ノ井堰監守タル者附添ヒ所管戸副長ノ内老名宛水源ノ堤頭ヘ出張シ立合ニテ次第該地ヨリ以下下村地内字豆田井堰以上浴川ノ井堰ハ悉皆従前ノ標示ニ照会シ鍬決シ下水スルヲ法トス、然レトモ門田ノ一堰ハ此限ニ非ス

但、本条□查決水ノ後チハ源水払底迄テ每井堰共ニ右鍬決ノケ所一切支据スル事ヲ禁ス、双方ヨリ水事ノ監守タル者旧規ノ如ク立会ノ上見廻リヲナシ犯者アラハ所屬ノ管吏ヘ申立取札ヲ受クベシ

第拾六件

楠池本掟ノ尻大破損ニ付キ、長サ七間、横三間程深サ平均壹間半堀除ケ見ルニ本掟ノ敷樋ニ凡ソ九尺以上ノ穴アリ故ニ深サ四間、入り三間、横四間堀除ケ、樋通り壹丈貳尺余新ニ敷樋ヲ仕替、裏方ノ水道ノ石垣積直シ、水道ノ蓋石厚サ壹尺以上ノ蓋石新ニ仕替ル者也

此費額金貳百七拾余円

是ヲ総反別ニ割当徴収ス、壹反歩ニ付金三拾三錢当リ

明治三十八年一月ヨリ、全十一月

池下総代

山浦

立石

下村

豊田要三郎

羽柴喜久丸

毛井数太郎

△一丁白紙▽

立石山香約定書

第二大区十一小区吉野渡村字楠原溜池、其ノ用水ヤ同小区山浦村・吉野渡村・内河野村、三ヶ村二十小区立石村・下村ト九小区倉成村ニテ都合六ヶ村ナリ、右村々各水利ヲ固有スルト雖、其ノ引用ニ區別慣行アリ、其概旨ハ今般県庁ニ納ムル用水懸リ反別取調帳記載スルトモ今又夕其區別ノ慣行ヲ明細シ、永ク成

第五條

第三條・第四條ノ手數ヲナシ下水ノ義ハ古例ニヨリ一ケ年ニ貳度以内ノ抜錠下水スヘシ

第六條

倉成村・内河野村兩村共、右池敷貢租ノ内用水ノ反別ニ割合従前弁米致セシモ去ル明治三年ヨリ免除ノ地ト相成ルニ付キ、爾後修理等之有節ハ水利ノ差等區別に根基シ公論ノ上割合セ費用高其幾分ヲ出費シ義務ナスベシ
右之條款各村々共熟議証表ヲナシ取換置キ、永世継護ノ基礎ヲ備ヘ確守スル為メ連印候處如件

明治九年八月廿七日

第二大区十一小区山浦村

水掛総代 豊田 仁作

同 同 豊田 要三郎

同 同 阿部 光太郎

同 同 志手 寛吉

同 同 志手 寛吉

第二大区十小区立石村

水掛総代 岩尾 治平

下村 同上 都甲 善左衛門

右戸長 吉井 平八郎

同 同 坂部 達

第二大区十一小区内河野村

水掛総代 岩尾 伝治

同 同 毛井 哲三郎

同 同 小野 応吉

同 同 志手 寛吉

同第区第九小区倉成村

(以下、別筆)

明治三十九年楠池荒手山国有林(山浦村大字吉野渡字楠原千四百貳拾番国有林、実面積貳町参反五畝廿四步) 払下ヲ出願シ、明治四十一年四月廿二日許可セラ、此払下代金貳百参拾四円拾錢ニシテ、明治四十二年二月四日權利移転ノ登記ヲ了シタリ

山浦 池下惣代 豊田雪太郎

立石 全上 古庄慶三郎

下 全上 毛井数太郎

右払下代金ヲ明治四十二年九月池下反別ニ賦課徴収ス、但シ毛上代金ヲ引去リタル殘金高ナリ

明治四十二年七月払下国有林毛上(松木) 全部ヲ代金百七拾五円拾七錢ニテ売却シ、払受代金ノ内ニ返済セリ

本件ニ関スル書類ハ山浦総代之ヲ保管ス

明治四拾貳年度ニ於テ池掛反別台帳ヲ改製シタリ、之レハ鉄道敷地成又ハ山浦村立石町間道路改築ノ為メ著シキ帳簿ノ錯雜ヲ来シタル故ナリ

山浦 惣代 豊田雪太郎

立石 惣代 古庄慶三郎

下 惣代 毛井数太郎

第拾七件

一 元本錠松木ノ建樋漸ク八年ヲ経テ破損シ、更正ノ必要ニ責リシモ、最寄ニ適当ノ材料ナキト、且毎短期ノ更正費額トテ対照シ、評議ノ結果保存ノ永久ヲ謀

り、終ニ備後徳山御影石材ヲ以テ左記仕用ニ依リテ竣功セリ

一 建樋貳尺貳寸角ノモノ五個ヲ以テ接続ス

一 水路経八寸 丸穴

一 錠経 六寸宛

一 敷樋壹丈貳尺

一 内、建樋ノ下五尺ハ貳尺五寸角水穴八寸角

一 旧樋口へ接続迄七尺ハ壹尺六寸角水穴ハ同上

一 地盤堀貳間角深サ約八尺ニテ岩ニ付貳才以上ノ天然石ヲ堅結メ、其間練リコ

一 シクリ、堅メヲ以テ地盤ヲ成ス

一 突張石、長八尺ニシテ八寸角三本ヲ用ス

一 人夫貳百四拾八人七合

一 内、土工四人 石工十人

一 工事日数 晴天拾四日

一 但、明治四十四年十二月十二日起工、同四十五年一月十一日成功

一 該工事ノ築作ハ鉄道工事仕用法ヲ応用ス

一 工費金額五百六円五拾七錢六厘

一 明治四十五年七月十一日

一 物代 豊田雪太郎

一 兎玉成人

一 毛井教太郎

一 楠溜池普通水利組合設置ノ件

一 目的

一 明治四十一年四月廿三日、楠池荒手国有林(山浦村大字吉野渡字楠原千四百

廿番国有林、実面積貳町参反五畝廿四歩)ノ払下ケ許可、払下代金貳百参拾

四円拾錢ニテ買受ケタルモ、水利組合設置無之處、其当時ノ総代・評議員貳

拾貳名ノ個人持ニ登記申請セリ、依テ将来甚迷惑スル事有之ニ付、是ヲ池持

ニ登記申請スル事

一 時勢ノ進運ニ従也、総テ楠池ニ関スル諸費用課出徴収ニ甚タ困難ヲ生シ為水

利組合法規ノ基拠ルノ外無之、依テ水利組合ヲ申請シタリ

右条件ニ付、大正二年六月一日評議員ノ決議ヲ以テ、其筋ニ申請シタルニ、

全年十二月十八日ヲ以テ立石町長豊田直人管理者任命有之、依テ楠溜池普通

水利組合成立ス

大正三年一月五日

山浦総代 豊田佐十

立石全 胡麻鶴慶吉

下全 都甲虎八

(ペン文字)

一 大正参年壹月五日、前総代豊田佐十・胡麻鶴慶吉・都甲虎八ヨリ本務諸帳簿

一切ノ引継ヲ受ケルナリ

一 大正参年一月三十日、組合会議員選挙執行

左記九名当選セリ

山浦 第一区 豊田雪太郎 豊田安平 豊田十郎

立石 第二区 伊東万弥 胡麻鶴慶吉 河野周吉

下 第三区 都甲猿松 甲斐万作 甲斐嘉市

一 大正参年貳月十七日

一 大正貳年度・大正参年度歳入出予算会ヲ仮議場五徳寺ニ「」

一 大正参年五月十五日左記ノ通り任命

命池守 井上 伝吉

命水引 井上 市吉 井関 善太

一 大正参年七月十五日

字楠原一四五〇

山林二三三二四歩

右山林水利組合へ譲与、登記申請済

△以下、白紙▽



写真 150 楠池と石碑（画面左に見える2つの石碑の背後に江戸時代の石碑がある。）

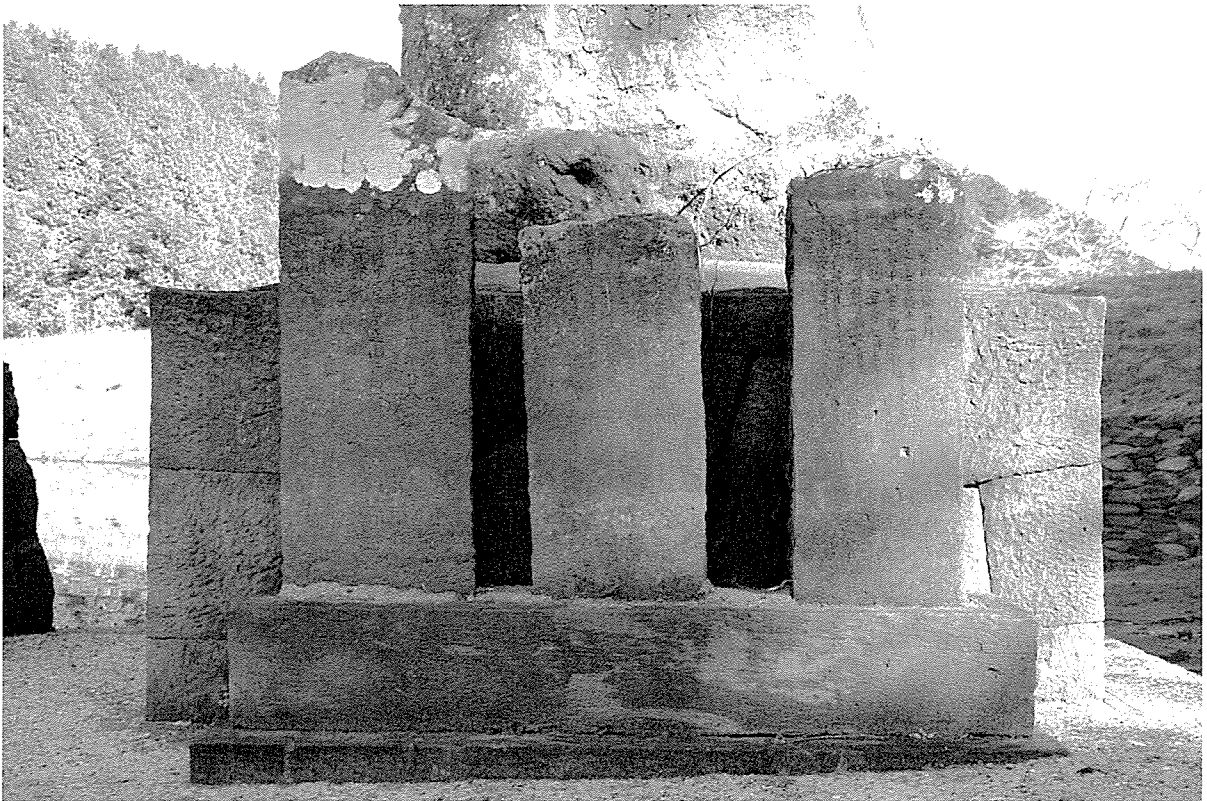


写真 151 楠池の石碑

5 金石文資料―楠池に関する江戸時代の石碑―

前掲写真151の向かって右から、便宜上石碑1～3と名付ける。各々の銘文は左の通りである。

△石碑1▽

1段目

立石領東山浦楠原村池土手水穴有之候土手幅十三間半、土手内之方長サ十間
土手外之方ニ鋪樋西之方十間、東之方長サ七間、土手辻ヨリ深サ三間堀替詰
来者也

天明六丙午歳二月廿三日ヨリ始四月十六日迄成就雨天相除日数二十三日也

2段目

郡代 糸長清兵衛

夫人支配 都甲友左衛門

都甲仲六

梅田左源治

市九十右衛門

下役 秋吉儀右衛門

3段目

上村庄屋 綾部平八

下村庄屋 富部忠兵衛

楠原弁指 利右衛門

鳥之江弁指 徳左衛門

吉之渡弁指 太郎右衛門

△石碑2▽

1段目

「 山浦大池坡除石□、 「 尺、長サ十七間有、 「 平
均貳間長サ三十間、新出来土手内右間数 厚サ一間□□敷樋仕替内外石垣積
替二月廿五日迄三月廿一日迄雨天除日数十□日成就

「 三丙寅三月成就日

2段目

郡代 都甲仲八郎

〔^左〕人支配 綾部四郎兵衛

下役 酒井□左衛門

同 手嶋甚平

3段目

上村庄屋 綾部直吉

下村庄屋 富部□之□

吉野渡弁指 太右衛門

楠原弁指 利左衛門

鳥之江弁指 新兵衛

△石碑3▽

楠原池土手揚略記

安政四巳三月十八日相始内土手波除古石垣□内築此根基ヨリ築替外土手三間出□
石垣八尺積夫ヨリ築立古土手ニ高サ三尺五寸加ル水受同寸之増ニ成古荒手之跡ニ
石十間木九尺之新樋ヲ居□東之山ニ新ニ荒手ヲ切夫三千百余人五月十四日成就

郡代 野口助之丞

支配人

下口

庄ヤ

出役 同

後藤八衛

井尻左伸

井上房吉

代平

同助役 都甲要人

普請所

〔 〕

〔 〕

富部行平

〔 〕

〔 〕

IV 絵図・写真資料

ここでは、江戸時代の山香郷域の様子を描いた絵図や明治時代の地籍図および馬上金山などを撮影した写真資料を収載した。いずれも、山香郷域の景観を視覚的に知ることができるもので重要である。

1 木下伊賀守領絵図

江戸時代の山香郷は、現在の杵築市山香町大字立石・下・山浦・吉野渡が立石領主木下氏、それ以外は日出城主木下氏の所領であった。このうち、日出城主木下氏の所領を描いた絵図(個人蔵)が、後に掲げた絵図である(写真153)。図中に「木下伊賀守領分豊後国速見郡之内絵図高式万五千石山海田畠道河并他領堺色分并道法間数書付候事」とあり、右上部が欠損している。料紙は二紙を継ぎ、法量は縦九四二cm、横一〇二三cmをはかる。もとは折りたたんだ状態で保管されていたといい、近年掛幅装にしたという。

本図は、既に『日出町誌』(一九八六年刊行)で「日出藩古図」として紹介されたものと同内容のものである。しかし、後述する各村の村高などに異なるがあること、近世山香郷域の村々の概況を知ることができることから、改めてここに紹介するものである。

この絵図の下部には、朱書で本図の凡例が記されている。以下に、全文を翻刻しておきたい(史料本文中の／は改行を示す)。

木下伊賀守領分豊後国速見郡之内絵図高式万五千石山海田畠道河并他領堺色分并道法間数書 付候事

- 一 野山ハ 但、柴木山・竹山ハ絵様ニ印 草ノしる色
- 一 海 但、岩瀬并遠ヒカタ絵様ニ印 コヒアサキ色
- 一 田ハ 青ウス黒色
- 一 畠ハ 薄鳥子色

- 一 道ハ コヒ朱色
- 一 河ハ アサキ色
- 一 角白ハ 村方高付
- 一 丸白ハ 庄屋
- 一 堂宮寺番所ハ 家躰有
- 一 小笠原壱岐守領分堺 紫色筋
- 一 松平市正領分堺 香色筋
- 一 木下縫殿助領分堺 コヒ黒色筋
- 一 小笠原信濃守領分堺 茶色筋
- 一 松平将監領分堺 藤色筋
- 一 久留島丹波守領分堺 黄色筋
- 一 豊後・豊前之大堺 朱星二印ス
- 一 道法并惣廻り六寸壱里之事
- 一 日出ノ城ヨリ他領堺目迄之道之間数所、二印ス

図中の記載についてみていくと、村ごとに、村名と村高、「日損所」といった耕地の状況、そして庄屋名が記される(後掲の表4参照)。道は赤色で示されており、道法などが注記されている。なお、各村ごとに代表的な寺社や堂宇も描かれている。

次に、他領との境界については、凡例にあるように、異なる城主ごとに境界線の色を変えて表現している。そして、異なる領地ごとに境界の基点となる所を明記し、道法などを記す。この他、木下伊賀守の領地の境界上にある基本となるポイント(地名が記されている(写真153では基本となるポイントの地名を示した))。また、海に関しては、岩礁の位置や入江の様子などを記している。

このようにみると、本図は木下伊賀守領の概況を描いたもので、他領との境界は詳しく記そうとする意図はあるものの、領国内部の各村の境界や土地利用などについては明確でない。そのなかで、山野に関しては凡例に「柴木山・竹山ハ絵様ニ印ス」とあるように柴山と竹山が描き分けられている。本図には、写真113に

示したとおり多くの文字情報があるが、このような図中の文字情報のうち、境界に関する情報について境界上のポイント以外の注記は、以下のとおりである。

— 図中の註記 —

- A 味噌桶峠 味噌桶峠ヨリ雲ヶ嶽迄、此茶色ノ筋、小笠原信濃守領分堺
- B 成水 成水ヨリ味噌桶峠迄、此香色ノ筋、松平市正領分堺
- C 小手吹渡 小手吹ヨリ成水迄、此茶色ノ筋、小笠原信濃守領分堺
- D 南北二有之、朱星ノ間、豊後・豊前之大堺（南の朱星がD、北の朱星は雲ヶ嶽にある）
- E ろうが谷 此往還日出城ヨリ申西当テ松平市正領分堺ろうが谷迄三里五町三拾六間
- F 大石 大石・小手吹渡り迄、此香色之筋、松平市正領分堺
- G 花たな 花たな・大石迄、此黄色ノ筋、久留島丹波守領分堺
- H 此往還豊後ヨリ豊前へ越道、耆里拾五町貳拾四間
- I いたの元 いたの元・花たなまで、此ふぢ色ノ筋、松平将監領分堺
- J 此往還日出城ヨリ丑寅二当り小笠原耆岐守領分堺八坂村まで貳里
- K 穴井ヶはなより大岩迄、此紫色ノ筋小笠原耆岐守領分堺
- L 此往還豊後ヨリ豊前江越道、三里貳拾貳町
- M 犬岩 犬岩より三本松迄、此香色ノ筋、松平市正領分堺
- N 三本松 三本松ヨリ雲ノ嶽迄、此こひすみ色筋、木下縫殿助領分堺
- O 三ツ石 此細山道日出城ヨリ亥子ニ当り、木下縫殿助境三ツ石迄貳里三拾三間
- P 此岩瀬八町沖ニ有
- Q 此入江口広サ貳町七反、北へ三町、東江拾町、奥へ七町干かた船不入、江口ノ左右ニ岩瀬出テ絵様ニ印ス
- R 此はな岩瀬耆町出ル
- S 此岩瀬耆町沖ニ有
- T 此入江口広サ三町奥江六町

U 此岩瀬耆町沖ニ有
V 此入江干かた船不入

ところで、本図の作成年代に関しては、図中にも年号が記されていない。そこで、図中の記載をみると、堺を接する城主たちの名が記されている。以下で、こうした城主たちの履歴を簡単に述べておきたい。

- A 小笠原耆岐守：図中の東に記される。寛永九年（一六三二）〜正保二年（一六四五）に杵築城主であった。
- B 松平市正：図中の北東や北西に記される。正保二年に杵築城主になるが、それ以前は豊後高田に拠点があり、寛永二〇年（一六四三）に家督を継いでいる。
- C 木下縫殿助：図中の北に記される。日出初代城主木下延俊の子で、寛永一九年（一六四二）に延俊の遺領五〇〇石を得て、山香郷域の立石に陣屋をかまえた。ただし、所領に関わる朱印状が発行されたのは寛文四年（一六六四）のことであった。
- D 小笠原信濃守：図中の西に記される。寛永九年（一六三二）に中津城主となった。
- E 久留島丹波守：図中の南西に記される。慶長一七年（一六一二）に家督を継ぎ、明暦元年（一六五五）に没している。
- F 松平将監：図中の南西に記される。寛永一一年（一六三四）豊後国に亀川に入り、万治元年（一六五八）に府内城主となる。

こうした図中の城主の履歴などを参照すると、本図は杵築城主として小笠原耆岐守の名があることから、正保二年（一六四五）以前の状況を描いたものであることがまずわかる。そして、上限は木下縫殿助領分の成立、松平市正の家督相続からして、寛永二〇年（一六四二）とみられる。すると、図中の情報は寛永二〇年〜正保二年の情報を記したものであるが、本図の作成契機としては、木下縫殿助領の成立が大きな要因と推測される。

表4 木下伊賀守領分絵図に記載された村高など

村名	耕地状況	石高					庄屋名
		石	斗	升	合	夕	
八代村	日損所	179	9	0	5	9	惣左衛門
八坂村	日損がち	680	7	5	4	4	伊左衛門
八坂村	水田所	159	6	8	0	6	久太郎
大神村	日損悪所	1434	9	2	1	6	伝三郎
大神村	日損悪所	976	8	7	2	0	平兵衛
藤原村	水田所	1426	7	0	3	0	源左衛門
藤原村	水田がち	1296	4	9	3	5	新七
川崎村	日損所	1445	5	0	4	7	源助
仁王村	水田所	596	2	6	6	4	平右衛門
仁王村	日損所	952	7	5	4	0	又右衛門
辻間村	日損所	851	7	5	0	2	九兵衛
南畑村	日損悪所	583	0	8	7	8	治郎右衛門
南畑村	水田所	357	5	1	3	3	八郎左衛門
久木野尾村	水田悪所	1160	2	7	5	8	専右衛門○
日指村	水田がち	1575	5	8	8	0	専右衛門
大片平村	日損悪所	292	9	4	6	1	久左衛門○
広瀬村	水田所	1603	8	2	8	3	久左衛門○
小武村	日損悪所	1077	2	1	4	3	久左衛門○
倉成村	水田がち	862	6	7	9	0	久左衛門○
恒道村	水田所	1113	5	1	4	0	権兵衛○
西野原村	水田所	165	5	2	5	0	権兵衛
貫井村	水所	964	4	3	9	0	久左衛門
後川内村	日損所	644	1	8	8	7	五右衛門
後川内村	日損所	1409	7	8	6	3	九郎左衛門
鶴成村	日損所	374	3	6	6	7	権左衛門
山浦村	日損所	1733	3	4	6	0	九郎左衛門○

※庄屋名の人名の後にある○印は、兼帯庄屋であることを示す。

ただし、このことをもって直ちに本図の作成年代が一七世紀半ばとみなすことはできない。前述したように『日出町誌』に同様の絵図があること、あるいは本図では豊後森の久留島丹波守領分である頭成が描かれ、後に久留島領分を黄色の線で囲い直していること、各村の村名を記した短冊状の区画の上を道が通過していることなどから、寛永二〇年頃に作成された絵図の控もしくは写とみられる。残念ながら、本図は伝来過程を知ることができず、いかなる機能を有した絵図かを明らかにしえぬが、控もしくは写であるものの、一七世紀前半の木下伊

賀守領分の概況を描いた絵図として、彩色もよく残り、図中の情報も明確に知ることができるとも貴重である。

2 明治時代の地籍図

山香郷域のうち、杵築市山香町立石地区に関しては、明治一七年（一八八四）に始まる「地押調査」の成果であり、現在法務局などに「旧字図」や「旧図」等として所在する地籍図類以前のもものが伝わる。

大きく分けると二種類にわかれ、一つは明治五年の「壬申地券」で作成された
とみらえる絵図（以下、壬申絵図と呼ぶ）である。いま一つは、内務省所管の地
籍編成に伴って作成された絵図（以下、地籍絵図と呼ぶ）である。

まず、壬申絵図は大分県速見郡米子瀬村・山口村・六太郎村の三村の絵図が確
認され、いずれも大分県立歴史博物館が所蔵する。これらの絵図はいずれも「第
二大区十小区」村地引絵図」の表題があり、右に述べた村名は明治八年以前のの
のであることから、明治七年に始まる地租改正以前の絵図であることが確認でき
る。本報告書では、米子瀬村・山口村の絵図については、特に耕地地割も細かい
所が多いことから、付図としてより拡大する形で掲載した。

次に、地籍絵図であるが、これらも大分県立歴史博物館の所蔵である。立石村
の全村図と字限図、凡例からなる。このうち、全村図は字名も記されていること
などから、前述した米子瀬村の地引絵図と同様に、より拡大する形で付図として
収載した。

こうした立石村の絵図群については、凡例が注目される。写真152にあるように、
ここには地目ごとの配色や地図の縮尺などが記されている。これらを見ると、官
有地の記載に始まり、15の項目がたてられている。このうち、原野は秣場や芝地
も含んだものとされており、詳細な土地利用の様相を知ることが難しい面もある。
また、畦畔・道路・字界・郡界・村界については、濃墨などの記述はあるが線の
形態を示しており、神社・寺院・学校については別に記号が定められている。そ
して、ここでは色の配合が記述されているが、これは19世紀後半の彩色に関わる
興味深い記述といえよう。

ところで、ここでは地目ごとの配色に関わる記述の他に、枠囲みで以下のよう
な記述がみられる。

【資料2】

- 一 全村図ハ現地地巻間ヲ以テ曲尺巻厘ニ縮ス、即チ六千分ノ一ナリ
- 一 字限図ハ現地地巻間ヲ以テ曲尺巻歩ニ縮ス、即チ六百分ノ一ナリ
- 一 字限図中、左記ノ分ハ大部ニ附キ現地地巻間ヲ曲尺五厘ニ縮ス、即チ千二百

色		分		種目		科名及符号	
濃墨	濃墨	濃墨	濃墨	赤	中墨	淡墨	藍色
中墨	中墨	朱斑	赤	赤	中墨	淡墨	藍色
村界	郡界	字界	道路	即一筆界	畦畔	他村	水地
							堤塘
							墳墓地
							埋葬場
							原野
							山林
							宅地
							畑地
							田
							荒地
							官有地
							官有地

川溝溜池	土手敷	墳墓地	埋葬場	原野	秣場	芝地	萱場
------	-----	-----	-----	----	----	----	----

全村圖ハ現地地巻間ヲ以テ曲尺巻厘ニ縮ス、即チ六千分ノ一ナリ
字限圖ハ現地地巻間ヲ以テ曲尺巻歩ニ縮ス、即チ六百分ノ一ナリ
字限圖中五批ノ分ハ大部ニ附キ現地地巻間ヲ曲尺五厘ニ縮ス、即チ千二百分ノ一ナリ
大分県立歴史博物館蔵
調査員 明治十九年一月製圖協進
製圖人 大内 龍二

写真 152 凡例

分ノ一ナリ

十八番字中次郎 三十二番字鼻ヶ岳 三十三番字尾台 四十四番字鬼取
四十五番字峠 四十八番字骨峯 五十八番字諸白 六十四番字城山
六十七番字櫛屋ノ口

一 明治十八年六月ヨリ調査シ、明治十九年一月製図進達

豊後国速見郡立石村百六拾番地 平民

主任兼製図人 胡麻鶴 岩八(印)

同国同郡向野村百七拾六番地 平民

製図人 大内範二(印)

こうした記述から、立石村の地籍図には全村図と字限図があったことが改めて確認でき、調査は明治一八年(一八八五)六月から製作が始まり、翌年一月に地籍図が完成したこと、製図は胡麻鶴岩八と大内範二の二人が行ったことが知られる。製図の中心となった胡麻鶴岩八は、自由民権運動に参加し、立石鳳鳴社という結社を組織した人物である。晩年には、『豊後立石史談』(一九二三出版)も著しており、自由民権運動に身を投じた胡麻鶴が、地籍図作成に携わったことは、胡麻鶴の事跡を考える上でも興味深い。

ところで、付図として紹介した全村図には「一村限図 一字限図七拾六枚添」と画面右上にあり、ここに記された字数は、現在法務局等に所管されている「旧字図」の字数と異なる、あるいは、上で引用した「凡例」では明治一九年に一連の絵図群が完成しており、この時期は地押調査が開始されてまもない時期である。こうした点から、立石村に関する一群の絵図は前述した地押調査とは別の契機で作成された絵図とみられる。

すると、明治一九年に完成した、一連の立石村の絵図群は、何を契機に作成されたのであろう。契機としてあげられる事業が、内務省による地籍編成事業である。この事業については、現在の所大分県の実施状況も詳らかでない。ただし、佐藤甚次郎氏によれば、内務省による地籍編成は次のような特徴があるという。

- ① 官・民有地の土地全体に地籍を編成、それを明確に示すために作成された。
- ② 道路や堤防・水路の敷地などにも、改めて地番が付ることを原則とした。

③ 地籍番号は、地租改正の地番を使う。

④ 全村図と字限図が作成された。

⑤ 特に、町村境は隣接町村長の戸長や村民総代などの立会での丈量が強く指示された。

⑥ 地租改正地引絵図で脱漏した所を補訂し作成した県が多い

このような佐藤氏の指摘をふまえると、立石村に関する絵図群は、全村図と字限図が所在すること、現行の字名と異なること、全村図には隣接する村の戸長が署判していることは、一連の地籍図が地籍編成に伴って作成されたことを窺わせる。そして、凡例の冒頭が官有地であることは、地籍編成が官有地も含む事業であったことを意識したものとみられる。このような点から、明治一九年作成の立石村の絵図群は「地籍編成」に伴うものとみられる。

3 写真資料

ここには馬上金山に関する写真も収載した。馬上金山は、杵築市山香町大字下に所在した鉱山である(図1参照)。江戸時代から知られた鉱山であったが、地下水の湧出などにより、いわば不安定な鉱山であった。しかし、明治四三年(一九一〇)以後、成清博愛の再開発により日本有数の金山となった。成清家が経営にあたった大正一二年(一九二三)まで、馬上金山とその周辺の景観は写真におさめられた。また、大正一〇年に洋画家和田三造が金山の全景を詳細に表現した「刺繍屏風」を製作している。これらの視覚資料は、二〇世紀初頭の馬上金山とともに周辺の地域景観に関する、重要な歴史資料と目され、「馬上金山刺繍屏風」および馬上金山古写真類をここに収載した。

馬上金山に関する古写真資料からは、多くの「情報」を得ることができるが、ここでは二〇世紀初頭の山香郷域の景観という点について、若干触れておきたい。一つは、山の景観である。写真164・165等で確認できるが、馬上金山付近の山は、草と灌木が生える景観を呈する地が少なくない。もちろん、こうした景観は馬上金山への燃料供給によるため生まれた景観ということもできようが、馬上金山より北方の立石地区をのぞむ写真¹⁷³をみても、草と灌木が生える山がみられる。

すると、こうした山の景観は二〇世紀初頭の山香郷域の生活景観であったのだらう。ちなみに、写真164で画面左上の山の中腹にある集落は、山香町大字下の平原集落とみられるが、現在は写真164のように見通しがきかない。

二点目としては、川の景観である。川の様子を知ることができる古写真は決して多くないが、写真174は過去の川の様子を知ることができる写真の一つで、これは大正五年（一九一六）に亡くなった成清博愛の葬送行列の写真で、当時の国鉄立石駅から馬上金山に向かう行列の様子を写したものである。ここには当時の立石川―山香郷域を貫流する八坂川の上流部にあたる―とそこに設けられた井堰の姿を知ることができる。井堰は、石を積み上げたもので、河床はほぼ平面に近い様子がわかる。川と行列がすむ道との比高差はあまりないようにみられる。ちなみに、写真174の場所は、周辺の地形などから、山香町大字下の三島社付近で、井堰は河川整備で統合された下大木イゼとみられる。いずれにしても写真174は、二〇世紀初頭の川と井堰の様子を知る上で貴重である。

（櫻井成昭）

註

- (1) 『大分県史 近代篇Ⅰ』（大分県 一九八四年）でも、地籍編成事業については、ほとんど言及されていない。
- (2) 佐藤甚次郎『明治時代作成の地籍図』（古今書院、一九八六年）。
- (3) 馬上金山の古写真については、『写真帖 成清鉷業株式会社』（大正一〇年）などにまとめられている。



写真 153 木下伊賀守領絵図

※ 図中のアルファベットは 142 頁の註記に対応する



写真 154 日出城周辺

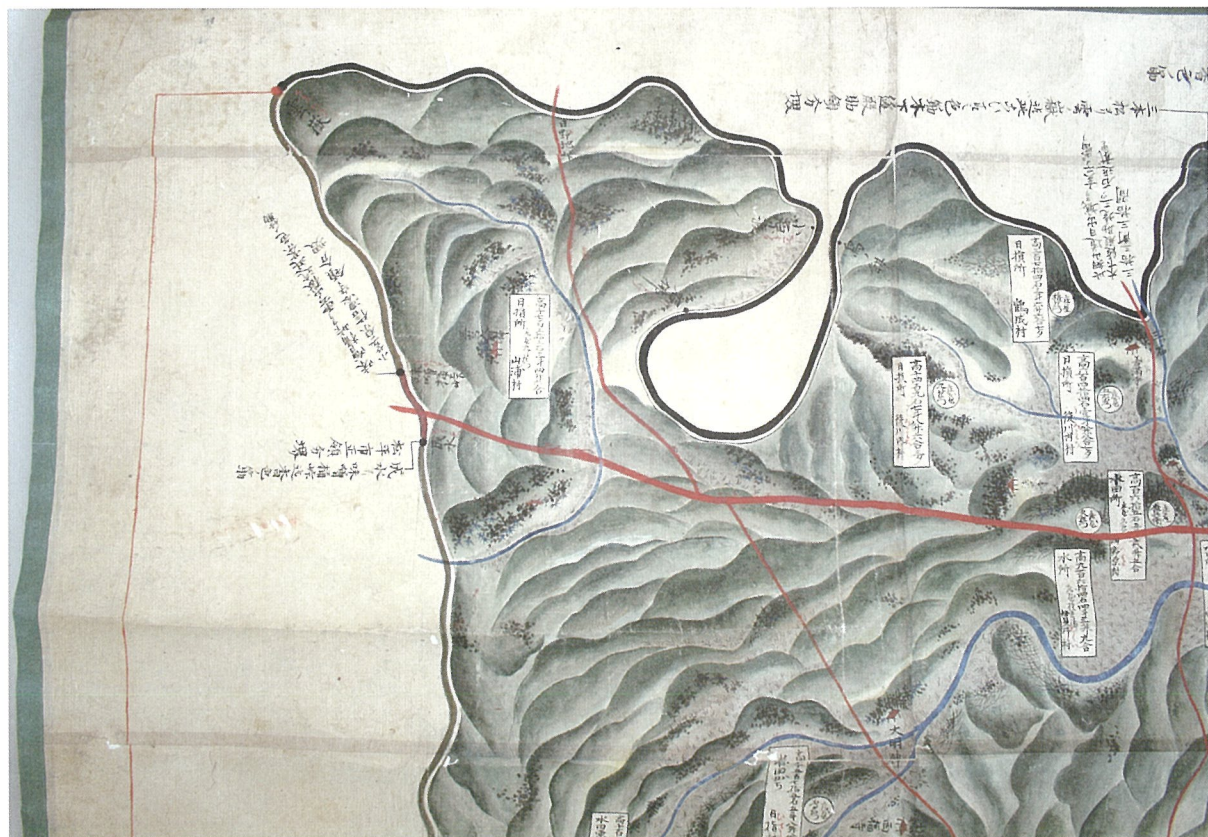


写真 155 豊前国境付近

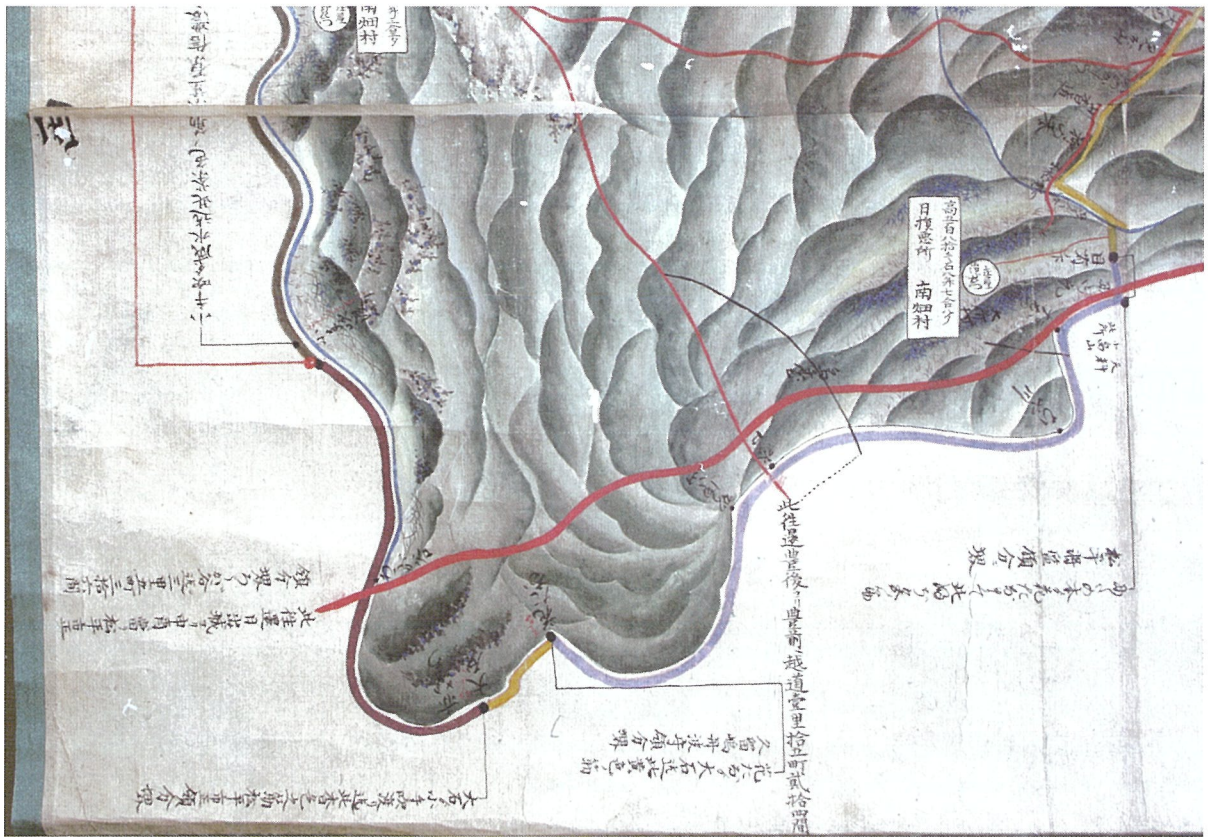


写真 156 南畑村周辺

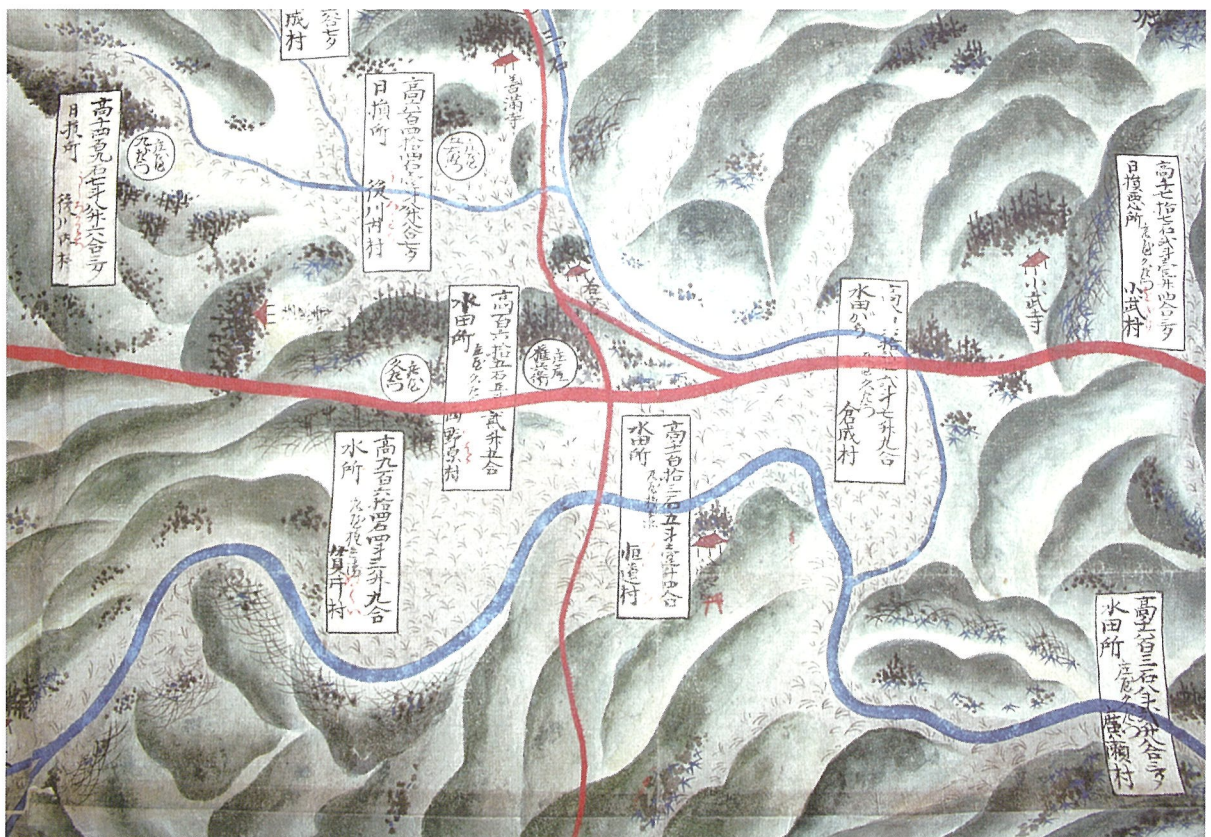


写真 157 絵図中の記載



写真 158 六太郎村地引絵図

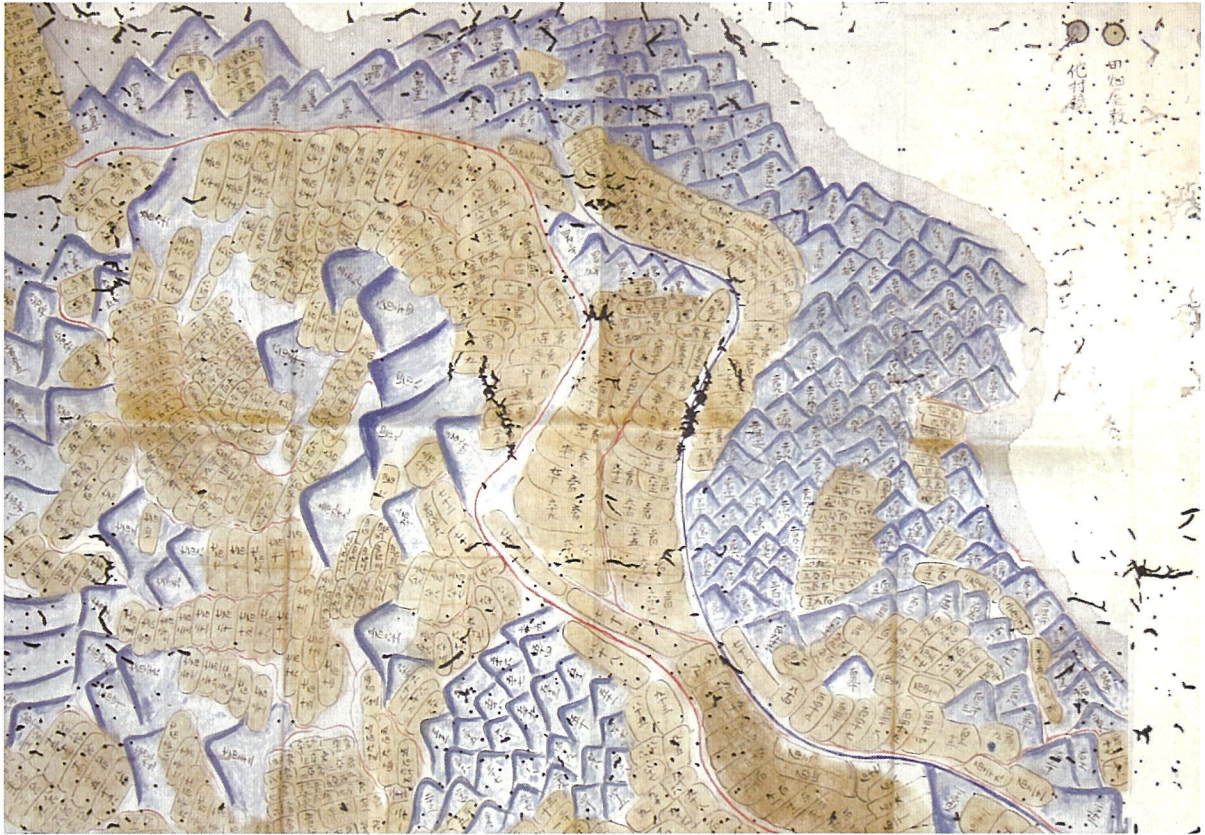


写真 159 凡例部分



写真 160 絵図中の耕地と山

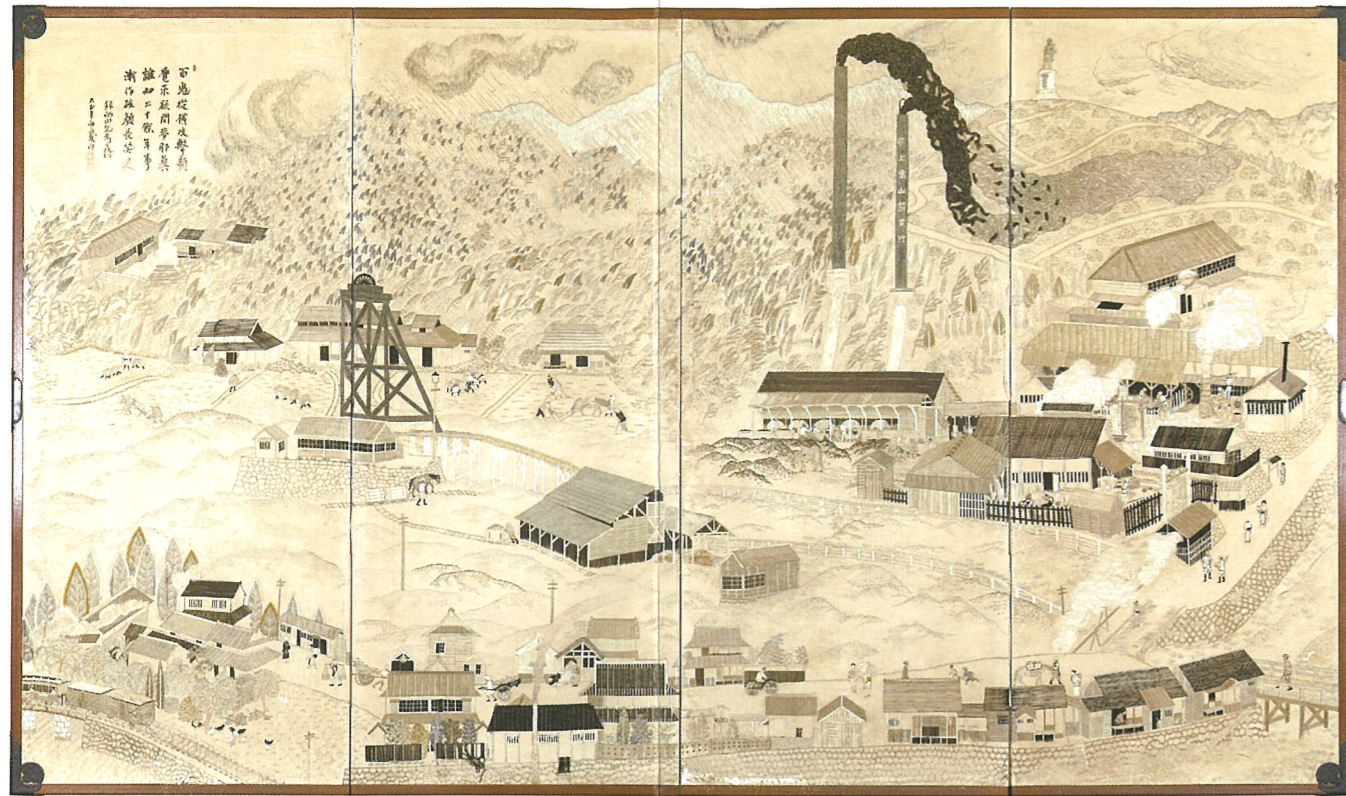
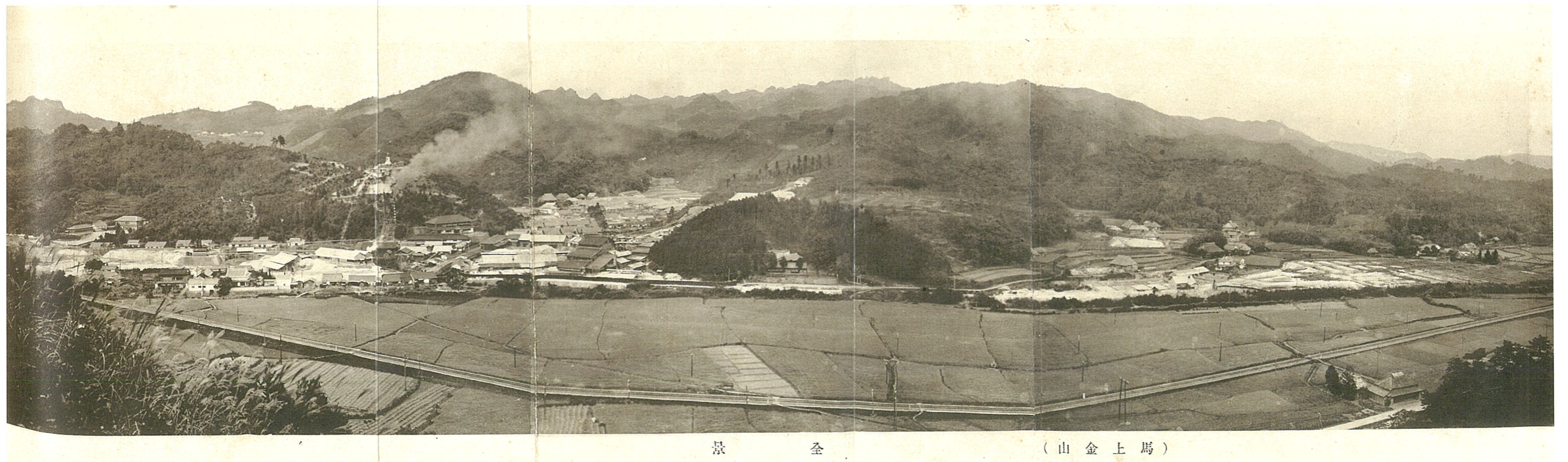


写真 161 馬上金山刺繍屏風 左隻



写真 162 馬上金山刺繍屏風 右隻



景 全 (山 金 上 馬)

写真 163 馬上金山全景



写真 164 馬上金山遠景



写真 165 馬上金山遠景（大正 10 年頃）

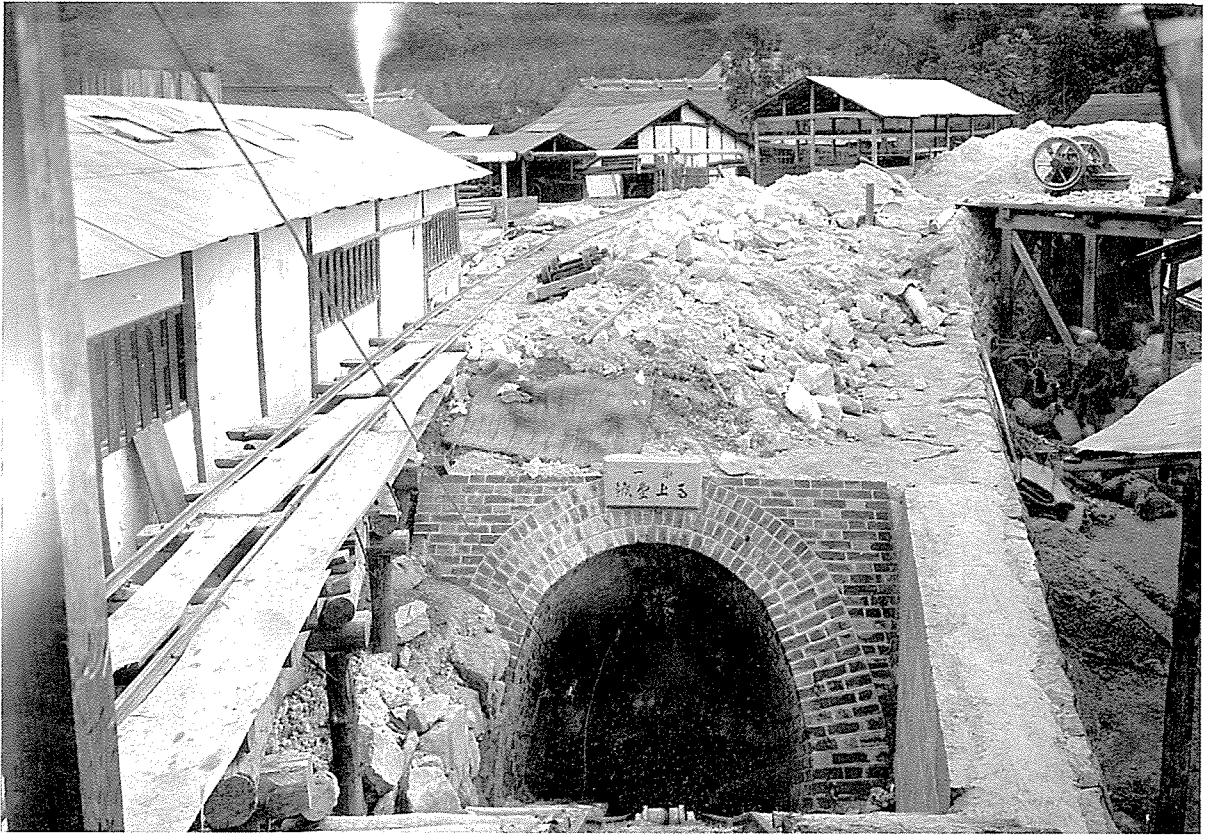


写真 166 馬上金山第1坑

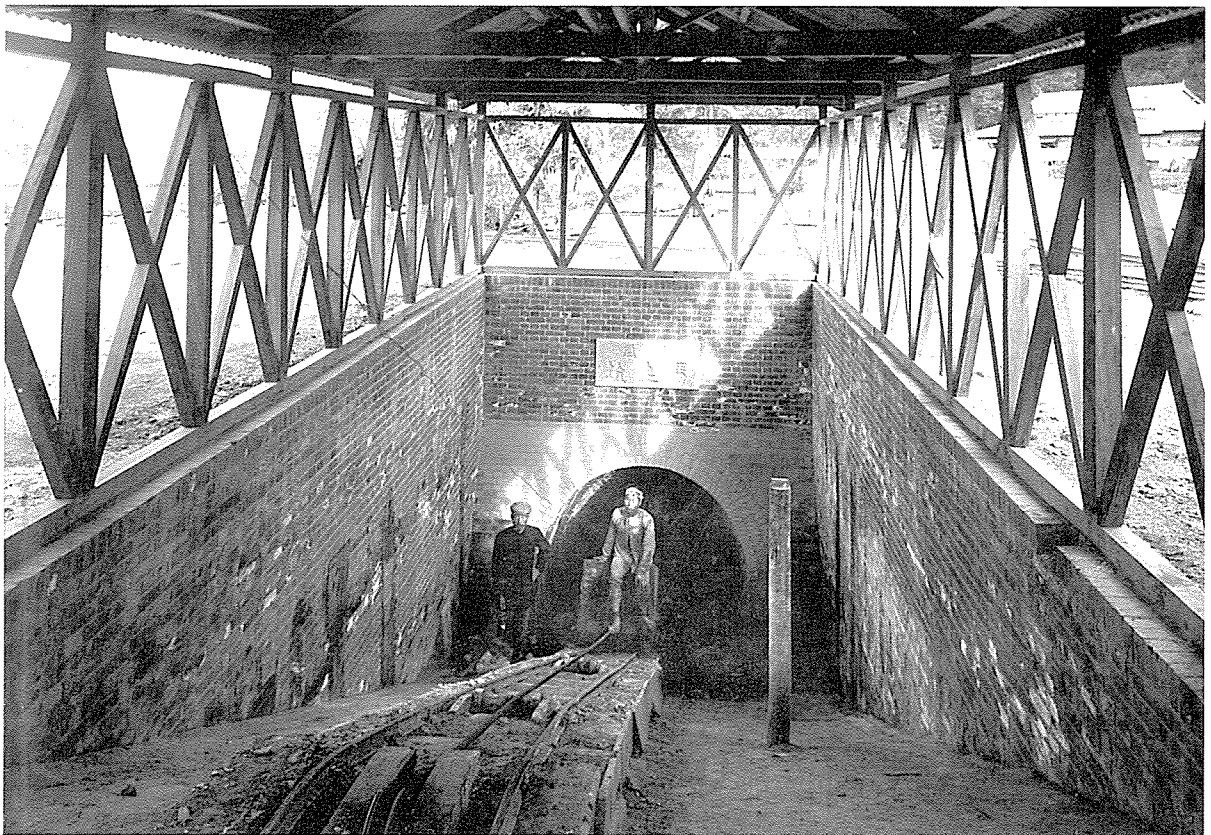


写真 167 馬上金山第2坑



写真 168 馬上金山第 1 坑から巻揚機室をのぞむ

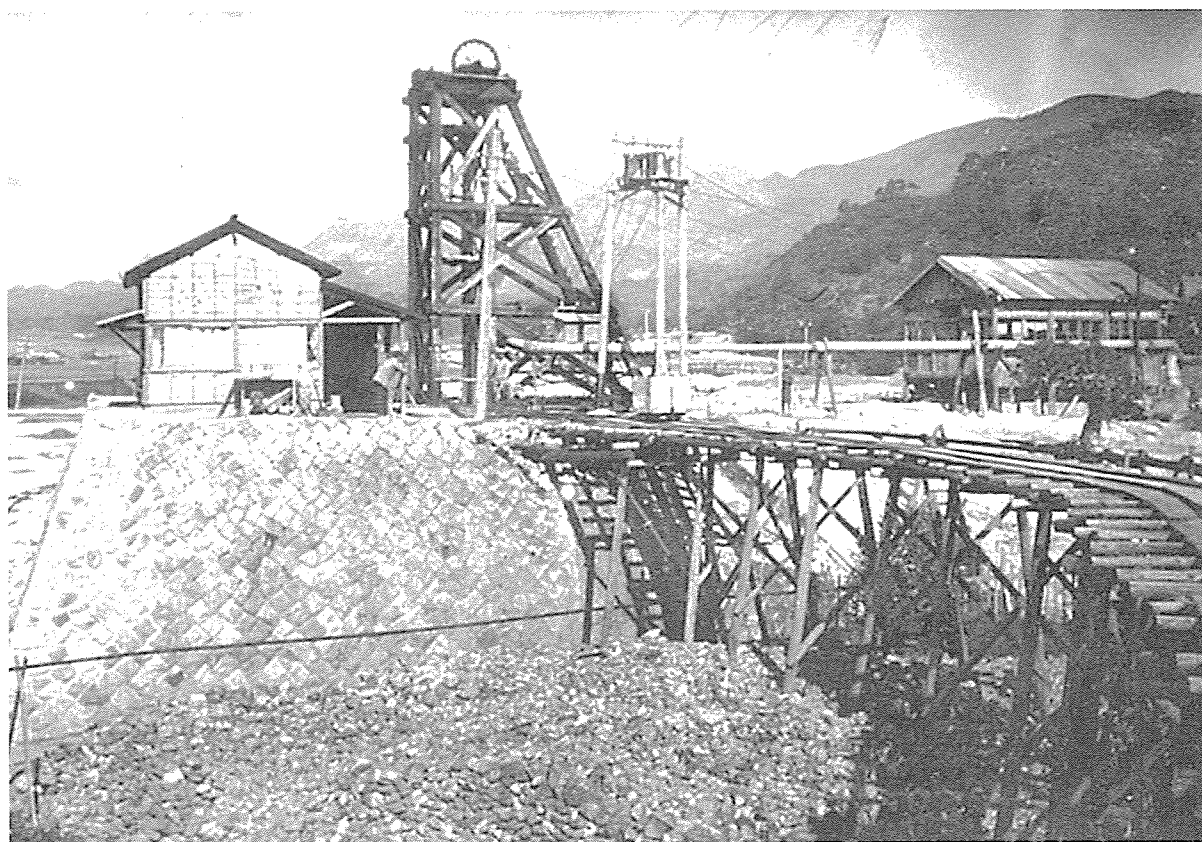


写真 169 馬上金山第 2 坑竖坑槽



写真 170 馬上金山製錬所

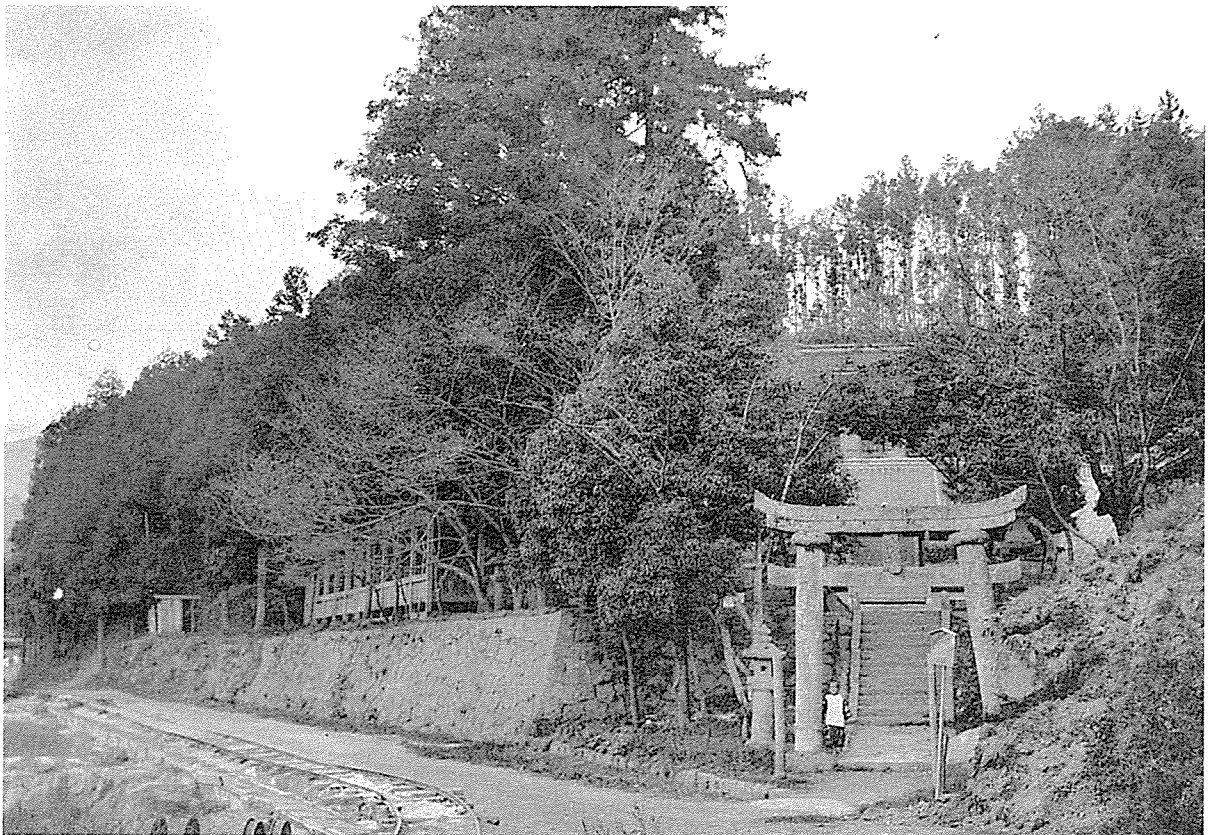


写真 171 馬上神社

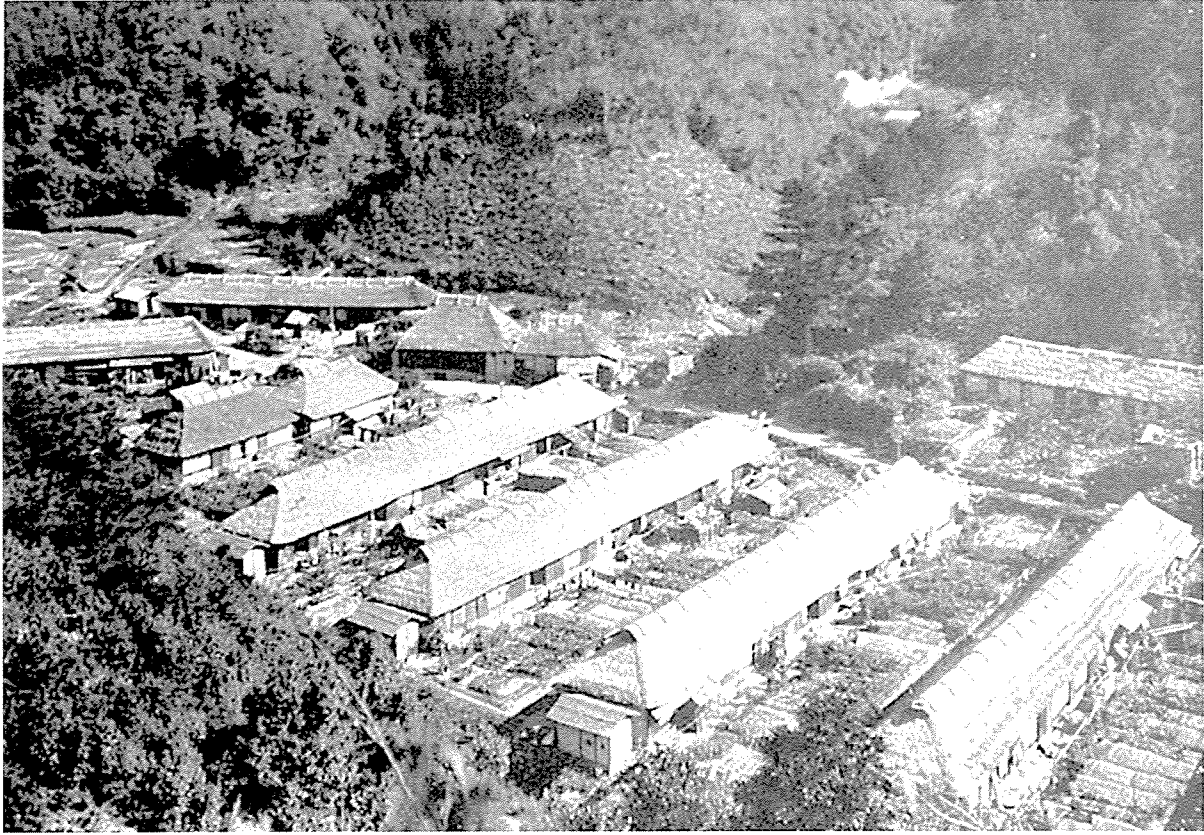


写真 172 馬上金山の社宅



写真 173 立石方面をのぞむ



写真 174 立石川と井堰



写真 175 立石駅の風景

V 地名資料

今回の調査対象地である杵築市山香町のうち、大字山浦と大字吉野渡については「新旧字番号対照表」と題される記録がある。現存するものは、昭和五二年（一九七七）に書写されたもので、原本は表題に明記されているが明治二三年（一九〇〇）に作成された。

記録をみると、写真¹⁷⁶にあるように新たな地番一つごとに旧字と新字が併記されている。ここから、小字統合以前は多くの旧字があったこと、現在の小字は明治時代に統合・創出された区画であることがわかる。例えば、大字山浦は一六の小字、大字吉野渡は七つの小字から成るが、明治時代以前は実に多くの地名があった。

明治時代になり、土地に地番と名前が付けられ、政権が把握するようになった。その中で、実際にどれだけの土地があり、どのように利用されているかを把握するため、明治政府は明治五年の地租改正をはじめ、何度か土地の丈量調査を実施した。そのまともいべきものが、明治一七年に始まる地押調査である。現在、各地の法務局などで所管されている「旧字図」や「旧土地台帳」と呼ばれるものが、そうした調査の成果といえる。

ただし、この地押調査において、先行する地租改正事業などでつけられた地番の付け替え、字の統合が実施された。もちろん、大分県国東市安岐町大字富清など（大分県立歴史博物館『豊後国安岐郷の調査 資料編』二〇〇三年）のように、字をほとんど統合せず、一〇〇をこえる小字からなる地もあったが、多くの地域では地押調査の際に小字統合が行われたようである。そして、二〇世紀の圃場整備事業で複数の耕地が一つにまとめられることで、字の統合などがさらに行われた。

さて、この記録は地押調査時の小字統合に際して、新旧の字と地番を対照できるように、役場で作成されたと考えられる。同様の記録は、大分県豊後高田市田染支所旧蔵の記録類に確認できる。前述したように、この記録は書写されたものだ

が、記載内容をみると、いくつか不明な点がある。

A 地番が重複して記載されている場合。

B 地番が記載されていない場合。

C 地番が記されているものの旧字名が記載されていない場合

これらが書写段階で生じたかどうかは原本が確認できないため、以下では記載のままとし、Aについては該当する地番に波線を付した。また、Bについては「欠番」・Cについては「記載なし」と表記し、その地番が属する小字の項の末尾にまとめて記した。

ところで、『山香町誌』（一九八二年刊行）や渡辺澄夫氏編『豊後国莊園公領史料集成四下』（一九八七年刊行）に収載された小字一覧は、地押調査後の字名ではなく以下に示す大字山浦および吉野渡の旧字をもとにしたものとなっている。さらに、大分県杵築市山香町の他の大字についても、大字山浦と吉野渡と同様に地番は記されていないものの、多くの字名が記されている。つまり、前掲書は小字統合以前の旧字を収載しているわけである。そして、「新旧字対照表」と同種の記録が、山香郷域では所在したとみられるが、現在は本記録以外に確認することができない。

「新旧字対照表」の収載にあたっては、旧字名とそれに該当する地番を括弧で付して、新字ごとにまとめた。また、旧字名には新字ごとに通番を付した。この時、複数の新字にまたがる、その土地固有の旧字名も確認されたが、ここでは新字という単位をもとに、新字ごとに番号を付したことを了解いただきたい。

こうした点の他に、本報告書収載にあたっては、左記の点に留意した。

①同一の旧字名が漢字表記とカタカナ表記、漢字カナ交じりの表記と複数確認できる場合がある。この時、記録の上で最初に確認できたものを記し、後から確認されたものは「 」でくくって併記した。

②前田や前、屋敷など、新字内部の複数の地域に所在するとみられる字については、ここでは新字ごとに一つにまとめて表記した。

③「切園」と「桐園」など、漢字表記が異なるものの、音で捉えると同一字とみなされる場合は、同一字とした。

④「小迫」と「尾迫」など、音で捉えると同一字とみなされうるが、漢字表記が異なる場合は、ここでは別の字とした。

⑤汚損などにより、判読が難しい文字について、字数が判明する場合は□で、字数が不明な場合は「」表現した。

⑥現在、聞き取り等で確認できた旧字名について、地番が特定できた場合は該当地番の横に、地番が特定できない場合は旧字名の所に二重線を引いた。

⑦現在聞き取り等で確認できた地名で本記録にみられないもの、また名称はあ
るものの地番等が異なるものは各字の末尾に①名称(地番)という体裁でま
とめて収載した。

なお、「新旧対照表」をみると、旧字名の数は、大字山浦で約一〇〇〇、大字吉野渡で約四五〇を数える。このようにみると、明治時代の小字統合によって実に多くの地名が忘れられていくこととなった。ただし、統合されることで公的な記録から失われた地名は、現在もシコナ(小字内地名)や屋号などとして、地域の人々の間で用いられるものは少なくない。こうした地名の伝存は、既に知られていることであり、大字山浦と吉野渡でも確認できる。その中で、字名の統合の様子を記した本記録は、地域の歴史にとつて無形の文化財というべき地名を文字情報として伝えるものであり、さらにいえば明治時代以前の地名と現在を対比することを可能にする記録として、その歴史的意義は大きい。

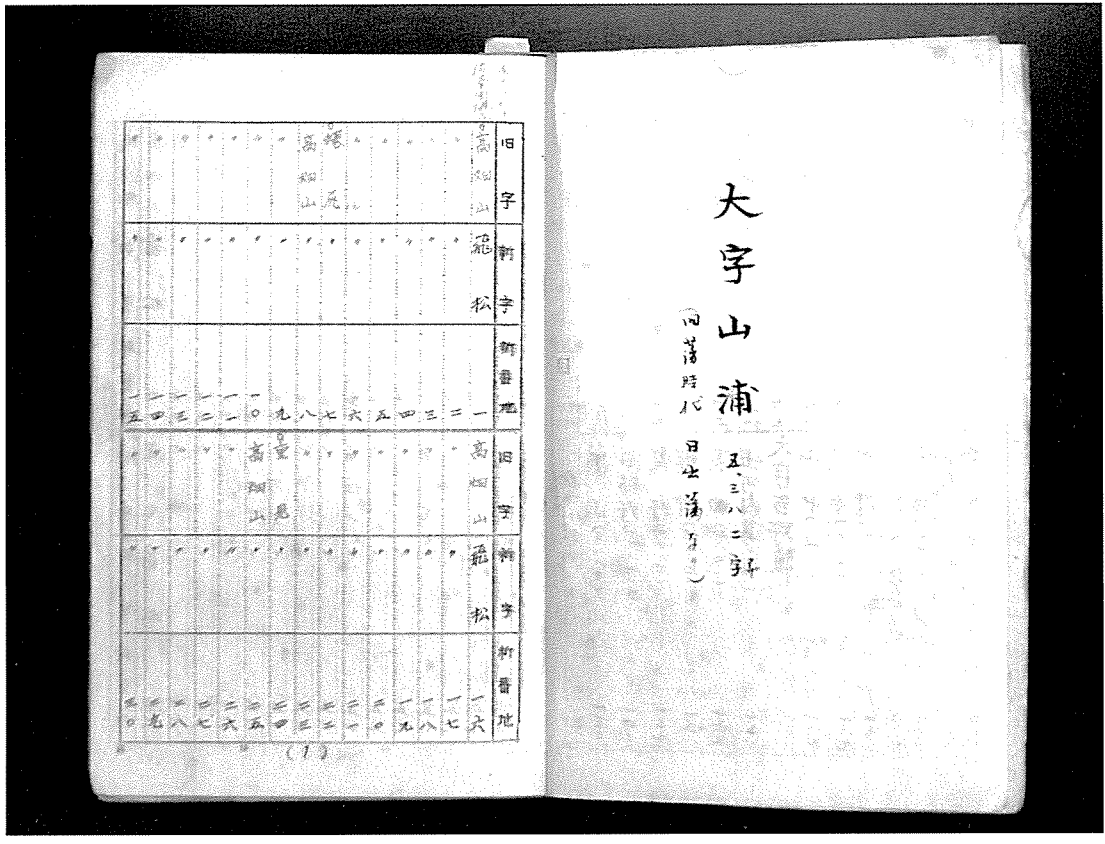


写真 176 山浦新旧字番号対照表

△山 浦▽

1 飛松(一)〜三八三)

1 高畑山(一)〜六・八)二二・二四)三五・三九・四〇・五四
 (五六)、2 蜷尻(七)、3 重見「シゲミ」(二三・三六)三
 八・四一)五三・五七)六〇・六五・一六四)、4 大久保(六
 六・六七)、5 重見大久保(六九・一六三)、6 重見尻(七〇
)七二)、7 原(七三・七四・七六・七八)八二・一〇七・一
 〇八)、8 原重見(七五)、9 後原(七七)、10 堂林(八三・
 八四・一〇六)、11 梶畑(八五)、12 僧津「ソフヅ」(八六)
 八八・九二・九三・一〇二)、13 前(八九・九四・九七・二四
 一・二五二・二八八・二八九・三〇三・三一四)、14 寺山(九
 〇・九一・九五・九八・一〇三・一一三)一一五・二四六・二
 四七)、15 前山(九六)、16 ササリ山「笹り山」(九九・一二
 〇・一二三)、17 屋敷ノ上(二〇〇・一〇四・一一二)、18 正徳
 (二〇一・一〇五・一一一)、19 小迫道ノ上(二〇九・一一〇・
 一一九・一二二)、20 昭道ノ上(二一六)、21 小迫(一二七・一
 一八・一二二・一二四・一二六)一二八・一三一・一三三・一
 三四)、22 飛松浦山(二二五・一七八・一七九・二四二・二四
 三)、23 横尾山(二二九・一七二・一七六・一七七・一八八)一
 九二)、24 小迫ハシガサコ(二三〇)、25 桃ノ木(二三二・一三
 五)一四五・一六八)、26 後ヶ谷(二四六・一四七)、27 茶エン
 畑(二四八)、28 鳴水「ナルミズ」(二四九)一五四・一五八
)一六二・一六六・一六七・一六九)、29 イナリ(二五五)、
 30 丑盗人(二五六・一五七)、31 長尾(二六五)、32 「」迫
 (二七〇)、33 中ノ迫(二七一)、34 カズラヶ迫(二七三)一七
 五)、35 笹ヶ鼻(一八〇)一八二)、36 屋敷廻「ヤシキマワリ」
 (二八三・二九三)二九五)、37 山ノ神(一八四・二一一八四・

一八五・一八七・一九七・二〇七・二一一・二二九)三三二)、
 38 横尾(一九四)一九六・一九八・二〇六・二〇八)、39 榎原
 (一九九)二〇五・二〇九・二一一・二一二・二一三)、40 岩ヶ
 鼻(二二四・二二五・二二〇・三七七・三八三)、41 尾ノ又(二
 一六・二二七・二二八・二三三)二四〇・二五四・二五五・二
 五八)二六一)、42 スカムタ(二二八・二一九・二二一・二二
 三・二二六・三七八・三七九)、43 小布方「コフ方」(二二二・
 三七七)、44 マンホヲ(二二四・二六二・二六三)、45 アゲ(二
 二五・二六六・二六八)、46 柳ヶモト(二二七)、47 浦(二三
 二)、48 浦田ノ中(二四四)、49 山ノ中(二四五・三三四・三三
 七)三四一・三四七)、50 屋敷浦(二四八)、51 笹ヶ鼻(二四九
)二五一・二五三・二五六・二五七)、52 流田「ナガレ田」(二
 六四・二七七)二八三・三三二)三三五)、53 久保(二六七)、
 54 ワキ(二六九)、55 道ノ下(二七〇)、56 仏ノ前(二七一・三
 五〇)、57 前田(二七二)、58 ヒソロキ(二七三)二七六)、59
 岸ノ下「キシノ下」(二八四・二八五)、60 ウラ田(二八六)、
 61 ウラハタ(二八七)、62 奥(二九〇)、63 屋敷ノ上山付(二九
 一)、64 飛松(二九二)、65 屋敷ノ脇(二九六・三〇七・三一
 三)、66 屋敷(二九七)、67 本家(二九八)、68 中(二九九)、
 69 ウエ(三〇〇)、70 木戸(三〇一)、71 向(三〇二)、72 前
 迫(三〇四・三〇五・三〇八・三〇九)、73 迫(三〇六・三一
 〇)三一二)、74 文屋敷(三一一)、75 前ノ下(三一六・三一
 七)、76 サツノタ(三三八)、77 テラ田(三二九)三三一)、78
 油田(三二六)、79 布ノ田(三二七)、80 正田(三二八・三三
 〇・三三一・三四二)三四四)、81 佃田(三三九)、82 代間(三
 三二)、83 長畑(三三三)、84 庄田(三三五)、85 猫田山(三三
 六)、86 猫田(三四五・三四六・三四八・三四九・三五二)、87
 堤ヶ口(三五二)三六一・三六四)三七〇・三七二)三七四・三

2 西谷 (三八四〜九〇七)

八〇〜三八二)、88中尾(三六二)、89堤ノ久保(三六三)、90
コフカ谷山付(三七五)、91小フカタ道ノ上(三七六)

※[欠番](一八六・一九三・二六五)

1中尾(三八四・三九五〜四〇二・四〇四)、2下中尾(三八
五・三八九)、3台ノ道越(三八六・三八七)、4中尾原(三
八八・三九一・四八九)、5柳ヶ迫(三九〇・三九三・四一三
〜四一七)、6田蔵ノ口(三九二)、7タイ(三九四)、8台向
(四〇三)、9宮ノ脇(四〇五)、10山ノ神(四〇六・四一一・
四一二)、11田ノ口(四〇七〜四一〇)、12塔ノ鼻(四一八・四
一九・四二二・四二三)、13アイハレ「合ハレ」(四二〇・四
二一・四二六・四二七〜四三〇・四八三・四八四)、14塔ヶ迫
(四二四)、15アイハレ道ノ上(四二五・四二六)、16坂口(四
三一)、17日ヤケ水ヶ谷代リ(四三二)、18日ヤケタ鼻(四二
四・四二五)、19梅ノ木下(四三五)、20脇道ノ下(四三六〜四
三八)、21嶋成(四三九)、22岸ノ下(四四〇〜四四二)、23井
手口(四四三)、24渡瀬(四四四)、25ミズ田(四四五・六六
二〜六六四)、26鍋田(四四六〜四五三)、27ナベタ山(四五
四)、28屋敷ノ上(四五五)、29南迫「南ヶ迫」(四五六・六
二四・六三七〜六四六)、30川原田平(四五七)、31南ヶ迫鍋
田(四五八)、32屋敷(四五九)、33中ズ(四六〇)、34川原田
「カハラ田」(四六一〜四六三・四八二)、35小人浦山(四六
四〜四七一・五二九・五三〇・六三三)、36西(四七二・四七
三)、37中(四七四・五八五)、38上屋敷(四七五・四八〇)、
39上ノ段(四七六〜四七九・五八七)、40小人(四八一)、41二

段田「二反田」(四八五・四九三〜四九六)、42塔ノ迫(四八
六・四九〇)、43塔ヶ鼻(四八七・四八八)、44二反田平(四九
一・四九二)、45樋ノ口(四九七・四九八・五〇六〜五一〇)、
46アイハレ上ノ平(二一四九七)、47田蔵(四九九〜二一五〇
四)、48田蔵北尾(五〇五)、49前田(五一一・五二五・五二
六)、50榎原前田(五二二)、51前(五二三・五二四・五一六・
五二四・五七五・五七六・五八〇)、52代ノ田「台ノ田」(五一
五・五一七・五二三)、53中茂「ナカモ」(五一八〜五二二・
五三六〜五四三・五四五)、54小人脇(五二七・五二八・五三
五)、55トフケ「峠」(五三一・五三二・六〇一・六〇六〜六
〇八・六二五・六二六・六三一・六三二)、56近道(五三三・
五三四・五四六・五四八〜五五六・五五八〜五六三・五九三〜
五九六・六〇〇)、57シヲテ(五四四・六二七)、58迫道上ノ久
保(五四七)、59榎原山(五五七)、60榎原「エノキ原」(五七
〇・五七四・五七七・五七八・五七九・五八三・五八六・五八
八〜五九〇)、61木戸(五七二)、62屋敷ノ上(五七二・五七
三)、63前屋敷(五七八)、64前嶋「前畑」(五八一・五八二・
五八四)、65ハンノ木(五九二)、66カツラヶ迫(五九二)、67
ムラサキ(五九七〜五九九・六〇四・六〇五)、68迫(六〇二・
六〇三)、69味噌桶「ミソオケ」(六〇九〜六二三・六二八・六
三四・六三五・六四七・六四八)、70峠道端(六二九・六三〇・
六三六)、71尾迫「オサコ」(六四九・六五〇・六五七・六五
八)、72カラネ石(六五一・六八八)、73竹ノ内(六五二・六七
八〜六八二)、74栗ノ木(六五三〜六五六・六五九〜六六一・六
六五・六八二・六八四〜六八六)、75二百田(六六六)、76山瀬
「山ノセ・ヤマセ」(六六七・六七二・六八二・六八九〜六九
三・六九五〜七〇五)、77西(六六八)、78杉田山(六六九・六
七〇・七一三)、79神田(六七三〜六七六)、80山瀬神田(六七

七)、81杉田竹ノ内(六八四・六八七)、82中尾迫(六九四)、
83堂ヶ迫(七〇六〜七二二・七二四)

1前「マエ」(九〇八・九五二・九五九・九七八・一〇七九)、
2木戸ヤ(九〇九)、3海老ノ毛(九一〇)、4瀧川内「タキカ
ワチ」(九一一・九一二・九一八〜九二一・九二三・九二四・
一三二〇・一三三三)、5葛藪道ノ上(九二三・九一四・九一
五・九一六)、6葛上藪(九一五)、7立岩道ノ下(九二二・
九七五)、8カニヶ迫(九二五・九二七・九二八)、9スイカ
谷(九二六)、10二反トウ(九二九・九三〇)、11栗ノ木(九三
一・九三二)、12宮ノ下(九三三・一七一・一七二・一七
四〜一七六)、13宮ノ上(九三四・一〇九四・一〇九五・一
六六・一一八一・一一八二)、14二百田(九三五〜九三七)、
15ハス畑(九三八・九五八)、16向ノ迫(九三九〜九四二)、17
ジンヤ(九四二)、18中スカ(九四三・九四四・九五四・九五
五)、19向山(九四五〜九四九・九六三・九八五・九八七)、20
シブノ木(九五〇・九六八・九六九)、21ヤネノ子(九五二)、
22門畑(九五三)、23小二郎畑(九五六・九五七)、24ヤブノモ
ト(九六〇・九六一・一〇九二・一〇九三)、25中間「中マ」
(九六二・九六五)、26西ノ江(九六四・九八八)、27カマダ
(九六六)、28屋敷内(九六七)、29一反通(九七〇)、30上
「ウエ」(九七一・一〇六一・一〇六二・一〇六八)、31マエ
田(九七二〜九七四)、32ヲカタ(九七六・九九五)、33シンタ
ク(九七七)、34堂ノ前(九七九・九八一)、35堂ノ尻(九八
〇・九八九・九九二)、36薬師田(九八二)、37堂田(九八三・
九八四)、38向(九八六)、39屋敷ノ下「ヤシキノ下」(九九

〇・九九一・九九六・一〇〇五・一一五四・一一五八)、40堂ノ
アト(九九三)、41ヤシキノ先(九九四)、42西(九九七)、43
浦(九九八〜一〇〇〇・一〇〇七)、44浦畑(一〇〇二)、45奥
「オク」(一〇〇二・一〇〇三)、46ヤシキノ上(一〇〇四・一
〇〇六・一一二四)、47浦山「ウラヤマ」(一〇〇八〜一〇
〇)、48平(一〇一一〜一〇一三)、49台「ダイ」(一〇一四〜
一〇一八・一〇二一・一〇二四〜一〇二六・一三三二)、50辻畑
(一〇一九・一〇二〇・一〇三〇)、51横手(一〇三二・一〇七
八・一〇八五・一〇八六・一二五三・一二六六)、52台ノ口(一
〇三三・一〇二七・一〇二八)、53タイ(一〇二九)、ウト(一
〇三一)、54ウト畑(一〇三二)、55弥次郎ヤシキ(一〇三三・
一〇三五〜一〇三七・一〇四九)、56園田「ツノ田」(一〇三
四・一〇五二〜一〇五五・一三三五)、57水ノ本(一〇三八・一
〇三九)、58カヤバ(一〇四〇)、59障子岩(一〇四一・一〇四
二)、60中ノ迫(一〇四三〜一〇四八・一〇五七)、61カン子尾
(一〇五〇・一〇五二)、62柿添(一〇五六)、63京塚(一〇五
八〜一〇六〇・一一二九〜一三四・一三三七)、64山ワキ(一
〇六三・一〇六九・一〇七二)、65ヤシキ(一〇六四・一〇六
六・一〇六七・一〇七〇・一〇八〇・一一〇八・一一四〇・一一
四二)、66谷端(一〇六五)、67ソノ(一〇七二)、68中野(一
〇七三・一〇七四)、69中園(一〇七五・一〇七六)、70道ノ下
(一〇七七)、71立平(一〇八一〜一〇八四・一一〇〇・一一〇
一)、72神田口(一〇八七・一〇八九〜一〇九一・一〇九八・
一〇九九・一一三六・一一四二・一一四四・一一二〇〜一一
三・一一二七)、73山首「ヤマクビ・山クビ」(一〇八八・一一
〇二〜一一〇四・一一一七・一一一八)、74山添(一〇九六・一
〇九七)、75ヲサキ(一一〇七)、76板ノ本「イタノモト」(一一
一〇〜一一一六・一一一九・一一二〇)、77榎木ヶ本(一一二

一)、78ヲソ口(一二二二)、79ヤマノ下(一二二三)、80古屋敷「古ヤシキ」(一二二五・一二二六・一二三八・一二三九)、81ヤシキ迫(一二二七)、82トイノ本(一二二八)、83ナントウ(一二三五・一二二四・一二二六・一二二八)、84ヨシノ本(一四三・一四四・一四五)、85榎ノ本(一二四六・一四九・一五〇・一五三・一五五・一五七・一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六五・一六八・一九九・二〇〇・二〇一・二〇二)、86平原(一四七・一四八・一五二・一五三・一五五・一五七・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六五・一九八・一九九・二〇〇・二〇二)、87小松木口(一二五九)、88松山(一一六一・一一九二)、89田ノ口(一二六四)、90丸尾(一二六七)、91小迫(一二六八・一九〇・一二二七・一二二九・一二三三・一二三四・一二八六・一三〇二)、92宮ノ本(一二六九・一一七〇・一一七三・一一七七・一一八〇)、93姫鶴「ヒメツル」(一一七八・一一七九・一二九九・一三〇〇・一三〇二)、94尾迫(一一八三・一一八五・一一八七・一二三〇・一二三三・一二三六)、95丸山(一一八六・一一八八・一一八九・一九七)、96松山道ノ上(一二九二)、97高平(一二〇三・一二〇五・二〇八・一二一九・一二二〇)、98高平道ノ下(一二〇九)、99美尾(一二二・一二二三・一二二六)、100越トウ「コエトウ」(一二二二・一二三三・一二四一・一二四四・一二四六・一二五一・一二八四・一二八五・一二九八)、101尾迫大石ノ本(一二三五)、102小ナントウ(一二四二・一二四三)、103カイノ木(一二四七・一二五〇・一二五二・一二五四・一二五五・一二九〇・一二九二)、104山ノ中(一二五六・一二五九・一二六四・一二六九)、105北ノ尾(一二五七)、106北ノ迫(一二五八)、107イモシケ迫(一二六五・一二七五・一二七九・一二八〇)、108豊前越「ブゼンコエ」(一二六七・一二六八・一二七〇・一二七四・一二七六・一二七八)、109大内ヶ迫(一二七七)、110広見(一二八一・

4 小谷(一二三七・一四九〇)

一二八七)、111ヒゲ田(一二八二)、112六郎田(一二八三・一二九六)、113内ヶ迫(一二八八・一二八九)、114越峠(一二九三・一二九四)、115六反田(一二九五・一二九七)、116岩ナシ(一三〇三)、117石原畑(一三〇四・一三〇五)、118渡り瀬(一三〇六・一三〇七)、119立岩(一三〇八・一三〇九)、120ミコシ岩(一三二〇・一三二一)、121マカヤ畑(一三二二)、122葛敷(一三二三・一三二九・一三三三)、123シズラ尾(一三二六・一三三八)、124タヅノ木(一三三二)、125井田ノモト(一三三四)、126忠臣台(一三三六)

①ウエンイエ(九九九)、②ヒラバル(二〇二二)、③ホシトシ(二〇二五)、④ウエナカ(二〇七七)、⑤シタナカ、⑥ナカタ

1台(一二三七)、2広坪(一二三八・一二三九)、3広見(一三三〇)、4清水(一三三二)、5海老ノ毛(一三三三・一三三四)、6瀧川内(一三三五・一三三六・一三三九・一三四〇)、7大平(一三三七・一三三八)、8才二郎「才治郎」(一三四一・一三四二)、9幸堂寺(一三四三・一三四五・一三四八・一三五〇)、10赤土尾(一三四六)、11小迫(一三四七)、12宮ノ上(一三五一・一三五四)、13スケ田(一三五五・一三五六・一三八七・一四八九)、14楠木畑(一三五七・一三五九)、15小谷山(一三六〇・一三六六)、16寺ノ迫(一三六七・一三六八)、17市木田「イチ木田」(一三六九・一三七〇・一三七二・一三七四・一四二二・一四三〇・一四三八)、18柳ヶ谷(一三七二)、19古堂(一三七五・一三七七)、20中スカ(一三七八・一三八九)、21道ノ下(一三七九)、22カン子ヶ迫(一三八〇・一三八

5 定野尾(二四九一〜二四三六)

一・一三八三・一三八五)、23浦ノ迫(二三八二・一三八八・一三九一・一三九二)、24横高林(二三八四・一三八六)、25屋敷ノ上(二三九〇・一四三九・一四四〇)、26脇(一三九三)、27上ノ原(二三九四・一三九八・一四〇八・一四一〇)、28宮ノ下(二三九五・一三九七・一四一八・一四一九)、29宮ノ平(二三九六)、30小谷ヶ迫(二四〇九・一四一一)、31谷ノ前〔谷ノマエ〕(二四一二・一四一三・一四三六)、32前(一四一四・一四六七)一四六九・一四七一)一四七三・一四七六)、33屋敷(一四一五・一四一六)、34次助屋敷(一四一七)、35古屋敷(二四二〇・一四三三・一四八〇・一四八五)、36屋敷ノ下(二四三四)、37前田(一四三五・一四三七・一四四三・一四四四・一四四六・一四四八・一四四九)、38寺ノワキ(一四四一)、39境内(一四四二)、40川原(二四四五)、41アゲノ田(一四四七・一四五六)、42小野「ヲノ」(二四五〇)一四五二・一四五四・一四五五)、43ミツ町(一四五三)、44平畑(一四五七)一四六〇)、45屋敷浦(一四六一・一四六二)、46迫(一四六三・一四六四)、47七ツ町(一四六五・一四六六・一四七四・一四七五)、48山井舎(二四七〇)、49丸山(二四七七)一四七九・一四八一)一四八三)、50ツカニ畑(二四八四)、51宮ノ本(一四八八)、52内畑(二四九〇)

※欠番(二四八六・一四八七)

1 清代「セイダイ」(二四九一・一四九二・一五一四・一五一八・一五二〇・一五二二・一五二四)、2丸山(一四九三・一四九四・一五三二・一五三三・一五四一・一五七四)、3前

(一四九五・一六一九・一六二〇・一八四八)、4エスノキ(一四九六)、5ヒハタ(二四九七・一四九八)、6小野「ヲノ」(一四九九)一五〇一・一五〇四・一五〇五)、7カツラマワリ(一五〇二・一五〇三)、8金ヤ(一五〇六)、9長無田「長ムタ」(一五〇七・一五〇八)、10宮ノ下(一五〇九)一五一三・一五一五)一五一七)、11宮ノ脇(一五一九)、12宮ノ上(一五二二・一五二三・一五二六)一五二九)、13畑成(一五二五)、14清代道ノ上(一五三〇・一五四二)、15浦(一五三一・一五三八・一五三九)、16市木田(一五三四)一五三七)、17浦ノ迫(一五四〇・一五四七・一五五二)、18横高林(一五四三)一五四六・一五四八・一五六三・一五六九)一五七三)、19屋敷(一五四九・一五五七・一五五八・一五六六・一五六八)、20脇(一五五〇・一五五二)一五五六・一六一三・一六二二)、21道ノ上(一五五九・一五六〇・一五六四・一七二五)、22上ノ屋敷(一五六二)、23屋敷ノ上(一五六二)、24向屋敷田(一五六五)、25向(一五六七)、26向迫(一五七五)、27寺ノ迫(一五七六・一五八〇・一五八一・一五八五・一五八七・一五九〇・一五九二)、28迫(一五七七)一五七九・一五九二)一五九四・一六〇〇・一八五〇・一八五二)、29寺田(一五八二)、30定野尾(一五八三・一五八四・一五八六・一五八八・一五八九・一五九五)一五九七・一六〇五・一六〇七・一六八七・一六九六)一六九八・一七二六・一七二七・一八五三)、31ヲザ(一五九八)、32寺屋敷(一五九九)、33寺ノ前(一六〇二)、34川フチ(一六〇二・一六〇三)、35中(一六〇四・一六一一・一六一二)、36屋敷畑(一六〇六・一六二二・一六九〇)、37池ノ上(一六〇八)、38園屋敷(一六〇九)、39東(一六一〇)、40川内(一六一四)、41内畑(一六一五・一六八八・一六八九・一七五二)、42前田(一六一六)一六一八・一六三二・一七七六・

一八四二・一八四五)、43尾ノ上(二六二三〜二六二四)、44溝ノ上(二六二八)、45早稲田「ワサ田」(二六二九・一六三〇・一六五六〜一六五八)、46道ノ下(二六三二・一六九二・一七二四)、47アブミ町(二六三三・一六三四・一六三九)、48深田「フカダ」(二六三五〜一六三八)、49堂ノ脇(二六四〇)、50一ツ町(二六四一・一六四二)、51堂ノ跡(一六四三)、52堂ノ上(一六四四・一六四五)、53堂ノ前(一六四六・一六四七)、54追越(二六四八)、55下清水(一六四九)、56上清水(一六五〇)、57神田(二六五一・一六五五)、58コモノモト(一六五二・一六五三)、59縄手ノ下(二六五四)、60桑田(一六五九)、61桑畑(一六六〇・一六六三)、62池ノ下(一六六一・一六六二)、63十王田道上(二六六四・一六七九)、64十五田(二六六五〜一六七〇・一六七六〜一六七八・一六八〇・一六八二・一六八四〜一六八六・一七七四)、65清太郎(一六七二)、66ウツ越「ウツコヘ」(二六七二〜一六七四・一七七七・一七八〇・一七八七〜一七八九)、67前(二六七五)、68荒平ノ上(二六八一)、69山ノ下(一六八三・一七七三)、70平原(一六九一・一六九三・一六九五)、71尾追(二六九四・一七〇〇〜一七〇五・一七二二〜一七二七・一七二九・一七三〇)、72屋敷ヶ追「ヤシキヶ追」(一六九九・一八二〇・一八二四〜一八三二・一八三六・一八四〇・一八四一・一八五七)、73脇田(二七〇六・一七〇七)、74池ノ口(二七〇八〜一七二〇・一七二二〜一七二三・一七二八)、75健蔵屋敷(二七二一)、76尾鼻(一七八一)、77岩ヶ下(一七二九・一七三〇・一七六五・一七六八・一七七〇)、78道間(一七三二〜一七三四・一七三六〜一七四七)、79外尾追(一七三五)、80長追(一七四八・一七四九)、81法雲(一七五〇)、82峠追(一七五二)、83峠「トヲケ」(一七五三・一七五四)、84堂ノ追(一七五五〜一七五七)、85登ヲ

6 浦 篠 (二四三七〜二七三七)

ノ追(一七五八)、86石原畑(一七五九)、87定尾ノ畑(一七六〇)、88塔ノ追(一七六一・一七六二)、89坊主田(一七六三)、90楠田(一七六四)、91小追(一七六六・一七六七)、92イナボレバ(一七七二・一七九〇)、93飛松(一七七二・一七九一〜一七九四)、94二百田(一七七五・一七八二・一七八五)、95五十田(一七八一・一七八四・一七八六・一八六〇)、96五十田平(一七八三)、97田尾「太尾」(一七九五・一七九七)、98田尾ヤシキ(一七九六)、99向太郎(一七九八〜一八〇一・一八五八・一八五九)、100トキカ石(一八〇二〜一八〇四)、101円地(一八〇五・一八一〇〜一八二二・一八二六・一八一七・一八二三・一八三三〜一八三五・一八六一・一八六三・一八六五)、102桃ノ木(一八〇六〜一八〇九)、103宮ノ谷(一八二三〜一八一五)、104宮ノ前(一八一八・一八四九)、105サル畑(一八一九)、106カシノクホ(一八二二)、107山中(一八三七〜一八三九・一八四六・一八四七)、108ナカスカ(一八四三・一八四四)、109堂ヶ追(一八五二・一八五四)、110扇道(一八五五)、111宮ノ谷(一八五六)、112上ノ山(一八六二・一八六四)

①タナカ(二六九八)

1 神ノ木(二四三七〜二四三九・二四四七・二四五九・二四六〇・二四六五〜二四六九・二四七二・二五二二)、2 下中尾(二四四〇・二四四二)、3 丸山(二四四二・二六八三・二六八四・二六八七)、4 ヤシキ「屋敷」(二四四三・二五一五・二七三二)、5 堂ノマエ(二四四四・二四四五・二四五〇)、6 堂ノ上(二四四六)、7 台(二四四八・二四五五・二四五八)、8 下中

尾(二四四九)、9 箕畑(二四五一・二四五三・二四五四)、10
宮ノ本(二四五二)、11 中尾(二四五六・二四五七)、12 箕畑ノ
鼻(二四六一)、13 ツエノ口(二四六二)、14 穴田(二四六三・
二四六四)、15 薙田(二四七〇・二四七一)、16 宮ノ脇(二四七
三)、17 浦山(二四七四・二四七五・二五二三)、18 穴畑(二四
七六・二四七七)、19 上ノダイ(二四七八・二四八六)、20 カニ
ノ毛平(二四八七)、21 荒神ノ尾(二四八八)、22 中ヲダイ(二
四八九)、23 楽庭(二四九〇)、24 中ヲ原(二四九一)、25 神田
口(二四九二・二四九三・二五一六・二五二一・二五二五)、
267 上ノダイ久保(二四九四)、27 池ノ脇(二四九五・二四九六・
二四九八・二五〇〇)、28 宮脇(二四九七)、29 山ノ中(二五〇
一・二五〇二)、30 池ノ口(二五〇三・二五〇五)、31 浦篠ウラ
山(二五〇四・二五五三・二五五五・二五五七・二五五八・二
五六八)、32 ウラシノ(二五〇六・二五五二)、33 宮ノ前(二五
〇七・二五〇八・二五二四・二五二六・二五二九・二五三三・
二五三五・二五三九・二五四一・二五四三・二五四六・二五四
七)、34 溝ノ上(二五〇九・二五二二)、35 マエ畑(二五一四・
二六二五)、36 宮添(二五二三)、37 神田(二五三〇・二五三
二)、38 トラノマエ(二五三四)、39 小山井口「小山イノクチ」
(二五三六・二五三八・二五四〇・二六六四・二六六六)、40 宮
ノ下(二五四四・二五五四)、41 ヤシキ畑「ヤシキバタ」(二
五四五・二五八一)、42 溝ブチ(二五四八)、43 馬場道(二五四
九・二五五〇・二六六〇・二六六三)、44 前田「マエ田・マエ
田」(二五五一・二六二一・二六二三・二六二四)、45 山ノ神
(二五五六・二五六九)、46 西ノ奥(二五五九・二五六〇)、47
奥(二五六二)、48 奥マエ(二五六二)、49 城戸(二五六三)、
50 西ノワキ(二五六四)、51 西ノ向(二五六五)、52 塔ノモト
(二五六六)、53 猫田(二五六七)、54 猫田山(二五七〇)、55

寺ノ脇(二五七一・二五七三)、56 代間(二五七二)、57 ヤシキ
ノ上(二五七四・二五七九)、58 通正(二五七五) 59、前「マ
エ」(二五七六・二五九〇・二五九一・二六五七・二六五八)、
60 園畑(二五七七・二五七八)、61 片峯(二五八〇)、62 西カタ
ハ子ノ先(二五八二)、63 寺ヶ下(二五八三・二五八四)、64 力
石(二五八五・二五八六)、65 片峯前(二五八七)、66 中ノ寄
(二五八八・二五八九・二五九七)、67 久保田(二五九二・二
五九五・二五九六)、68 桑田(二五九三・二五九四)、69 三十歩
(二五九八・二五九九)、70 布ノ田(二六〇〇・二六〇五・二
六〇七)、71 縄手ノ下(二六〇六・二六一二・二六一四)、72 原
ノ田(二六〇八)、73 ヤシキ田(二六〇九)、74 田井(二六一
〇・二六一五)、75 八十歩(二六一一)、76 道越(二六一六・二
六一八)、77 ヲソノ田(二六一七)、78 ヤケ田(二六一九)、79
制札(二六二〇)、80 堀(二六二二)、81 イダ(二六二六・二六
二七)、82 古ソノ(二六二八・二六二九・二六三二)、83 谷ノ浦
(二六三〇・二六三一)、84 古小ソノ(二六三三)、85 今ヤシキ
(二六三四・二六三五・二六四六)、86 塔畑(二六三六)、87 玉
林(二六三七)、88 年ノ神「トシノカミ」(二六三八・二六三
九・二六四一・二六四二・二六四五)、89 川原(二六四〇・二
六四三・二六四四)、90 古屋敷(二六四七・二六五〇)、91 畠成
(二六五一・二六五二・二六五九)、92 倉園(二六五三・二六
五五)、93 前寄(二六五六)、94 溝ブチ(二六六七)、95 久木原
(二六六八)、96 代四郎山(二六六九・二六七四・二六七五・二
六八一・二六八二・二六九一・二六九三・二七〇〇)、97 同清田
「道清田」(二六七〇・二六七三)、98 小峠(二六七一・二六七
二・二六七六・二六九四・二六九六・二六九八・二六九八・二
七〇一・二七〇二・二七三五・二七三六)、99 代四郎(二六七七
・二六八〇・二七三四)、100 妙見跡(二六八五・二六八六)、101

7 谷 (二七三八〜二九〇七)

妙見(二六八八)、102 妙見山(二六八九・二七三三)、103 向ヶ迫(二六九〇)、104 反塔(二六九七)、105 反戸道ノ下(二六九九)、106 水ヶ谷(二七〇三〜二七〇五)、107 石鍋「石ナベ」(二七〇六・二七〇八・二七〇九・二七一〇・二七一三・二七一四・二七一六・二七二六)、108 内ヶ迫(二七〇七・二七一〇・二七一二・二七一五・二七一七・二七一八・二七二一〜二七二三)、109 大内ヶ迫(二七一九・二七二〇)、110 平畑(二七二四)、111 今屋敷(二七二五・二七二八・二七二九・二七三〇・二七三二)、112 イタヶ迫(二七二七)、113 上ノ木(二七三七)

①ヒガシ(二五五九)、②マエ(二五六二)

1 石鍋「石ナベ」(二七三八〜二七四〇・二七四二〜二七四九・二七九一・二七九四)、2 瀬戸「セト」(二七四一・二八〇五)、3 池ノ口(二七五〇・二七八九・二七九二・二七九三・二七九五・二七九七)、4 伊田ヶ迫(二七五二・二七五三・二七九〇)、5 屋敷ノ上(二七五四・二七五八・二七五九)、6 空屋敷(二七五五)、7 台「ダイ」(二七五六・二七五七・二七八五・二七八六・二七八八)、8 屋敷(二七六〇・二七六九・二七七二)、9 谷(二七六一・二七六二・二七六五)、10 屋敷ノ内(二七六三・二七六四・二七七二・二七八〇・二七八一)、11 前(二七六六〜二七六八・二八三〇〜二八三三・二八五五)、12 小園(二七七三)、13 川原(二七七四・二七七五)、14 屋敷ノ下(二七七六)、15 野田(二七七七・二七七八・二八五二)、16 谷屋敷(二七七九)、17 金蔵屋敷(二七八二)、18 高照シ(二七八三・二七九八〜二八〇二・二八〇九〜二八一二・二八二六)

8 本 篠 (二九〇八〜三三九五)

二八二九・二八三六)、19 屋敷ノ跡(二七八五)、20 台屋敷(二七八七)、21 榎又(二七九六)、22 池ノ下(二八〇三・二八〇四)、23 後谷(二八〇六)、24 後ヶ迫(二八〇七・二八〇八)、25 塔ノ本(二八一二・二八一三・二八二〇)、26 トフキン(二八一四・二八一七)、27 ユズリハ(二八二五・二八一六)、28 迫ノ平(二八一八・二八一九)、29 野田原(二八二二〜二八二四・二八三四・二八三七〜二八四〇・二八四二〜二八四七・二八四九〜二八五一・二八五三・二八五六・二八八六〜二八八八・二八九二〜二八九九・二九〇一・二九〇二)、30 平畑(二八二五)、31 平(二八三五)、32 穴畑(二八四二)、33 野田原榎迫(二八四九)、34 前田「マエ田」(二八五四・二八六四)、35 マエハタ(二八五七・二八五八)、36 谷ノ東(二八五九)、37 谷ノ中(二八六〇・二八六一)、38 マエタマエ(二八六二)、39 井王田(二八六三)、40 谷西(二八六五)、41 西屋敷(二八六六〜二八六八)、42 ホリノ田(二八六九)、43 柿ノ木田(二八七〇)、44 地(二八七一〜二八七四・二八八一〜二八八五・二八九〇・二八九二)、45 原ノ田(二八七五〜二八七七)、46 松木田(二八七八)、47 上川地(二八七九・二八八〇)、48 一ツ町(二八八九)、49 野田原クボ(二九〇〇)、50 測ノ上(二九〇三〜二九〇五)、51 七曲リ(二九〇六・二九〇七)

①シンヤ(二七七四)

1 野田原(二九〇八〜二九一一・二九一三〜二九一五・三〇七三・三〇七四・三〇七八)、2 竹ノ下(二九一二・二九一七)、3 道越(二九一六・二九一八)、4 ドフメン(二九一九・二九二二)

〇、5中ノ屋敷(二九二二)、6屋敷ノ内(二九二二・二九二五・二九三二・二九三三)、7本家(二九三三)、8本家屋敷(二九二四)、9ヲリ(二九二六・二九二八)、10川原(二九二九)、11西(二九三〇・二九三一・二九三四)、12川端(二九三五)、13屋敷(二九三六・二九三八・二九四〇・三〇四四・三〇四七・三〇六六・三〇六七・三〇七七・三〇七九・三〇八一・三二四三・三三九一)、14前(二九三七・二九三八・二・二九四九・二九五九・三〇〇四・三三九五)、15尾形(二九四一)、16畑中(二九四二)、17屋敷田畑(二九四三・二九四四)、18木戸(二九四三・二九四五)、19屋敷ノ脇(二九四八)、20門ノ町(二九五〇・二九五二)、21前畑(二九五二・二九五八)、22宮ノ前(二九五三・二九五六・二九九六・三〇〇〇・三〇〇一・三〇〇三・三三九四)、23畑添(二九五七・二九六五)、24前田(二九六〇・三〇一四・三〇一五・三〇六一・三〇六八・三二二九・三三三三・三三三六・三三三八・三二四〇)、25ヤシキ田(二九六一)、26下(二九六二)、27下屋敷(二九六三・二九六四)、28カヨウデン(二九六六・二九七〇)、29土橋(二九七一・二九七四・二九七七)、30堀ノ内(二九七二)、31六反田(二九七三・二九七八・二九八七・二九九〇・二九九五・三二一一・三二二二)、32野添「ノゾイ」(二九八八・二九八九・二九九七・二九九九・三三〇八・三三二一〇)、33宮ノ脇(三三〇六・三三〇七・三三二五・三三五四)、34切山「桐山」(三三〇六・三三〇八・三三〇一〇・三三〇一九・三三〇二九・三三〇三三・三三〇三四・三三二八・三三二九・三三三四・三三三七・三三三九・三三四〇・三三四二・三三四七・三三五〇・三三五一・三三二五・三三三八・三三六一・三三六二・三三八〇・三三八三・三一八六)、35代ノ田(三三〇九・三三〇一一・三三〇四九・三三〇五三)、36中須賀「仲スカ」(三三〇二二・三三〇二三)、37アゲ(三

〇一六・三〇一八・三〇二二・三〇二三・三〇三五)、38井ノ尻(三〇二〇・三〇二二・三〇二七・三〇二八・三〇三一・三〇三二・三〇四一)、39井田(三〇二六・三〇四一・三〇四二)、40本篠ノタクロ(三〇三六)、41園田(三〇三七・三〇三八)、42本篠(三〇三九・三〇四〇)、43尾ノ下(三〇四三・三〇四八)、44ダイ(三〇四五・三〇四六)、45迫ノ平(三〇五四・三〇五七)、46迫(三〇五八)、47四月田(三〇五九)、48塔ノ本(三〇六〇・三〇八一・三〇八七)、49中ス(三〇六二)、50ウラ(三〇六三)、51小迫(三〇六九・三〇七一)、52一ツ町(三〇七二)、53屋敷田(三〇八〇・三二四一・三二四二)、54中山(三〇八八・三〇八九)、55坪ノ平(三〇九〇)、56迫ノ平(三〇九一・三二〇五)、57ウト(三二〇六)、58迫ノ平(三二〇七・三二一一・三二一三・三二一七)、59迫ノ平辻(三二一一)、60堤ケ口(三二一八・三二二七・三二三〇・三二三三)、61切山屋敷(三二三八)、62西ケ迫(三二四八・三二四九・三二六三・三二七九)、63切山辻(三二五九)、64丸山(三二六〇)、65宮ノ上(三一八四・三一八五・三一九二・三一九七)、66本篠前山(三一八七・三一八八・三一九一)、67村ノ前(三一八九・三一九〇)、68勝負ケ迫(三一九八・三二〇七)、69エボシ形(三二一一・三二二六)、70川ノ上(三二二七)、71堀田(三二一八・三二二〇・三二二二・三二二七)、72チョウセン(三二一九・三二六七)、73芝原(三二二二・三二二三・三二九二・三二九三)、74辰ケハナ(三二二四・三二二六・三二二八・三二九一・三二九五)、75馬場(三二三〇)、76寺屋敷(三二三七・三二三八・三二八八)、77三反畠(三二四四・三二四六・三二七一・三二八四)、78ヤリウノ木(三二四五)、79梅ケ渡(三二七二)、80山ノ下(三二七三・三二七五)、81石原畑(三二七六・三二七八・三二八〇・三二八一・三三二八)、82石原(三二七九・三三二

9 川床 (三三九六～三六六九)

1 寺迫 (三三九六・三三九九)、2 迫 (三三九七・三四〇〇・三四〇四)、3 川床山 (三四〇一～三四一〇・三四三二～三四三四・三四六四～三四八四・三四九六・三五〇三・三五〇八)、4 エントウケ平 (三四一一・三四一二・三四一四～三四二二)、5 五文目田 (三四一三)、6 鳴水 (三四二三～三四三一)、7

八二)、83 三反畑山付 (三三八三)、84 本屋敷 (三三八五)、85 モトシノ浦山 (三二八九・三三九〇・三三三〇三～三三三一二・三三三四～三三三七)、96 古神田 (三三九四・三三四六)、87 ウシ口谷 (三三九六・三三九八～三三三〇二・三三三二四)、88 寺田 (三三九七)、89 笹ヶハナ (三三三一九・三三三二五)、90 高畑山 (三三二〇～三三三三三)、91 モトシノ後谷 (三三三二五)、92 日ハゲ (三三二七)、93 穴田 (三三二八)、94 山ノ田 (三三二九～三三三五)、95 中ノ迫 (三三三三六～三三三三九)、96 エントウケ平 (三三三四〇～三三三四二)、97 イリウ、(三三三四三・三三五六・三三五七)、98 宮添 (三三三四四・三三三四七～三三三九九・三三五二～三三五五)、99 下ノ宮 (三三三四五)、100 口ノ坪 (三三五〇・三三五一・三三五六)、101 合尻 (三三五八・三三五九・三三七九～三三八一・三三八八・三三八九)、102 岩ヶ下 (三三六一～三三六五・三三六八～三三七五)、103 龍手 (三三七六～三三七八)、104 川床山 (三三八二～三三八七)、105 ハキ (三三九〇)、106 寺ノ前 (三三九二)、107 前畑 (三三九三)

※欠番 (二七五一・三三六〇)

①ニシヤシキ (二九三三)、②マエ (二九三八)

堀田川フチ (三四三五・三四四三)、8 下山 (三四三六・三四四一・三四四二・三四四四～三四六三)、9 堀切 (三四三七～三四四〇)、10 堀ノ尻 (三四八五)、11 堀田 (三四八九・三五一八・三五二〇・三五二二)、12 屋敷畑 (三四九〇・三四九一・三五〇二・三五〇九)、13 木戸 (三四九二)、14 屋敷迫 (三四九三)、15 西ノ脇 (三四九四・三四九五)、16 西屋敷 (三四九七・三四九八)、17 西 (三四九九)、18 中 (三五〇〇)、19 屋敷 (三五〇一・三五五三・三五五五・三五五八)、20 内畠 (三五〇五・三五〇六)、21 前「マエ」 (三五〇七・三五二七・三五三一・三五三三～三五三五)、22 屋敷ノ内 (三五一〇)、23 道端 (三五一一)、24 前田 (三五二二～三五二七・三五二九・三五三二・三五五九)、25 田ノ中「田中」 (三五二二・三五二三・三五二五・三五二二)、26 ワキ (三五二四)、27 代ノ田 (三五二六・三五六三～三五六五)、28 屋敷ノ上「ヤシキノ上」 (三五二八～三五三〇・三五五四)、29 セイバ口前 (三五三六)、30 岩ヶ下 (三五三七・三五三八)、31 セイバ口 (三五三九・三五四八)、32 中須賀山首 (三五四〇・三五四一・三五八二) 33 勢場「セイバ」 (三五四七・三五四九・三五五一)、34 仏ノ前 (三五五〇・三五七七)、35 柿ノ木迫 (三五五六・三五八三～三五八五)、36 浦 (三五五七)、37 中スカ (三五六〇)、38 前畑 (三五六一・三五二四)、39 ヤシキノ浦 (三五六二)、40 野地 (三五六六・三五六九～三五七一・三六一一～三六二二・三六二五)、41 柿木田 (三五六七)、42 岩ノ前 (三五六八)、43 野地屋敷畑 (三五七二)、44 福田 (三五七三～三五七六)、45 山内ヶ迫 (三五七八・三六一〇)、46 裏 (三五七九・三五八〇)、47 山迫 (三五八一)、48 小田ヶ平 (三五九二～三六〇一・三六〇三～三六〇九・三六四〇～三六四八)、49 柿木田迫ヒヤケ (三六〇二)、50 屋敷廻 (三六二六・三六二七)、51 竹ノ内 (三六二八～三六三七)、52 竹ノ内

10 勢場 (三六七〇～三八八三)

ダイ (三六三八・三六三九)、53 ショウフケ迫 (三六四九～三六五二・三六六四・三六六六～三六六九)、54 烏帽子形「エボシガタ」 (三六五三～三六六三)、55 野添 (三六六五)

※欠番 (三三九八)、記載なし (三六一二)

①ナカ (三四九四)、②オダ (三五〇〇)、③ヒガシ (三五〇一)

1 小田ヶ平 (三六七〇・三七〇三～三七二四・三七二〇)、2 茶園ノ辻 (三六七一・三六八一・三七〇二)、3 勝負ヶ迫 (三六七二～三六八〇・三七〇一)、4 栗畑 (三六八二～三六八五)、5 勢場「セイバ」 (三六八六・三六九九・三七二二・三七二五～三七三〇・三七三二～三七三四・三七三六・三七五二～三七六五・三七六七～三七六九・三七七一～三八一六・三八二三～三八二七・三八三〇・三八三一・三八三六・三八三七・三八五三～三八五六・三八六一～三八六七、三八六九～三八七一)、6 見徳 (三六八七～三六八九)、7 見徳田 (三六九〇・三六九一)、8 ナメシ (三六九二)、9 フケ口 (三六九三)、10 藪田 (三六九四～三六九六)、11 ナメリ (三六九七・三六九八)、12 植松 (三七〇〇)、13 カリ又 (三七一五～三七一七・三七二一)、14 尾迫 (三七一八)、15 小田ヶ平小迫 (三七一九)、16 仏ノ後 (三七二三・三七二四・三七三五・三七四一)、17 善神王後 (三七三二)、18 長迫 (三七三七～三七四〇・三七四二)、19 ミミス迫 (三七四三～三七四五)、20 ミナト (三七四六～三七五一・三七六六)、21 セイバ南 (三七七〇)、22 セイバル畑 (三八一七)、23 立原口

11 下山 (三八八四～四二二三)

ノ切 (三八一八)、24 立原 (三八一九～三八二二)、25 屋敷ノ本 (三八二八・三八二九・三八三四・三八三五・三八四〇～三八四四)、26 菅ノ本 (三八三八・三八三九)、27 仏ノ前 (三八四四～三八五二)、28 浦山 (三八五七・三八六〇)、29 浦 (三八五八・三八五九)、30 杜山 (三八六九)、31 平ソウ (三八七二～三八七四・三八七六・三八八二)、32 南出口 (三八七五・三八七八)、33 東平 (三八七七)、34 南平ソウ (三八七九・三八八一)

1 「」リ (三八八四～三八八八)、2 水ヶ谷 (三八八九)、3 水ヶサコ (三八九〇)、4 平ソウ (三八九一・三八九二)、5 セイバ (三八九三)、6 菅ノ本 (三八九五・三八九六・三八九八・三九〇一)、7 加勢川 (三八九六・三八九九・三九〇〇・三九〇三～三九一八)、8 野ノ中 (三八九七・三九〇五・三九〇六・三九一〇～三九二二)、9 池ノ口 (三九〇二)、10 野ノ口 (三九〇三・三九〇四)、11 丸尾 (三九〇七～三九〇九・三九二二・三九二三・四一二〇)、12 向池下 (三九一九・三九三三・三九三四)、13 ウツケ川 (三九二〇)、14 尾ツケ川 (三九二一・三九二四)、15 福田 (三九二五・三九二六)、16 正田 (三九二七)、17 向 (三九二八～三九三二・三九四四・三九四六・三九五二・三九五三・四〇三〇～四〇三二・四〇三五)、18 コシノ本 (三九三五・三九三六)、19 池ノ下 (三九三七・三九四一)、20 前田 (三九三八～三九四〇・三九四二・四一三九・四一五九・四一八五)、21 前ノ畑 (三九四三・三九四五・三九四七・三九四八・三九五〇)、22 新宅 (三九四九)、23 向山 (三九五二・三九七二・三九七三・四〇二八・四〇二九・四〇三三・四〇三四・四〇三六～四〇三八)、24 南ヶ迫 (三九五四～三九

五七)、25大山(三九五八)、26赤松(三九五九、三九六一)、
 27奥ノカクラ(三九六二、三九六六、三九七四)、28二反戸(三
 九六七、三九六八)、29二反田尾(三九六九、三九七一)、30茂
 右衛門川内(三九七五、三九七六)、31尾崎ノ鼻道ノ上(三九七
 七)、32尾崎ノ鼻道ノ下(三九七八)、33小崎ノ鼻(三九七九、
 三九八一)、34源次郎田(三九八〇、三九九二)、35杉原(三九
 八二)、36トヲシ(三九八三、三九八五)、37岩ヶ下(三九八六
 、三九八八)、38新貝(三九八九、三九九一)、39宝玉(三九九
 三、三九九六、三九九八、三九九九、四〇〇一、四〇〇二、四〇
 〇三、四〇〇五)、40東(三九九七、四〇〇〇、四〇〇二、四〇
 〇四、四〇〇六、四〇〇九、四〇一四、四〇七四、四〇七五、
 四〇一三、四〇二五)、41石原(四〇〇三)、42妙ト石(四〇〇
 七、四〇〇八)、43茅ノ木(四〇一二、四〇三九、四〇四二、四
 〇九七、四〇九九、四一〇三、四一〇七)、44谷(四〇一六、四
 〇一七、四〇二〇、四〇五八、四〇六〇)、45下次郎田(四〇一
 八、四〇一九)、46宮ノ下(四〇二一、四〇二三、四〇六七、四
 〇六九)、47ワサ田(四〇二四)、48宮ノ向(四〇二五、四〇二
 七)、49田ブチ(四〇四三)、50前平(四〇四四、四〇四六、四
 〇四九、四〇九一、四〇九三、四一一一、四一一三)、51平(四
 〇四七、四〇四八、四〇五〇、四〇五二、四〇五三、四〇五六、
 四〇九二、四〇九四、四〇九五)、52久保田(四〇五一)、53塩
 井「シヲ井」(四〇五四、四〇五五、四〇五七、四〇八五、四
 〇八六)、54宮ノ脇(四〇六一、四〇六五、四〇六六、四一三
 二)、55井田「イダ」(四〇六二、四〇八〇、四二〇五)、56宮
 ノ上(四〇六三、四〇七一、四〇七三、四〇七七、四〇七九、四
 〇八二、四〇八三)、57宮ノ廻り(四〇六四)、58ツフサ畑(四
 〇七六)、59イダノ上(四〇八二)、60田之上(四〇八四)、61
 ツカ畑(四〇八七、四一〇五)、62前畑(四〇八八、四一一〇、

四一三五、四一三六、四一八二、四一八四)、63前道畑(四〇八
 九)、64道端(四〇九〇)、65前(四〇九六、四一〇四、四一三
 七、四一三八、四一四〇、四一四一、四一五一、四一五四、四一
 五五、四一五七、四一五八、四一六〇、四一六一、四一六七、
 四一六九、四一八八、四二〇四)、66ダイノキ(四〇九八)、
 67前道脇(四一〇六、四一〇八)、68四辻(四一〇九、四一一
 四)、69道ノ下(四一一五、四一四七)、70前ノ久保「マエノク
 保」(四一一六、四一一八、四一九九、四二二二、四二四四、四
 一四六)、71向道端(四二二二、四二二三)、72向道ノ上(四一
 二四、四一二五)、73向田フチ(四二二六、四二二八)、74久保
 (四二二九)、75ツツミ(四二三〇)、76下山前(四二三一)、
 77ミヤノ迫(四二三三、四二三四)、78中石川ノ前(四二四二、
 四二四三)、79迫(四二四八)、80前ブチ(四二四九)、81堂ノ
 前(四二五〇)、82脇畑(四二五二、四二五三、四二七六、四二
 七七、四一九三、四一九四)、83榎園(四二五六、四二七五)、
 84山ノ中(四二六二、四二六六、四二六八)、85マエワキ(四二
 七〇)、86屋敷上「ヤシキノ上」(四二七一、四二七八、四二七
 九、四一九六、四二〇〇、四二一一、四二二七、四二一九、四
 二二二、四二二三)、87ヤシキノ脇(四二七二)、88ハカノワキ
 (四二七三)、89松園(四二七四)、90新屋敷(四一八〇、四一
 九五)、91屋敷ノ前(四一八二)、92太郎屋敷(四一八六、四一
 八七)、93桐園「切園」(四一九二、四二〇一、四二〇二)、
 94ワキ(四二〇三)、95井田ヶ迫(四二〇六、四二〇七、四二
 〇九)、96東ノ台(四二二〇)、97道ノ上(四二二二)、98出口
 (四二二四)、99上ノ山(四二二六)、100東ノ平(四二二〇)

※記載なし(三八八三)

1上ノ山(四二二四・四二五二・四二五三・四二五七)、2屋敷ノ上「ヤシキノ上」(四二二五・四二五一・四二五四・四二五八・四二六六・四二六七・四二七八・四三六二・四三六四・四三八四)、3ムネユキ(四二二六)、4岡(四二二七)、5マキノノ(四二二八)、6ヤシキノ廻リ「ヤシキノマワリ」(四二二九・四二三二)、7山ヤシキ(四二三〇)、8中石河野(四二三一・四二三三〜四二三五・四五一六・四五二二)、9塔ヤシキ(四二三六・四二三七)、10古ヤシキ(四三三八〜四三四一・四二四三)、11前「マエ」(四二四二・四二四四・四二七一・四二七二・四二七四・四三六九・四四五〇・四四五一・四四五四・四四五七・四四七〇・四四七二・四五五〇・四五五一)、12ヤシキノウラ(四二四五・四二四六)、13山キワ(四二四七・四二四八)、14ソラ(四二四九)、15ヤシキノ前(四二五〇)、16鳥越(四二五五・四二五六・四二五九・四二六一・四二八三・四二八四)、17脇「ワキ」(四二六〇・四二六二・四二六五・四二四五・四四四六)、18池ノ尻(四二六三)、19立山(四二六四・四二七九〜四二八一)、20新ヤシキ(四二六六)、21杉原(四二六九・四二七〇・四二七三)、22中(四二七五)、23東(四二七六)、24ミヤノモト「ミヤノ本」(四二七七・四五四七・四五四八)、25井田ヶ迫(四二八二)、26宮ノ口(四二八五〜四二八七・四五二五・四五二七)、27大久保(四二八八・四二九一〜四二九三)、28大村(四二八九)、29四郎二(四二九〇)、30炭床(四二九四・四二九五)、31柳原(四二九六〜四三〇〇)、32石タタミ(四三〇一・四三〇四〜四三一二)、33仙太郎(四三〇二)、34折立(四三二三・四三二四・四三二二)、35倉谷久保(四三一五・四三一六・四三九八)、36倉谷(四三一七〜四三二一・四三二五〜四三三四・四三三七・四三三三・四三三四・四三三

四八・四三五一・四三五五・四三九五〜四三九七)、37フドウ前(四三二三・四三二四)、38不動坂(四三三六・四三八七)、39井ノ尻(四三三八)、40浦「裏」(四三三九・四三四〇・四三五八)、41裏二田(四三四一・四三四二)、42浦山(四三四五・四三四七・四三四九・四三五〇・四三五二〜四三五四・四三五六・四三五七)、43山ノ中(四三四六)、44浦畑(四三五九・四三六一・四三六三・四三六五)、45墓尾(四三六〇)、46本家(四三六六)、47下(四三六七)、48西(四三六八)、49ニタ(四三七〇・四三七一・四三七四〜四三七六・四三七八〜四三八二)、50畑(四三七二・四三七三)、51道端「道ハタ」(四三七七・四五一三)、52センチノ木(四三八三)、53塔ノ下(四三八四・四三八五・四四三五〜四四三九)、54塔ノ尾(四三八六・四四二二〜四四二五)、55笠松山(四三八八・四三八九)、56シリタ(四三九〇・四三九二)、57西清(四三九二〜四三九四)、58尾久保(四四〇〇・四四〇二)、59石川野平(四四〇二〜四四〇五)、60石河野(四四〇六)、61才東(四四〇七)、62ムクロウジ(四四〇八・四五九一・四五九三・四五九七〜四六〇六・四六一二)、63小迫(四四〇九〜四四二二)、64塔ノ後(四四一三〜四四一八・四五九〇)、65二十田平(四四一九〜四四二二)、66ムナヅリ(四四二六〜四四二八・四四三〇・四四七五・四四七七〜四四八一・四四八三・四四八五・四四八九)、67ウド畑(四四二九)、68向(四四三一・四四三二・四五五五)、69田淵(四四三三・四四七三・四四七四・四四九二・四五〇六・四五〇八)、70西ヶ迫(四四三四・四四四四)、71クギハタ(四四四〇・四四四一)、72脇畑(四四四二)、73柿畑(四四四三)、74薬師(四四四七・四四四八)、75堂ノ前(四四四九・四四七一)、76前田(四四五二・四四五三・四四五五・四四五六・四四八・四四六〇・四四六三・四四六五〜四四六八)、77前堂ノ下(四四五

九)、78懸屋敷(四四六一)、79石河野前(四四六二)、80前久保(四四六九)、81塚畑(四四六四)、82平(四四七六・四五〇四・四五〇五)、83原(四四八二・四五七七・四五八〇・四五八二・四五八四)、84平内畑(四四八六・四四八八)、85屋敷端(四四九〇)、86屋敷畑(四四九二)、87屋敷田「ヤシキ田」(四四九三・四四九四・四五一〇・四五二二)、88屋シキ(四四九五・四四九六)、89出口(四四九七・四五〇三・四五三三・四五三四・四五三五・四五三六・四五四二・四五八一)、90石河野向(四五〇七)、91ドウタ(四五〇九)、92中畑(四五一四・四五二五)、93宮ノ上(四五二七・四五二九・四五二八)、94前畑(四五二八)、95宮ノワキ(四五二〇・四五二二)、96前田フチ(四五二二)、97一本木(四五二四・四五二六)、98カツラ廻(四五二九・四五三二)、99池ノ下(四五三五・四五三八・四五三九・四五四〇・四五六一・四五六五・四五七二)、100葉山(四五四一・四五四五・四五四六・四五五二・四五五三・四五五八・四五六〇・四五六二・四五六四)、101岡ノ前(四五四三・四五四四)、102ツツミ(四五五二)、103向田フチ(四五五七)、104セイバ(四五六三・四五六八・四五六九)、105菅ノ本(四五六六・四五六七)、106池ノ口(四五七〇・四六〇九)、107中ノ田(四五七一・四五七五・四五七六)、108忠田(四五七三・四五七四・四五七八・四五七九)、109下り道(四五八五・四五八七・四五八九)、110原ノ上(四五八六)、111屋敷路(四五八九)、112木若(四五九四・四五九六・四六一四)、113小治良(四六〇七・四六〇八)、114流田(四六一〇・四六一二)、115立原(四六一三・四六一五・四六一七)、116「」作り(四六一八・四六二三)

※記載なし(四三九九)

13 蕨野(四六二四・四七〇三)

①アガタ(四二四五)、②ヒガシ(四二六五)、③マエ(四二六七)、④オク(四三六七)、⑤ソラ(四二六八)、⑥ニシ(四三六八)、⑦ニシンウエ(四三六九)、⑧イケシタ(四五三九)、⑨デグチ(四四二五)、⑩イケンクチ(四五六九)

1伊田ヶ迫(四六二四・四六二五)、2屋敷廻り(四六二六)、3屋敷ノ前(四六二七・四六三八)、4ハカ畑ノ下(四六二八・四六二九)、5ワラヒノ「ワラビノ」(四六三〇・四六四一・四六四四・四六四五・四六五九・四六六二・四六六四・四六七二・四六七五)、6ハカ畑(四六三二)、7ワラビノヲ「ワラビ尾」(四六三二・四六三三・四六三四・四六三六・四六三七・四六四二)、8屋敷浦(四六三五)、9内屋敷(四六三九・四六四〇)、10井ノ久保(四六四三・四六四六・四六五〇・四六五二・四六五八・四六八四・四六八七・四六八八・四七〇三)、11堂ノ下(四六五一)、12台「ダイ」(四六六〇・四六六一・四六七三・四六七四・四六七六・四六七八・四六八〇・四六八三)、13宮跡(四六六三)、14塚畑(四六七九)、15ワラビノダイ(四六八一・四六八二)、16松ヶ鼻(四六八五・四六八六)、17フケノ口(四六八九)、18水ヶい「」(四六九〇)、19前(四六九一・四六九七)、20見徳(四六九二・四七〇〇・四七〇二)、21見徳前(四六九三・四六九八・四六九九)、22ソト(四六九四・四六九六)、23見徳ノ裏(四七〇二)

14 那留(四七〇四・四八七七)

1五十歩(四七〇四・四七一六・四八五九)、2屋根迫(四七

一七・四七二八・四七二五〜四七二七・四七三〇・四七四七）、
3カンノヲ（四七一九〜四七二四・四七三一・四七三五）、4ホ
ウタ平（四七二八・四七二九・四八四八）、5屋敷ノ上（四七三
二・四七五七・四八一五・四八四三〜四八四七）、6前（四七
三三・四七三四・四七三九・四七四〇・四七四五・四七四六・
四七四九・四七六〇・四八二八・四八二九）、7山畑（四七三
六・四七三七・四七四一〜四七四四）、8前ノ迫（四七三八・四
七五八・四七五九）、9前田（四七四九）、10屋根ノ内（四七五
〇）、11シイケン（四七五一〜四七五四）、12屋敷（四七五六・
四八一三）、13屋根ノ上（四七六一）、14寺ノ迫（四七六二）、
15ナル山「ナルヤマ」（四七六三〜四七六六・四七七三〜四七七
七・四七八一・四七七七〜四八〇一・四八三五・四八五〇）、
16石ナベ（四七六七）、17水ヶ谷（四七六八〜四七七一・四七七
八・四七八二〜四七八七）、18小峠道下（四七七九）、19ナル池
（四七八〇・四八一二）、20ヨコサコ（四七八八〜四七九〇・四
七九二・四七九五・四八〇八・四八〇九）、21柿田（四七九一・
四七九三・四八〇四）、22古ミトウ（四七九四・四七九六・四八
〇二・四八〇三・四八〇五〜四八〇七・四八二二）、23池シリ
（四八一〇・四八一四）、24カジヤシキ（四八一六・
四八一九）、25屋敷ノ下（四八一七・四八四二）、26谷川（四八
一八・四八二〇・四八二二）、27宮ノ上（四八二二）、28宮ノ跡
（四八二四）、29神田（四八二五）、30宮ノ前（四八二六）、31
四ツ町（四八二七）、32ツル（四八三〇・四八三一）、33ホリ田
（四八三二）、34屋敷ノ内（四八三三・四八三七）、35屋敷廻リ
（四八三四）、36屋敷跡（四八三六）、37屋敷ノ前（四八四〇・
四八四一）、38サキ屋敷（四八四九）、39ウラ（四八五一）、40
井田（四八五二〜四八五八）、41宮ノ本（四八六〇）、42長所
（四八六一・四八六三・四八六五・四八六六・四八六八・四八

15 長 田（四八七八〜五一一七）

六九）、43井手口（四八六二）、44ムタ（四八六四・四八七〇・
四八七二）、45新貝山（四八六七）、46松ノ木田（四八七二・
四八七三・四八七五）、47藤ノ口（四八七四）、48川渕（四八七
六）、49大内添（四八七七）

※欠番（四八三八）、記載なし（四八三九）

①ソラ（四七五三）、②ヒガシ（四八一九）、③マエ（四八四
〇）

1セイノ木（四八七八・四八七九・四八八一・四八八二）、2ヒ
エタ（四八八〇）、3中ソリ（四八八三・四八八四・四八八六・
四八九〇〜四八九五・四九〇三〜四九〇七）、4口ノ坪（四八
八五）、5長田尾（四八八七〜四八八九・四九〇九・四九一一
〜四九一三・四九一五〜四九二二）、6宮ノ前（四八九六・四
八九七）、7コモケ鼻（四八九八）、8正田（四八九九）、9
大内添（四九〇〇）、10道越（四九〇一・四九〇二・四九一四・
四九二二・四九二三）、11右門（四九〇八・四九一〇）、12堂ノ
前（四九二四〜四九二八）、13ワサダ（四九二九〜四九三一・四
九三四）、14代ノ田（四九三二・四九三三・四九三五）、15ツカ
田（四九三六・四九三七）、16ソノ田（四九三八）、17芋尾（四
九三九）、18ヤシキ畑（四九四〇）、19泉福寺（四九四一〜四九
四三）、20寺ヤシキ（四九四四）、21寺前（四九四五）、22ヤシ
キ（四九四六・四九七四・四九九〇）、23前田「マエ田」（四九
四七・四九六一〜四九六三・四九六五〜四九六八・四九九九・五
〇〇六）、24トフノモト（四九四八・四九五二）、25井ノ尻「イ

ノ尻 (四九九九・四九五〇・四九五二)、26 八郎五郎 (四九五三・四九五四)、27 八反ヶ平 (四九五五・四九五六・四九九四・四九九五) 28 前「マエ」 (四九五七・四九六四・四九九六・五〇六二)、29 ゲズノ木 (四九五八・四九五九)、30 井手口 (四九六〇)、31 下前田 (四九六九・四九七〇・五〇五五・五〇五九・五〇六一)、32 上新貝 (四九七二)、33 新貝 (四九七二・四九七三・四九七八・四九八二・四九八五・四九八九・四九九二)、34 ダイ (四九七五・四九八一・四九八六・四九八八)、35 浦山 (四九七六・四九七七・五〇三七)、36 屋敷ノ下「ヤシキノ下」 (四九七九・五〇二九・五〇四五)、37 下新貝 (四九八〇)、38 ダイ畑 (四九八七)、39 水ヶノ下 (四九九一)、40 ヤシキノ上 (四九九三・五〇三九・五〇四一・五〇四七・五〇四九・五〇五一・五〇五二)、41 前畑 (四九九七)、42 迫下 (四九九八)、43 川ブチ (五〇〇〇)、44 前道ノ下 (五〇〇一)、45 ヒサギノ本 (五〇〇二)、46 ヒトツ町 (五〇〇三)、47 神田 (五〇〇四)、48 土橋 (五〇〇五・五〇二四・五〇二五)、49 田上 (五〇〇七)、50 長ヶ所 (五〇〇八・五〇一〇・五〇一五)、51 長所ノ上 (五〇一一)、52 宮ノ迫 (五〇一二・五〇一三)、53 宮ノ脇 (五〇一四・五〇一六)、54 新貝山 (五〇一七・五〇一九・五〇八〇・五〇八三)、55 宮尻 (五〇二〇・五〇二二・五〇二三)、56 大法 (五〇二一・五〇二七・五〇三〇・五〇三六・五〇四二・五〇四四・五〇四六)、57 柳ヶ迫 (五〇二六)、58 堂ノ下 (五〇二八)、59 浦 (五〇三八・五〇七二)、60 屋敷迫 (五〇五〇・五〇六九・五〇七〇)、61 長田 (五〇五三・五〇五四・五〇五八・五〇六三・五〇六七)、62 上前田 (五〇五六)、63 カド口 (五〇五七)、64 岩ノ上 (五〇六八)、65 藤ノ口 (五〇七二・五〇七九・五〇八四・五〇八八・五〇九〇・五〇九六)、66 丸山 (五〇八九・五〇九一)、67 タヲ (五〇九二・五〇九四)、68 手打畑 (五〇九五・五

16 出河内 (五一八・五三七二)

〇九九)、69 カネツキ (五一〇七・五一〇九)、70 カイモト (五一〇・五一二一)、71 丁バ (五一二二・五一二四)、72 藤山 (五一二五・五一二六・五一二八)、73 ノ谷 (五一二七)

1 藤山 (五一一八・五三三七・五三三八)、2 ノ谷道ノ下 (五一九)、3 ノ谷 (五二二〇・五二二四)、4 力石 (五二二五・五二二八・五二三二)、5 ノゾイ (五二二九・五二三〇・五二四二)、6 カズラヶ迫 (五二三二・五二三七)、7 モモノ木 (五二三八・五二四一・五二四四)、8 畑田 (五二四三・五二四五・五二四九)、9 堀田平 (五二五〇・五二五一)、10 水渡シ (五二五二・五二五四・五二五五)、11 ヤシキノウラ (五二五三)、12 迫田平 (五二五六・五二五八)、13 迫田 (五二五七・五二五九・五二七六・五二八一)、14 丸山 (五二六〇・五二六一)、15 屋敷ノ上「ヤシキノウエ」 (五二六二・五二〇五・五二〇六・五二五六・五三二一・五三三三)、16 浦山「ウラヤマ」 (五一六三・五二五七・五二五九・五二六六)、17 上ノ平 (五一六四)、18 尾迫 (五一六五・五一七〇)、19 迫 (五一七一・五一七三・五一七八・五一八二)、20 田尾 (五一七四・五一七五)、21 新貝山 (五一七七・五一七九・五一八〇)、22 脇 (五一八三)、23 山ノ下 (五一八四・五一八五)、24 カンネラ (五一八六)、25 柿ノ田 (五一八七)、26 八郎田山 (五一八八・五一九〇・五一九一)、27 八郎田 (五一八九・五一九二・五二〇二)、28 シトキ (五二〇二)、29 柿ノ木 (五二〇三・五二〇四)、30 フケ (五二〇七・五二一〇・五二二〇・五二二一・五二三六・五三三八)、31 ヤナギノ下 (五二二一・五二二二)、32 横迫 (五二二三・五二二八)、33 道ノ下 (五二二九)、34 棚田 (五二二二)、35 トイシヶ尾 (五

二二三・五二二四)、36中ノ迫(五二二五〜五二三五・五二五三)
 37ジゾウノマエ(五二三九)、38中スカ(五二四〇・五二四二・五二四三・五三七七)、39地藏ノ松(五二四二)、40ツエサキ(五二四五)、41スキノ久保(五二四六〜五二四九)、42杉ヶ久保平(五二五〇・五二五一)、43大潰(五二五二・五二五四・五二五五・五二五八・五二六〇・五二六二・五二六四)、44フルヤシキ(五二六一・五二六三・五二六五・五二八七)、45ベツトウ迫(五二六七〜五二七八・五二八三)、46ハカノ尾(五二七九)、47ハカノ上(五二八〇)、48ハカノ尻(五二八一)、49町場「丁バ」(五二八二・五二八四)、49前「マエ」(五二八五・五三三六)、50前道ノ下(五二八六)、51前畑尻(五二八八・五二八九)、52丁場上(五二九〇)、53カネ堀(五二九二)、54丁場ワキ(五二九二)、55丁場井手口(五二九三)、56丁場サナ口(五二九四)、57道ノ下(五二九五)、58墓ノ尻道ノ上(五二九六)、59長迫(五二九七・五三〇九〜五三一七)、60前田「マエ田」(五二九八・五三三四・五三三一・五三四〇)、61向(五二九九)、62池尻(五三〇〇)、63大久保(五三〇一〜五三〇六)、64長迫ノ下(五三〇七)、65長迫ノシリ(五三〇八)、66源七屋敷(五三一八)、67長迫平(五三一九)、68出川田(五三二〇)、69早内(五三二二・五三二三)、70下ノ久保(五三二五・五三二八〜五三三〇)、71ヤシキノ下(五三二六・五三三四二)、72屋ヶ迫(五三三二)、73前ノ向(五三三三〜五三三五)、74屋敷ノ迫(五三三七・五三三九)、75上榎ノ下(五三四一)、76木ノ子「キノコ」(五三四四・五三四六・五三四七・五三四九)、77小迫(五三四五・五三五一〜五三五三)、78屋敷前(五三四八)、79ツエノ下(五三五〇)、80サガラ(五三五四・五三五九)、81山伏屋敷(五三五五〜五三五七)、82市場ヶ迫(五三六〇〜五三六二)、83池ノ谷(五三六三〜五三六六・五三

六八・五三六九)、84栗原(五三六七)、85吉原道ノ下(五三七〇)、86池ノ口(五三七二)

①マルヤマ(五二六一)、②ヤマシタ(五二八四ノ二)、③サコダ(五二二八)、④ヨコザコ(五二一九)

△吉野渡▽

1 山中(一〇八)

1 境ノ久保(一〇三)、2 木ノ子(四)、3 出川内(五・一四・一七・一九〇・二二・二四・二八)、4 前田ノ尻(六・七・一〇・一一・一六・一八・二五・二七・二九)、5 屋敷ノ向(八・九・一三・一五)、6 ヲク(一一)、7 出川内ヶ迫(一二)、8 山中(二六・五九・一一七・一四一・一四四・一五二・一六一)、9 菅番ヶ迫(三〇)、10 元屋敷(三一)、11 小池(二二・三二)、12 後ヶ迫(三二・三七)、13 吉原(三八・三九)、14 山中向平(四〇・四二・四四・四六)、15 宮ノ上(四三)、16 神田(四七)、17 上田(四八・四九・五一)、18 道ノ下(五〇・五三・五四・一〇三・一〇六・一〇七)、19 堀田(五二・一〇五)、20 中松ホリ(五五・五八)、21 焼川ノ「ヤケ川野」(六〇・六一・六八・七〇・七六・八五)、22 駄道(六二・六三・八九・九〇)、23 高畑(六四・六六・六七・六九)、24 馬ノホネ(七七・八〇)、25 茅場(八一・八四・八六・九一・一〇〇・一〇二・一〇四)、26 屋倉(八七・八八)、27 国方ノ木(九二・九四・九六・九九)、28 スゲン登(九五)、29 クヌギ山(一〇八・一一〇・一一二・一一四)、30 桶畑(一一一・一一三・一一五・一二六・一二九・一三一)、31 浦山(一二八・一三四・一三六・一三九・一四〇)、32 下ヶ迫(一三二・一三三・一三七・一三八)、33 屋根ノ元(一四二)、34 内畑(一四三・一四六・一六〇・一六五)、35 下古ヤシキ(一四五)、36 前田(一四七)、37 神田(一四八)、38 神田畑(一四九・一五〇)、39 十反(一五一・一五三・一五四・一六四)、40 浅田(一五五・一五七・一六八・一六九)、41 屋敷ノ上(一五八・一五九)、42 山ノ田(一六二・一六三)、43 古屋敷(一六四・一六七)、44 竹ヶ迫(一七〇・一七六・一七八・一

2 荒平(二〇九)

1 ホリ田(二〇九・二一〇)、2 ノボリ尾(二一一・二一四)、3 道正(二一五・二二四)、4 ラノハナ(二二五・二二八・二三〇)、5 宮ノ上(二二九・二三一・二四一・二四二・二四六・二四七・二五四・三一〇・三一六・三三二・三三三・三四〇・三四一・三四六・三四七・三五〇・三五一・三五八・三六五・三七二・三七三)、6 タン正寺(二三二)、7 大原(二三三・二三四・二三七・二三八)、8 ヒエ田(二三五・二三六・二四三・二四五)、9 荒平ノ尾(二三九・二四〇)、10 堂ノ前(二四四・二六六・二六八)、11 中ノ迫(二四八・二五二)、12 中ノ坂(二五三・二五五)、13 向山(二五六・二五八)、14 道ノ下(二五九・二六〇・二六五・二六七・二九三・三〇四・三〇五・四〇一・二二四〇)、15 前田(二六一・二六二・二七一・二七三)、16 南(二六三・二六四)、17 前堂(二六九)、18 荒平「アラハラ」(二七〇・二七七・二八一・二九五・二九七・三〇二・三〇三・三三九・三九七)、19 前(二七二)、20 前畑(二七四・二七六)、21 向平(二八二・二九二)、22 宮ノ下(二九二・三〇六・三〇七・三二〇・三二五・三二六)、23 マツヲキリ(二九四)、24 ヤシキノ上(二九八・三九三・三九四)、25 奥ノヤシキ

八〇)、45 トコロ(二七七・一八一・一八八)、46 藤山(一八九・二九〇・二〇〇)、47 美和ヶ迫(一九二)、48 大和(一九二・一九三)、49 畑ヶ迫ノシリ(一九四・一九五)、50 土畑(一九六)、51 セツヶ迫(一九七・一九九・二〇一・二〇三)、52 一坊(二〇二・二〇四・二〇五・二〇七・二〇八)

※欠番(二〇六)

3 速内(四五八〜七〇四)

畑(二九九・三〇〇)、26山ノ下(三〇一・三三〇・三三二・三三四・三三八)、27神田向(三〇八・三〇九)、28宮ノ迫(三一七・三二一)、29上ノ迫(三二四)、30宮添「ミヤソイ」(三二七・三三三・三四三・三四四・三五四・三五六)、31上ノ段(三二八)、32丸畑(三三二)、33ヤグラ(三三九・三四二)、34坂ノ下(三四五)、35坂口(三四九・三五〇)、36古道(三五二・三五三)、37ノヂガ迫「野地ヶ迫」(三五七・三七六)、38尾平地(三五九・三六二)、39坂ノ口(三六三)、40中ノキレ(三六四・三六六)、41尻平(三六七)、42百松(三六八・三七二)、43権蔵仕立(三七四・三七七)、44百松ヶ迫(三七五)、45太兵衛仕立(三七八・三八〇)、46新請(三八一・三八三・三八六・三八八・四一三)、47裏山(三八四)、48高尾(三八五・四一四・四一七・四二八・四二九・四三二・四三四・四三七・四四一・四四六・四四七・四四九・四五五)、49カンネヲ(三八七・四一〇)、50横道ノ下(三八九・三九二・三九五)、51井田(三九六)、52古屋敷(三九八)、ヤ53シキ畑(三九九・四〇〇)、54ヲヒラ「尾平」(四〇二・四〇九・四一一・四一二)、55尾平向(四一八・四二〇)、56ヒエ畑(四二二)、57尾平向畑(四二二・四二四)、58ウド(四二五・四二七・四三〇)、59カヤノキ(四三五・四三六)、60シダキバ(四四二・四四四)、61ヲノハナ(四四三・四四五)、62ウソノ石(四四八・四五〇・四五四・四五六・四五七)

1 シンミチ(四五八)、2 ヲビトリ(四五九・四六一・四六四・四六八・四六九・四七五)、3 高尾(四六〇・四七〇・四七一・四九七・五〇〇・五〇四・五〇六・五一八)、4 早内裏山(四

六五・四六七・四七七・四七九・五六九・五七〇)、5 コムウリ(四七二・四八二・四八三・四九二)、6 宮ノ下(四七三・四七四・四七六)、7 下太郎(四八〇)、8 神田向(四八一・四八六)、9 宮ノ上(四八四)、10 太郎別当(四八五・四九一・四九六)、11 トウセ平(四八七・四八八・五一〇・五一二・五一五・五一六・五一九・五二六・五二七・五三〇・五四八・五五二)、12 リンセキ(四八九)、13 下太郎田(四九〇)、14 八郎田(四九三・四九四)、15 ヒヤミス(四九五)、16 長サコ「長迫」(五〇一・五〇三・五〇五)、17 ヨコ畑(五〇七・五〇九・五一三・五一四・五一七)、18 カキノクビ(五二〇・五二二)、19 セウシ平(五二二・五二三・五三三・五三七・五三九・五四〇・五四二・五四五)、20 トヤ(五二四・五二五・五二八・五二九・五三一・五三三・五四一・五四三)、21 白岩(五三四・五三六・五三八)、22 トヤノ下(五四四・五四六)、23 長畑(五四七・五四九・五五〇・五五三)、24 カミタロウ(五五二)、25 田門(五五四)、26 マツボリ(五五五)、27 トウシノ平(五六五・五六八)、28 口ノ松堀(五七一・五七二)、29 ハヤウチ「早内」(五七三・五七七・五七八・六一〇・六一一)、30 ワサ田「早田」(五七四・五七五)、31 早田裏山(五七六)、32 「」ヤシキ(五七九・五八四)、33 ホリタ(五八五・五八七)、34 立岩(五八八・五九一・五九九・六〇〇)、35 陣屋(五九七・五九八・六〇一)、36 早内下平(六〇二・六〇六)、37 井手ノ上(六〇七)、38 早内ヶ迫(六〇八・六四〇・六五一・六五五・六六〇・六六三)、39 ウラ山(六〇九)、40 山ノ下(六一二・六一四・六一六)、41 一ツ町(六一三)、42 前田(六一七・六一九)、43 荒田(六二〇・六二五・六八七・六八九・六九六)、44 丸山(六二六・六七〇)、45 ワキ(六二七)、46 らう山(六二八)、47 キヲトシ「木落シ」(六二九・六三一)、48 登り尾(六三二)、49

4 鳥之江(七〇五〜八九五)

赤土畑(六三三)、50ナビラ(六三四〜六三六)、51土畑(六三七・六三八)、52藤山(六三九・六四一・六四二・六四四・六四五・六五三・六八二)、53道正(六四三)、54一坊(六四六〜六五〇・六六六)、55小ヂンヤ(六五二・六五四)、56ムタ(六五六〜六五九・六六四・六六五・六六七)、57堂ノ上(六六八・六六九)、58ユバノ本(六七一〜六七三・六七六)、59堂ノ前(六七四・六七五・六七七)、60クマボリ(六七八〜六八一)、61荒畑山(六八三〜六八六・六八八)、62宮ノ谷(六九七)、63山ノ神(六九八〜七〇二)、64栗ノ木田(七〇三)、65庚申ノ鼻(七〇四)

1ヨナツクリ(七〇五・七〇六)、2栗ノ木田(七〇七〜七一〇・七三五〜七四一・七九三・七九四)、3マスケ平(七一・七二二)、4宮ノ谷(七二三〜七二五・七二〇・七二一・七二六・七二七・七二九・七三一・七三二)、5大別当(七一六〜七一八・七二八)、6長場(七二二〜七二五)、7カワブチ(七三〇・八一七・八三七・八四一・八九四)、8宮山(七三四)、9岩ノ下(七四二)、10大石ノ下(七四三・七四四)、11シニタベラ(七四五)、12セウジ平(七四六・七四七・七五八・七六〇・七六三〜七六五・七六七・七六八・七六九・七七三〜七七六・七八四・七八六〜七八八・七九二)、13岩ヶハナ(七四八・七四九)、14ヤマミチ「山道」(七五〇〜七五二・七七一・七七二・七七七〜七八三・七八五)、15ヒラソウ(七五三・七五五・七五九)、16口ノ松堀リ(七五四)、17チャノキ(七五六・七五七)、18タロソラ(七六一)、19柳ヶ迫(七六二)、20ヲシト山道(七六六)、21小中尾(七六九・七七〇)、22バリソウツ(七

5 野地(八九六〜一〇六三)

八九〜七九二)、23裏山(七九五・八〇一〜八〇六)、24迫坊(七九六・七九七)、25ボンカド(七九八〜八〇〇・八三一)、26屋敷ノ上(八〇七・八〇八)、27ヤシキ(八〇九)、28トリノエ(八一〇・八一二〜八一四)、29ヤシキ畑(八一)、30前畑(八一五)、31前田「マエタ」(八一六・八一八・八一九)、32ホリ田(八二〇・八二三)、33口ノ坪(八二一・八二二・八二五)、34ソノ田(八二四・八二六・八三〇)、35神田「カンタ」(八二七〜八二九・八三四)、36羽山(八三三・八三三)、37野地畑(八三五・八三九・八四〇)、38宮ノ本(八三六)、39向山(八三八・八四四〜八五一・八五三・八五五・八五七・八五九・八六〇・八六八・八八〇)、40寺ノ下(八四二・八四三)、41ヲヒト(八五二)、42アマ堤(八五四・八五六・八五八・八六一)、43長畑(八六二)、44長畑ノ下(八六三)、45友定(八六四)、46カキノイ(八六五)、47西ヶ平(八六六・八六七・八六九〜八七五)、48尾原ノ上(八七六〜八七九・八八一・八八二・八八四〜八八七・八九一〜八九三・八九五)、49ヤネノ上(八八三)、60尾原(八八八〜八九〇)、51尾原ノ下(八九五)

※欠番(七三三)

1内畑(八九六・八九八・八九九)、2カワノクチ「川ノ口」(八九七・九〇〇・九〇二)、3市道「一道・イチミチ」(九〇二・九〇九・九四三〜九四五)、4前田(九〇三・九〇四・九〇八・九一一・九二五)、5一道理ノ下(九〇五〜九〇七)、6サキトマリ(九一〇)、7井田(九一二)、8小一郎(九二三)、9丸尾(九一四)、10トヒタロウ(九一六)、11ミソデ(九一七・

九一八)、12南(九一九)、13野地「ノヂ」(九二〇・九三六・

九四一・九四二・一〇〇四・一〇〇六・一〇一四・一〇一五・一

〇二〇・一〇二七・一〇二九)、14ゴンスケヤシキ(九二二)、

15前畑(九二二・九二三)、16マツボリ(九二四)、17屋敷畑

(九二五)、18マゴロク「孫六」(九二六・九三〇・九三三・一

〇一八)、19宮ノ下(九三一・九三二・九三四・九三五・一〇二

五)、20坂ノ本(九三七・九三八)、21トノマエ(九三九)、22

丸畑(九四〇)、23ヲノハナ(九四六・九四七・一〇〇九・一〇

一六)、24ヘキ(九四八・一〇〇八)、25ヘキ山(九四九・一〇

〇五)、26石原(九五〇・九五三・九五六・九五七)、27水ヶ谷

(九五四・九六〇・九六五・九六七・九六八・九七〇・九七四・

九七六・九八五・一〇〇〇)、28石原川南(九五五)、29ウラ田

「浦田」(九五八・九五九)、30田平(九六六)、31川向(九六

九)、32四升蒔(九七五)、33イノ頭(九八六) 34、高溝(九八

七)、35観音藪(九八八)、36大久保(九八九・九九〇)、37大

村(九九一)、38ワキ子ヶ迫(九九二)、39南ノダイ(九九七・

九九八)、40谷山(九九九・一〇二一・一〇二四)、41前(一〇

〇一・一〇〇三・一〇一九)、42アンヤシキ(一〇〇七)、43迫

畑(一〇一〇・一〇一三)、44西平(一〇一七)、45屋敷(一〇

二六)、46南「ミナミ」(一〇三〇・一〇三三・一〇三七・一

〇三八・一〇四〇・一〇五〇・一〇五二・一〇五四)、47迫山

(一〇三四・一〇三六・一〇六一・一〇六三)、48南ヶ迫(一〇

三九・一〇四九・一〇五一)、49上ノダン(一〇四一・一〇四

二二)、50裏山(一〇四四・一〇四五)、51ヒエタ(一〇四六・一

〇四七)、52南ノダイ(一〇四八)、53ダイ「代」(一〇五五・

一〇六〇)

6 吉野渡(一〇六四・一四一五)

1御袖(一〇六四)、2上ノ平(一〇六五・一〇六九・一〇七二

・一〇七四・一〇七七・一〇八二・一〇八五・一〇八八・一〇

九一・一一二〇・一一二八・一一三五)、3イダ(一〇七〇・

一〇七二)、4ムナゾリ(一〇七五・一〇七六)、5アシノ上

(一〇八三・一〇八四)、6山ノ中(一〇八六・一〇八七・一二

八三・一三〇一)、7上ノ迫(一〇九二)、8ハカノ尻(一〇

九三・一一一九)、9高山(二〇九四・二〇九五・二〇九八・

一一〇七・一一〇九・一一一一・一一二〇・一一二〇二)、10代

(二〇九六・二〇九七・二〇九九・一一〇〇)、11立平(二一

一〇九七・一一〇二・一一〇二・一一〇四・一一〇六)、

12大村(一一〇二)、13マツノ頭「松ノ頭」(一一〇三・一三六

〇)、14楠迫(一一〇八・一一二二・一一一八・一一二二)、15

ナガイワ(一一二七)、16豊瑞寺(一一三六・一一四四・一一四

五)、17寺ノ上(一一三七)、18八郎(一一三八・一一四二)、

19八郎畑(一一四二・一一四三)、20坂ノ本(一一三九・一一四

〇・一一九三・一一九五・一一二七・一一二七)、21柳ヶ本(一

一四六・一一六五・一一六七・一一六九)、22寺ノ脇(一一四

七)、23清六(一一四八・一一四九)、24吉野渡(一一五〇・一

一七五・一一七八・一一八〇・一一三三七)、26向畑(一一五一・

一一五二・一一六〇)、26向道ノ下(一一五三)、27飛太郎(一

一五四・一一五六)、28宮ノ下(一一五七・一一五八)、29大町

(一一五九)、30川久保(一一六一・一一六四)、31小久保(一

一六六)、32長ヌキ(一一七二)、33元ヤシキ(一一七三・一一

七九・一一八二)、34屋敷田畑(一一七四・一一三三・一一三

四)、35屋敷ノ下「ヤシキノ下」(一一七六・一一七七・一一

四五・一二四八)、36中(一一八二)、37屋敷畑(一一八三)、

38四ツ町(一一八四・一一八七)、39上地ノ前(一一八五・一一

八六・一一九〇・一一九二、40先ヤシキ(一一八八)、41本ヤシキ(一一八九)、42久水(一一九二・一二二八)、43アラホリ(一一九六〜二〇〇・一二〇三・一二〇四・一二〇八〜一二一五・一二二一・一二二五)、44川堀り(二〇五・二〇六)、45山クビ(二〇七・一三六九〜一三七二)、46ヒイノ迫(二一六・二二一八〜二二二〇・二二二二〜二二二四・二二二六)、47前(二二二九・二二三五・二二三六)、48ウエノダン(二二三〇)、49屋敷ノ上「ヤシキノ上」(二二三二・二二四三)、50奥ノ古屋敷(二二三二)、51ソノキド(二二四二)、52ウラ山(二二四二)、53田ノ平(二二四四・二二四六・二二四七・二二四九〜二二五五・二二六三・二二六五)、54井手ノ脇(二二五六〜二二五八・二二七五・二二七七・二二七八・二二八一・二二九三・二二九四)、55山ノ下(二二五九・二二八〇・二二八二)、56内池山(二二六〇・二二六一・二二六四・二二六九・二二七〇・二二七二〜二二七四)、57口ノ坪(二二六二)、58古池(二二六六・二二六七)、59内池(二二六八)、60ヒイノ迫浦田平(二二七二)、61ハカトラ(二二七六)、62平石(二二七九)、63古ヤシキ「古屋敷」(二二八四〜二二九二・二二九五〜二二九八・二三〇〇・二三三〇・二三三二) 64保木ノ口(二二九九・二三〇六〜二三〇八)、65地藏田(二三〇二〜二三〇五)、66カヂヤ(二三〇九・一三一一)、67カヂシロ(一三二〇・一三二二・一三二四)、68キリ堤(一三二四〜一三二七・一三三一・一三三二・一三三五〜一三三七)、69切池(一三二八〜一三三〇・一三三三・一三三三)、70八升蒔(一三三四)、71辻畑(一三三九・一三三三)、72山ノ田(一三三四〜一三三七・一三四〇〜一三四三)、73裏田平(一三三八・一三三九)、74キタ(二一一三三九・一三四〇・一三四七)、75下ワサタ(二三四四)、76ウラ田(一三四五・一三四六)、77折立(一三四八・一三六三・一三

7 楠原(二四一六〜一七四六)

七二・一三九〇・一四〇二)、78バンノキ(二三四九・一三五〇)、79浦田「ウラタ」(一三五二・一三五三・一三五五・一三五六・一三五九)・一三六一・一三六二・一三六三・一三六六・一三八九)、80悪地平(一三五二・一三五四)、81浦田上口(一三五七)、82植松(一三五八・一三六四・二一一三八二)、83浦田胴本(一三六五)、84ランボヲ(二三六七・一三七三〜一三七八・一三八〇・一三八三・一三八五)、85バンノキ(二一三六七・一三八八・一三九二〜一三九五・一三九七〜一四〇〇)、86寺山(二三六八)、87三ツ町(二三七九・一三八一・一三八二)、88景平(一三八四)、89カリ又(一三八六・一三九一・一三九六)、90野々中(一三八七)、91カン子ヲ(一四〇二〜一四一二)、92野々内(一四一三・一四一四)、93水迫(一四一五)

1堺木(一四一六)、2ラクボ(一四一七)、3池ノハタ(一四一八)、4クスノキバル「楠原」(一四一九・一五三四・一五三七・一五三八・一五四二・一五五二・一六五四〜一六五九・一六六三・一六六八・一六六九・一六七六・一六七八・一七〇八・一七二六)、5アラテ山(一四二〇)、6池ノ尾(一四二一)、7池ノ尻(一四三二・一五〇八)、8橋ノ本(一四三三・一四三四)、9柘田(一四二五〜一四二七)、10井手ノ脇(一四二八)、11大山(一四二九〜一四三六・一四三九〜一四四八・一五〇七)、12塩田(一四三七・一四三八・一四七三)、13シン田「新田」(一四四九〜一四五一・一七四一〜一七四三)、14ヒエダ(一四五二〜一四五九・一四六一・一四九八)、15ヨロイダフケ(一四六〇)、16ヒクタ(一四六二・一四六五・一四六

六・一四七二)、17フケタ(一四六三)、18フカタ「深田」(一四六四・一四六八・一六一〇)、19田ノ上(一四六七)、20下フケ(一四六九)、21城ヶハナ(一四七〇・一四九二・一四九三)、22馬場田(一四七二)、23八畝平(一四七四・一四七五・一四八七)、24焼山(一四七六・一四七八)、25山ノ中(一四七九)、26引田ノ辻(一四八〇)、27鏡田(一四八一・一四八六・一四九五・一五〇四・一五〇五)、28城ヶ尾(一四八八・一七一四・一七一五・一七一七・一七八一・一七二二・一七二五・一七二八)、29カン七田(一四八九・一四九〇)、30寺田(一四九二)、31中迫平(一四九四)、32栗ノ木(一四九六・一四九七)、33前田「マエ田」(一四九九・一五〇一・一六一三・一六一八・一六二二・一六二三・一六二四・一六二七・一六三〇・一六三四・一六三五・一六三七・一六三九・一六四一・一六四三・一六四四・一六四九・一六五三・一七二六)、34屋敷畑(一五〇二・一五四一・一六六六)、35ヘキ(一五〇三・一五二五・一五三二・一五三三・一六七〇)、36原ヤシキ(一五〇六・一五二二・一五一七)、37マイバタ(一五〇九・一五二二)、38池ノ平(一五一八・一五二四・一五四六・一五四八・一五六〇)、39内原(一五二六・一五三二)、40屋敷「ヤシキ」(一五三五・一五三九・一五四〇・一六三六・一六四五・一六四六・一六四八)、41吉十郎屋敷(一五三六)、42古屋敷(一五四三)、43前「マエ」(一五四五・一六一四・一六一五・一六一七・一七〇六・一七〇七)、44久保田(一五四九)、45前ノ原(一五五〇・一五五一)、46久保畑ノ上(一五五三・一五五五・一五五九)、47堂ノ脇(一五五四)、48大畑(一五六一・一五六五・一五六八・一五七〇・一五七四・一五七六・一五七八・一五八三・一六二五)、49ヲトロシ神(一五六二)、50堂ノ上(一五六三・一五六四)、51宮ノ前(一五六九・一六七一・一六七四)、52宮ノ上(一五七

五)、53イタケ迫(一五七九・一五八二)、54茶ノキ畑(一五八四・一五八六)、55小市郎(一五八七・一五八九・一五九〇)、56台(一五八八・一五九六・一六〇七・一六〇八)、57出口(一五九一・一五九二・一五九七・一五九九・一六〇一・一六〇五・一七三八)、58中ソノ(一五九三・一五九五)、59ホキノ上(一六〇〇)、60カキゾイ(一六〇六・一六八三)、61横道ノ下(一六〇九・一六一一・一六二二・一七四〇)、62道通り(一六一六)、63フカ田平「深田平」(一六二二・一六七七)、64長畑田(一六二六)、65寺畑ノ下(一六三二)、66寺畑(一六三二)、67助七畑(一六三三)、68坂口(一六四〇・一六四二・一六六一・一六六二・一六六五)、69ヤシキノ下(一六四七)、70寺屋敷(一六六〇)、71裏山(一六六四)、72屋敷ノ上(一六七五・一六七九)、73ウラ山(一六八〇・一六八一・一七〇〇・一七〇二・一七〇五)、74明畑(一六八三・一六八四・一六八九・一六九二)、75丸尾(一六八五・一六八七)、76迫平(一六八六)、77ラン田返シ(一六八七・一六八八)、78中ノ迫(一六九七・一六九九・一七三〇・一七三二)、79年ノ神(一七〇一)、80浦山(一七〇九)、81中道(一七一〇・一七二三)、82鏡田(一七一九)、83五十分「五十歩」(一七二〇・一七二二・一七五一・一七五七)、84五十歩道ノ下(一七二二)、85タラ畑(一七二七)、86ノラ(一七二九)、87マイラセ(一七三二)、88石ツカ(一七三三・一七三七)、89石切ヶ尾(一七三九)、90道ノ平(一七四四)、91石ナベ(一七四五・一七四七・一七五〇)、92楽庭(一七四六)



報 告 書 抄 録

ふりがな	ぶんごのくにやまがごうのちょうさ しりょうへん1							
書名	豊後国山香郷の調査 資料編1							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第14集							
編著者名	綿貫俊一・櫻井成昭・平川 毅							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2013年3月25日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
山 香 郷	大分県 杵築市山香町	44210				090401 ∫ 150331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物		特記事項		
山 香 郷	荘園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館 報告書第14集

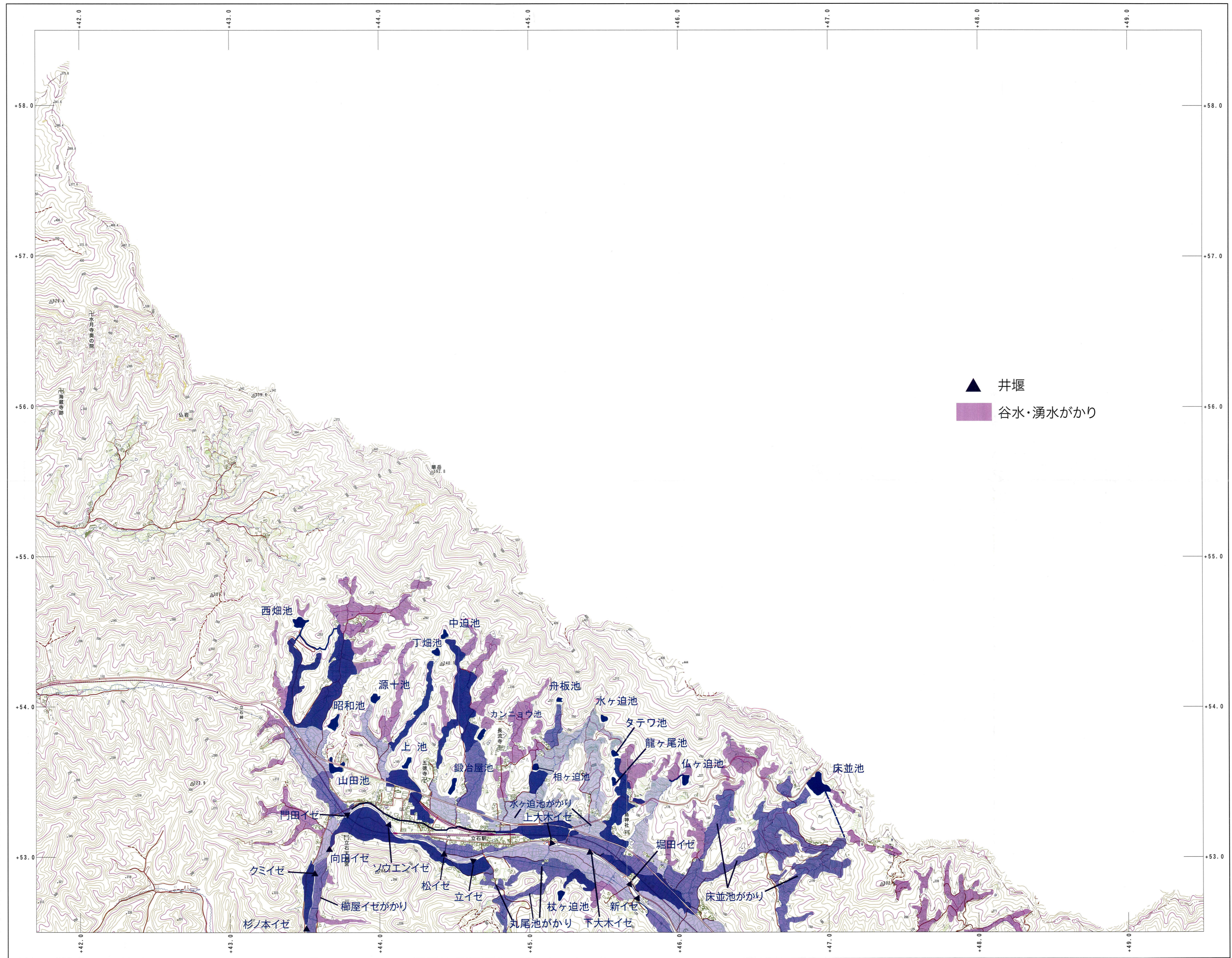
豊後國山香郷の調査 資料編1

発行日 平成25年3月25日

発行 大分県立歴史博物館
宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101
TEL 0978 (37) 2100

印刷 明治印刷株式会社
大分県宇佐市長洲607
TEL 0978 (38) 0135

付図 A-1 立石地区灌漑体系図



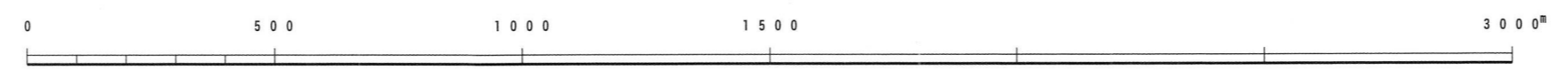
▲ 井堰
 ■ 谷水・湧水がかり

真北
 方
 北
 6° 44' 0" 14'

▲ 三角点
 ● 水準点
 ○ 多角点 (埋石)
 □ 家屋
 ○ 無堂舎
 ○ 倉庫・建物
 ■ 真鍮道路
 ■ 腐葉路
 --- 徒歩道
 --- 区画界
 --- へい
 --- かせ
 --- 門・扉門
 --- 鉄塔
 --- 石段
 --- 灯籠
 --- 墓碑
 --- 記念碑
 --- 立石・路標
 --- 踏切
 --- 橋
 --- 緑地帯
 --- 畑地
 --- 水田
 --- 農地
 --- 荒地
 --- 美観園
 --- 芝地
 --- その他の農園
 --- 広葉樹林
 --- 針葉樹林
 --- 竹林
 --- 荒地・湿地
 --- 永久橋
 --- 木橋
 --- 徒渉
 --- 水
 --- 水閣下
 --- 土堤
 --- 水門
 --- 大
 --- 小
 --- 堤
 --- 池
 --- 湖

写測エンジニアリング株式会社

大分県立歴史博物館



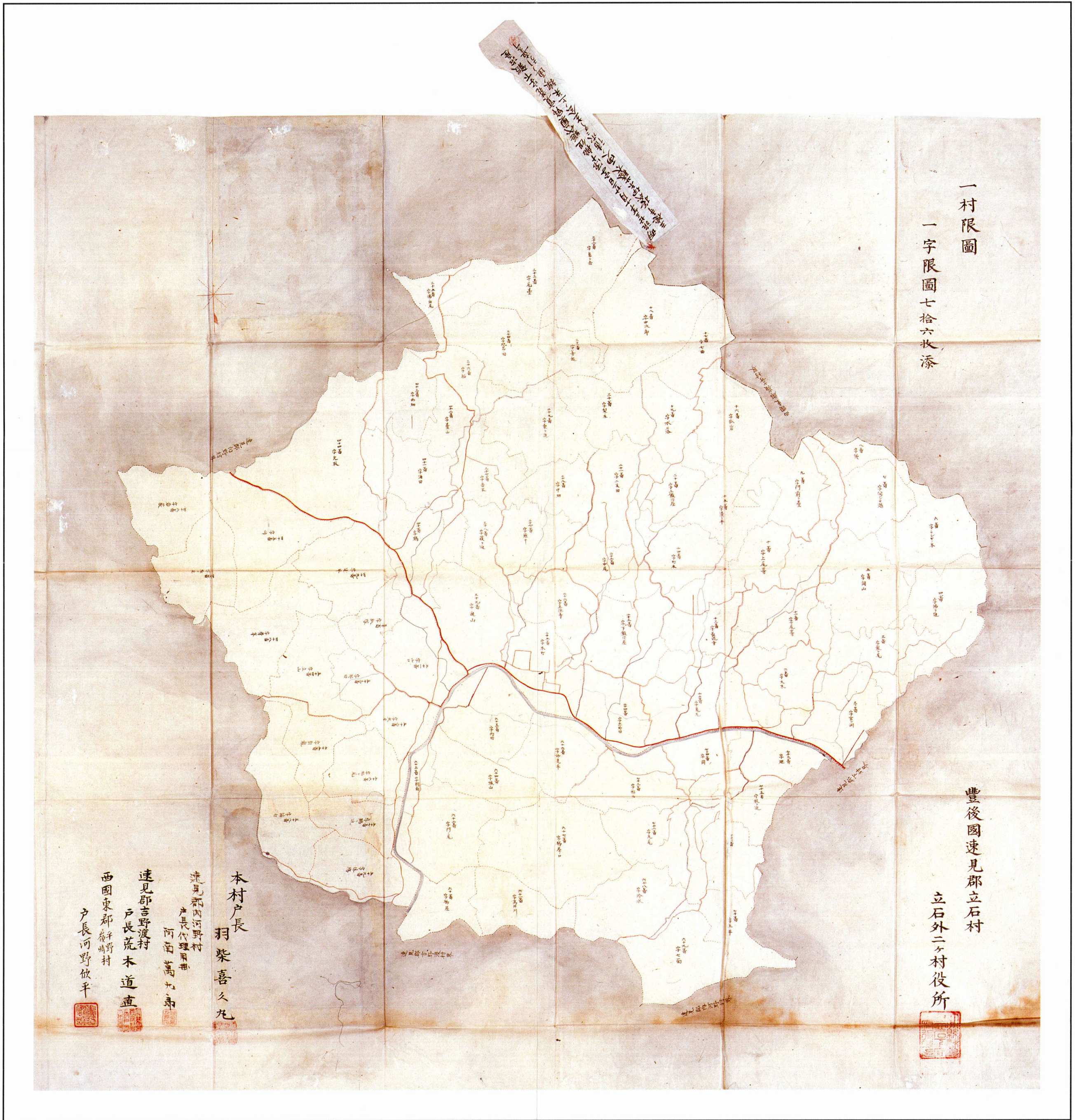
「この地図は、大分県知事の承認を得て5,000分の1森林基本図を数値化したものである。」
 新地図は国土院(昭和49年)撮影の空中写真を使用して図化を行ったものである。
 測地系は日本測地系



付図 A-3 速見郡山口村地引絵図



付図 A-4 速見郡米子瀬村地引絵図



付図 A-5 速見郡立石村全村図